

児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要  
な資質の向上を図る方策に関する調査研究  
報告書

令和2年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



# 目 次

第 I 章 調査研究の実施概要	1
1. 調査研究の背景・目的	1
(1) 児童相談所の設置目的	1
(2) 児童福祉司の位置づけ	1
(3) 児童相談所に期待される役割の変遷（2000 年以降）	1
(4) 本研究の目的	2
2. 調査研究の全体構成	3
3. 検討委員会	3
4. 成果の公表方法	4
第 II 章 児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関するアンケート調査	5
1. アンケート調査の実施概要	5
(1) 当事者調査	5
(2) 外部機関への調査	5
2. 児童福祉司及び同 S V 調査	7
(1) 回答者の属性	7
(2) 所属する自治体の状況	21
(3) 保有する資格等について	24
(4) 現在の業務内容	32
(5) 組織としての専門性	41
(6) 個人の専門性について	47
(7) O J T や研修について	60
(8) 意見交換会	76
3. 市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者への調査	81
(1) 回答者の属性	81
(2) 所属する自治体の状況	89
(3) 保有する資格等について	91
(4) 現在の業務内容	96
(5) 組織としての専門性	102
(6) 個人の専門性について	105
(7) O J T や研修について	110
(8) 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携や児童相談所の職員の専門性について	121
4. 外部機関への調査	135
(1) 回答者の属性	135
(2) 児童相談所や児童相談所の児童福祉司の専門性について	136
(3) 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性について	141
(4) 児童相談所の児童福祉司や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上の在り方等について	145

5. 自己評価と他者評価 .....	148
(1) 児童相談所や児童相談所の児童福祉司の専門性について .....	148
(2) 市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性について .....	153
第 III 章 海外事例文献調査 .....	155
1. 調査概要 .....	155
(1) 調査目的 .....	155
(2) 調査対象国 .....	155
(3) 調査方法 .....	155
(4) 調査項目 .....	155
(5) 調査結果概要 .....	155
2. アメリカ .....	162
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	162
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	164
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	164
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	165
3. カナダ (オンタリオ州) .....	168
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	168
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	169
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	169
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	170
4. カナダ (ブリティッシュコロンビア州) .....	170
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	170
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	171
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	171
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	171
5. イギリス .....	173
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	173
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	173
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	173
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	174
6. フランス .....	178
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	178
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	178
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	178
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	178
7. オランダ .....	180
(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	180
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	180
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件 .....	180
(4) 専門職の専門性向上に関する取組 .....	181

8.	ドイツ	182
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	182
(2)	児童福祉司にあたる専門職	182
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	182
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	182
9.	スウェーデン	184
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	184
(2)	児童福祉司にあたる専門職	184
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	184
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	184
10.	ノルウェー	186
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	186
(2)	児童福祉司にあたる専門職	186
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	186
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	186
11.	デンマーク	187
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	187
(2)	児童福祉司にあたる専門職	187
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	187
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	187
12.	フィンランド	189
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	189
(2)	児童福祉司にあたる専門職	189
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	189
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	189
13.	オーストラリア	191
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	191
(2)	児童福祉司にあたる専門職	191
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	191
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	193
14.	ニュージーランド	196
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	196
(2)	児童福祉司にあたる専門職	196
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	196
(4)	専門職の専門性向上に関する取組	196
15.	韓国	199
(1)	児童虐待に関わる児童福祉制度の概要	199
(2)	児童福祉司にあたる専門職	199
(3)	児童福祉司にあたる専門職として働くための要件	199
16.	シンガポール	201

(1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要 .....	201
(2) 児童福祉司にあたる専門職 .....	201
(3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件.....	201
(4) 専門職の専門性向上に関する取組.....	201
第 IV 章 他分野の専門職の養成課程 .....	204
(1) 家庭裁判所調査官（補） .....	204
(2) 医師 .....	205
第 V 章 検討委員会で出された意見等.....	207
(1) 児童福祉司・児童福祉司 S Vについて.....	207
(2) 市区町村児童相談担当者について.....	209
第 VI 章 考察、まとめ .....	210
1. 考察.....	210
2. まとめ.....	214

<資料編>

児童福祉司・児童福祉司 S V アンケート調査結果一覧  
アンケート調査票

# 第I章 調査研究の実施概要

---

## 1. 調査研究の背景・目的

### (1) 児童相談所の設置目的

児童相談所は、1947年の児童福祉法制定により各都道府県に設置<sup>※</sup>が義務付けられた行政機関であり、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的としている。

※現在は、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置。

### (2) 児童福祉司の位置づけ

児童福祉司は児童福祉法制定当時（1947年）は独立した行政機関であったが、その後1952年の児童福祉法改正で、児童相談所の所属となった。

2017年度実績<sup>1</sup> 児童福祉司 3,240人（2022年度までに5,260人を目標）

### (3) 児童相談所に期待される役割の変遷<sup>2</sup>（2000年以降）

近年、子どもの権利侵害である児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設や里親の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られ、児童相談所の役割も大きく変化してきた。

その後平成19年5月、議員立法により、子どもの安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた子どもとの面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律

---

<sup>1</sup> 資料：厚生労働省「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」

<sup>2</sup> 児童相談所運営指針（子発1025第1号 平成30年10月25日）抜粋

及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）。以下「平成19年児童福祉法改正法」という。）が成立した。

さらに平成20年には、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「平成20年児童福祉法改正法」という。）が、平成23年には、児童虐待の防止等を図り、子どもの権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の創設、法人又は複数の未成年後見人の選任の許容、親権者等のない里親等委託中又は一時保護中の子どもに係る児童相談所長の親権代行、子どもの福祉のために児童相談所長、施設長、里親等がとる監護等の措置と親権との関係の明確化などを内容とする民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が成立した。

加えて、平成28年には、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の所要の措置を盛り込んだ平成28年児童福祉法等改正法が成立した。（平成28年6月3日（公布日）、10月1日及び平成29年4月1日施行）

さらには、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずることを盛り込んだ、令和元年「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月19日成立、令和2年4月1日施行）が成立した。

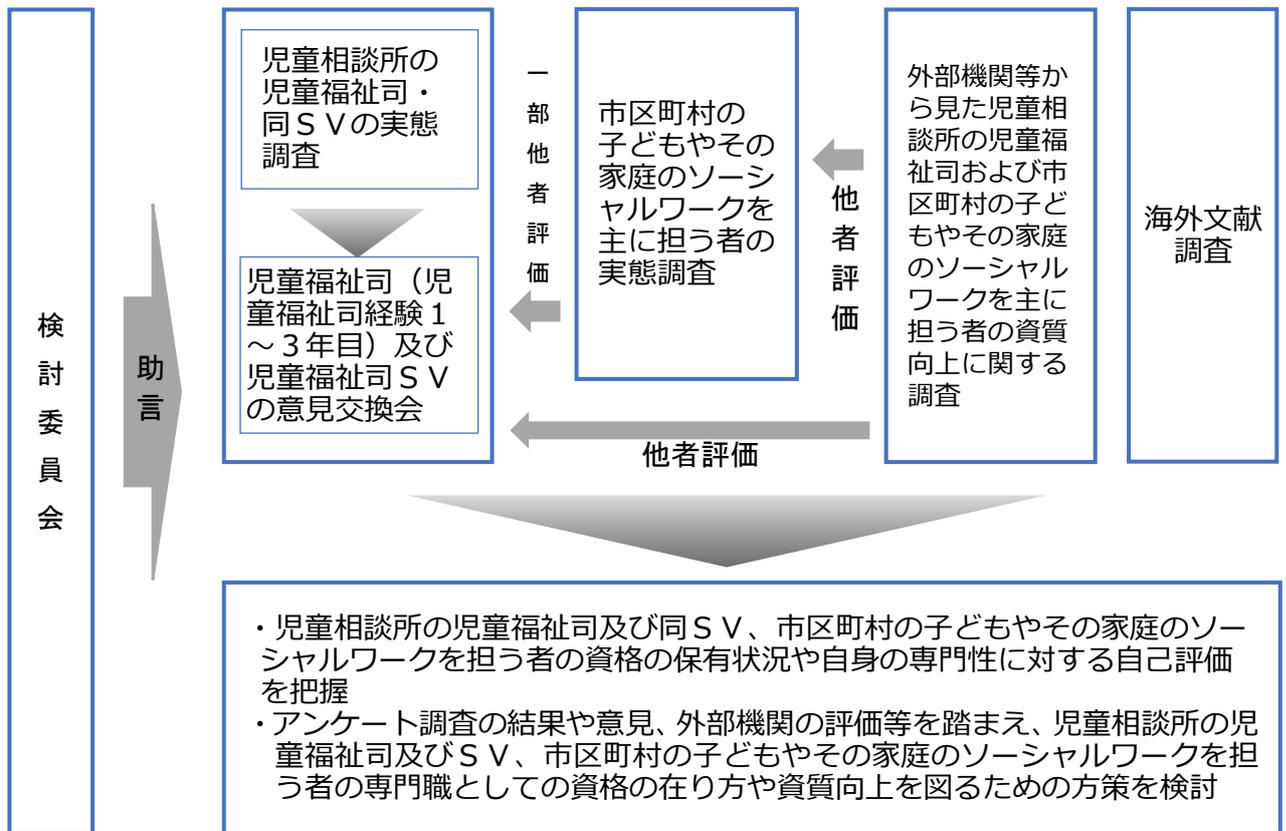
#### （4）本研究の目的

通告される虐待件数の著しい増加がある一方で、児童相談所が関わっていながら、死亡する事例が社会の注目を集める状況が続いており、児童相談所職員、特に児童福祉司の専門性の向上が急務であると考えられるようになってきた。つまり、これまでの研修による専門性の強化では不十分であることは明らかであり、外部からもその専門性が見える化されるような資格化の必要性も論じられるようになった。その結果、「新しい社会的養育ビジョン」における、職員の専門性の向上、資格化の可能性について提言、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめにおいて、児童相談所をはじめとした児童福祉にかかわる人材の専門性を向上させる必要性および具体的な方策について更なる検討が必要であるとされた。

本事業は、これらの児童相談所や児童福祉司の歴史を踏まえ、改正されている児童福祉法等の児童相談所の求められている役割や職員の専門性の向上に向け、児童相談所の専門職の資格の在り方及びその資質の向上を図るための方策を検討するための資料提示として、児童相談所職員の資格や経験等の実態を把握することを目的とする。

## 2. 調査研究の全体構成

図表 1 本調査研究の全体構成



## 3. 検討委員会

調査の進め方やアンケート調査についての助言を得るため、有識者7名からなる検討委員会を設置した。検討委員会の構成委員は、以下のとおり。

図表 2 検討委員会構成委員

お名前	ご所属等
◎相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 社会福祉実践コース 教授
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科教授
奥山 眞紀子	一般社団法人 日本子ども虐待防止学会理事長
鈴木 聡	前三重県児童相談センター所長
鈴木 浩之	立正大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研修部長
栗原 直樹	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長

※敬省略、五十音順 ◎座長

図表 3 検討委員会の開催概要

回	開催日時	主な検討内容
第1回	令和元年 8月7日(水)	(1) 事業実施概要について (2) 児童相談所及び市町村の要保護児童対策協議会調整担当課へのアンケート調査について ・児童相談所調査票の検討 ・児童相談所児童福祉司・S Vに対する調査の検討 等 (3) 海外事例調査(文献調査)について
第2回	令和元年 12月13日(金)	(1) 児童相談所及び市区町村の要保護児童対策協議会調整担当課へのアンケート調査について(中間報告) (2) 海外事例調査(文献調査)について(中間報告) (3) 外部機関等へのアンケート調査について (4) 児童福祉司・S Vの意見交換会について
第3回	令和2年 2月10日(月)	(1) 児童相談所及び市区町村の要保護児童対策協議会調整担当課へのアンケート調査、外部機関へのアンケート調査について(中間報告) (2) 児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策について(実態調査、外部機関からの評価を踏まえた検討課題) (3) 児童福祉司・S Vの意見交換会について(報告)
第4回	令和2年 3月10日(火)	(1) アンケート調査結果について (2) 意見交換会 報告 (3) 報告(案)

#### 4. 成果の公表方法

本調査研究の結果については、弊社のホームページにおいて公表した。

## 第II章 児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策 に関するアンケート調査

### 1. アンケート調査の実施概要

児童相談所の児童福祉司及び同SV、市町村のソーシャルワークを担当する者の保有する資格や経験等の実態を把握し、今後の児童相談所や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを担う者等専門職の資格の在り方及びその資質の向上を図るためアンケート調査を実施した。

また、児童福祉司や市区町村のソーシャルワークを担う者の状況を、児童相談所等に深くかかわる関係団体からの意見等を把握するためアンケート調査を実施した。

#### (1) 当事者調査

調査名	対象	発送数	回収数
児童相談所の児童福祉司・同SV調査	児童相談所の児童福祉司・同SV（児童福祉司発令されている方）全員	児童相談所 215 か所の児童福祉司に配布	2822 件
市区町村のソーシャルワークを担う者への調査	子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員、虐待対応専門員、要保護児童対策地域協議会における調整担当者	市区町村 1896 の市区町村（市は 10 票、区町村は 5 票を配布）	2340 件

- 調査実施時期 2019 年 10 月
- 調査方法 郵送でそれぞれの所属団体に送付し、所属団体を通じて配布
- 回収は所属団体を通じて回収、または web で回答  
(所属団体を通じて回収の際には個人の回答を他に見られないよう配慮)

#### (2) 外部機関への調査

調査名	対象	発送数	回収数
市区町村のソーシャルワークを担う者への調査	子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員、虐待対応専門員、要保護児童対策地域協議会における調整担当者	市区町村 1896 の市区町（市は 10 票、区町村は 5 票を配布）	2340 件
外部機関等から見た児童相談所の児童福祉司および市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上に関する調査	日本子ども虐待防止学会、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国里親会、日本ファミリーホーム協議会の役員等 ※日本子ども虐待防止学会は代議員	各団体 10 人前後	64 件

- 調査実施時期 市区町村調査は 2019 年 10 月  
外部機関調査は 2020 年 1 月～2 月
- 調査方法 市区町村調査は（1）の調査票にて回答  
外部機関調査はそれぞれの所属団体にメールで送付し、所属団体を通じて配布
- 回収 市区町村調査は（1）と同様、郵送配布、郵送回収  
外部機関調査は所属団体を通じて回収、または web で回答

## 2. 児童福祉司及び同SV調査

### (1) 回答者の属性

- ・回答者の年齢として、児童福祉司は 30 歳代の割合が最も高いものの、児童福祉司 SV や児童福祉司 SV (係長、課長等) は 40 歳代の割合が最も高い。(図表 5)
- ・児童福祉司や児童福祉司 SV は福祉職での採用が 75%前後であるのに対し、児童福祉司 SV (係長、課長等) は 50.1%にとどまる。(図表 7)
- ・自治体の職員としての採用の形態は、児童福祉司 SV (係長、課長等) は新卒の割合が 81.6%であるのに対し、児童福祉司は 65.5%にとどまり、社会人採用の割合が他に比べて高い。(図表 11)
- ・児童福祉司は、児相としては初めてであったり、ずっと異動したことがないといった人が半数を超えている。(図表 12)
- ・児童福祉司の担当ケース数は、児童福祉司は 21~40 件、41~60 件の割合が高いが、児童福祉司 SV は 0 件、1~20 件の割合が高い。(図表 14)
- ・児童福祉司 SV が現在担当する児童福祉司数は、6 人以上の割合が最も高く、平均 6.5 人となっている。(図表 15)

図表 4 回答者の勤務先の児童相談所（都道府県、政令市）

		サンプル数 (N=)	都道府県	政令市、 児相設置市	無回答	
全体		2822	76.5	23.5	0.1	
現在の職種	児童福祉司	2150	76.2	23.7	0.1	
	児童福祉司 SV	183	88.5	11.5	0.0	
	児童福祉司 SV (係長、課長等)	403	74.9	25.1	0.0	
職種× 経験年数	児童福祉司	1年未満	584	78.1	21.9	0.0
		1~3年未満	708	75.8	24.2	0.0
		3~5年未満	316	71.5	28.2	0.3
		5~10年未満	296	79.7	20.3	0.0
		10年以上	91	76.9	23.1	0.0
	SV	1年未満	156	80.8	19.2	0.0
		1~3年未満	192	75.5	24.5	0.0
		3~5年未満	105	81.9	18.1	0.0
5年以上		96	80.2	19.8	0.0	
保有資格	社会福祉士	342	72.8	27.2	0.0	
	社会福祉士+α	732	71.6	28.3	0.1	
	精神保健福祉士	65	75.4	24.6	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	72.2	27.8	0.0	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	81.7	18.3	0.0	
年代× 資格の有無	20歳代	資格あり	389	72.0	28.0	0.0
		資格なし	150	76.7	23.3	0.0
	30歳代	資格あり	551	68.6	31.4	0.0
		資格なし	249	74.7	25.3	0.0
	40歳代	資格あり	383	71.5	28.5	0.0
		資格なし	292	85.6	14.4	0.0
	50歳以上	資格あり	173	85.0	15.0	0.0
		資格なし	237	87.8	12.2	0.0

			サンプル数 (N=)	都道府県	政令市、 児相設置市	無回答
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	70.7	29.3	0.0
		資格なし	190	85.3	14.7	0.0
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	72.4	27.6	0.0
		資格なし	250	79.2	20.8	0.0
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	68.8	31.3	0.0
		資格なし	88	78.4	21.6	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	79.1	20.9	0.0
		資格なし	73	74.0	26.0	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	78.8	21.2	0.0
		資格なし	29	79.3	20.7	0.0
	児童福祉司 SV 1年未満	資格あり	66	74.2	25.8	0.0
		資格なし	52	90.4	9.6	0.0
	児童福祉司 SV 1～3年未満	資格あり	82	69.5	30.5	0.0
		資格なし	82	82.9	17.1	0.0
	児童福祉司 SV 3～5年未満	資格あり	45	77.8	22.2	0.0
		資格なし	47	91.5	8.5	0.0
	児童福祉司 SV 5年以上	資格あり	43	76.7	23.3	0.0
		資格なし	43	86.0	14.0	0.0

図表 5 回答者の年齢

		サンプル数 (N=)	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	無回答	平均 (歳)	標準偏差	
全 体		2822	21.5	31.5	28.0	17.5	1.6	39.0	10.1	
現在の職種	児童福祉司	2150	27.6	37.8	22.8	10.4	1.4	36.4	9.5	
	児童福祉司SV	183	0.0	17.5	46.4	32.8	3.3	46.2	6.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	0.0	5.7	46.7	46.4	1.2	48.7	5.6	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	38.4	31.3	19.7	8.7	1.9	34.6	9.7
		1～3年未満	708	34.9	38.0	19.6	6.6	0.8	34.5	8.7
		3～5年未満	316	19.6	45.9	24.1	9.2	1.3	37.2	8.5
		5～10年未満	296	7.1	45.3	30.1	16.6	1.0	40.8	9.0
		10年以上	91	0.0	18.7	46.2	33.0	2.2	47.4	9.0
	児童福祉司SV	1年未満	156	0.0	20.5	50.0	28.2	1.3	45.3	6.3
		1～3年未満	192	0.0	10.9	50.5	35.9	2.6	46.8	5.5
		3～5年未満	105	0.0	1.9	46.7	51.4	0.0	50.1	5.3
5年以上		96	0.0	0.0	35.4	63.5	1.0	51.5	5.1	
保有資格	社会福祉士		342	29.2	36.8	22.8	10.2	0.9	36.0	8.9
	社会福祉士+α		732	27.2	34.8	25.3	11.5	1.2	36.8	9.8
	精神保健福祉士		65	12.3	40.0	26.2	21.5	0.0	40.2	8.9
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	21.9	38.5	27.5	10.7	1.3	37.3	9.0
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	15.9	26.3	30.9	25.1	1.9	41.6	10.3
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	43.8	31.2	17.6	6.2	1.2	33.1	9.1
		資格なし	190	26.3	30.5	26.3	13.7	3.2	37.7	10.0
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	39.5	40.8	15.8	3.1	0.8	32.8	7.8
		資格なし	250	28.8	34.8	26.0	9.2	1.2	36.4	9.1
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	22.9	51.0	20.3	5.2	0.5	35.6	7.4
		資格なし	88	14.8	39.8	26.1	17.0	2.3	39.9	9.7
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	7.0	54.0	26.2	11.8	1.1	39.0	7.8
		資格なし	73	5.5	34.2	37.0	23.3	0.0	43.1	9.3
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	0.0	19.2	55.8	25.0	0.0	46.2	8.0
		資格なし	29	0.0	17.2	37.9	41.4	3.4	49.3	10.0
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	0.0	31.8	48.5	19.7	0.0	43.1	6.4
		資格なし	52	0.0	13.5	51.9	32.7	1.9	46.3	5.5
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	0.0	13.4	58.5	25.6	2.4	45.4	5.3
		資格なし	82	0.0	9.8	36.6	50.0	3.7	48.4	5.4
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	0.0	2.2	53.3	44.4	0.0	49.4	5.2
		資格なし	47	0.0	0.0	42.6	57.4	0.0	50.9	5.1
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	0.0	0.0	37.2	60.5	2.3	50.9	5.2	
	資格なし	43	0.0	0.0	32.6	67.4	0.0	52.3	5.1	

図表 6 回答者の性別

		サンプル数 (N=)	男	女	無回答	
全 体		2822	44.7	54.4	0.9	
現在の職種	児童福祉司	2150	40.7	58.5	0.7	
	児童福祉司SV	183	54.6	43.2	2.2	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	62.3	37.2	0.5	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	39.7	59.2	1.0
		1～3年未満	708	42.1	57.6	0.3
		3～5年未満	316	43.7	55.4	0.9
		5～10年未満	296	43.9	56.1	0.0
		10年以上	91	33.0	63.7	3.3
	児童福祉司SV	1年未満	156	59.6	38.5	1.9
		1～3年未満	192	62.5	36.5	1.0
		3～5年未満	105	61.9	37.1	1.0
5年以上		96	59.4	40.6	0.0	
保有資格	社会福祉士		342	47.1	52.0	0.9
	社会福祉士+α		732	36.1	63.3	0.7
	精神保健福祉士		65	38.5	61.5	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	33.4	65.8	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない		946	49.4	50.2	0.4
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	20.8	78.9	0.3
		資格なし	150	33.3	66.7	0.0
	30歳代	資格あり	551	46.6	53.2	0.2
		資格なし	249	51.0	49.0	0.0
	40歳代	資格あり	383	43.6	55.6	0.8
		資格なし	292	56.8	43.2	0.0
	50歳以上	資格あり	173	39.3	59.5	1.2
		資格なし	237	50.6	49.4	0.0
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	33.6	64.8	1.5
		資格なし	190	43.7	55.8	0.5
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	31.5	68.0	0.5
		資格なし	250	50.8	49.2	0.0
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	40.6	58.9	0.5
		資格なし	88	44.3	54.5	1.1
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	37.4	62.6	0.0
		資格なし	73	52.1	47.9	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	28.8	69.2	1.9
		資格なし	29	37.9	62.1	0.0
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	59.1	40.9	0.0
		資格なし	52	57.7	42.3	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	57.3	41.5	1.2
		資格なし	82	62.2	36.6	1.2
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	62.2	37.8	0.0
		資格なし	47	59.6	40.4	0.0
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	55.8	44.2	0.0	
	資格なし	43	60.5	39.5	0.0	

図表 7 回答者の採用区分

		サンプル数 (N=)	福祉職	福祉職以外の 専門職	一般行政職	無回答	
全 体		2822	70.0	10.0	19.2	0.8	
現在の職 種	児童福祉司	2150	74.6	9.4	15.4	0.6	
	児童福祉司SV	183	76.5	6.0	17.5	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	50.1	11.9	37.7	0.2	
職種×経 験年数	児童 福祉 司	1年未満	584	72.8	10.8	15.4	1.0
		1～3年未満	708	72.3	11.9	15.3	0.6
		3～5年未満	316	76.6	6.3	16.8	0.3
		5～10年未満	296	75.3	7.1	17.6	0.0
		10年以上	91	79.1	5.5	15.4	0.0
	児童 福祉 司 SV	1年未満	156	55.8	10.9	33.3	0.0
		1～3年未満	192	63.0	8.9	28.1	0.0
		3～5年未満	105	54.3	9.5	35.2	1.0
5年以上		96	60.4	10.4	29.2	0.0	
保有資 格	社会福祉士		342	88.6	1.8	8.8	0.9
	社会福祉士+α		732	90.7	1.5	7.1	0.7
	精神保健福祉士		65	72.3	21.5	6.2	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	92.2	2.7	4.3	0.8
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	54.0	20.9	24.3	0.7
年代×資 格の有無	20歳代	資格あり	389	96.9	1.3	0.8	1.0
		資格なし	150	71.3	16.7	12.0	0.0
	30歳代	資格あり	551	95.3	2.0	2.4	0.4
		資格なし	249	59.0	30.5	10.0	0.4
	40歳代	資格あり	383	85.1	3.7	10.4	0.8
		資格なし	292	48.3	21.2	29.8	0.7
	50歳以上	資格あり	173	68.8	6.4	24.3	0.6
		資格なし	237	46.8	12.7	39.2	1.3
職種×経 験年数×資 格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	93.8	1.5	3.4	1.2
		資格なし	190	55.3	24.7	18.9	1.1
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	94.8	1.8	3.1	0.3
		資格なし	250	51.6	27.2	20.0	1.2
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	92.7	1.6	5.7	0.0
		資格なし	88	55.7	15.9	28.4	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	87.2	4.8	8.0	0.0
		資格なし	73	57.5	12.3	30.1	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	86.5	5.8	7.7	0.0
		資格なし	29	72.4	6.9	20.7	0.0
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	83.3	1.5	15.2	0.0
		資格なし	52	46.2	21.2	32.7	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	85.4	1.2	13.4	0.0
		資格なし	82	53.7	13.4	32.9	0.0
児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	64.4	8.9	24.4	2.2	
	資格なし	47	53.2	6.4	40.4	0.0	
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	69.8	7.0	23.3	0.0	
	資格なし	43	58.1	16.3	25.6	0.0	

図表 8 回答者の現在の職種

		サンプル数 (N=)	児童福祉司	児童福祉司 SV	児童福祉司 SV (係長、 課長等)	その他	無回答	
全 体		2822	76.2	6.5	14.3	1.7	1.3	
職種× 経験年数	児童福祉司	1年未満	584	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		1～3年未満	708	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		3～5年未満	316	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		5～10年未満	296	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		10年以上	91	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	1年未満	156	0.0	41.7	58.3	0.0	0.0
		1～3年未満	192	0.0	35.9	64.1	0.0	0.0
		3～5年未満	105	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0
5年以上		96	0.0	15.6	84.4	0.0	0.0	
保有資格	社会福祉士		342	81.3	4.4	13.2	0.6	0.6
	社会福祉士+α		732	82.2	5.2	11.3	0.8	0.4
	精神保健福祉士		65	73.8	6.2	12.3	3.1	4.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	82.9	7.0	8.3	1.1	0.8
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	70.6	7.8	17.5	2.4	1.6
年代× 資格の有無	20歳代	資格あり	389	98.7	0.0	0.0	0.5	0.8
		資格なし	150	96.0	0.0	0.0	3.3	0.7
	30歳代	資格あり	551	92.9	3.6	2.4	0.5	0.5
		資格なし	249	90.0	3.6	2.4	2.8	1.2
	40歳代	資格あり	383	64.8	12.0	21.4	0.8	1.0
		資格なし	292	63.7	9.9	22.9	0.7	2.7
50歳以上	資格あり	173	47.4	8.1	40.5	3.5	0.6	
	資格なし	237	42.6	14.8	38.0	3.4	1.3	
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司	1年未満	資格あり	324	100.0	0.0	0.0	0.0
		資格なし	190	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	387	100.0	0.0	0.0	0.0
		資格なし	250	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	192	100.0	0.0	0.0	0.0
		資格なし	88	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	187	100.0	0.0	0.0	0.0
		資格なし	73	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	100.0	0.0	0.0	0.0
		資格なし	29	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	1年未満	資格あり	66	0.0	47.0	53.0	0.0
		資格なし	52	0.0	42.3	57.7	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	1～3年未満	資格あり	82	0.0	39.0	61.0	0.0
		資格なし	82	0.0	39.0	61.0	0.0	0.0
児童福祉司 SV	3～5年未満	資格あり	45	0.0	15.6	84.4	0.0	
	資格なし	47	0.0	19.1	80.9	0.0	0.0	
児童福祉司 SV	5年以上	資格あり	43	0.0	11.6	88.4	0.0	
	資格なし	43	0.0	18.6	81.4	0.0	0.0	

図表 9 児童福祉司の任用区分（児童福祉法第13条第3項）

		サンプル数 (N=)	1号 (都道府県知事指定の養成 校を卒業又は講習会課程を修 了)	2号 (大学で心理学、教育学、 社会学を専修し、指定施設で1 年以上相談援助業務に従事)	3号 (医師)	4号 (社会福祉士)	5号 (社会福祉主事として、2 年以上児童福祉事業に従事し、 指定講習会を修了)	6号 (その他)	無回答		
全体		2822	10.4	23.0	0.0	44.0	11.5	7.9	3.2		
現在の職種	児童福祉司	2150	10.8	20.7	0.0	48.0	10.1	7.2	3.1		
	児童福祉司SV	183	9.8	31.1	0.0	33.9	15.3	7.1	2.7		
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	8.7	32.3	0.0	32.8	17.4	7.9	1.0		
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	11.8	19.2	0.2	47.1	8.6	8.4	4.8	
		1～3年未満	708	11.6	19.2	0.0	46.3	11.7	8.5	2.7	
		3～5年未満	316	12.0	23.4	0.0	50.0	8.9	3.8	1.9	
		5～10年未満	296	7.4	23.3	0.0	48.6	12.5	5.7	2.4	
		10年以上	91	8.8	33.0	0.0	44.0	7.7	4.4	2.2	
	SV	1年未満	156	6.4	30.1	0.0	32.1	23.1	6.4	1.9	
		1～3年未満	192	10.9	30.2	0.0	34.9	16.1	6.3	1.6	
		3～5年未満	105	10.5	38.1	0.0	30.5	9.5	9.5	1.9	
	5年以上	96	7.3	34.4	0.0	32.3	16.7	9.4	0.0		
保有資格	社会福祉士	342	3.2	5.8	0.0	87.4	0.6	0.3	2.6		
	社会福祉士+α	732	6.3	5.9	0.0	82.7	1.8	1.4	2.0		
	精神保健福祉士	65	4.6	23.1	1.5	10.8	12.3	44.6	3.1		
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	3.2	5.1	0.0	87.2	0.8	2.4	1.3		
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	14.0	44.0	0.0	0.0	25.5	12.9	3.7		
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	7.7	3.1	0.0	85.6	0.8	1.3	1.5	
		資格なし	150	19.3	45.3	0.0	0.0	20.0	11.3	4.0	
	30歳代	資格あり	551	4.4	5.6	0.0	82.9	1.6	2.5	2.9	
		資格なし	249	14.1	49.4	0.0	0.0	22.9	9.2	4.4	
	40歳代	資格あり	383	2.9	9.4	0.3	79.1	1.8	4.7	1.8	
		資格なし	292	12.7	41.1	0.0	0.0	28.1	14.4	3.8	
	50歳以上	資格あり	173	3.5	10.4	0.0	74.0	4.0	6.9	1.2	
		資格なし	237	12.7	41.8	0.0	0.0	27.4	16.0	2.1	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	1年未満	資格あり	324	5.2	3.4	0.3	84.6	0.9	3.4	2.2
		資格なし	190	16.3	41.6	0.0	0.0	22.1	13.2	6.8	
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	387	5.4	2.8	0.0	84.8	1.6	3.1	2.3
		資格なし	250	15.2	40.8	0.0	0.0	26.8	15.2	2.0	
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	192	5.7	7.8	0.0	82.3	1.0	2.1	1.0
		資格なし	88	18.2	45.5	0.0	0.0	26.1	6.8	3.4	
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	187	5.3	9.6	0.0	76.5	3.2	3.7	1.6
		資格なし	73	12.3	43.8	0.0	0.0	31.5	8.2	4.1	
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	1.9	15.4	0.0	76.9	1.9	3.8	0.0
		資格なし	29	10.3	58.6	0.0	0.0	20.7	6.9	3.4	
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	66	4.5	9.1	0.0	75.8	6.1	3.0	1.5
		資格なし	52	5.8	48.1	0.0	0.0	34.6	9.6	1.9	
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	82	2.4	7.3	0.0	81.7	3.7	2.4	2.4
		資格なし	82	9.8	50.0	0.0	0.0	30.5	8.5	1.2	
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	45	4.4	15.6	0.0	71.1	0.0	6.7	2.2
		資格なし	47	12.8	53.2	0.0	0.0	17.0	14.9	2.1	
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	2.3	25.6	0.0	69.8	0.0	2.3	0.0	
	資格なし	43	7.0	48.8	0.0	0.0	32.6	11.6	0.0		

図表 10 現在の雇用形態

		サンプル数 (N=)	常勤	非常勤	無回答	
全体		2822	97.6	1.3	1.1	
現在の職種	児童福祉司	2150	97.6	1.4	0.9	
	児童福祉司SV	183	98.9	0.0	1.1	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	99.8	0.0	0.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	97.1	2.1	0.9
		1～3年未満	708	97.6	1.1	1.3
		3～5年未満	316	98.7	0.9	0.3
		5～10年未満	296	98.3	1.0	0.7
		10年以上	91	98.9	1.1	0.0
	児童福祉司SV	1年未満	156	99.4	0.0	0.6
		1～3年未満	192	100.0	0.0	0.0
		3～5年未満	105	99.0	0.0	1.0
5年以上		96	100.0	0.0	0.0	
保有資格	社会福祉士		342	97.7	0.6	1.8
	社会福祉士+α		732	98.5	0.8	0.7
	精神保健福祉士		65	96.9	1.5	1.5
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	98.7	0.8	0.5
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	96.6	2.0	1.4
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	99.7	0.0	0.3
		資格なし	150	99.3	0.7	0.0
	30歳代	資格あり	551	98.9	0.4	0.7
		資格なし	249	98.4	1.2	0.4
	40歳代	資格あり	383	97.4	0.8	1.8
		資格なし	292	95.9	2.1	2.1
	50歳以上	資格あり	173	95.4	3.5	1.2
		資格なし	237	94.1	3.8	2.1
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	98.5	0.9	0.6
		資格なし	190	94.7	3.7	1.6
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	98.2	1.0	0.8
		資格なし	250	96.4	1.2	2.4
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	99.0	0.5	0.5
		資格なし	88	97.7	2.3	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	98.9	0.0	1.1
		資格なし	73	98.6	1.4	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	98.1	1.9	0.0
		資格なし	29	100.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	98.5	0.0	1.5
		資格なし	52	100.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	100.0	0.0	0.0
		資格なし	82	100.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	100.0	0.0	0.0
		資格なし	47	97.9	0.0	2.1
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	100.0	0.0	0.0	
	資格なし	43	100.0	0.0	0.0	

図表 11 自治体の職員としての採用の形態

		サンプル数 (N=)	新卒採用	社会人採用 (任期付き採用除く)	任期付き 採用	無回答	
全 体		2822	68.6	24.8	4.7	1.9	
現在の職 種	児童福祉司	2150	65.5	27.2	5.5	1.8	
	児童福祉司SV	183	78.1	18.6	2.7	0.5	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	81.6	16.6	0.2	1.5	
職種×経 験年数	児童 福祉 司	1年未満	584	59.4	28.9	8.9	2.7
		1～3年未満	708	67.7	27.0	4.4	1.0
		3～5年未満	316	65.2	30.7	3.5	0.6
		5～10年未満	296	73.0	23.0	3.0	1.0
		10年以上	91	75.8	16.5	3.3	4.4
	児童 福祉 司 SV	1年未満	156	84.0	13.5	1.3	1.3
		1～3年未満	192	76.6	22.4	0.5	0.5
		3～5年未満	105	80.0	15.2	1.9	2.9
5年以上		96	82.3	17.7	0.0	0.0	
保有資 格	社会福祉士	342	69.3	27.5	2.3	0.9	
	社会福祉士+α	732	67.1	27.7	4.1	1.1	
	精神保健福祉士	65	50.8	46.2	3.1	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	53.5	40.4	4.5	1.6	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	71.9	19.0	6.4	2.6	
年代×資 格の有無	20歳代	資格あり	389	88.2	10.3	1.3	0.3
		資格なし	150	86.0	9.3	2.7	2.0
	30歳代	資格あり	551	53.2	43.6	2.0	1.3
		資格なし	249	63.5	31.7	3.6	1.2
	40歳代	資格あり	383	52.5	41.5	4.7	1.3
		資格なし	292	69.9	19.5	7.5	3.1
	50歳以上	資格あり	173	66.5	20.2	11.6	1.7
		資格なし	237	75.1	10.1	11.0	3.8
職種×経 験年数×資 格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	55.9	35.2	7.4	1.5
		資格なし	190	56.3	24.7	13.7	5.3
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	61.0	34.9	3.9	0.3
		資格なし	250	73.2	19.2	5.2	2.4
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	61.5	34.9	2.6	1.0
		資格なし	88	65.9	28.4	5.7	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	70.1	27.8	1.1	1.1
		資格なし	73	78.1	17.8	4.1	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	75.0	23.1	0.0	1.9
		資格なし	29	79.3	6.9	6.9	6.9
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	75.8	21.2	1.5	1.5
		資格なし	52	88.5	9.6	1.9	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	67.1	32.9	0.0	0.0
		資格なし	82	87.8	11.0	0.0	1.2
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	75.6	22.2	0.0	2.2
		資格なし	47	80.9	10.6	4.3	4.3
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	81.4	18.6	0.0	0.0	
	資格なし	43	79.1	20.9	0.0	0.0	

図表 12 異動歴

		サンプル数 (N=)	1か所の児相にずっといて異動したことがない	児相間のみで異動した	児相以外の福祉関連部署から初めて児相に異動してきた	児相以外の福祉関連ではない部署から初めて児相に異動してきた	福祉関連部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連部署のみの異動)	福祉関連部署や福祉関連ではない部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連以外の部署も含めた異動)	福祉関連ではない部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連以外の部署のみの異動)	その他	無回答	
全 体		2822	22.7	10.1	23.5	7.1	23.4	8.4	1.4	1.2	2.2	
現在の職種	児童福祉司	2150	28.2	11.1	26.8	7.7	16.6	4.7	1.0	1.3	2.5	
	児童福祉司SV	183	4.9	11.5	7.1	2.2	54.1	17.5	1.1	0.0	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	2.5	5.7	13.9	4.0	46.4	23.6	3.0	0.5	0.5	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	34.2	3.3	34.4	11.3	6.2	1.9	0.9	3.4	4.5
		1～3年未満	708	34.7	7.5	30.4	9.9	10.9	3.4	0.4	0.8	2.0
		3～5年未満	316	22.5	18.7	21.5	4.4	22.5	8.5	0.6	0.0	1.3
		5～10年未満	296	13.9	22.6	10.8	0.7	38.2	9.5	2.0	0.7	1.7
		10年以上	91	5.5	33.0	12.1	1.1	37.4	6.6	4.4	0.0	0.0
	児童福祉司SV	1年未満	156	3.8	7.1	16.7	3.2	43.6	23.7	0.6	0.0	1.3
		1～3年未満	192	4.2	9.9	15.6	4.2	44.8	17.7	2.6	0.5	0.5
		3～5年未満	105	2.9	3.8	8.6	3.8	48.6	26.7	4.8	0.0	1.0
5年以上		96	2.1	8.3	3.1	0.0	65.6	18.8	1.0	1.0	0.0	
保有資格	社会福祉士	342	29.5	13.5	25.4	1.5	19.6	7.0	0.3	0.9	2.3	
	社会福祉士+α	732	29.6	11.3	27.0	0.8	23.1	4.6	0.4	1.0	2.0	
	精神保健福祉士	65	20.0	7.7	36.9	7.7	16.9	4.6	3.1	0.0	3.1	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	35.8	9.4	27.0	0.0	22.7	1.9	0.0	0.5	2.7	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	14.5	9.6	21.4	10.7	26.7	11.2	1.4	2.0	2.5	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	58.1	8.0	27.5	0.5	2.8	0.0	0.3	0.3	2.6
		資格なし	150	44.0	14.0	29.3	7.3	1.3	0.7	0.0	0.7	2.7
	30歳代	資格あり	551	25.6	15.8	33.9	1.1	18.5	1.3	0.2	0.9	2.7
		資格なし	249	17.3	17.3	27.3	7.6	22.9	2.8	0.0	1.2	3.6
	40歳代	資格あり	383	18.3	11.2	22.5	0.8	36.8	6.8	0.8	1.0	1.8
		資格なし	292	7.2	7.2	18.5	16.4	32.5	12.0	2.1	2.1	2.1
	50歳以上	資格あり	173	13.9	3.5	15.6	2.3	42.2	19.7	0.6	1.2	1.2
		資格なし	237	2.1	2.1	13.9	8.4	39.7	25.7	3.0	3.4	1.7

		サンプル数 (N=)	1か所の児相にずっといて異動したことがない	児相間のみで異動した	児相以外の福祉関連部署から初めて児相に異動してきた	児相以外の福祉関連ではない部署から初めて児相に異動してきた	福祉関連部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連部署のみの異動)	福祉関連部署や福祉関連ではない部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連以外の部署も含めた異動)	福祉関連ではない部署を経て児相に異動(複数回)してきた(福祉関連以外の部署のみの異動)	その他	無回答	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	44.1	2.8	39.2	1.2	4.9	0.6	0.3	2.2	4.6
	1年未満	資格なし	190	22.6	4.2	30.5	17.9	7.9	3.7	0.5	6.8	5.8
	児童福祉司	資格あり	387	46.5	5.4	35.4	0.8	8.0	1.3	0.0	0.8	1.8
	1～3年未満	資格なし	250	21.6	11.2	26.8	15.6	15.6	6.0	0.0	0.8	2.4
	児童福祉司	資格あり	192	28.1	19.3	25.0	0.0	21.9	4.2	0.0	0.0	1.6
	3～5年未満	資格なし	88	15.9	17.0	18.2	9.1	25.0	11.4	2.3	0.0	1.1
	児童福祉司	資格あり	187	15.5	27.3	9.6	0.5	38.5	5.3	1.1	0.5	1.6
	5～10年未満	資格なし	73	11.0	16.4	16.4	0.0	38.4	12.3	1.4	1.4	2.7
	児童福祉司	資格あり	52	7.7	34.6	11.5	0.0	38.5	5.8	1.9	0.0	0.0
	10年以上	資格なし	29	0.0	37.9	13.8	0.0	37.9	10.3	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	66	6.1	7.6	19.7	0.0	50.0	15.2	0.0	0.0	1.5
	1年未満	資格なし	52	3.8	5.8	13.5	1.9	44.2	26.9	1.9	0.0	1.9
	児童福祉司 SV	資格あり	82	4.9	11.0	20.7	1.2	48.8	11.0	1.2	0.0	1.2
	1～3年未満	資格なし	82	3.7	7.3	14.6	4.9	46.3	20.7	2.4	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	45	6.7	4.4	11.1	2.2	53.3	22.2	0.0	0.0	0.0
	3～5年未満	資格なし	47	0.0	4.3	6.4	4.3	44.7	29.8	8.5	0.0	2.1
	児童福祉司 SV	資格あり	43	4.7	11.6	2.3	0.0	60.5	16.3	2.3	2.3	0.0
	5年以上	資格なし	43	0.0	4.7	2.3	0.0	74.4	18.6	0.0	0.0	0.0

図表 13 児童相談所で経験したことのある業務（複数回答）

		サンプル数 (N=)	総務部門	相談・指導部門	判定・指導部門	措置部門	一時保護部門	里親支援部門	市町村支援部門	その他	無回答	
全体		2822	3.6	87.7	12.9	36.3	22.5	17.6	13.1	2.1	3.8	
現在の職種	児童福祉司	2150	2.8	87.0	11.5	33.6	23.1	14.9	11.2	2.0	4.2	
	児童福祉司SV	183	2.7	91.8	10.9	45.9	24.0	25.1	22.4	3.8	1.1	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	6.9	90.8	21.8	46.2	19.6	28.5	19.4	1.7	2.0	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	1.5	82.5	12.3	25.0	23.6	9.2	8.2	2.2	6.3
		1～3年未満	708	2.5	87.0	12.3	30.5	24.6	12.1	10.2	1.7	3.5
		3～5年未満	316	5.1	92.4	12.3	41.1	23.1	16.5	12.7	1.6	2.2
		5～10年未満	296	3.7	91.6	11.1	46.6	23.0	25.0	17.2	1.7	2.0
		10年以上	91	7.7	89.0	6.6	57.1	20.9	30.8	14.3	3.3	3.3
	児童福祉司SV	1年未満	156	4.5	89.1	21.2	39.1	19.2	23.1	20.5	1.9	1.9
		1～3年未満	192	4.2	90.6	18.2	44.8	23.4	25.5	21.4	2.1	1.6
		3～5年未満	105	5.7	92.4	14.3	44.8	17.1	25.7	21.0	3.8	1.9
	5年以上	96	8.3	92.7	17.7	61.5	25.0	39.6	19.8	2.1	2.1	
保有資格	社会福祉士	342	4.1	88.3	7.3	34.2	19.9	13.5	7.9	0.9	4.1	
	社会福祉士+α	732	2.7	89.2	7.8	35.4	20.4	17.9	11.7	2.3	4.6	
	精神保健福祉士	65	0.0	93.8	12.3	27.7	18.5	13.8	12.3	3.1	1.5	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	1.1	89.6	6.4	32.1	23.8	17.4	13.4	1.3	4.5	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	4.8	85.3	18.9	37.8	25.5	18.7	15.3	3.0	2.5	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	0.5	87.9	5.7	31.6	22.1	10.5	7.5	0.3	6.9
		資格なし	150	0.7	86.0	14.0	34.7	32.0	9.3	14.7	0.7	4.0
	30歳代	資格あり	551	1.8	90.7	8.3	35.8	23.4	15.8	11.6	1.3	3.6
		資格なし	249	3.6	87.6	22.9	39.0	28.1	17.7	14.5	0.8	2.8
	40歳代	資格あり	383	3.4	89.6	7.6	32.1	18.0	18.8	12.8	2.6	3.4
		資格なし	292	6.2	87.3	18.2	38.0	25.0	16.1	14.7	4.1	2.4
	50歳以上	資格あり	173	6.9	88.4	8.1	38.7	18.5	27.7	14.5	5.2	2.3
		資格なし	237	7.2	80.2	19.4	38.0	19.4	30.0	18.1	5.5	1.7
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	0.0	83.6	8.0	24.7	22.8	8.3	8.6	0.9	7.4
		1年未満	190	3.2	81.1	17.9	22.6	25.8	11.6	8.4	4.2	3.7
	児童福祉司	1～3年未満	387	1.3	88.6	6.2	27.6	23.3	12.7	8.5	1.8	4.7
		資格なし	250	3.6	84.8	17.6	34.0	28.0	11.6	12.4	2.0	2.0
	児童福祉司	3～5年未満	192	5.2	93.2	8.3	37.5	20.8	14.6	11.5	1.6	3.6
		資格なし	88	1.1	88.6	17.0	39.8	26.1	15.9	9.1	2.3	0.0
	児童福祉司	5～10年未満	187	3.2	92.5	8.0	43.3	21.4	21.9	12.8	2.1	2.1
		資格なし	73	6.8	89.0	13.7	52.1	24.7	27.4	26.0	1.4	1.4
	児童福祉司	10年以上	52	3.8	88.5	3.8	57.7	19.2	26.9	9.6	1.9	1.9
		資格なし	29	13.8	89.7	13.8	48.3	27.6	41.4	24.1	6.9	3.4
	児童福祉司SV	1年未満	66	4.5	93.9	4.5	37.9	18.2	19.7	18.2	4.5	0.0
		資格なし	52	5.8	80.8	36.5	36.5	23.1	26.9	23.1	0.0	1.9
	児童福祉司SV	1～3年未満	82	7.3	92.7	15.9	42.7	22.0	29.3	22.0	1.2	1.2
		資格なし	82	2.4	86.6	20.7	45.1	26.8	23.2	22.0	3.7	2.4
	児童福祉司SV	3～5年未満	45	2.2	97.8	6.7	42.2	20.0	24.4	20.0	2.2	0.0
		資格なし	47	8.5	87.2	19.1	53.2	14.9	27.7	23.4	6.4	4.3
児童福祉司SV	5年以上	43	9.3	95.3	9.3	69.8	18.6	48.8	18.6	0.0	2.3	
	資格なし	43	4.7	93.0	30.2	58.1	30.2	30.2	20.9	4.7	0.0	

図表 14 現在の担当ケース数

		サンプル数 (N=)	0件	1~20件	21~40件	41~60件	61件以上	無回答	平均 (件)	標準偏差	
全 体		2822	9.1	13.5	21.2	19.5	17.3	19.4	45.5	44.6	
現在の職種	児童福祉司	2150	3.3	11.5	25.8	24.1	21.6	13.6	50.4	37.0	
	児童福祉司SV	183	26.8	25.1	7.7	7.1	3.3	30.1	30.6	84.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	31.5	19.1	4.5	2.2	2.2	40.4	18.8	55.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	2.9	15.2	31.5	22.1	15.9	12.3	43.5	28.5
		1~3年未満	708	1.4	9.3	26.1	25.8	24.3	13.0	54.5	41.0
		3~5年未満	316	3.2	8.9	22.8	25.9	26.6	12.7	53.9	35.0
		5~10年未満	296	5.4	11.1	20.3	24.3	23.6	15.2	53.3	43.8
		10年以上	91	9.9	16.5	18.7	26.4	14.3	14.3	39.6	29.1
	児童福祉司SV	1年未満	156	25.6	19.9	6.4	7.1	4.5	36.5	29.3	66.1
		1~3年未満	192	25.5	27.1	4.7	3.6	2.6	36.5	26.6	84.9
		3~5年未満	105	28.6	17.1	7.6	1.9	1.9	42.9	24.5	62.3
5年以上	96	45.8	17.7	3.1	2.1	1.0	30.2	6.4	14.4		
保有資格	社会福祉士		342	9.6	10.8	21.3	18.7	17.8	21.6	43.6	33.6
	社会福祉士+α		732	8.1	13.8	23.0	20.4	17.2	17.6	46.7	50.4
	精神保健福祉士		65	9.2	10.8	20.0	21.5	20.0	18.5	47.6	36.1
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	5.3	12.0	24.3	23.8	20.1	14.4	48.3	35.9
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない		946	10.1	15.5	19.5	16.9	16.8	21.1	42.4	37.5
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	1.0	13.6	29.6	23.7	17.0	15.2	47.7	34.2
		資格なし	150	0.7	21.3	26.7	23.3	18.7	9.3	44.2	29.0
	30歳代	資格あり	551	3.4	9.4	23.8	26.1	22.1	15.1	53.6	48.7
		資格なし	249	4.0	13.7	25.7	21.7	21.7	13.3	47.2	31.4
	40歳代	資格あり	383	14.1	15.1	19.6	15.7	15.4	20.1	37.9	35.9
		資格なし	292	12.0	15.4	17.8	15.8	19.9	19.2	45.1	43.5
	50歳以上	資格あり	173	22.5	15.0	11.0	9.2	15.0	27.2	38.8	53.8
		資格なし	237	20.3	13.5	10.1	9.7	6.8	39.7	29.9	40.4
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	3.1	14.5	29.6	25.3	14.8	12.7	42.5	26.0
		資格なし	190	2.6	17.9	32.6	18.4	17.4	11.1	43.2	28.9
	児童福祉司 1~3年未満	資格あり	387	1.8	8.3	26.9	25.1	25.1	12.9	54.4	35.6
		資格なし	250	0.8	11.2	25.2	25.2	24.4	13.2	52.6	33.7
	児童福祉司 3~5年未満	資格あり	192	2.6	5.7	25.5	29.2	27.1	9.9	53.4	30.2
		資格なし	88	3.4	14.8	18.2	15.9	29.5	18.2	55.9	41.3
	児童福祉司 5~10年未満	資格あり	187	5.3	12.3	21.4	20.9	24.1	16.0	52.6	39.4
		資格なし	73	5.5	11.0	16.4	31.5	21.9	13.7	53.1	42.6
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	9.6	11.5	23.1	19.2	19.2	17.3	42.8	31.8
		資格なし	29	3.4	24.1	13.8	37.9	6.9	13.8	37.3	24.3
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	21.2	21.2	6.1	10.6	1.5	39.4	23.4	46.5
		資格なし	52	34.6	17.3	9.6	3.8	5.8	28.8	21.8	44.0
	児童福祉司SV 1~3年未満	資格あり	82	26.8	26.8	7.3	2.4	0.0	36.6	36.4	119.6
		資格なし	82	19.5	29.3	3.7	4.9	2.4	40.2	14.0	26.8
	児童福祉司SV 3~5年未満	資格あり	45	24.4	20.0	13.3	2.2	2.2	37.8	22.8	52.5
		資格なし	47	29.8	14.9	4.3	2.1	2.1	46.8	13.0	38.7
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	46.5	18.6	4.7	4.7	0.0	25.6	7.3	13.2	
	資格なし	43	48.8	14.0	2.3	0.0	2.3	32.6	5.8	16.9	

図表 15 児童福祉司SVの担当する児童福祉司数

		サンプル数 (N=)	0人	1～4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)	標準偏差	
全体		586	1.4	35.5	15.2	41.6	6.3	6.5	5.2	
現在の職種	児童福祉司SV	183	1.6	44.8	15.8	30.6	7.1	5.2	3.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	1.2	31.3	14.9	46.7	6.0	7.1	5.8	
職種×経験年数	児童福祉司SV	1年未満	156	1.9	46.2	16.0	32.7	3.2	5.1	3.1
		1～3年未満	192	0.5	34.9	15.6	42.7	6.3	6.0	3.7
		3～5年未満	105	1.9	32.4	15.2	45.7	4.8	7.2	6.1
		5年以上	96	1.0	20.8	13.5	55.2	9.4	9.0	7.4
保有資格	社会福祉士	60	0.0	35.0	20.0	41.7	3.3	6.9	5.2	
	社会福祉士+α	121	0.8	36.4	15.7	41.3	5.8	6.7	5.5	
	精神保健福祉士	12	0.0	50.0	41.7	8.3	0.0	3.9	1.6	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	57	3.5	38.6	21.1	29.8	7.0	5.3	3.4	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	240	0.8	35.0	10.4	46.3	7.5	7.0	6.0	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	-	-	-	-	-	-	-	
		資格なし	-	-	-	-	-	-	-	
	30歳代	資格あり	33	3.0	36.4	21.2	36.4	3.0	5.3	2.4
		資格なし	15	0.0	46.7	0.0	53.3	0.0	6.1	3.6
	40歳代	資格あり	128	0.0	42.2	18.8	35.2	3.9	6.1	4.6
		資格なし	96	2.1	39.6	11.5	37.5	9.4	6.0	5.3
	50歳以上	資格あり	84	2.4	32.1	20.2	40.5	4.8	7.0	6.0
		資格なし	125	0.0	29.6	11.2	52.0	7.2	7.9	6.6
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	3.0	51.5	16.7	24.2	4.5	4.7	2.8
		資格なし	52	1.9	42.3	11.5	42.3	1.9	5.7	3.9
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	0.0	31.7	23.2	40.2	4.9	6.3	4.0
		資格なし	82	0.0	37.8	11.0	45.1	6.1	5.8	3.7
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	2.2	31.1	22.2	42.2	2.2	6.8	5.7
		資格なし	47	2.1	36.2	6.4	46.8	8.5	7.8	7.0
	児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	0.0	30.2	16.3	48.8	4.7	7.8	6.5
		資格なし	43	0.0	16.3	9.3	62.8	11.6	10.6	8.5

(2) 所属する自治体の状況

- ・自身が所属する自治体の児童福祉司や児童福祉司 S V の採用に対する印象として、「福祉職として採用されている人が多い」の割合が最も高い。(図表 16)
- ・自身が所属する自治体の児童福祉司や児童福祉司 S V のローテーションに対する印象として、「福祉系の職場を中心にローテーションを組まれることが多い」の割合が最も高い。(図表 17)

図表 16 児童福祉司や同 S V の採用について

		サンプル数 (N=)	い さ れ て い る 人 が 多 い	福 祉 職 と し て 採 用 さ れ て い る 人 が 多 い	一 般 の 行 政 職 ( 事 務 職 と し て 採 用 さ れ て い る 人 が 多 い	い ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
全 体		2822	66.7	14.0	10.9	5.4	1.8	1.2	
現 在 の 職 種	児童福祉司	2150	65.7	13.7	11.0	6.7	1.7	1.3	
	児童福祉司 S V	183	78.1	10.9	9.3	0.5	0.5	0.5	
	児童福祉司 S V (係長、課長等)	403	68.2	15.9	11.4	1.0	2.7	0.7	
職 種 × 経 験 年 数	児 童 福 祉 司	1年未満	584	62.2	13.2	10.3	11.5	1.5	1.4
		1～3年未満	708	62.3	14.7	12.7	6.5	2.3	1.6
		3～5年未満	316	69.6	15.2	11.1	2.8	0.6	0.6
		5～10年未満	296	72.0	13.2	8.8	3.0	1.7	1.4
		10年以上	91	70.3	13.2	11.0	1.1	3.3	1.1
	児 童 福 祉 司 S V	1年未満	156	66.0	19.2	10.9	0.6	1.9	1.3
		1～3年未満	192	71.9	12.5	12.0	1.6	1.0	1.0
		3～5年未満	105	74.3	15.2	7.6	0.0	2.9	0.0
5年以上		96	78.1	10.4	8.3	0.0	3.1	0.0	
保 有 資 格	社会福祉士	342	73.7	9.4	10.5	4.7	0.6	1.2	
	社会福祉士 + α	732	80.5	7.1	7.7	2.9	0.8	1.1	
	精神保健福祉士	65	73.8	9.2	6.2	6.2	4.6	0.0	
	社会福祉士 + 精神保健福祉士	374	75.7	8.0	7.0	5.9	1.9	1.6	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	58.2	18.0	13.6	7.2	1.9	1.1	
年 代 × 資 格 の 有 無	20 歳代	資格あり	389	75.8	7.2	8.2	5.7	1.3	1.8
		資格なし	150	64.7	12.0	12.7	8.7	1.3	0.7
	30 歳代	資格あり	551	79.9	7.1	7.4	3.4	1.5	0.7
		資格なし	249	65.9	14.9	10.8	4.8	2.0	1.6
	40 歳代	資格あり	383	80.2	7.3	8.4	2.6	0.8	0.8
		資格なし	292	54.5	19.5	15.8	8.2	1.4	0.7
	50 歳以上	資格あり	173	69.4	13.3	9.2	5.8	1.2	1.2
		資格なし	237	52.3	21.1	14.8	7.6	3.0	1.3

		サンプル数 (N=)	い さ れ て い る 人 が 多 い	福 祉 職 と し て 採 用 さ れ て い る 人 が 多 い	一 般 の 行 政 職 ( 事 務 職 ) と し て 採 用 さ れ て い る 人 が 多 い	い ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
職 種 × 経 験 年 数 × 資 格 の 有 無	児童福祉司	資格あり	324	74.7	6.2	8.6	7.7	1.5	1.2
	1年未満	資格なし	190	48.4	17.9	12.1	18.4	1.1	2.1
	児童福祉司	資格あり	387	73.9	8.0	8.8	5.7	1.3	2.3
	1～3年未満	資格なし	250	52.8	18.0	17.2	8.0	3.6	0.4
	児童福祉司	資格あり	192	79.2	7.3	9.4	2.1	1.0	1.0
	3～5年未満	資格なし	88	58.0	25.0	12.5	4.5	0.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	187	80.7	9.1	5.9	2.1	1.6	0.5
	5～10年未満	資格なし	73	64.4	17.8	11.0	4.1	1.4	1.4
	児童福祉司	資格あり	52	69.2	17.3	11.5	1.9	0.0	0.0
	10年以上	資格なし	29	69.0	10.3	10.3	0.0	6.9	3.4
	児童福祉司 SV	資格あり	66	81.8	7.6	9.1	1.5	0.0	0.0
	1年未満	資格なし	52	65.4	21.2	9.6	0.0	0.0	3.8
	児童福祉司 SV	資格あり	82	84.1	8.5	4.9	0.0	0.0	2.4
	1～3年未満	資格なし	82	63.4	18.3	14.6	3.7	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	45	77.8	13.3	4.4	0.0	4.4	0.0
	3～5年未満	資格なし	47	70.2	17.0	12.8	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	43	88.4	7.0	4.7	0.0	0.0	0.0
	5年以上	資格なし	43	74.4	11.6	7.0	0.0	7.0	0.0

図表 17 児童福祉司や同SVのローテーションについて

		サンプル数 (N=)	福祉系の職場を中心に ローテーションを 組まれることが多い	福祉系の職場に限ら ずローテーションを 組まれることが多い	どちらともいえない	わからない	その他	無回答	
全体		2822	70.0	6.9	7.7	12.0	0.5	2.9	
現在の職種	児童福祉司	2150	68.6	6.7	7.1	14.2	0.4	3.0	
	児童福祉司SV	183	84.7	8.2	2.2	3.3	0.0	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	73.2	6.9	13.2	3.2	1.7	1.7	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	60.6	7.0	5.8	22.6	0.3	3.6
		1～3年未満	708	68.5	6.9	7.6	13.4	0.4	3.1
		3～5年未満	316	75.6	6.0	6.6	9.5	0.3	1.9
		5～10年未満	296	77.4	8.4	6.1	5.7	0.0	2.4
		10年以上	91	80.2	3.3	12.1	3.3	1.1	0.0
	SV	1年未満	156	73.7	8.3	12.2	3.8	0.0	1.9
		1～3年未満	192	79.2	8.3	5.7	2.6	1.6	2.6
		3～5年未満	105	81.0	3.8	8.6	3.8	1.9	1.0
	5年以上	96	77.1	6.3	10.4	3.1	2.1	1.0	
保有資格	社会福祉士	342	78.1	2.6	5.8	9.1	0.6	3.8	
	社会福祉士+α	732	79.4	3.4	5.1	9.0	0.4	2.7	
	精神保健福祉士	65	70.8	9.2	9.2	9.2	1.5	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	75.1	4.5	4.5	11.2	0.0	4.5	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	65.5	8.2	8.6	14.6	0.6	2.4	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	76.9	2.1	4.4	12.9	0.3	3.6
		資格なし	150	67.3	4.0	4.7	21.3	0.7	2.0
	30歳代	資格あり	551	79.7	4.2	4.7	7.8	0.2	3.4
		資格なし	249	69.5	8.8	4.0	13.7	0.4	3.6
	40歳代	資格あり	383	82.0	4.2	4.4	7.3	0.0	2.1
		資格なし	292	63.7	8.6	10.6	14.4	0.3	2.4
	50歳以上	資格あり	173	65.9	5.8	9.8	12.7	2.3	3.5
		資格なし	237	63.3	9.7	13.1	11.0	1.3	1.7
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	70.7	2.8	4.6	17.9	0.3	3.7
	1年未満	資格なし	190	47.4	6.8	7.4	33.7	0.5	4.2
	児童福祉司	資格あり	387	76.5	3.6	4.7	10.9	0.0	4.4
	1～3年未満	資格なし	250	65.6	9.2	8.0	14.0	1.2	2.0
	児童福祉司	資格あり	192	84.4	2.6	3.6	7.3	0.5	1.6
	3～5年未満	資格なし	88	64.8	10.2	11.4	10.2	0.0	3.4
	児童福祉司	資格あり	187	84.5	4.8	5.3	3.2	0.0	2.1
	5～10年未満	資格なし	73	71.2	11.0	6.8	9.6	0.0	1.4
	児童福祉司	資格あり	52	80.8	5.8	11.5	1.9	0.0	0.0
	10年以上	資格なし	29	86.2	0.0	6.9	3.4	3.4	0.0
	児童福祉司SV	資格あり	66	86.4	1.5	6.1	4.5	0.0	1.5
	1年未満	資格なし	52	73.1	9.6	11.5	1.9	0.0	3.8
	児童福祉司SV	資格あり	82	85.4	7.3	2.4	0.0	1.2	3.7
	1～3年未満	資格なし	82	78.0	12.2	3.7	4.9	0.0	1.2
	児童福祉司SV	資格あり	45	82.2	2.2	8.9	2.2	2.2	2.2
	3～5年未満	資格なし	47	80.9	2.1	10.6	4.3	2.1	0.0
児童福祉司SV	資格あり	43	81.4	2.3	9.3	0.0	4.7	2.3	
5年以上	資格なし	43	79.1	4.7	9.3	7.0	0.0	0.0	

(3) 保有する資格等について

- ・現在保有している資格は、児童福祉司は「社会福祉士」の割合が最も高く、55.3%であるのに対し、児童福祉司SVや児童福祉司SV（係長、課長等）は「社会福祉主事」の割合が最も高く、それぞれ47.0%、45.7%となっている。（図表18）
- ・社会福祉士の受験資格取得ルートについては、児童福祉司や児童福祉司SVは「（法第7条第1号）福祉系大学等4年（指定科目履修）」がそれぞれ72.1%、63.3%であるのに対し、児童福祉司SV（係長、課長等）は35.2%にとどまり、「（法第7条第3号）一般大学等4年＋一般養成施設等（1年以上）」や「（法第7条第12号）児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事 実務4年＋短期養成施設等（6ヶ月以上）」の割合が他に比べて高い。（図表19）
- ・社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先は、「児童の関係機関」の割合が最も高い。（図表20）

図表 18 保有している資格

		サンプル数 (N⇒)	社会福祉士	社会福祉主事	保健師	看護師	保育士	教員	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	介護福祉士	その他	無回答	
全体		2822	51.3	43.7	1.8	2.1	13.4	15.9	15.5	5.2	5.8	5.0	5.7	12.9	
現在の職種	児童福祉司	2150	55.3	43.7	1.7	2.0	14.1	15.3	16.6	4.7	5.3	5.4	5.6	11.3	
	児童福祉司SV	183	43.2	47.0	0.5	0.5	15.8	17.5	16.4	4.9	5.5	5.5	5.5	14.2	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	39.5	45.7	0.7	1.2	8.9	17.9	9.4	7.9	8.9	3.5	6.0	17.4	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	52.1	43.0	2.4	2.7	13.5	15.6	18.3	5.5	5.3	6.2	6.2	12.0
		1～3年未満	708	52.8	42.5	2.0	2.3	14.3	17.5	16.5	5.5	5.8	5.4	5.2	10.0
		3～5年未満	316	59.2	46.5	0.9	1.3	15.8	14.6	15.8	4.1	4.1	5.1	4.7	11.4
		5～10年未満	296	60.5	47.3	1.4	1.7	15.9	10.1	16.2	3.0	6.4	4.1	7.1	12.2
		10年以上	91	57.1	42.9	0.0	1.1	12.1	22.0	9.9	4.4	4.4	3.3	5.5	11.0
	児童福祉司SV	1年未満	156	39.1	38.5	1.3	1.3	9.0	12.8	17.3	9.0	9.0	6.4	3.8	24.4
		1～3年未満	192	40.6	53.1	1.0	1.6	9.4	14.6	10.4	6.3	6.8	3.6	6.8	14.6
		3～5年未満	105	40.0	44.8	0.0	1.0	15.2	23.8	10.5	4.8	6.7	1.9	3.8	12.4
		5年以上	96	44.8	49.0	0.0	0.0	15.6	28.1	7.3	8.3	7.3	5.2	6.3	10.4
保有資格	社会福祉士		342	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	社会福祉士＋α		732	100.0	72.3	0.4	0.8	22.5	15.0	0.0	1.4	1.6	10.7	8.7	0.0
	精神保健福祉士		65	0.0	24.6	12.3	13.8	9.2	10.8	100.0	3.1	7.7	4.6	9.2	0.0
	社会福祉士＋精神保健福祉士		374	100.0	46.8	0.8	1.3	13.4	9.9	99.5	1.1	4.5	11.5	7.0	0.0
	社会福祉、精神保健福祉をもたない		946	0.0	54.1	3.8	4.0	16.6	31.2	0.0	13.8	13.7	1.9	6.8	0.0
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	97.9	53.0	0.3	0.0	12.3	4.4	23.1	0.0	0.3	4.6	3.9	0.0
		資格なし	150	0.0	60.0	4.7	4.7	18.7	31.3	0.0	10.7	9.3	0.0	6.0	0.0
	30歳代	資格あり	551	95.3	46.5	0.0	0.2	14.7	8.9	30.7	1.3	2.0	8.3	4.9	0.0
		資格なし	249	0.0	46.2	4.8	5.2	14.9	29.7	0.0	22.9	23.7	2.0	5.6	0.0
	40歳代	資格あり	383	95.6	45.2	1.0	1.8	15.4	13.8	31.1	1.8	4.4	12.0	7.8	0.0
		資格なし	292	0.0	51.0	2.4	2.1	15.4	35.3	0.0	13.0	11.3	3.1	7.5	0.0
	50歳以上	資格あり	173	91.9	45.7	5.2	6.4	19.1	18.5	31.2	1.2	2.9	6.4	13.3	0.0
		資格なし	237	0.0	62.4	3.0	3.4	19.8	27.4	0.0	8.0	9.7	1.7	6.8	0.0

		サンプル数 (N⇒)	社会福祉士	社会福祉主事	保健師	看護師	保育士	教員	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	介護福祉士	その他	無回答	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	93.8	49.4	0.6	0.6	13.0	7.7	33.0	0.0	0.9	10.2	7.7	0.0
	1年未満	資格なし	190	0.0	47.9	6.3	7.4	19.5	34.7	0.0	16.8	14.7	1.6	5.8	0.0
	児童福祉司	資格あり	387	96.6	47.0	0.8	1.3	16.0	10.3	30.2	0.5	1.3	8.5	4.7	0.0
	1～3年未満	資格なし	250	0.0	47.6	4.4	4.4	15.6	33.6	0.0	14.8	14.4	2.0	7.6	0.0
	児童福祉司	資格あり	192	97.4	49.0	0.0	0.0	17.7	8.9	26.0	1.6	2.6	7.8	4.2	0.0
	3～5年未満	資格なし	88	0.0	60.2	3.4	4.5	18.2	33.0	0.0	11.4	9.1	1.1	8.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	187	95.7	50.3	1.1	1.6	18.2	7.0	25.7	2.1	4.8	5.9	9.1	0.0
	5～10年未満	資格なし	73	0.0	63.0	2.7	2.7	17.8	23.3	0.0	6.8	13.7	1.4	5.5	0.0
	児童福祉司	資格あり	52	100.0	40.4	0.0	1.9	11.5	21.2	17.3	1.9	5.8	5.8	1.9	0.0
	10年以上	資格なし	29	0.0	62.1	0.0	0.0	17.2	31.0	0.0	10.3	3.4	0.0	13.8	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	66	92.4	50.0	1.5	3.0	13.6	6.1	40.9	3.0	3.0	12.1	4.5	0.0
	1年未満	資格なし	52	0.0	51.9	1.9	0.0	9.6	30.8	0.0	23.1	23.1	3.8	5.8	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	82	95.1	51.2	2.4	2.4	8.5	17.1	24.4	1.2	0.0	7.3	9.8	0.0
	1～3年未満	資格なし	82	0.0	73.2	0.0	1.2	13.4	17.1	0.0	13.4	15.9	1.2	6.1	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	45	93.3	35.6	0.0	2.2	15.6	22.2	24.4	2.2	4.4	4.4	6.7	0.0
	3～5年未満	資格なし	47	0.0	66.0	0.0	0.0	19.1	31.9	0.0	8.5	10.6	0.0	2.1	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	43	100.0	48.8	0.0	0.0	16.3	23.3	16.3	2.3	2.3	7.0	4.7	0.0
	5年以上	資格なし	43	0.0	60.5	0.0	0.0	18.6	39.5	0.0	16.3	14.0	4.7	9.3	0.0

図表 19 社会福祉士の受験資格取得ルート

		サンプル数 (N=)	(法第7条第1号) 福祉系大学等4年(指定科目履修)	(法第7条第2号) 福祉系大学等4年(基礎科目履修)+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第3号) 一般大学等4年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第4号) 福祉系短大等3年(指定科目履修)+相談援助実務1年	(法第7条第5号) 福祉系短大等3年(基礎科目履修)+相談援助実務1年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第6号) 一般短大等3年+相談援助実務1年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第7号) 福祉系短大等2年(指定科目履修)+相談援助実務2年	(法第7条第8号) 福祉系短大等2年(基礎科目履修)+相談援助実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第9号) 社会福祉主事養成機関+相談援助実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第10号) 一般短大等2年+相談援助実務2年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第11号) 相談援助実務4年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第12号) 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事 実務4年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	無回答	
全体		1448	67.3	2.6	18.8	0.3	0.0	0.2	0.8	0.5	1.3	0.4	2.9	3.2	1.7	
現在の職種	児童福祉司	1190	72.1	2.1	17.8	0.2	0.0	0.3	0.9	0.3	1.3	0.5	2.0	1.7	0.9	
	児童福祉司SV	79	63.3	2.5	17.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	6.3	3.8	3.8	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	159	35.2	5.0	25.2	1.9	0.0	0.0	0.6	1.9	1.9	0.0	8.2	14.5	5.7	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	304	73.4	2.3	15.8	0.7	0.0	0.7	2.3	0.3	1.6	1.0	1.0	0.3	0.7
		1～3年未満	374	74.1	1.9	18.4	0.0	0.0	0.3	0.8	0.3	1.6	0.0	1.9	0.5	0.3
		3～5年未満	187	68.4	1.6	23.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.1	0.0	2.1	1.6	1.1
		5～10年未満	179	72.6	2.2	16.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	2.2	2.8	1.7
		10年以上	52	53.8	3.8	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	13.5	3.8
	児童福祉司SV	1年未満	61	55.7	1.6	21.3	1.6	0.0	0.0	1.6	1.6	1.6	0.0	1.6	4.9	8.2
		1～3年未満	78	51.3	2.6	23.1	1.3	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	0.0	7.7	5.1	3.8
		3～5年未満	42	26.2	4.8	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	14.3	21.4	2.4
5年以上		43	30.2	11.6	20.9	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	7.0	18.6	7.0	
保有資格	社会福祉士	342	62.0	2.6	26.9	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.6	0.0	3.2	3.2	0.9	
	社会福祉士+α	732	70.1	1.0	15.7	0.3	0.0	0.3	1.0	0.7	2.2	0.7	2.6	3.6	2.0	
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	66.8	5.6	17.4	0.5	0.0	0.3	1.1	0.5	0.3	0.3	3.2	2.4	1.6	
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	381	91.3	0.5	6.3	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.8
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	525	76.2	1.1	16.0	0.2	0.0	0.4	1.1	0.0	1.3	0.0	1.7	0.6	1.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	40歳代	資格あり	366	48.6	3.0	30.9	0.8	0.0	0.0	1.1	1.4	1.9	0.3	4.4	5.5	2.2
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50歳以上	資格あり	159	25.2	11.3	28.9	0.0	0.0	0.6	0.6	1.3	2.5	2.5	10.1	13.8	3.1
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

		サンプル数 (N=)	(法第7条第1号) 福祉系大学等4年(指定科目履修)	(法第7条第2号) 福祉系大学等4年(基礎科目履修) + 短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第3号) 一般大学等4年 + 一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第4号) 福祉系短大等3年(指定科目履修) + 相談援助実務1年	(法第7条第5号) 福祉系短大等3年(基礎科目履修) + 相談援助実務1年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第6号) 一般短大等3年 + 相談援助実務1年 + 一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第7号) 福祉系短大等2年(指定科目履修) + 相談援助実務2年	(法第7条第8号) 福祉系短大等2年(基礎科目履修) + 相談援助実務2年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第9号) 社会福祉主事養成機関 + 相談援助実務2年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第10号) 一般短大等2年 + 相談援助実務2年 + 一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第11号) 相談援助実務4年 + 一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第12号) 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事 実務4年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)	無回答	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	304	73.4	2.3	15.8	0.7	0.0	0.7	2.3	0.3	1.6	1.0	1.0	0.3	0.7
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	374	74.1	1.9	18.4	0.0	0.0	0.3	0.8	0.3	1.6	0.0	1.9	0.5	0.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	187	68.4	1.6	23.5	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.1	0.0	2.1	1.6	1.1
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	179	72.6	2.2	16.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.7	2.2	2.8	1.7
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	53.8	3.8	17.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	13.5	3.8
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 SV 1年未満	資格あり	61	55.7	1.6	21.3	1.6	0.0	0.0	1.6	1.6	1.6	0.0	1.6	4.9	8.2
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 SV 1～3年未満	資格あり	78	51.3	2.6	23.1	1.3	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	0.0	7.7	5.1	3.8
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 SV 3～5年未満	資格あり	42	26.2	4.8	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	14.3	21.4	2.4
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 SV 5年以上	資格あり	43	30.2	11.6	20.9	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	7.0	18.6	7.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 20 社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先（複数回答）

		サンプル数 (N=)	福祉事務所	社会福祉協議会	児童相談所	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	福祉型障害児入所施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	児童家庭支援センター	指定発達支援医療機関		
全体		1448	14.3	11.4	16.4	0.4	3.9	16.6	2.9	1.4	3.2	0.4	0.2		
現在の職種	児童福祉司	1190	13.7	13.0	16.1	0.5	4.0	17.6	2.5	1.3	3.3	0.5	0.2		
	児童福祉司SV	79	16.5	5.1	17.7	0.0	3.8	12.7	10.1	3.8	2.5	0.0	0.0		
	児童福祉司SV (係長、課長等)	159	18.9	3.1	18.9	0.0	1.9	10.7	2.5	1.3	3.1	0.0	0.0		
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	304	13.2	11.5	10.2	1.0	4.6	14.8	3.3	1.0	1.6	0.3	0.0	
		1～3年未満	374	11.8	15.0	14.2	0.5	2.9	19.3	1.6	1.1	1.9	0.5	0.3	
		3～5年未満	187	16.6	9.6	20.3	0.0	3.2	17.1	2.7	2.1	1.6	0.0	0.0	
		5～10年未満	179	15.1	14.5	25.7	0.6	5.6	19.0	2.2	1.1	8.4	1.1	0.6	
		10年以上	52	19.2	9.6	23.1	0.0	3.8	17.3	7.7	3.8	7.7	1.9	0.0	
	児童福祉司SV	1年未満	61	18.0	4.9	23.0	0.0	0.0	18.0	6.6	0.0	4.9	0.0	0.0	
		1～3年未満	78	19.2	6.4	16.7	0.0	3.8	7.7	5.1	3.8	3.8	0.0	0.0	
		3～5年未満	42	11.9	2.4	11.9	0.0	4.8	9.5	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	
		5年以上	43	18.6	0.0	20.9	0.0	2.3	14.0	2.3	2.3	2.3	0.0	0.0	
保有資格	社会福祉士	342	12.3	11.1	17.0	0.0	3.2	13.5	2.6	1.8	4.4	0.3	0.3		
	社会福祉士+α	732	14.9	10.7	18.3	0.5	4.5	20.6	3.4	1.1	3.3	0.5	0.1		
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	15.0	13.1	12.3	0.5	3.2	11.8	2.1	1.6	1.9	0.3	0.3		
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	381	12.6	18.4	15.5	1.0	5.8	21.8	1.8	1.3	1.8	0.3	0.0	
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	30歳代	資格あり	525	12.6	13.1	16.8	0.0	3.8	17.9	2.3	0.8	4.0	0.8	0.4	
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	40歳代	資格あり	366	19.4	5.7	15.8	0.5	2.7	13.1	4.4	2.7	3.6	0.3	0.3	
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
50歳以上	資格あり	159	11.9	2.5	17.0	0.0	2.5	8.2	4.4	0.6	1.9	0.0	0.0		
	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	304	13.2	11.5	10.2	1.0	4.6	14.8	3.3	1.0	1.6	0.3	0.0	
		1年未満	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	374	11.8	15.0	14.2	0.5	2.9	19.3	1.6	1.1	1.9	0.5	0.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	187	16.6	9.6	20.3	0.0	3.2	17.1	2.7	2.1	1.6	0.0	0.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	179	15.1	14.5	25.7	0.6	5.6	19.0	2.2	1.1	8.4	1.1	0.6
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	19.2	9.6	23.1	0.0	3.8	17.3	7.7	3.8	7.7	1.9	0.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	61	18.0	4.9	23.0	0.0	0.0	18.0	6.6	0.0	4.9	0.0	0.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	78	19.2	6.4	16.7	0.0	3.8	7.7	5.1	3.8	3.8	0.0	0.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	42	11.9	2.4	11.9	0.0	4.8	9.5	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0
資格なし		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	18.6	0.0	20.9	0.0	2.3	14.0	2.3	2.3	0.0	0.0		
	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

図表 21 社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先（続き）（複数回答）

		サンプル数 (N⇒)	障害児通所支援事業	障害児相談支援事業	病院・診療所	障害者施設等 (相談支援、通所、入所等)	高齢者、介護保険関連施設 (相談支援、通所、入所等)	売春防止法に規定する 施設	生活保護法に規定する 施設	母子・父子福祉センター	更生保護施設	その他	無回答	
全体		1448	3.3	0.9	4.8	20.0	20.7	0.4	2.1	0.0	0.5	11.0	3.7	
現在の職種	児童福祉司	1190	3.8	1.1	5.0	20.9	22.0	0.4	2.0	0.0	0.5	9.1	2.3	
	児童福祉司SV	79	1.3	0.0	1.3	17.7	13.9	0.0	1.3	0.0	1.3	11.4	11.4	
	児童福祉司SV (係長・課長等)	159	1.3	0.0	3.8	15.1	15.7	0.6	3.1	0.0	0.0	22.6	10.1	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	304	3.3	1.0	4.9	21.4	20.4	0.3	3.3	0.0	0.7	7.9	3.3
		1～3年未満	374	4.3	1.3	7.0	22.2	24.6	0.3	2.9	0.0	0.8	8.0	1.9
		3～5年未満	187	4.8	1.1	2.1	21.4	20.9	0.0	0.0	0.0	0.0	10.2	0.5
		5～10年未満	179	1.7	1.1	2.8	18.4	18.4	0.0	0.6	0.0	0.0	11.2	2.2
		10年以上	52	1.9	0.0	0.0	15.4	21.2	3.8	1.9	0.0	0.0	7.7	7.7
	児童福祉司SV	1年未満	61	0.0	0.0	1.6	26.2	16.4	0.0	4.9	0.0	0.0	13.1	3.3
		1～3年未満	78	2.6	0.0	3.8	17.9	16.7	0.0	2.6	0.0	1.3	12.8	9.0
		3～5年未満	42	2.4	0.0	4.8	7.1	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	26.2	16.7
		5年以上	43	0.0	0.0	2.3	9.3	11.6	2.3	2.3	0.0	0.0	32.6	11.6
保有資格	社会福祉士	342	2.3	0.3	4.4	20.2	24.0	0.3	2.0	0.0	0.6	9.4	3.8	
	社会福祉士+α	732	4.0	1.2	2.3	18.2	19.3	0.4	1.8	0.0	0.3	10.8	3.0	
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	2.9	0.8	9.9	23.3	20.6	0.5	2.7	0.0	0.8	12.8	4.8	
	社会福祉士、精神保健福祉士を もたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	381	5.0	1.8	8.4	20.2	22.3	0.3	2.4	0.0	0.5	4.2	0.5
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	525	3.6	0.8	4.0	22.1	22.7	0.4	2.7	0.0	0.8	8.2	1.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	40歳代	資格あり	366	2.2	0.3	3.0	19.1	21.9	0.5	1.6	0.0	0.3	13.7	6.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50歳以上	資格あり	159	0.6	0.0	3.1	15.7	8.8	0.6	0.6	0.0	0.0	30.8	11.9
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	304	3.3	1.0	4.9	21.4	20.4	0.3	3.3	0.0	0.7	7.9	3.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	374	4.3	1.3	7.0	22.2	24.6	0.3	2.9	0.0	0.8	8.0	1.9
		資格なし	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	187	4.8	1.1	2.1	21.4	20.9	0.0	0.0	0.0	0.0	10.2	0.5
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	179	1.7	1.1	2.8	18.4	18.4	0.0	0.6	0.0	0.0	11.2	2.2
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	1.9	0.0	0.0	15.4	21.2	3.8	1.9	0.0	0.0	7.7	7.7
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	61	0.0	0.0	1.6	26.2	16.4	0.0	4.9	0.0	0.0	13.1	3.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	78	2.6	0.0	3.8	17.9	16.7	0.0	2.6	0.0	1.3	12.8	9.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	42	2.4	0.0	4.8	7.1	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	26.2	16.7	
	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	0.0	0.0	2.3	9.3	11.6	2.3	2.3	0.0	0.0	32.6	11.6	
	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

図表 22 社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先【7区分】（複数回答）

		サンプル数 (N=)	福祉事務所	社会福祉協議会	児童の関係機関*1	障害の関係機関*2	病院・診療所	高齢者、介護保険 関連施設	その他	無回答	
全体		1448	14.3	11.4	36.3	23.3	4.8	20.7	13.9	3.7	
現在の職種	児童福祉司	1190	13.7	13.0	36.5	24.7	5.0	22.0	12.0	2.3	
	児童福祉司SV	79	16.5	5.1	43.0	19.0	1.3	13.9	13.9	11.4	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	159	18.9	3.1	31.4	16.4	3.8	15.7	25.8	10.1	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	304	13.2	11.5	30.6	24.7	4.9	20.4	12.2	3.3
		1～3年未満	374	11.8	15.0	32.4	25.9	7.0	24.6	12.0	1.9
		3～5年未満	187	16.6	9.6	39.0	25.7	2.1	20.9	10.2	0.5
		5～10年未満	179	15.1	14.5	50.3	21.2	2.8	18.4	11.7	2.2
		10年以上	52	19.2	9.6	44.2	17.3	0.0	21.2	13.5	7.7
	SV 児童福祉司	1年未満	61	18.0	4.9	42.6	26.2	1.6	16.4	16.4	3.3
		1～3年未満	78	19.2	6.4	34.6	20.5	3.8	16.7	16.7	9.0
		3～5年未満	42	11.9	2.4	28.6	9.5	4.8	11.9	26.2	16.7
	5年以上	43	18.6	0.0	32.6	9.3	2.3	11.6	37.2	11.6	
保有資格	社会福祉士	342	12.3	11.1	33.3	22.5	4.4	24.0	12.3	3.8	
	社会福祉士+α	732	14.9	10.7	42.3	22.1	2.3	19.3	13.1	3.0	
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	15.0	13.1	27.0	26.5	9.9	20.6	16.8	4.8	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	381	12.6	18.4	37.8	24.1	8.4	22.3	7.3	0.5
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	525	12.6	13.1	38.3	26.1	4.0	22.7	12.0	1.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	40歳代	資格あり	366	19.4	5.7	34.4	21.9	3.0	21.9	15.8	6.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50歳以上	資格あり	159	11.9	2.5	29.6	16.4	3.1	8.8	32.1	11.9
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	304	13.2	11.5	30.6	24.7	4.9	20.4	12.2	3.3
		1年未満	資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	374	11.8	15.0	32.4	25.9	7.0	24.6	1.9
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	187	16.6	9.6	39.0	25.7	2.1	20.9	0.5
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	179	15.1	14.5	50.3	21.2	2.8	18.4	2.2
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	19.2	9.6	44.2	17.3	0.0	21.2	7.7
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	61	18.0	4.9	42.6	26.2	1.6	16.4	3.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	78	19.2	6.4	34.6	20.5	3.8	16.7	9.0
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	42	11.9	2.4	28.6	9.5	4.8	11.9	16.7
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	18.6	0.0	32.6	9.3	2.3	11.6	11.6
		資格なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—

\*1—児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

\*2—指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者施設等（相談支援、通所、入所等）

図表 23 今後取得したい資格（上位）

- ・精神保健福祉士
- ・社会福祉士
- ・公認心理師
- ・保育士
- ・臨床心理士・臨床発達心理士
- ・社会保険労務士
- ・その他の心理系（心理士・心理カウンセラー等）
- ・ケアマネジャー、介護福祉士

(4) 現在の業務内容

- ・現在の主な業務については、「相談・指導部門」の割合が最も高い。(図表 24)
- ・担当ケースの上限件数は、職種、経験年数に限らず、大半が決まっていない。(図表 25)
- ・業務についてのやりがいについては、全体で 76.9%が「とても感じる」または「少し感じる」としている。(図表 26)
- ・業務で負担感を感じることの有無については、大半が何らかの負担感を感じている。特に負担感を感じることで割合が高いのは、「精神的な負担が大きい」「子どもの保護者との関係」「労働時間が長い」「土日や夜間対応がある」となっている。(図表 27)

図表 24 現在の主な業務

		サンプル数 (N=)	1 総務部門	2 相談・指導部門	3 判定・指導部門	4 措置部門	5 「2、3、4」の一体化部門	6 一時保護部門	7 里親支援部門	8 市町村支援部門	9 障害部門	10 非行部門	11 その他	無回答	
全体		2822	0.6	67.3	1.1	3.6	11.9	0.4	3.3	0.9	0.7	0.0	8.2	2.1	
現在の職種	児童福祉司	2150	0.6	68.7	0.7	3.0	11.3	0.5	3.7	1.0	0.8	0.0	7.5	2.1	
	児童福祉司SV	183	0.5	68.9	1.1	4.4	12.0	0.5	1.1	1.1	0.0	0.0	8.7	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	1.0	59.3	2.5	6.5	15.6	0.0	2.5	0.2	0.5	0.0	10.7	1.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	0.3	71.9	1.0	2.9	9.9	1.0	3.6	1.2	0.7	0.0	5.3	2.1
		1～3年未満	708	0.0	70.2	1.0	2.5	12.7	0.1	2.7	0.8	0.4	0.0	7.1	2.4
		3～5年未満	316	1.6	68.0	0.6	3.5	12.7	0.0	2.2	0.9	0.9	0.0	8.2	1.3
		5～10年未満	296	0.7	63.9	0.0	3.0	12.5	0.3	6.8	1.4	0.3	0.0	9.5	1.7
		10年以上	91	2.2	59.3	0.0	5.5	6.6	0.0	5.5	1.1	3.3	1.1	12.1	3.3
	児童福祉司SV	1年未満	156	0.6	67.9	0.6	3.8	14.1	0.6	3.2	0.6	0.0	0.0	7.7	0.6
		1～3年未満	192	0.0	57.8	2.6	6.8	16.7	0.0	1.6	0.5	0.5	0.0	11.5	2.1
		3～5年未満	105	1.9	61.0	3.8	4.8	13.3	0.0	1.9	0.0	1.0	0.0	11.4	1.0
		5年以上	96	0.0	64.6	2.1	6.3	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	8.3	2.1
保有資格	社会福祉士	342	0.9	69.9	0.3	2.9	11.1	0.9	3.8	0.6	0.9	0.0	5.8	2.9	
	社会福祉士+α	732	0.5	68.4	1.0	4.0	10.7	0.3	3.6	1.2	1.0	0.0	7.5	1.9	
	精神保健福祉士	65	0.0	75.4	0.0	3.1	10.8	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	6.2	3.1	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	0.3	69.0	0.3	3.2	12.0	0.8	4.3	0.5	0.0	0.0	8.3	1.3	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	0.6	65.9	1.6	3.3	12.4	0.2	3.1	1.2	0.7	0.1	9.2	1.8	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	0.0	68.6	0.8	2.3	14.1	1.3	2.8	0.3	0.5	0.0	6.4	2.8
		資格なし	150	0.0	72.0	1.3	2.7	12.7	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	6.7	2.0
	30歳代	資格あり	551	0.0	69.0	0.5	3.3	13.2	0.4	3.8	1.5	0.4	0.0	6.4	1.6
		資格なし	249	0.8	69.9	0.8	2.8	12.4	0.8	2.8	0.8	0.8	0.4	5.6	2.0
	40歳代	資格あり	383	1.0	70.2	0.0	6.0	7.0	0.3	3.4	0.8	1.3	0.0	8.9	1.0
		資格なし	292	0.3	65.4	1.0	3.4	13.0	0.0	4.1	0.7	0.7	0.0	9.9	1.4
	50歳以上	資格あり	173	2.3	68.2	1.2	1.2	6.9	0.0	6.4	0.0	0.6	0.0	9.2	4.0
		資格なし	237	1.3	58.6	3.0	3.4	11.8	0.0	4.2	1.3	1.3	0.0	13.1	2.1

		サンプル数	1 総務部門	2 相談・指導部門	3 判定・指導部門	4 措置部門	5 「2・3・4」の一体化部門	6 一時保護部門	7 里親支援部門	8 市町村支援部門	9 障害部門	10 非行部門	11 その他	無回答	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	0.0	72.5	0.3	2.5	12.0	1.5	3.4	0.9	0.6	0.0	3.4	2.8
	1年未満	資格なし	190	1.1	72.1	2.1	2.1	6.8	0.5	4.7	2.1	0.5	0.0	7.4	0.5
	児童福祉司	資格あり	387	0.0	71.8	0.8	1.8	13.2	0.3	3.4	1.0	0.3	0.0	5.2	2.3
	1～3年未満	資格なし	250	0.0	70.8	0.8	3.6	12.0	0.0	1.2	0.8	0.4	0.0	7.6	2.8
	児童福祉司	資格あり	192	1.0	68.2	0.5	3.6	13.0	0.0	2.1	1.0	1.0	0.0	7.8	1.6
	3～5年未満	資格なし	88	0.0	70.5	1.1	4.5	9.1	0.0	2.3	1.1	1.1	0.0	10.2	0.0
	児童福祉司	資格あり	187	0.5	65.8	0.0	2.1	9.6	0.0	8.0	0.5	0.0	0.0	11.2	2.1
	5～10年未満	資格なし	73	1.4	56.2	0.0	4.1	17.8	1.4	5.5	4.1	1.4	0.0	8.2	0.0
	児童福祉司	資格あり	52	3.8	61.5	0.0	7.7	5.8	0.0	5.8	1.9	1.9	0.0	11.5	0.0
	10年以上	資格なし	29	0.0	55.2	0.0	3.4	6.9	0.0	3.4	0.0	6.9	3.4	13.8	6.9
	児童福祉司 SV	資格あり	66	1.5	75.8	0.0	6.1	9.1	0.0	1.5	1.5	0.0	0.0	4.5	0.0
	1年未満	資格なし	52	0.0	65.4	0.0	1.9	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	0.0	9.6	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	82	0.0	57.3	2.4	9.8	13.4	0.0	2.4	1.2	1.2	0.0	11.0	1.2
	1～3年未満	資格なし	82	0.0	62.2	3.7	2.4	14.6	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	13.4	2.4
	児童福祉司 SV	資格あり	45	4.4	68.9	0.0	4.4	4.4	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	11.1	2.2
	3～5年未満	資格なし	47	0.0	55.3	6.4	4.3	21.3	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	10.6	0.0
児童福祉司 SV	資格あり	43	0.0	69.8	2.3	7.0	2.3	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	14.0	2.3	
5年以上	資格なし	43	0.0	58.1	2.3	4.7	25.6	0.0	2.3	0.0	0.0	0.0	4.7	2.3	

図表 25 担当ケースの上限件数

		サンプル数 (N=)	決まっている	決まっていない	無回答	
全 体		2822	0.2	98.3	1.6	
現在の職種	児童福祉司	2150	0.2	98.4	1.4	
	児童福祉司SV	183	0.5	99.5	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	0.0	98.8	1.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	0.3	97.4	2.2
		1～3年未満	708	0.1	99.0	0.8
		3～5年未満	316	0.3	99.7	0.0
		5～10年未満	296	0.0	99.0	1.0
		10年以上	91	0.0	97.8	2.2
	児童福祉司SV	1年未満	156	0.0	99.4	0.6
		1～3年未満	192	0.5	99.0	0.5
		3～5年未満	105	0.0	100.0	0.0
5年以上		96	0.0	97.9	2.1	
保有資格	社会福祉士		342	0.3	98.0	1.8
	社会福祉士+α		732	0.1	98.4	1.5
	精神保健福祉士		65	0.0	100.0	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	0.5	98.4	1.1
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	0.1	98.5	1.4
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	0.3	97.9	1.8
		資格なし	150	0.0	99.3	0.7
	30歳代	資格あり	551	0.0	99.6	0.4
		資格なし	249	0.0	97.6	2.4
	40歳代	資格あり	383	0.3	98.2	1.6
		資格なし	292	0.3	98.6	1.0
	50歳以上	資格あり	173	1.2	95.4	3.5
		資格なし	237	0.0	99.2	0.8
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	0.6	96.3	3.1
		資格なし	190	0.0	98.4	1.6
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	0.3	99.2	0.5
		資格なし	250	0.0	99.2	0.8
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	0.0	100.0	0.0
		資格なし	88	1.1	98.9	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	0.0	98.4	1.6
		資格なし	73	0.0	100.0	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	0.0	100.0	0.0
		資格なし	29	0.0	96.6	3.4
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	0.0	100.0	0.0
		資格なし	52	0.0	100.0	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	1.2	98.8	0.0
		資格なし	82	0.0	100.0	0.0
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	0.0	100.0	0.0
		資格なし	47	0.0	100.0	0.0
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	0.0	97.7	2.3	
	資格なし	43	0.0	97.7	2.3	

図表 26 業務についてやりがいの有無

		サンプル数 (N=)	とても 感じる	少し 感じる	あまり 感じない	感じない	無回答	
全 体		2822	26.1	50.8	15.8	5.5	1.8	
現在の職種	児童福祉司	2150	24.5	50.9	17.0	5.8	1.8	
	児童福祉司SV	183	29.0	54.1	9.8	5.5	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	34.5	48.1	13.6	3.0	0.7	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	26.4	48.8	16.8	5.5	2.6
		1～3年未満	708	21.9	53.0	16.8	7.5	0.8
		3～5年未満	316	23.1	53.8	18.7	4.1	0.3
		5～10年未満	296	30.7	46.3	15.9	4.4	2.7
		10年以上	91	20.9	61.5	13.2	2.2	2.2
	児童福祉司SV	1年未満	156	37.2	46.8	11.5	3.2	1.3
		1～3年未満	192	28.1	53.6	12.5	5.2	0.5
		3～5年未満	105	32.4	43.8	20.0	2.9	1.0
	5年以上	96	40.6	47.9	6.3	3.1	2.1	
保有資格	社会福祉士		342	27.5	50.6	15.8	5.0	1.2
	社会福祉士+α		732	27.7	51.6	15.7	3.3	1.6
	精神保健福祉士		65	30.8	43.1	13.8	10.8	1.5
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	25.1	52.4	16.3	4.3	1.9
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	27.3	50.0	14.7	6.1	1.9
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	22.1	53.7	18.0	4.6	1.5
		資格なし	150	21.3	54.0	13.3	8.7	2.7
	30歳代	資格あり	551	24.5	49.5	17.8	6.9	1.3
		資格なし	249	26.9	50.6	15.3	4.8	2.4
	40歳代	資格あり	383	31.6	51.4	14.1	1.3	1.6
		資格なし	292	28.8	46.6	16.4	7.5	0.7
50歳以上	資格あり	173	37.0	50.3	8.7	1.7	2.3	
	資格なし	237	30.0	50.6	12.7	4.2	2.5	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	25.3	52.8	16.7	3.4	1.9
		1年未満	190	32.6	42.6	15.8	5.8	3.2
	児童福祉司	1～3年未満	387	20.7	54.5	17.8	6.2	0.8
		資格なし	250	24.4	50.0	14.8	9.6	1.2
	児童福祉司	3～5年未満	192	26.0	52.1	17.2	4.7	0.0
		資格なし	88	18.2	61.4	15.9	3.4	1.1
	児童福祉司	5～10年未満	187	32.1	43.9	16.0	4.8	3.2
		資格なし	73	34.2	47.9	13.7	2.7	1.4
	児童福祉司	10年以上	52	15.4	65.4	15.4	1.9	1.9
		資格なし	29	27.6	55.2	10.3	3.4	3.4
	児童福祉司SV	1年未満	66	45.5	36.4	13.6	1.5	3.0
		資格なし	52	30.8	53.8	11.5	3.8	0.0
	児童福祉司SV	1～3年未満	82	32.9	56.1	8.5	1.2	1.2
		資格なし	82	23.2	53.7	15.9	7.3	0.0
児童福祉司SV	3～5年未満	45	40.0	44.4	15.6	0.0	0.0	
	資格なし	47	27.7	42.6	23.4	4.3	2.1	
児童福祉司SV	5年以上	43	46.5	46.5	4.7	0.0	2.3	
	資格なし	43	44.2	39.5	9.3	4.7	2.3	

図表 27 業務で感じる負担感の有無（複数回答）

		サンプル数 (N=)	業務自体についての負担																	
			行動上の問題	子どもの性格	係	子どもとの関係	子どもの保護者との関係	子どもへの支援	障害をもつ子ども	部門内でのチームワーク	他職種との関係	部門との連携	児相内の他の部門との連携	市区町村との連携	学校との連携	子どもが通う	連携	医療機関との		
全体		2822	26.1	15.6	62.9	17.3	19.6	23.4	25.2	48.7	42.2	29.6								
現在の職種	児童福祉司	2150	27.8	18.0	67.3	18.7	19.2	25.5	24.3	47.2	42.9	28.0								
	児童福祉司SV	183	20.2	7.1	51.9	12.6	18.0	18.6	26.2	58.5	39.3	33.3								
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	19.9	7.2	46.2	12.2	22.1	15.1	29.0	53.3	40.9	35.7								
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	28.9	18.3	68.8	16.8	19.2	21.9	19.3	39.0	37.8	19.3							
		1～3年未満	708	30.2	20.5	72.3	20.8	19.4	27.8	27.3	52.8	49.9	31.5							
		3～5年未満	316	26.9	17.7	63.9	19.9	19.9	25.6	24.7	48.7	44.6	29.1							
		5～10年未満	296	25.0	16.2	62.5	17.6	19.3	27.7	25.3	51.0	40.5	36.5							
		10年以上	91	16.5	5.5	54.9	7.7	20.9	25.3	20.9	42.9	33.0	28.6							
	SV 児童福祉司	1年未満	156	18.6	5.8	54.5	12.8	19.9	13.5	30.1	53.8	37.2	28.8							
		1～3年未満	192	24.0	9.4	53.1	13.5	22.9	18.8	26.0	55.7	44.3	37.5							
		3～5年未満	105	18.1	8.6	35.2	14.3	20.0	16.2	29.5	58.1	38.1	38.1							
	5年以上	96	15.6	3.1	36.5	7.3	22.9	13.5	27.1	56.3	39.6	37.5								
保有資格	社会福祉士	342	26.9	16.1	64.0	21.3	19.6	26.0	23.4	44.4	40.6	26.0								
	社会福祉士+α	732	28.3	15.3	64.5	17.2	19.0	27.2	26.1	50.0	42.3	29.4								
	精神保健福祉士	65	26.2	12.3	66.2	15.4	15.4	20.0	23.1	49.2	33.8	21.5								
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	24.9	16.3	59.4	16.0	21.9	26.2	27.8	48.9	45.2	24.1								
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	22.8	14.3	60.4	15.3	19.2	21.0	23.8	48.4	42.5	32.0								
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	34.4	19.8	75.1	24.7	17.5	33.2	27.2	52.2	48.8	32.1							
		資格なし	150	33.3	22.0	78.7	25.3	20.7	29.3	26.7	58.0	52.0	36.0							
	30歳代	資格あり	551	27.8	17.4	67.0	20.3	22.0	29.6	27.2	51.2	45.9	28.7							
		資格なし	249	21.3	14.1	66.3	15.3	26.1	26.1	26.1	50.2	47.8	31.7							
	40歳代	資格あり	383	21.9	10.7	53.0	11.7	18.0	18.3	21.7	42.3	36.3	22.2							
		資格なし	292	20.9	15.4	57.5	15.4	17.5	19.2	25.3	47.6	40.8	32.5							
	50歳以上	資格あり	173	19.7	10.4	49.1	8.1	19.7	17.9	26.6	44.5	30.1	22.0							
		資格なし	237	20.3	8.9	47.3	10.1	13.9	13.9	18.1	43.0	34.2	30.0							
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	28.7	18.2	68.8	16.0	19.4	22.5	20.4	37.0	38.9	16.7							
		1年未満	資格なし	190	27.9	17.4	64.7	13.7	17.9	21.6	17.9	40.5	34.7	19.5						
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	387	30.7	20.4	69.8	20.7	18.1	31.0	26.6	53.7	49.9	27.6						
		資格なし	250	28.8	18.8	76.0	20.8	22.4	25.6	30.0	52.0	52.4	38.4							
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	192	27.6	14.1	66.1	22.9	21.9	33.3	28.1	51.0	47.9	33.3						
		資格なし	88	19.3	20.5	56.8	19.3	17.0	15.9	18.2	40.9	38.6	22.7							
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	187	25.1	13.9	61.0	16.0	19.3	28.9	25.1	52.9	39.6	38.0						
		資格なし	73	19.2	13.7	58.9	13.7	19.2	26.0	23.3	41.1	37.0	30.1							
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	11.5	3.8	53.8	5.8	23.1	25.0	21.2	46.2	30.8	26.9						
		資格なし	29	17.2	10.3	55.2	3.4	20.7	31.0	3.4	34.5	37.9	31.0							
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	66	19.7	7.6	56.1	15.2	22.7	13.6	27.3	53.0	37.9	19.7						
		資格なし	52	15.4	1.9	46.2	9.6	17.3	15.4	30.8	57.7	40.4	36.5							
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	82	24.4	7.3	48.8	11.0	12.2	13.4	23.2	47.6	31.7	26.8						
		資格なし	82	19.5	9.8	51.2	14.6	23.2	18.3	23.2	59.8	54.9	41.5							
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	45	24.4	8.9	33.3	13.3	24.4	17.8	35.6	53.3	40.0	28.9						
		資格なし	47	17.0	8.5	40.4	14.9	21.3	17.0	23.4	70.2	36.2	44.7							
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	18.6	2.3	39.5	7.0	27.9	16.3	30.2	58.1	46.5	34.9							
	資格なし	43	7.0	2.3	27.9	2.3	16.3	9.3	25.6	53.5	30.2	34.9								

業務で感じる負担感の有無（続き）（複数回答）

	サンプル数 (N=)	業務自体についての負担				職場の人間関係						
		警察との連携	機関との連携	その他の関係	他の負担感	「業務自体」についての、その	所長との関係	先輩、上司との関係	同僚との関係	後輩、部下との関係	他職種との関係	「職場の人間関係」についての、その他の負担感
全体	2822	34.5	19.7	5.8	6.7	18.3	8.4	9.6	13.6	1.6		
現在の職種	児童福祉司	2150	31.1	19.3	6.2	6.5	20.3	9.0	4.9	14.5	1.6	
	児童福祉司SV	183	48.6	19.1	4.4	8.2	15.3	7.1	30.6	9.8	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	47.9	22.6	5.0	8.4	9.2	6.9	24.8	11.2	1.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	19.3	15.1	6.5	4.3	22.1	7.9	1.9	12.0	1.4
		1～3年未満	708	35.3	20.5	6.1	6.2	20.5	8.6	2.8	15.1	1.7
		3～5年未満	316	32.6	23.1	6.6	7.0	13.9	9.2	9.2	14.6	2.2
		5～10年未満	296	41.9	22.3	6.8	12.5	22.0	10.8	9.1	13.9	1.0
		10年以上	91	36.3	19.8	5.5	2.2	25.3	12.1	7.7	17.6	2.2
	SV	1年未満	156	41.7	17.9	3.8	6.4	16.0	4.5	30.8	9.0	1.3
		1～3年未満	192	52.1	19.3	4.2	9.9	12.0	11.5	30.2	12.5	1.6
		3～5年未満	105	53.3	25.7	5.7	11.4	6.7	3.8	21.9	10.5	1.0
5年以上		96	47.9	25.0	7.3	5.2	9.4	4.2	22.9	11.5	1.0	
保有資格	社会福祉士	342	36.3	18.4	5.8	5.6	17.8	7.0	7.3	11.1	1.2	
	社会福祉士+α	732	33.5	19.5	7.4	6.3	18.3	8.1	8.7	15.4	1.8	
	精神保健福祉士	65	36.9	18.5	7.7	4.6	7.7	7.7	9.2	7.7	6.2	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	30.2	22.5	5.6	7.0	21.7	11.0	8.6	19.5	2.4	
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	946	35.7	19.0	5.5	8.4	18.3	8.9	11.0	12.1	1.2	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	27.8	20.8	7.5	4.6	20.3	5.4	1.3	15.2	0.5
		資格なし	150	34.0	18.0	6.7	4.7	27.3	8.7	2.7	18.0	1.3
	30歳代	資格あり	551	37.6	22.3	6.4	7.6	19.2	9.6	7.8	16.5	2.5
		資格なし	249	38.6	19.3	3.6	6.8	22.1	7.2	6.4	12.0	1.2
	40歳代	資格あり	383	33.7	17.2	7.3	6.0	18.0	8.6	13.6	13.8	1.8
		資格なし	292	33.6	20.2	5.5	9.9	18.2	11.0	14.7	11.3	1.4
	50歳以上	資格あり	173	32.4	15.6	3.5	5.2	11.6	10.4	14.5	13.9	4.0
		資格なし	237	38.0	18.6	6.8	11.0	9.3	8.0	16.9	9.3	0.8
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	17.3	14.5	7.4	4.0	21.0	7.1	1.5	13.3	1.2
		資格なし	190	20.0	14.7	5.3	4.2	22.1	8.9	2.6	10.5	2.1
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	34.4	20.9	6.2	5.9	20.2	8.0	2.8	15.0	2.1
		資格なし	250	38.0	20.0	7.2	7.6	22.8	10.0	3.6	16.0	1.2
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	33.3	26.0	8.9	8.3	16.1	9.9	9.9	18.2	3.6
		資格なし	88	30.7	17.0	3.4	5.7	10.2	6.8	8.0	10.2	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	44.4	21.4	8.6	11.2	20.9	11.2	8.6	16.6	1.1
		資格なし	73	26.0	24.7	1.4	19.2	24.7	12.3	11.0	8.2	1.4
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	36.5	25.0	3.8	1.9	30.8	17.3	5.8	15.4	1.9
		資格なし	29	37.9	10.3	6.9	3.4	24.1	3.4	13.8	13.8	3.4
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	42.4	15.2	1.5	7.6	13.6	9.1	30.3	12.1	1.5
		資格なし	52	48.1	28.8	7.7	7.7	19.2	1.9	28.8	7.7	1.9
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	47.6	14.6	4.9	6.1	6.1	6.1	25.6	12.2	2.4
		資格なし	82	54.9	19.5	3.7	13.4	14.6	14.6	30.5	9.8	1.2
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	48.9	22.2	6.7	6.7	8.9	4.4	28.9	13.3	2.2
		資格なし	47	55.3	25.5	6.4	17.0	4.3	4.3	17.0	8.5	0.0
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	48.8	25.6	7.0	0.0	9.3	4.7	20.9	4.7	2.3	
	資格なし	43	51.2	23.3	9.3	9.3	9.3	2.3	27.9	16.3	0.0	

業務で感じる負担感の有無（続き）（複数回答）

	サンプル数 (N=)	職場の労働条件										特 に な い	無 回 答	
		給与が 少ない	労働時 間 が 長 い	休暇が 取れ ない	土日 や 夜 間 対 応 が あ る	い 研 修 制 度 が 少 な い	い 福 利 厚 生 が 乏 し い	雇 用 が 不 安 定	大 き い 精 神 的 な 負 担 が	そ の 他 の 負 担 感	「職場の労働条件」についての、その他の負担感			
全 体	2822	17.7	57.2	29.5	53.6	10.9	2.3	1.0	67.6	4.6	3.5	0.7		
現在の職種	児童福祉司	2150	19.0	55.9	26.7	49.7	11.2	2.4	1.2	67.8	4.7	3.8	0.7	
	児童福祉司SV	183	13.7	61.7	37.2	65.6	10.9	3.3	0.5	69.4	5.5	2.7	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	14.1	63.3	42.4	70.7	11.7	1.5	0.2	66.5	3.2	3.5	0.5	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	14.0	52.4	22.6	40.6	9.1	1.5	2.1	62.3	5.0	4.3	0.9
		1～3年未満	708	22.3	61.6	28.4	52.3	12.0	2.3	0.8	73.9	3.7	2.8	0.4
		3～5年未満	316	20.9	60.1	26.9	53.5	11.1	2.5	0.6	70.3	5.7	4.1	0.3
		5～10年未満	296	19.9	54.1	32.1	56.8	14.9	3.4	1.0	65.9	7.1	2.4	0.0
		10年以上	91	22.0	45.1	29.7	58.2	7.7	6.6	1.1	63.7	0.0	7.7	0.0
	児童福祉司SV	1年未満	156	13.5	67.9	42.3	71.8	12.8	1.9	0.6	68.6	4.5	1.9	0.0
		1～3年未満	192	16.1	64.6	43.8	69.8	10.4	3.6	0.0	70.8	5.2	1.6	0.5
		3～5年未満	105	11.4	63.8	44.8	71.4	16.2	1.0	1.0	71.4	1.9	3.8	0.0
	5年以上	96	17.7	55.2	27.1	58.3	6.3	1.0	0.0	56.3	2.1	7.3	1.0	
保有資格	社会福祉士	342	18.4	53.2	24.9	57.0	8.5	2.6	0.0	65.5	4.4	3.8	0.6	
	社会福祉士+α	732	16.8	59.4	28.6	50.8	9.0	2.6	1.5	69.0	4.2	2.2	0.7	
	精神保健福祉士	65	13.8	60.0	21.5	46.2	15.4	3.1	0.0	67.7	13.8	1.5	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	18.2	63.4	31.0	52.1	11.8	4.0	1.1	67.4	5.9	3.7	0.5	
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	946	19.0	56.3	31.3	55.1	11.6	1.9	1.3	67.9	4.2	4.2	1.0	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	20.6	58.4	26.0	49.1	11.1	1.8	0.0	71.5	2.8	1.0	0.8
		資格なし	150	22.0	56.0	27.3	48.7	13.3	2.0	1.3	70.7	2.0	2.7	1.3
	30歳代	資格あり	551	20.3	60.6	26.5	50.6	10.5	4.0	0.5	69.7	6.9	2.5	0.5
		資格なし	249	24.5	58.2	24.5	51.8	16.9	2.4	0.8	69.1	5.2	3.2	1.6
	40歳代	資格あり	383	12.8	57.7	28.5	56.9	9.9	2.3	1.6	64.5	4.7	3.7	0.8
		資格なし	292	16.8	59.9	36.0	62.0	9.2	2.4	2.4	68.2	4.8	3.8	0.0
	50歳以上	資格あり	173	12.7	59.0	37.6	56.6	4.6	2.9	2.9	60.1	5.8	6.4	0.0
		資格なし	237	14.8	49.8	35.4	53.6	8.4	0.8	0.4	64.6	4.2	6.3	1.3
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	12.3	54.3	22.8	37.7	5.9	1.5	1.9	60.8	5.2	3.7	1.2
		資格なし	190	16.3	51.6	21.1	43.2	12.1	1.6	3.2	65.3	4.7	4.2	0.5
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	21.7	62.5	25.8	49.4	9.6	2.6	0.8	74.7	3.9	2.6	0.3
		資格なし	250	24.8	62.8	34.0	57.2	14.8	2.4	1.2	73.6	4.0	3.2	0.8
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	21.9	67.2	29.2	54.2	12.5	3.6	0.0	74.5	7.3	2.1	0.5
		資格なし	88	20.5	47.7	23.9	51.1	10.2	1.1	1.1	58.0	2.3	8.0	0.0
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	19.3	57.2	31.0	61.0	12.8	4.3	1.1	65.8	8.0	2.7	0.0
		資格なし	73	19.2	46.6	32.9	47.9	15.1	1.4	0.0	63.0	5.5	0.0	0.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	21.2	42.3	28.8	63.5	9.6	7.7	1.9	69.2	0.0	5.8	0.0
		資格なし	29	20.7	51.7	31.0	48.3	3.4	6.9	0.0	62.1	0.0	13.8	0.0
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	10.6	65.2	37.9	69.7	9.1	4.5	0.0	62.1	1.5	3.0	0.0
		資格なし	52	17.3	76.9	42.3	75.0	15.4	0.0	1.9	76.9	9.6	0.0	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	15.9	65.9	47.6	74.4	11.0	4.9	0.0	68.3	6.1	1.2	0.0
		資格なし	82	15.9	58.5	36.6	64.6	8.5	3.7	0.0	73.2	4.9	2.4	1.2
児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	15.6	68.9	42.2	73.3	20.0	0.0	0.0	71.1	4.4	0.0	0.0	
	資格なし	47	10.6	59.6	51.1	66.0	14.9	2.1	2.1	78.7	0.0	8.5	0.0	
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	7.0	53.5	18.6	53.5	4.7	2.3	0.0	53.5	2.3	7.0	0.0	
	資格なし	43	27.9	53.5	30.2	62.8	4.7	0.0	0.0	53.5	2.3	7.0	2.3	

図表 28 不足している職種（専門性）や資源（主なもの）

児童福祉司	1年未満	<p>【職種】 児童福祉司、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）、保健師、（職種問わず）人員不足・人材不足</p> <p>【知識・スキル】 法的知識、児童福祉・福祉全般知識、経験・実践</p> <p>【その他】 一時保護所の数、一時保護所の定員・種別・施設（児童養護施設、心理治療施等）、研修体制の強化</p>
	1～3年未満	<p>【職種】 児童福祉司、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）、保健師、心理職（児童心理司、心理士、公認心理師等）</p> <p>【知識・スキル】 法的知識、医学的知識（発達障害・障害・心理含む）、面接技術</p> <p>【その他】 一時保護所の数・一時保護所の定員・種別、施設（児童養護施設、心理治療施等）、福祉職採用等採用方針や異動、里親、障がい児を預かる施設・サービス</p>
	3～5年未満	<p>【職種】 医師（特に児童精神科、精神科医、常勤）、保健師、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）</p> <p>【知識・スキル】 法的知識、市町村支援、経験・実践、医学的知識（発達障害・障害・心理含む）、精神保健・児童心理等</p> <p>【その他】 一時保護所の数・一時保護所の定員・種別、施設（児童養護施設、心理治療施等）、研修体制の強化</p>
	5～10年未満	<p>【職種】 医師（特に児童精神科、精神科医、常勤）、保健師、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）</p> <p>【知識・スキル】 法的知識、経験・実践、医学的知識（発達障害・障害・心理含む）</p> <p>【その他】 一時保護所の数・一時保護所の定員・種別、施設（児童養護施設、心理治療施等）、里親、地域で家庭を支える専門的相談機関</p>
	10年以上	<p>【職種】 児童福祉司、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）、保健師</p> <p>【知識・スキル】 医学的知識（発達障害・障害・心理含む）、児童福祉・福祉全般知識、市町村支援</p> <p>【その他】 一時保護所の数・一時保護所の定員・種別、施設（児童養護施設、心理治療施等）、里親</p>
児童福祉司SV	1年未満	<p>【職種】 医師（特に児童精神科、精神科医、常勤）、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）、心理職（児童心理司、心理士、公認心理師等）</p> <p>【知識・スキル】 法的知識、児童福祉・福祉全般知識、里親支援の技術</p> <p>【その他】 施設（児童養護施設、心理治療施等）、里親、一時保護所の数・一時保護所の定員・種別</p>
	1～3年未満	<p>【職種】 医師（特に児童精神科、精神科医、常勤）、心理職（児童心理司、心理士、公認心理師等）、児童福祉司、弁護士・法律に詳しい職員（常勤・すぐに相談できる体制）</p> <p>【知識・スキル】 医学的知識（発達障害・障害・心理含む）、虐待対応ケースワーク、里親支援の技術、市町村支援</p> <p>【その他】 施設（児童養護施設、心理治療施等）、里親、研修体制の強化、一時保護所の数・一時保護所の定員・種別</p>

児童福祉司SV	3～5年未満	<p><b>【職種】</b>          医師(特に児童精神科、精神科医、常勤)、心理職(児童心理司、心理士、公認心理師等)、弁護士・法律に詳しい職員(常勤・すぐに相談できる体制)</p> <p><b>【知識・スキル】</b>          保護者支援・ペアレントトレーニング、法的知識、外国語への対応力(通訳)</p> <p><b>【その他】</b>          IT 化・AI・PPA、施設(児童養護施設、心理治療施等)、里親、障がい児を預かる施設・サービス</p>
	5年以上	<p><b>【職種】</b>          医師(特に児童精神科、精神科医、常勤)、弁護士・法律に詳しい職員(常勤・すぐに相談できる体制)、(職種問わず)人員不足・人材不足</p> <p><b>【知識・スキル】</b>          保護者支援・ペアレントトレーニング、外国語への対応力(通訳)、法的知識、アセスメント力、親子再統合、里親支援の技術</p> <p><b>【その他】</b>          一時保護所の数・一時保護所の定員・種別、施設(児童養護施設、心理治療施等)、研修体制の強化、医療機関との連携、ペアやチームでの CW、里親、障がい児を預かる施設・サービス</p>

(5) 組織としての専門性

・現在の業務を行う上で「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価については、児童福祉司、児童福祉司SV、児童福祉司SV（係長、課長等）に大きな違いはみられず、56.9～60.6%が「とても高い」「やや高い」としている。一方、「あまり高くない」「高くない」が38.2～42.0%あり、その理由としては、「担当ケースが多く、それぞれのケースについて時間をかけられない」「人手が足りない」の割合が高くなっている。上位にあがっている理由に大きな違いは見られないものの、児童福祉司SV、児童福祉司SV（係長、課長等）は「一時保護や長期分離をする場の不足」「SVや管理職の専門性が高くない」をあげる割合が児童福祉司に比べて高くなっている。（図表 29・30）

図表 29 「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価

		サンプル数 (N=)	とても 高い	やや高い	あまり 高くない	高くない	無回答	
全 体		2822	10.7	46.8	36.4	5.0	1.1	
現在の 職種	児童福祉司	2150	10.4	46.5	36.9	5.1	1.2	
	児童福祉司SV	183	10.9	49.7	34.4	3.8	1.1	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	11.2	47.9	35.7	5.2	0.0	
職種× 経験年数	児童 福祉 司	1年未満	584	12.2	52.7	30.3	3.6	1.2
		1～3年未満	708	9.2	44.5	40.7	4.7	1.0
		3～5年未満	316	9.2	47.5	36.4	5.7	1.3
		5～10年未満	296	9.5	42.2	40.9	7.1	0.3
		10年以上	91	11.0	37.4	42.9	7.7	1.1
	児童 福祉 司 SV	1年未満	156	12.2	50.0	33.3	4.5	0.0
		1～3年未満	192	9.9	46.4	37.5	5.7	0.5
		3～5年未満	105	8.6	43.8	43.8	3.8	0.0
5年以上		96	12.5	55.2	26.0	5.2	1.0	
保有 資格	社会福祉士	342	12.6	45.3	35.4	6.1	0.6	
	社会福祉士+α	732	12.0	46.9	36.1	3.8	1.2	
	精神保健福祉士	65	12.3	49.2	32.3	6.2	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	13.9	44.4	36.6	4.3	0.8	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	9.0	49.0	35.8	5.2	1.0	
年代× 資格の有無	20歳代	資格あり	389	10.8	51.4	34.7	2.1	1.0
		資格なし	150	4.7	51.3	38.0	5.3	0.7
	30歳代	資格あり	551	10.7	44.6	37.4	6.2	1.1
		資格なし	249	4.0	48.6	39.0	7.2	1.2
	40歳代	資格あり	383	15.4	44.4	34.2	5.5	0.5
		資格なし	292	13.4	47.6	33.9	4.1	1.0
	50歳以上	資格あり	173	16.2	43.4	35.8	3.5	1.2
		資格なし	237	11.8	49.4	34.2	4.2	0.4

		サンプル数 (N=)	とても 高い	やや高い	あまり 高くない	高くない	無回答	
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	13.0	55.2	27.8	2.8	1.2
	1年未満	資格なし	190	11.1	52.1	32.1	3.2	1.6
	児童福祉司	資格あり	387	9.8	45.2	40.8	3.1	1.0
	1～3年未満	資格なし	250	9.6	44.0	39.2	6.4	0.8
	児童福祉司	資格あり	192	14.1	44.3	34.9	5.2	1.6
	3～5年未満	資格なし	88	1.1	56.8	34.1	8.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	187	10.7	41.2	39.0	9.1	0.0
	5～10年未満	資格なし	73	9.6	46.6	41.1	2.7	0.0
	児童福祉司	資格あり	52	7.7	34.6	46.2	9.6	1.9
	10年以上	資格なし	29	20.7	37.9	34.5	6.9	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	66	18.2	50.0	31.8	0.0	0.0
	1年未満	資格なし	52	7.7	46.2	38.5	7.7	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	82	19.5	42.7	32.9	4.9	0.0
	1～3年未満	資格なし	82	2.4	50.0	40.2	6.1	1.2
	児童福祉司 SV	資格あり	45	6.7	37.8	51.1	4.4	0.0
	3～5年未満	資格なし	47	8.5	48.9	40.4	2.1	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	43	20.9	51.2	25.6	2.3	0.0
	5年以上	資格なし	43	7.0	60.5	23.3	9.3	0.0

図表 30 「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価の低い理由（複数回答）

		サンプル数 (N=)	人手が足りない	担当ケースが多く、それぞれのケースについて時間をかけられない	それぞれの児童福祉司の専門性が 高くない	SVや管理職の専門性が高くない	他職種との連携が図れていない	弁護士や医師などからの助言・指導 が受けにくい	周囲（仲間、SV、上司）のサポートが 少ない	周りの人への関心が低い	児童相談所勤務期間の短さ	一時保護や長期分離をする場の不 足	その他	無回答	
全体		1170	74.0	79.2	49.5	26.6	15.4	13.9	18.0	6.7	24.2	50.0	5.6	0.7	
現在の職種	児童福祉司	903	74.1	79.5	49.2	22.3	14.8	14.2	19.5	7.3	25.5	47.7	5.5	0.9	
	児童福祉司SV	70	72.9	80.0	51.4	42.9	15.7	22.9	15.7	7.1	18.6	61.4	11.4	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	165	73.3	79.4	55.2	44.2	15.2	9.1	12.7	3.6	20.6	56.4	4.2	0.0	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	198	71.7	76.8	35.4	12.1	13.1	9.1	20.2	5.6	33.8	38.9	5.1	1.0
		1～3年未満	321	78.2	80.7	49.2	20.2	14.3	12.8	18.4	6.9	28.3	48.3	4.0	0.6
		3～5年未満	133	73.7	81.2	60.2	24.1	18.0	18.0	18.0	7.5	18.0	52.6	3.8	1.5
		5～10年未満	142	72.5	83.1	55.6	32.4	14.8	19.0	23.2	7.7	20.4	52.1	7.7	0.7
		10年以上	46	65.2	73.9	60.9	45.7	10.9	17.4	17.4	13.0	13.0	60.9	8.7	0.0
	児童福祉司SV	1年未満	59	81.4	84.7	45.8	33.9	8.5	11.9	8.5	0.0	22.0	61.0	8.5	0.0
		1～3年未満	83	72.3	80.7	49.4	43.4	16.9	9.6	10.8	7.2	15.7	54.2	7.2	0.0
		3～5年未満	50	74.0	82.0	60.0	56.0	20.0	16.0	20.0	4.0	16.0	60.0	4.0	0.0
		5年以上	30	60.0	63.3	73.3	40.0	23.3	10.0	20.0	10.0	26.7	63.3	6.7	0.0
保有資格	社会福祉士	142	79.6	78.9	49.3	28.2	15.5	16.2	18.3	5.6	23.2	47.9	1.4	1.4	
	社会福祉士+α	292	73.3	82.9	50.3	25.0	14.7	11.6	19.5	7.5	26.0	50.0	7.5	1.0	
	精神保健福祉士	25	72.0	80.0	36.0	20.0	12.0	16.0	16.0	4.0	20.0	36.0	16.0	4.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	153	69.3	78.4	47.7	29.4	17.6	14.4	21.6	7.8	26.8	51.6	3.9	0.0	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	388	74.7	77.8	50.0	27.3	17.3	14.7	16.8	6.2	22.7	51.3	4.9	0.3	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	143	77.6	82.5	38.5	16.1	14.0	7.7	16.1	6.3	34.3	45.5	2.1	0.7
		資格なし	65	81.5	81.5	47.7	20.0	24.6	13.8	21.5	7.7	26.2	50.8	1.5	0.0
	30歳代	資格あり	240	70.8	80.8	51.3	26.7	20.0	16.3	20.4	7.1	24.6	53.8	5.8	1.7
		資格なし	115	73.9	77.4	50.4	25.2	15.7	14.8	17.4	7.0	20.9	58.3	5.2	0.9
	40歳代	資格あり	152	75.0	78.3	54.6	33.6	10.5	13.2	21.1	8.6	17.8	46.7	7.9	0.7
		資格なし	111	76.6	86.5	52.3	27.9	19.8	17.1	13.5	5.4	23.4	48.6	7.2	0.0
	50歳以上	資格あり	68	72.1	82.4	50.0	33.8	13.2	17.6	17.6	5.9	23.5	48.5	5.9	0.0
		資格なし	91	69.2	67.0	50.5	36.3	12.1	13.2	17.6	5.5	20.9	49.5	2.2	0.0

		サンプル数 (N=)	人手が足りない	担当ケースが多く、それぞれのケースについて時間をかけられない	それぞれの児童福祉司の専門性が 高くない	SVや管理職の専門性が高くない	他職種との連携が図れていない	弁護士や医師などからの助言・指導 が受けにくい	周囲（仲間、SV、上司）のサポートが 少ない	周りの人への関心が低い	児童相談所勤務期間の短さ	一時保護や長期分離をする場の不 足	その他	無回答	
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司	資格あり	99	68.7	76.8	32.3	9.1	11.1	6.1	20.2	4.0	38.4	35.4	6.1	2.0
	1年未満	資格なし	67	74.6	76.1	37.3	13.4	19.4	11.9	22.4	7.5	26.9	37.3	3.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	170	76.5	81.8	48.8	17.6	12.9	12.4	18.8	7.1	30.0	45.3	3.5	0.6
	1～3年未満	資格なし	114	79.8	81.6	50.0	25.4	16.7	13.2	20.2	7.0	26.3	52.6	4.4	0.9
	児童福祉司	資格あり	77	81.8	85.7	55.8	29.9	22.1	18.2	24.7	9.1	20.8	55.8	3.9	1.3
	3～5年未満	資格なし	37	67.6	73.0	70.3	18.9	18.9	18.9	5.4	5.4	10.8	54.1	2.7	0.0
	児童福祉司	資格あり	90	77.8	86.7	55.6	35.6	15.6	17.8	24.4	7.8	21.1	55.6	6.7	1.1
	5～10年未満	資格なし	32	56.3	75.0	53.1	25.0	15.6	18.8	15.6	9.4	21.9	40.6	3.1	0.0
	児童福祉司	資格あり	29	65.5	72.4	58.6	51.7	10.3	17.2	17.2	13.8	6.9	65.5	10.3	0.0
	10年以上	資格なし	12	66.7	75.0	58.3	33.3	8.3	25.0	16.7	16.7	16.7	50.0	8.3	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	21	85.7	90.5	47.6	28.6	4.8	9.5	14.3	0.0	9.5	71.4	4.8	0.0
	1年未満	資格なし	24	79.2	87.5	45.8	45.8	12.5	16.7	8.3	0.0	29.2	62.5	12.5	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	31	61.3	74.2	54.8	51.6	19.4	9.7	12.9	9.7	22.6	48.4	6.5	0.0
	1～3年未満	資格なし	38	71.1	78.9	39.5	39.5	15.8	13.2	2.6	2.6	15.8	57.9	5.3	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	25	76.0	84.0	56.0	56.0	12.0	20.0	16.0	0.0	20.0	52.0	8.0	0.0
	3～5年未満	資格なし	20	75.0	80.0	65.0	60.0	30.0	15.0	30.0	10.0	15.0	75.0	0.0	0.0
	児童福祉司 SV	資格あり	12	41.7	75.0	75.0	41.7	16.7	0.0	8.3	8.3	16.7	83.3	0.0	0.0
	5年以上	資格なし	14	78.6	57.1	71.4	35.7	21.4	14.3	28.6	7.1	28.6	50.0	14.3	0.0

図表 31 自身の専門性が不足して困ったと感じたこと（主なもの）

児童福祉司	1年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）、子どもの発達や児童心理</p> <p>【スキル】 面接技術（傾聴含む）、保護者支援・ペアレントトレーニング、社会資源の把握・理解（行政サービス含む）</p> <p>【その他】 メンタル面の強化（冷静さ、毅然とした態度、自信等）、OJT 不足、研修不足、SV によるスーパーバイズ不足、業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
	1～3年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）、子どもの発達や児童心理</p> <p>【スキル】 保護者支援・ペアレントトレーニング、面接技術（傾聴含む）、経験・実践</p> <p>【その他】 メンタル面の強化（冷静さ、毅然とした態度、自信等）、OJT 不足、専門性を高める時間がない、業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
	3～5年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）、医療的知識</p> <p>【スキル】 保護者支援・ペアレントトレーニング、障がい児支援（障害制度・サービスの知識不足含む）、面接技術（傾聴含む）、調整能力・コーディネート能力（他職種や関係機関との連携）</p> <p>【その他】 メンタル面の強化（冷静さ、毅然とした態度、自信等）、SV によるスーパーバイズ不足、研修不足</p>
	5～10年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）、子どもの発達や児童心理</p> <p>【スキル】 面接技術（傾聴含む）、障がい児支援（障害制度・サービスの知識不足含む）、保護者支援・ペアレントトレーニング</p> <p>【その他】 メンタル面の強化（冷静さ、毅然とした態度、自信等）、研修不足、業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
	10年以上	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）</p> <p>【スキル】 面接技術（傾聴含む）、アセスメント力（リスクアセスメント）、調整能力・コーディネート能力（他職種や関係機関との連携）、障がい児支援（障害制度・サービスの知識不足含む）</p> <p>【その他】 業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
児童福祉司SV	1年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般（福祉・児童福祉全般）、医療的知識</p> <p>【スキル】 適切なスーパーバイズ、SV 技術の向上、部下・後輩への指導、経験・実践、調整能力・コーディネート能力（他職種や関係機関との連携）、社会資源の把握・理解（行政サービス含む）</p> <p>【その他】 メンタル面の強化（冷静さ、毅然とした態度、自信等）、研修不足、業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
	1～3年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、子どもの発達や児童心理、知識全般（福祉・児童福祉全般）、医療的知識</p> <p>【スキル】 適切なスーパーバイズ、SV 技術の向上、部下・後輩への指導、経験・実践、調整能力・コーディネート能力（他職種や関係機関との連携）</p> <p>【その他】 研修不足、業務量の増大（ケース数の多さ、範囲の広さ、指針改正により追加された作業等）</p>
	3～5年未満	<p>【知識】 法的な知識・福祉制度・法的対応、子どもの発達や児童心理</p> <p>【スキル】 適切なスーパーバイズ、SV 技術の向上、部下・後輩への指導、調整能力・コーディネート能力（他職種や関係機関との連携）、障がい児支援（障害制度・サービスの知識不足含む）</p>

5年以上	<p><b>【知識】</b>  法的な知識・福祉制度・法的対応、知識全般(福祉・児童福祉全般)、医療的知識</p> <p><b>【スキル】</b>  適切なスーパーバイズ、SV 技術の向上、部下・後輩への指導、経験・実践、アセスメント力(リスクアセスメント)、保護者支援・ペアレントトレーニング</p> <p><b>【その他】</b>  専門性を高める時間がない</p>
------	---

## (6) 個人の専門性について

- ・「相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができているか」を「とてもできている」を100点、「できていない」を0点（以下「0点から100点」）としてきいたところ、児童福祉司は「60点未満」の割合が最も高いのに対し、児童福祉司S Vは「60～80点未満」が、児童福祉司S V（係長、課長等）は「80～100点」の割合が最も高くなっている。平均では、児童福祉司が57.7点、児童福祉司S Vが67.2点、児童福祉司S V（係長、課長等）が69.7点となっている。また、それぞれの経験年数別にみると、経験年数の浅い人は自己評価が低くなっている。（図表32）
- ・「子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思うか」を0点から100点としてきいたところ、児童福祉司は「60点未満」の割合が最も高いのに対し、児童福祉司S Vや児童福祉司S V（係長、課長等）は「60～80点未満」の割合が最も高い。平均では、児童福祉司が56.5点、児童福祉司S Vが64.7点、児童福祉司S V（係長、課長等）が67.4点となっている。また、それぞれの経験年数別にみると、相談援助と同様、経験年数の浅い人は自己評価が低くなっている。（図表33）
- ・「適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成がどのくらいできているか」を0点から100点としてきいたところ、児童福祉司S V、児童福祉司S V（係長、課長等）ともに半数以上が「60点未満」となっている。平均では、児童福祉司S Vが52.1点、児童福祉司S V（係長、課長等）が54.0点となっている。児童福祉司S Vにおいても経験年数が浅いほど自己評価が低い傾向にある。（図表34）
- ・市区町村との日常的な連携について「できていない」を1点、「できている」を5点として自己評価をきいたところ、市区町村からの相談のしやすさ、連絡のとりやすさ、迅速な対応、同行訪問依頼への対応、危機介入の平均は3.63～3.76点となっているのに対し、夜間や休日の対応は3.14点と他に比べて低くなっている。どの項目も現在の職種や経験年数に大きな違いがみられない。（図表35）
- ・児童福祉司の専門性を28項目に分けてそれぞれ「できていない」を1点、「できている」を5点としてきいたところ、「子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）」「保護者に向き合う態度」が他の項目に比べて平均点が高くなっている。その他、関係機関や市区町村との連携に関する項目も他の項目に比べて比較的平均点が高くなっている。また現在の職種別では、児童福祉司は児童福祉司S Vや児童福祉司S V（係長、課長等）に比べて全体的に平均点が低い。特に経験年数別にみるとその違いが顕著に表れ、経験年数が浅い人ほど自己評価が低くなっている。（図表36）

図表 32 相談援助の場面における対応

		サンプル数 (N=)	60点未満	60~80点 未満	80~100点	無回答	平均	標準偏差	
全体		2822	38.3	37.9	21.7	2.2	60.2	19.9	
現在の職種	児童福祉司	2150	43.3	37.5	17.3	2.0	57.7	19.9	
	児童福祉司SV	183	21.9	42.6	33.3	2.2	67.2	17.9	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	20.3	37.0	40.2	2.5	69.7	17.4	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	54.5	33.7	9.9	1.9	51.7	20.4
		1~3年未満	708	44.2	38.3	16.1	1.4	57.2	19.7
		3~5年未満	316	37.0	42.1	20.3	0.6	62.0	17.2
		5~10年未満	296	32.4	40.2	25.3	2.0	63.6	18.3
		10年以上	91	27.5	39.6	30.8	2.2	66.0	17.8
	児童福祉司SV	1年未満	156	21.8	43.6	32.7	1.9	66.7	16.5
		1~3年未満	192	21.4	43.2	33.9	1.6	68.2	18.6
		3~5年未満	105	16.2	41.0	40.0	2.9	70.0	16.1
5年以上		96	17.7	18.8	60.4	3.1	74.5	18.6	
保有資格	社会福祉士		342	45.6	35.4	17.3	1.8	57.2	21.0
	社会福祉士+α		732	38.4	38.1	21.9	1.6	60.4	19.6
	精神保健福祉士		65	49.2	27.7	21.5	1.5	56.0	23.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		374	40.1	41.2	16.8	1.9	58.7	19.6
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		946	32.9	39.6	25.1	2.4	62.4	19.3
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	50.1	37.5	10.8	1.5	53.4	19.9
		資格なし	150	40.7	49.3	8.7	1.3	56.5	18.0
	30歳代	資格あり	551	45.2	36.7	16.9	1.3	57.8	20.1
		資格なし	249	35.7	41.0	20.9	2.4	60.5	19.5
	40歳代	資格あり	383	32.6	39.2	26.1	2.1	63.3	18.8
		資格なし	292	33.6	36.3	28.8	1.4	62.7	19.4
	50歳以上	資格あり	173	25.4	40.5	32.9	1.2	66.4	19.2
		資格なし	237	25.7	36.3	34.2	3.8	67.2	18.3
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	59.3	30.6	8.3	1.9	49.6	20.4
		資格なし	190	46.3	40.0	11.6	2.1	55.1	19.5
	児童福祉司 1~3年未満	資格あり	387	46.5	38.2	14.0	1.3	56.1	20.1
		資格なし	250	39.6	40.0	18.4	2.0	58.9	19.2
	児童福祉司 3~5年未満	資格あり	192	36.5	44.8	18.8	0.0	62.2	17.1
		資格なし	88	36.4	40.9	22.7	0.0	62.5	17.3
	児童福祉司 5~10年未満	資格あり	187	35.3	40.1	22.5	2.1	62.7	18.5
		資格なし	73	21.9	39.7	37.0	1.4	68.3	16.0
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	30.8	44.2	23.1	1.9	63.5	16.4
		資格なし	29	17.2	41.4	41.4	0.0	70.9	17.9
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	18.2	47.0	33.3	1.5	67.9	15.5
		資格なし	52	26.9	42.3	28.8	1.9	64.0	18.5
	児童福祉司SV 1~3年未満	資格あり	82	22.0	45.1	31.7	1.2	69.1	16.9
		資格なし	82	18.3	40.2	39.0	2.4	68.4	20.3
児童福祉司SV 3~5年未満	資格あり	45	13.3	44.4	35.6	6.7	69.4	15.7	
	資格なし	47	17.0	38.3	44.7	0.0	70.9	16.5	
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	14.0	16.3	69.8	0.0	77.2	18.8	
	資格なし	43	16.3	23.3	53.5	7.0	74.5	16.7	

図表 33 子どもの権利を守るためのソーシャルワーク

		サンプル数 (N=)	60点未満	60~80点 未満	80~100点	無回答	平均	標準偏差	
全体		2822	40.5	39.2	18.2	2.1	58.6	19.4	
現在の職種	児童福祉司	2150	44.9	39.2	14.1	1.9	56.5	19.3	
	児童福祉司SV	183	28.4	38.3	31.7	1.6	64.7	18.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	22.8	40.4	34.2	2.5	67.4	17.3	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	56.8	32.4	9.1	1.7	50.5	20.5
		1~3年未満	708	46.6	39.7	12.3	1.4	56.0	18.7
		3~5年未満	316	36.1	48.4	14.9	0.6	60.7	15.5
		5~10年未満	296	32.1	44.9	20.9	2.0	62.2	17.9
		10年以上	91	27.5	46.2	24.2	2.2	65.2	16.9
	児童福祉司SV	1年未満	156	25.0	45.5	27.6	1.9	64.5	16.6
		1~3年未満	192	26.6	42.7	29.7	1.0	65.6	17.7
		3~5年未満	105	19.0	42.9	35.2	2.9	68.8	14.7
5年以上		96	19.8	28.1	49.0	3.1	70.8	20.2	
保有資格	社会福祉士	342	45.3	38.3	14.6	1.8	55.7	20.0	
	社会福祉士+ $\alpha$	732	41.5	40.3	16.7	1.5	58.5	19.0	
	精神保健福祉士	65	47.7	35.4	15.4	1.5	53.9	23.2	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	41.4	40.6	16.3	1.6	58.2	19.3	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	37.2	39.7	20.7	2.3	60.4	18.8	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	54.0	35.5	9.3	1.3	52.1	19.7
		資格なし	150	50.7	40.0	8.0	1.3	53.7	18.4
	30歳代	資格あり	551	44.1	40.5	14.5	0.9	56.8	19.6
		資格なし	249	38.2	46.2	13.3	2.4	58.2	18.4
	40歳代	資格あり	383	37.1	40.2	20.4	2.3	61.1	18.1
		資格なし	292	38.0	36.3	24.7	1.0	60.7	18.5
	50歳以上	資格あり	173	25.4	47.4	26.0	1.2	64.8	17.6
		資格なし	237	28.7	37.1	30.4	3.8	65.8	18.1
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	62.0	29.0	7.4	1.5	48.1	20.7
		資格なし	190	47.9	38.4	11.6	2.1	54.6	18.8
	児童福祉司 1~3年未満	資格あり	387	47.3	40.8	10.6	1.3	55.6	18.6
		資格なし	250	46.0	39.2	12.8	2.0	56.5	19.1
	児童福祉司 3~5年未満	資格あり	192	39.1	47.9	13.0	0.0	60.1	15.4
		資格なし	88	33.0	51.1	15.9	0.0	61.2	15.2
	児童福祉司 5~10年未満	資格あり	187	33.2	47.1	17.6	2.1	61.4	17.7
		資格なし	73	26.0	39.7	32.9	1.4	66.7	15.8
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	28.8	53.8	15.4	1.9	63.1	15.9
		資格なし	29	27.6	37.9	34.5	0.0	67.4	19.2
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	22.7	47.0	28.8	1.5	65.4	16.5
		資格なし	52	30.8	44.2	23.1	1.9	61.8	17.6
	児童福祉司SV 1~3年未満	資格あり	82	24.4	45.1	30.5	0.0	67.4	14.3
		資格なし	82	26.8	42.7	28.0	2.4	64.5	19.9
児童福祉司SV 3~5年未満	資格あり	45	15.6	53.3	24.4	6.7	67.5	13.4	
	資格なし	47	19.1	40.4	40.4	0.0	70.1	14.8	
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	18.6	30.2	51.2	0.0	72.0	20.7	
	資格なし	43	18.6	20.9	53.5	7.0	72.5	18.5	

図表 34 適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成（※児童福祉司SVのみ）

		サンプル数 (N=)	60点未満	60~80点 未満	80~100点	無回答	平均	標準偏差	
全体		586	51.7	38.1	8.4	1.9	53.5	18.7	
現在の職種	児童福祉司SV	183	55.2	33.9	6.0	4.9	52.1	18.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	50.1	40.0	9.4	0.5	54.0	18.7	
職種× 経験年数	児童福祉司SV	1年未満	156	58.3	35.3	3.2	3.2	48.4	19.1
		1~3年未満	192	50.0	38.5	10.4	1.0	54.9	18.4
		3~5年未満	105	46.7	46.7	6.7	0.0	55.3	15.6
		5年以上	96	42.7	40.6	15.6	1.0	58.1	20.0
保有資格	社会福祉士		60	56.7	35.0	6.7	1.7	52.3	17.2
	社会福祉士+α		121	47.9	43.0	8.3	0.8	56.5	16.1
	精神保健福祉士		12	33.3	58.3	8.3	0.0	52.9	26.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		57	42.1	45.6	7.0	5.3	54.4	18.1
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		240	56.3	32.5	9.6	1.7	52.3	19.8
年代× 資格の有無	20歳代	資格あり	0	—	—	—	—	—	—
		資格なし	0	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	33	60.6	30.3	3.0	6.1	51.8	15.7
		資格なし	15	66.7	26.7	6.7	0.0	50.0	22.6
	40歳代	資格あり	128	49.2	40.6	8.6	1.6	55.3	16.6
		資格なし	96	62.5	27.1	7.3	3.1	48.6	20.0
50歳以上	資格あり	84	41.7	50.0	7.1	1.2	55.1	19.2	
	資格なし	125	51.2	36.8	11.2	0.8	54.8	19.0	
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	50.0	40.9	3.0	6.1	50.3	18.5
		資格なし	52	73.1	23.1	1.9	1.9	42.5	19.7
	児童福祉司SV 1~3年未満	資格あり	82	46.3	43.9	9.8	0.0	57.3	15.2
		資格なし	82	52.4	32.9	12.2	2.4	53.9	21.0
	児童福祉司SV 3~5年未満	資格あり	45	48.9	51.1	0.0	0.0	52.7	15.9
		資格なし	47	46.8	40.4	12.8	0.0	56.8	14.6
	児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	41.9	39.5	18.6	0.0	59.5	20.4
		資格なし	43	41.9	44.2	11.6	2.3	58.5	18.2

図表 35 市区町村との日常的な連携

		サンプル数 (N=)	市区町村からの相談を受けやすく心がけている	市区町村から連絡がとりやすいように心がけている	迅速な対応・動きに心がけている	同行訪問依頼にできるだけ対応するように心がけている	夜間や休日に対応できるように心がけている	危機介入	
全体		2822	3.63	3.74	3.69	3.76	3.14	3.68	
現在の職種	児童福祉司	2150	3.64	3.76	3.71	3.78	3.14	3.69	
	児童福祉司SV	183	3.56	3.69	3.61	3.69	3.17	3.64	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	3.58	3.67	3.66	3.67	3.09	3.65	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	3.63	3.76	3.73	3.81	3.13	3.71
		1～3年未満	708	3.64	3.75	3.68	3.74	3.17	3.69
		3～5年未満	316	3.64	3.78	3.66	3.78	3.13	3.64
		5～10年未満	296	3.68	3.76	3.76	3.76	3.14	3.66
		10年以上	91	3.68	3.79	3.73	3.82	3.00	3.84
	SV 児童福祉司	1年未満	156	3.51	3.63	3.58	3.61	3.09	3.58
		1～3年未満	192	3.54	3.60	3.61	3.70	3.09	3.62
		3～5年未満	105	3.57	3.70	3.78	3.65	3.07	3.75
	5年以上	96	3.69	3.83	3.73	3.74	3.21	3.71	
保有資格	社会福祉士	342	3.59	3.73	3.77	3.83	3.20	3.73	
	社会福祉士+α	732	3.63	3.77	3.67	3.76	3.11	3.65	
	精神保健福祉士	65	3.61	3.67	3.67	3.76	3.21	3.81	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	3.60	3.68	3.69	3.67	3.13	3.74	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	3.64	3.75	3.70	3.77	3.15	3.69	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	3.67	3.78	3.75	3.82	3.12	3.72
		資格なし	150	3.53	3.66	3.64	3.71	3.17	3.63
	30歳代	資格あり	551	3.64	3.74	3.70	3.73	3.21	3.67
		資格なし	249	3.58	3.77	3.70	3.72	3.13	3.72
	40歳代	資格あり	383	3.56	3.71	3.67	3.75	3.10	3.69
		資格なし	292	3.69	3.76	3.75	3.80	3.29	3.69
	50歳以上	資格あり	173	3.50	3.63	3.61	3.69	3.08	3.74
		資格なし	237	3.68	3.80	3.68	3.85	3.03	3.73
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	3.62	3.73	3.70	3.83	3.18	3.72
		1年未満 資格なし	190	3.58	3.74	3.74	3.74	3.13	3.68
	児童福祉司	1～3年未満 資格あり	387	3.62	3.74	3.69	3.73	3.14	3.68
		資格なし	250	3.66	3.74	3.68	3.78	3.18	3.75
	児童福祉司	3～5年未満 資格あり	192	3.61	3.80	3.69	3.77	3.07	3.65
		資格なし	88	3.65	3.73	3.64	3.80	3.23	3.72
	児童福祉司	5～10年未満 資格あり	187	3.70	3.79	3.79	3.78	3.15	3.71
		資格なし	73	3.65	3.71	3.71	3.76	3.07	3.59
	児童福祉司	10年以上 資格あり	52	3.70	3.86	3.92	3.91	3.05	3.98
		資格なし	29	3.76	3.77	3.54	3.65	3.10	3.70
	児童福祉司SV	1年未満 資格あり	66	3.47	3.58	3.54	3.56	3.16	3.67
		資格なし	52	3.51	3.65	3.51	3.66	2.98	3.50
	児童福祉司SV	1～3年未満 資格あり	82	3.52	3.53	3.54	3.70	3.01	3.53
		資格なし	82	3.64	3.78	3.72	3.76	3.29	3.77
	児童福祉司SV	3～5年未満 資格あり	45	3.52	3.70	3.70	3.76	3.15	3.89
		資格なし	47	3.60	3.76	3.86	3.62	2.97	3.64
児童福祉司SV	5年以上 資格あり	43	3.54	3.64	3.60	3.41	3.16	3.67	
	資格なし	43	3.82	4.03	3.85	4.05	3.27	3.78	

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

図表 36 児童福祉司の現在の専門性の評価

【現在の職種】

		全体	児童福祉司	児童福祉司SV	児童福祉司SV (係長、課長等)
合計 (N=)		2822	2150	183	403
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.0	2.9	3.5	3.4
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.3	3.2	3.5	3.5
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	3.3	3.2	3.6	3.5
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	3.4	3.3	3.7	3.7
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	3.2	3.1	3.5	3.5
6	保護者の状態に関する見立てができる	3.2	3.1	3.6	3.6
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.1	3.0	3.5	3.5
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	3.0	2.9	2.9	2.9
9	子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.2	3.0	3.5	3.6
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.2	3.1	3.4	3.5
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.1	3.0	3.0	3.0
12	子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.9	2.8	3.2	3.3
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.9	2.8	3.2	3.3
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.8	2.8	3.1	3.2
15	チームでの意思決定へのサポートができる	3.2	3.1	3.6	3.7
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	3.2	3.1	3.4	3.5
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	2.8	2.6	3.1	3.2
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.4	3.4	3.6	3.6
19	市区町村と適切な協働ができる	3.4	3.3	3.5	3.5
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.9	2.8	3.2	3.3
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.7	2.7	2.9	3.0
22	市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.2	3.2	3.4	3.4
23	ケースの進行管理・再評価ができる	3.0	2.9	3.3	3.4
24	スーパービジョン ※SVのみ	3.2	—	3.1	3.3
25	子どもに適切に説明ができる	3.3	3.2	3.5	3.6
26	保護者に適切に説明ができる	3.3	3.2	3.6	3.6
27	子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.6	3.6	3.7	3.7
28	保護者に向き合う態度	3.5	3.5	3.7	3.7

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【職種×経験年数】

	1 年未 満 児 童 福 祉 司	1 ～ 3 年未 満 児 童 福 祉 司	3 ～ 5 年未 満 児 童 福 祉 司	5 ～ 10 年未 満 児 童 福 祉 司	10 年 以 上 児 童 福 祉 司	1 年未 満 児 童 福 祉 司 SV	1 ～ 3 年未 満 児 童 福 祉 司 SV	3 ～ 5 年未 満 児 童 福 祉 司 SV	SV 5 年 以 上 児 童 福 祉 司
合 計 (N=)	619	708	317	297	91	175	196	111	99
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.7	2.9	3.1	3.3	3.4	3.3	3.4	3.5	3.6
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.0	3.2	3.4	3.5	3.6	3.4	3.5	3.6	3.7
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.0	3.2	3.4	3.5	3.6	3.5	3.6	3.6	3.6
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.0	3.2	3.5	3.6	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	2.8	3.0	3.3	3.4	3.5	3.5	3.5	3.6	3.6
6 保護者の状態に関する見立てができる	2.8	3.1	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6	3.8
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.7	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.7
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.6	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	3.5	3.7
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.7	3.0	3.3	3.4	3.5	3.4	3.6	3.6	3.8
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	2.8	3.1	3.3	3.3	3.4	3.4	3.5	3.5	3.5
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.7	3.0	3.3	3.4	3.5	3.4	3.6	3.6	3.8
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.5	2.7	3.0	3.2	3.3	3.1	3.4	3.4	3.5
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.0	3.4	3.3	3.5
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.5	2.7	3.0	3.1	3.3	2.9	3.3	3.1	3.3
15 チームでの意思決定へのサポートができる	2.8	3.1	3.2	3.4	3.6	3.5	3.7	3.7	3.8
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.8	3.0	3.2	3.4	3.5	3.4	3.5	3.5	3.7
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.4	2.6	2.8	3.0	3.1	3.0	3.2	3.3	3.5
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.2	3.4	3.5	3.6	3.7	3.5	3.6	3.6	3.7
19 市区町村と適切な協働ができる	3.2	3.3	3.5	3.5	3.6	3.4	3.6	3.4	3.6
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.6	2.8	3.0	3.1	3.3	3.1	3.3	3.3	3.4
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.5	2.7	2.8	2.8	3.0	2.8	3.1	3.0	3.1
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.0	3.2	3.3	3.4	3.4	3.3	3.5	3.3	3.5
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.7	2.9	3.1	3.2	3.3	3.1	3.4	3.4	3.5
24 スーパービジョン ※SVのみ	—	—	—	—	—	2.9	3.3	3.3	3.6
25 子どもに適切に説明ができる	3.0	3.2	3.4	3.4	3.6	3.5	3.6	3.6	3.7
26 保護者に適切に説明ができる	2.9	3.2	3.4	3.5	3.7	3.5	3.7	3.6	3.7
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.5	3.5	3.7	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.8
28 保護者に向き合う態度	3.3	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7	3.8

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【保有資格】

	社会福祉士	社会福祉士 $\alpha$	精神保健福祉士	社会福祉士+ 精神保健福祉士	社会福祉士、 精神保健福祉士 をもたない
合計 (N=)	342	732	65	374	946
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.8	3.0	3.1	3.0	3.3
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.2	3.3	3.2	3.3	3.4
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.2	3.3	3.1	3.3	3.4
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.2	3.4	3.2	3.3	3.4
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	3.0	3.1	3.1	3.1	3.4
6 保護者の状態に関する見立てができる	3.1	3.2	3.1	3.3	3.3
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.0	3.1	3.0	3.1	3.2
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.9	3.0	2.8	3.0	3.1
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.1	3.1	2.9	3.1	3.3
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.1	3.2	3.0	3.1	3.2
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.1	3.1	2.9	3.1	3.3
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.8	2.9	2.8	2.9	3.0
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.9	2.9	2.8	2.9	3.0
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.8	2.9	2.7	2.9	2.9
15 チームでの意思決定へのサポートができる	3.1	3.3	3.0	3.1	3.3
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	3.1	3.2	3.1	3.2	3.2
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4
19 市区町村と適切な協働ができる	3.3	3.4	3.3	3.3	3.4
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.8	2.9	2.7	2.9	3.0
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.1	3.3	3.2	3.2	3.3
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.9	3.0	2.8	3.1	3.1
24 スーパービジョン ※SVのみ	3.2	3.5	3.2	3.1	3.2
25 子どもに適切に説明ができる	3.2	3.3	3.2	3.2	3.4
26 保護者に適切に説明ができる	3.2	3.3	3.2	3.2	3.4
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.5	3.7	3.4	3.5	3.7
28 保護者に向き合う態度	3.4	3.6	3.3	3.5	3.6

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【年代×資格（社会福祉士または精神保健福祉士の資格）の有無】

	20歳代		30歳代		40歳代		50歳以上	
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
合計（N＝）	389	150	551	249	383	292	173	237
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.55	2.86	2.85	3.21	3.24	3.34	3.51	3.47
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.05	3.20	3.19	3.37	3.39	3.38	3.52	3.48
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.14	3.20	3.19	3.41	3.40	3.43	3.51	3.41
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.08	3.14	3.27	3.35	3.52	3.52	3.60	3.51
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	2.78	3.03	3.06	3.35	3.33	3.41	3.47	3.47
6 保護者の状態に関する見立てができる	2.90	3.00	3.16	3.26	3.45	3.44	3.55	3.49
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.85	2.85	2.99	3.06	3.31	3.25	3.46	3.41
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.72	2.78	2.91	3.00	3.22	3.12	3.36	3.32
9 子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.85	3.07	3.07	3.14	3.27	3.33	3.45	3.46
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.04	3.09	3.04	3.16	3.24	3.24	3.38	3.39
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.89	3.04	3.03	3.17	3.24	3.26	3.46	3.49
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.60	2.68	2.80	2.83	3.12	3.03	3.26	3.18
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.68	2.85	2.82	2.89	3.12	3.02	3.22	3.15
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.63	2.71	2.76	2.79	3.06	2.94	3.18	3.10
15 チームでの意思決定へのサポートができる	2.97	3.08	3.10	3.23	3.38	3.28	3.54	3.46
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.95	3.00	3.11	3.15	3.38	3.17	3.49	3.35
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.43	2.64	2.63	2.68	2.99	2.93	3.07	2.99
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.29	3.35	3.32	3.43	3.56	3.43	3.53	3.53
19 市区町村と適切な協働ができる	3.26	3.43	3.28	3.39	3.47	3.39	3.48	3.51
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.66	2.88	2.79	2.86	3.06	3.06	3.25	3.17
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.54	2.72	2.65	2.62	2.85	2.82	2.98	3.00
22 市区町村との適切な連携（市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等）ができる	3.11	3.23	3.17	3.25	3.33	3.25	3.29	3.40
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.79	2.85	2.95	2.97	3.16	3.06	3.31	3.24
24 スーパービジョン ※SVのみ	—	—	3.09	2.80	3.32	3.17	3.41	3.15
25 子どもに適切に説明ができる	3.09	3.22	3.22	3.39	3.38	3.46	3.48	3.41
26 保護者に適切に説明ができる	3.01	3.08	3.22	3.29	3.43	3.47	3.49	3.46
27 子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	3.63	3.65	3.51	3.63	3.62	3.65	3.66	3.68
28 保護者に向き合う態度	3.48	3.49	3.45	3.52	3.60	3.59	3.63	3.65

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【職種×経験年数×資格の有無】

	児童福祉司 1年未満		児童福祉司 1～3年未満		児童福祉司 3～5年未満		児童福祉司 5～10年未満		児童福祉司 10年以上		
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	
合計 (N=)	324	190	387	250	192	88	187	73	52	29	
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.46	3.07	2.82	3.10	3.03	3.25	3.26	3.31	3.38	3.57
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.83	3.23	3.14	3.25	3.40	3.40	3.50	3.54	3.46	3.75
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	2.86	3.19	3.20	3.25	3.43	3.38	3.44	3.67	3.48	3.67
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	2.90	3.14	3.23	3.25	3.47	3.42	3.50	3.76	3.52	3.78
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	2.63	3.13	2.98	3.21	3.29	3.25	3.33	3.67	3.36	3.74
6	保護者の状態に関する見立てができる	2.75	3.01	3.08	3.16	3.38	3.33	3.39	3.63	3.50	3.75
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.68	2.82	2.97	3.02	3.19	3.13	3.24	3.56	3.26	3.64
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.56	2.75	2.87	2.86	3.13	3.07	3.17	3.42	3.22	3.54
9	子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.56	2.85	2.98	3.11	3.29	3.34	3.38	3.58	3.36	3.75
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	2.72	2.95	3.08	3.09	3.25	3.27	3.27	3.46	3.30	3.71
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.59	2.86	2.97	3.07	3.28	3.40	3.36	3.60	3.34	3.64
12	子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.44	2.62	2.71	2.72	3.10	2.85	3.10	3.51	3.24	3.57
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.51	2.72	2.78	2.83	3.08	2.93	3.08	3.44	3.16	3.54
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネジメントができる	2.42	2.64	2.73	2.70	2.99	2.94	3.08	3.33	3.16	3.52
15	チームでの意思決定へのサポートができる	2.76	3.00	3.04	3.07	3.22	3.22	3.37	3.63	3.48	3.73
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.77	2.96	3.08	3.02	3.28	3.18	3.33	3.53	3.42	3.63
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	2.31	2.60	2.59	2.56	2.73	2.78	2.89	3.19	3.00	3.33
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.07	3.24	3.34	3.38	3.54	3.40	3.53	3.72	3.58	3.89
19	市区町村と適切な協働ができる	3.10	3.29	3.32	3.38	3.46	3.42	3.43	3.69	3.48	3.96
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.42	2.74	2.79	2.85	2.97	3.09	3.05	3.35	3.24	3.46
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネジメントや協働ができる	2.34	2.64	2.70	2.69	2.76	2.69	2.76	3.07	2.82	3.32
22	市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	2.92	3.10	3.16	3.24	3.32	3.24	3.37	3.55	3.24	3.81
23	ケースの進行管理・再評価ができる	2.60	2.84	2.89	2.86	3.12	3.06	3.16	3.44	3.22	3.36
24	スーパービジョン ※SVのみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	子どもに適切に説明ができる	2.85	3.30	3.17	3.24	3.46	3.41	3.42	3.54	3.57	3.68
26	保護者に適切に説明ができる	2.80	3.10	3.17	3.16	3.43	3.44	3.42	3.71	3.59	3.75
27	子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.41	3.62	3.57	3.55	3.72	3.70	3.62	3.79	3.69	3.89
28	保護者に向き合う態度	3.30	3.43	3.48	3.44	3.65	3.58	3.57	3.74	3.63	3.89

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【職種×経験年数×資格の有無】

	児童福祉司 SV 1年未満		児童福祉司 SV 1～3年未満		児童福祉司 SV 3～5年未満		児童福祉司 SV 5年以上		
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	
合計 (N=)	66	52	82	82	45	47	43	43	
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.38	3.36	3.43	3.52	3.53	3.66	3.53	3.76
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.55	3.38	3.52	3.58	3.63	3.63	3.79	3.73
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	3.57	3.40	3.65	3.60	3.58	3.63	3.67	3.68
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	3.71	3.56	3.80	3.63	3.74	3.70	3.79	3.76
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	3.48	3.50	3.54	3.60	3.63	3.54	3.55	3.80
6	保護者の状態に関する見立てができる	3.66	3.54	3.71	3.58	3.63	3.72	3.67	3.93
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.60	3.26	3.62	3.45	3.47	3.63	3.70	3.80
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	3.37	3.26	3.56	3.36	3.40	3.61	3.70	3.73
9	子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.44	3.38	3.67	3.54	3.58	3.74	3.77	3.88
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.42	3.36	3.56	3.49	3.49	3.61	3.53	3.66
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.31	3.38	3.73	3.60	3.53	3.65	3.81	3.85
12	子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	3.18	3.08	3.49	3.29	3.33	3.43	3.58	3.56
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	3.09	2.94	3.49	3.33	3.28	3.35	3.56	3.49
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネジメントができる	3.02	2.90	3.40	3.24	3.12	3.15	3.53	3.32
15	チームでの意思決定へのサポートができる	3.63	3.36	3.83	3.56	3.74	3.67	3.81	3.95
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	3.52	3.28	3.78	3.36	3.53	3.46	3.77	3.71
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	3.09	2.82	3.33	3.16	3.33	3.37	3.53	3.56
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.64	3.50	3.72	3.55	3.49	3.67	3.76	3.80
19	市区町村と適切な協働ができる	3.43	3.38	3.66	3.49	3.37	3.46	3.69	3.66
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	3.14	3.04	3.51	3.21	3.33	3.30	3.51	3.50
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネジメントや協働ができる	2.98	2.63	3.11	3.04	3.07	3.07	3.31	3.10
22	市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.32	3.26	3.65	3.40	3.26	3.39	3.60	3.54
23	ケースの進行管理・再評価ができる	3.20	3.02	3.47	3.31	3.49	3.38	3.67	3.55
24	スーパービジョン ※SVのみ	3.00	2.78	3.41	3.16	3.37	3.27	3.60	3.70
25	子どもに適切に説明ができる	3.49	3.50	3.67	3.57	3.60	3.57	3.77	3.68
26	保護者に適切に説明ができる	3.51	3.52	3.73	3.64	3.60	3.74	3.79	3.66
27	子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.69	3.72	3.77	3.72	3.72	3.74	3.77	3.83
28	保護者に向き合う態度	3.68	3.66	3.76	3.72	3.67	3.78	3.81	3.93

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

図表 37 児童福祉司としての専門性向上のために必要と考えていること（主なもの）

児童福祉司	1年未満	<p>経験(多種多様なケースなど)・実践                      研修・育成の充実                      知識                      法律・制度の理解、知識向上                      時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間)                      面接技法の向上(傾聴)                      社会資源の把握・理解                      メンタル的資質(自信、判断力等)                      適切なスーパーバイズ                      自己研鑽・勉強・自ら学ぶ姿勢</p>
	1～3年未満	<p>経験(多種多様なケースなど)・実践                      研修・育成の充実                      知識                      面接技法の向上(傾聴)                      適切なスーパーバイズ                      メンタル的資質(客観性・冷静さ、精神的余裕、柔軟性・適応力、モチベーション等)                      時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間)                      見立てる力の向上                      法律・制度の理解、知識向上                      チーム体制(2人体制)、チームワーク                      他職種や関係機関との連携</p>
	3～5年未満	<p>経験(多種多様なケースなど)・実践                      研修・育成の充実                      知識                      メンタル的資質(メンタルの強さ、客観性等)                      時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間)                      法律・制度の理解、知識向上                      アセスメント力向上                      面接技法の向上(傾聴)                      見立てる力の向上                      適切なスーパーバイズ</p>
	5～10年未満	<p>研修・育成の充実                      経験(多種多様なケースなど)・実践                      時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間)                      知識                      適切なスーパーバイズ                      メンタル的資質(想像力、長期的視点、バランス感覚等)                      他職種や関係機関との連携                      自己研鑽・勉強・自ら学ぶ姿勢                      法律・制度の理解、知識向上                      アセスメント力向上                      面接技法の向上(傾聴)</p>
	10年以上	<p>研修・育成の充実                      経験(多種多様なケースなど)・実践                      メンタル的資質(メンタルヘルス、粘り強さ、客観性等)                      面接技法の向上(傾聴)                      知識                      適切なスーパーバイズ                      時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間)</p>
児童福祉司SV	1年未満	<p>経験(多種多様なケースなど)・実践                      研修・育成の充実                      メンタル統合 * 詳細は別シート                      知識                      アセスメント力向上                      他職種や関係機関との連携                      子どもの権利擁護・子どもを第一に考える意識                      社会資源の把握・理解</p>

児童福祉司SV	1～3年未満	研修・育成の充実 経験(多種多様なケースなど)・実践 メンタル的資質(柔軟性等) 知識 人員の増員、適切な人員配置 面接技法の向上(傾聴) 時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間) 法律・制度の理解、知識向上 見立てる力の向上 適切なスーパーバイズ
	3～5年未満	経験(多種多様なケースなど)・実践 研修・育成の充実 コミュニケーション力向上 OJT 知識 メンタル的資質(多角的視点、熱意・意欲、判断力等) 時間的ゆとり(ケースに向き合える時間・勉強や研修をする時間) 他職種や関係機関との連携 適切なスーパーバイズ
	5年以上	経験(多種多様なケースなど)・実践 研修・育成の充実 メンタル的資質(メンタルの強さ、粘り強さ、熱意等) 知識 コミュニケーション力向上 アセスメント力向上 見立てる力の向上 自己研鑽・勉強・自ら学ぶ姿勢

(7) OJTや研修について

- ・S Vのスーパービジョンを定期的に受けているか（S Vは「実施しているか」）をきいたところ、どの職種においても「日々のケース対応の中で受けて（実施して）いる」が最も高くなっている。（図表 38）
- ・児童福祉司に現在S Vから受けているスーパービジョンが十分かをきいたところ、「十分」や「おおむね十分」が半数を超えている。経験年数別では、経験年数が長い方が「やや足りない」や「足りない」とする割合が高い。（図表 39）
- ・自身の専門性をどのように獲得したかを最も効果のあった順に上位3つまでをきいたところ、第1位としてあげられたものは、どの職種、経験年数とも「OJT」が最も高く、次いで「S Vによるスーパーバイズ」となっている。第2位としては「所内での研修」「S Vによるスーパーバイズ」の割合が高い。（図表 40・41）
- ・児童相談所に児童福祉司に着任してからチューター（新任の職員に対し、業務だけでなくメンタル面を含めたサポートを行う人）などがいたかをきいたところ、「チューターがいた・いる」は36.4%、「チューターはいなかった・いない」が58.9%となっている。職種別では児童福祉司は他に比べて「チューターがいた・いる」割合が高くなっている。（図表 43）
- ・法定研修を受講した効果について5段階（1は役にたっていない、5は大変役にたっている）できいたところ、「児童福祉司任用前研修」では「5（大変役にたっている）」や「4」が32.1%、「児童福祉司任用後研修」では「5（大変役にたっている）」や「4」が38.0%、「S V研修」では「5（大変役にたっている）」や「4」が50.5%となっている。（図表 44～46）
- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人に、現在持っている資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務が行えるかをきいたところ、「行える」が27.3%（「十分行える」3.0%）、「ある程度行える」24.3%の合計、「比較的難しい」が71.0%（「やや難しい」34.2%）、「難しい」36.8%の合計）となっている。現在の職種や経験年数別にみても大きな違いはみられない。（図表 49）
- ・児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合、その資格を取得したいかをきいたところ、「ぜひ取得したい」が15.5%、「機会があれば取得したい」が39.8%、「あまり取得したいとは思わない」が15.4%、「取得したいとは思わない」が18.1%と、取得の意向を持っている割合が半数を超えている。現在の職種別にみると、児童福祉司や児童福祉司S Vは取得意向を持っている割合が半数を超えているが、児童福祉司S V（係長、課長等）は他に比べて取得意向の割合が低い。（図表 50）
- ・資格取得の意向のある人に資格を取得する際の不安の有無についてきいたところ、「資格にかかる時間」が最も高く、78.6%、次いで「実習期間」57.2%となっている。上位にあがっているものに、現在の職種や経験年数に大きな違いはみられない。（図表 51）
- ・また取得意向のある人に、資格を取得しやすい受講方法についてきいたところ、「自宅での通信教育費」46.2%、「オンライン研修」41.1%の割合が高くなっている。（図表 52）
- ・資格を取得したいと思わないと回答した人にその理由をきいたところ、「必要性を感じないから」が48.8%と最も高く、次いで「実習などがあると、仕事をしながらでは難しいから」38.8%となっている。特に児童福祉司の経験年数の長い人や児童福祉司S Vや児童福祉司S V（係長、課長等）は、「必要性を感じない」をあげる割合が経験年数の浅い児童福祉司に比べて高くなっている。（図表 53）

図表 38 SVのスーパービジョンを定期的にかけているか（SVの方は「実施しているか」）

		サンプル数 (N=)	日々のケース対応 の中で受けて（実施 して）いる	定期的にかけて （実施して）いる	自分から希望した 時に受けて（実施し て）いる	SVが必要と感じ た時に（実施して） 受けている	外部の専門家から 受けている	受けて（実施して） いない	その他	無回答	
全体		2822	56.1	3.9	15.0	9.0	1.9	7.9	0.9	9.7	
現在の職種	児童福祉司	2150	53.2	3.7	17.4	7.2	1.8	8.1	1.0	10.5	
	児童福祉司SV	183	65.6	4.4	10.4	17.5	1.1	4.9	1.1	7.1	
	児童福祉司SV （係長、課長等）	403	72.0	4.2	6.2	14.1	2.2	6.2	0.5	3.5	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	57.2	3.8	13.9	6.5	1.5	7.5	1.4	11.1
		1～3年未満	708	55.5	4.8	17.8	5.6	1.3	6.8	1.0	9.9
		3～5年未満	316	48.7	3.2	22.5	8.5	1.6	7.6	0.6	9.2
		5～10年未満	296	50.0	3.4	19.3	7.8	2.7	10.5	0.7	9.5
		10年以上	91	46.2	1.1	18.7	15.4	3.3	12.1	1.1	8.8
	SV	1年未満	156	67.3	3.2	9.6	17.3	1.9	7.7	0.6	3.2
		1～3年未満	192	73.4	4.7	7.8	15.6	2.1	4.2	1.0	4.7
		3～5年未満	105	69.5	5.7	8.6	15.2	1.9	5.7	0.0	2.9
	5年以上	96	67.7	5.2	3.1	10.4	2.1	5.2	1.0	7.3	
保有資格	社会福祉士	342	61.4	4.7	14.6	7.9	2.3	7.0	0.3	7.6	
	社会福祉士+α	732	60.4	4.9	13.1	8.2	2.5	5.6	1.1	7.8	
	精神保健福祉士	65	53.8	1.5	15.4	10.8	0.0	7.7	1.5	10.8	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	55.1	3.2	20.3	9.9	1.9	7.5	1.1	7.2	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	52.4	3.9	15.9	9.2	1.4	8.1	1.1	11.9	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	59.1	5.4	14.9	6.2	1.5	5.1	0.8	9.0
		資格なし	150	55.3	4.7	11.3	4.7	2.0	10.7	1.3	10.7
	30歳代	資格あり	551	57.5	4.0	16.9	7.8	1.6	8.2	1.1	6.5
		資格なし	249	51.4	3.2	21.3	8.4	0.4	6.8	1.2	10.0
	40歳代	資格あり	383	60.6	3.7	15.9	11.2	2.6	5.2	1.3	6.8
		資格なし	292	52.1	4.5	18.5	8.2	1.4	8.6	1.4	10.3
	50歳以上	資格あり	173	60.7	4.0	9.8	11.0	3.5	6.4	0.0	10.4
		資格なし	237	53.6	3.8	10.1	13.1	1.7	7.6	0.4	16.0
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	59.0	4.6	14.8	7.7	1.9	5.2	1.9	8.6
		1年未満 資格なし	190	55.8	3.7	12.1	6.3	1.1	8.9	1.1	12.1
	児童福祉司	1～3年未満 資格あり	387	58.7	5.4	16.5	5.4	1.3	7.0	0.5	7.5
		資格なし	250	49.6	4.4	22.0	5.6	1.2	6.0	1.6	12.8
	児童福祉司	3～5年未満 資格あり	192	50.5	2.1	21.9	9.4	1.6	7.8	0.5	8.9
		資格なし	88	46.6	6.8	23.9	4.5	1.1	6.8	1.1	10.2
	児童福祉司	5～10年未満 資格あり	187	56.1	3.7	18.7	7.0	2.7	9.6	0.5	7.0
		資格なし	73	35.6	0.0	23.3	11.0	4.1	9.6	0.0	17.8
	児童福祉司	10年以上 資格あり	52	50.0	1.9	17.3	21.2	1.9	9.6	0.0	7.7
		資格なし	29	41.4	0.0	24.1	6.9	3.4	10.3	3.4	10.3
	児童福祉司SV	1年未満 資格あり	66	68.2	4.5	9.1	16.7	3.0	1.5	1.5	3.0
		資格なし	52	63.5	0.0	13.5	19.2	0.0	9.6	0.0	5.8
	児童福祉司SV	1～3年未満 資格あり	82	81.7	8.5	7.3	12.2	3.7	1.2	2.4	2.4
		資格なし	82	68.3	2.4	6.1	18.3	0.0	4.9	0.0	7.3
	児童福祉司SV	3～5年未満 資格あり	45	75.6	2.2	6.7	11.1	0.0	6.7	0.0	0.0
		資格なし	47	61.7	10.6	10.6	17.0	2.1	2.1	0.0	6.4
児童福祉司SV	5年以上 資格あり	43	76.7	7.0	2.3	9.3	4.7	2.3	0.0	2.3	
	資格なし	43	60.5	4.7	4.7	11.6	0.0	4.7	2.3	11.6	

図表 39 SVから受けているスーパービジョンは十分だと思うか（※児童福祉司のみ）

		サンプル数 (N=)	十分	おおむね 十分	やや足り ない	足りない	無回答	
全体		2150	17.4	40.6	25.5	12.7	3.8	
職種× 経験年数	児童福祉司	1年未満	584	20.2	40.4	25.2	11.0	3.3
		1～3年未満	708	17.2	42.4	24.6	12.9	3.0
		3～5年未満	316	17.1	40.2	29.1	10.4	3.2
		5～10年未満	296	15.9	38.2	25.7	14.9	5.4
		10年以上	91	6.6	45.1	27.5	15.4	5.5
保有資格	社会福祉士		278	26.3	34.9	25.9	9.7	3.2
	社会福祉士+α		602	14.8	43.2	28.1	11.5	2.5
	精神保健福祉士		48	18.8	29.2	31.3	18.8	2.1
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		310	15.5	42.6	27.4	12.6	1.9
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		668	16.2	41.6	22.0	14.7	5.5
年代× 資格の有無	20歳代	資格あり	384	22.7	40.1	27.3	8.3	1.6
		資格なし	144	22.2	35.4	27.1	12.5	2.8
	30歳代	資格あり	512	18.2	39.1	27.9	14.1	0.8
		資格なし	224	14.7	39.7	27.2	15.2	3.1
	40歳代	資格あり	248	12.5	46.4	26.2	10.1	4.8
		資格なし	186	16.1	46.2	17.2	16.7	3.8
	50歳以上	資格あり	82	7.3	35.4	29.3	17.1	11.0
		資格なし	101	11.9	45.5	12.9	12.9	16.8
職種× 経験年数× 資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	21.3	42.6	25.6	8.6	1.9
		資格なし	190	18.4	38.9	22.6	15.3	4.7
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	18.1	42.4	27.4	10.6	1.6
		資格なし	250	14.8	43.2	22.4	14.8	4.8
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	16.7	35.4	31.8	13.0	3.1
		資格なし	88	20.5	44.3	23.9	6.8	4.5
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	15.0	39.6	28.9	13.4	3.2
		資格なし	73	15.1	42.5	13.7	19.2	9.6
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	3.8	42.3	32.7	15.4	5.8
		資格なし	29	10.3	44.8	24.1	13.8	6.9

図表 40 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第1位】

		サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	所内での研修	OJT	SVによるスーパーバイズ	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS(Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答	
全体		2822	10.1	2.3	5.0	9.3	35.0	21.2	4.9	4.1	5.6	2.6	
現在の職種	児童福祉司	2150	11.6	2.6	5.0	9.7	32.4	23.3	4.1	3.5	5.9	2.1	
	児童福祉司SV	183	4.9	1.6	3.8	7.1	39.3	21.3	6.0	6.0	6.0	3.8	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	5.2	1.0	5.7	8.7	47.6	11.2	8.4	6.5	3.5	2.2	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	16.6	3.8	6.0	10.8	27.9	20.7	4.1	2.2	5.3	2.6
		1～3年未満	708	10.3	2.5	4.9	9.6	33.5	26.1	3.1	3.7	4.5	1.7
		3～5年未満	316	11.7	1.3	5.4	6.3	38.3	23.7	4.4	1.9	6.6	0.3
		5～10年未満	296	6.4	2.4	3.7	9.5	34.5	23.6	4.7	6.4	6.8	2.0
		10年以上	91	4.4	1.1	1.1	6.6	40.7	14.3	9.9	9.9	11.0	1.1
	SV	1年未満	156	1.3	0.6	5.1	9.0	50.6	14.7	5.8	7.1	3.8	1.9
		1～3年未満	192	6.8	1.6	5.7	7.8	38.0	17.7	9.4	5.2	5.2	2.6
		3～5年未満	105	7.6	0.0	1.9	7.6	53.3	11.4	7.6	5.7	1.0	3.8
	5年以上	96	4.2	1.0	2.1	9.4	44.8	13.5	7.3	8.3	7.3	2.1	
保有資格	社会福祉士	342	12.3	2.3	1.8	7.9	36.0	26.6	3.5	2.9	4.1	2.6	
	社会福祉士+α	732	11.1	1.4	3.8	9.0	35.5	24.6	4.1	3.7	5.5	1.4	
	精神保健福祉士	65	7.7	4.6	4.6	13.8	35.4	18.5	3.1	3.1	6.2	3.1	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	16.3	2.7	3.2	6.4	30.5	19.0	5.6	5.3	8.6	2.4	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	8.6	2.5	6.8	10.4	33.5	19.7	6.3	4.3	5.3	2.6	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	18.0	3.9	2.6	8.7	25.2	31.1	4.1	1.5	3.1	1.8
		資格なし	150	16.7	2.0	6.7	12.7	26.7	26.7	0.7	1.3	6.0	0.7
	30歳代	資格あり	551	8.9	1.3	3.1	10.0	36.1	25.4	3.1	2.5	7.6	2.0
		資格なし	249	11.2	2.0	3.2	8.0	35.3	23.3	4.0	4.4	7.2	1.2
	40歳代	資格あり	383	10.7	1.6	4.2	6.0	41.0	16.7	5.2	5.5	7.0	2.1
		資格なし	292	5.1	3.4	8.2	8.9	33.9	19.5	7.2	6.5	5.1	2.1
50歳以上	資格あり	173	14.5	0.6	3.5	7.5	35.8	14.5	6.4	10.4	5.2	1.7	
	資格なし	237	5.1	1.7	8.4	12.7	35.0	12.2	11.8	3.8	3.4	5.9	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	20.7	3.1	4.3	10.2	26.2	22.2	3.4	1.9	5.9	2.2
		1年未満	190	13.7	4.2	8.9	12.1	26.8	20.5	4.7	2.1	4.7	2.1
	児童福祉司	1～3年未満	387	11.9	2.3	3.9	8.8	31.3	29.5	3.1	3.6	4.1	1.6
		資格なし	250	9.2	2.8	5.6	11.6	31.6	23.2	3.6	4.4	6.0	2.0
	児童福祉司	3～5年未満	192	14.1	2.1	2.6	4.7	39.6	23.4	4.7	2.1	6.8	0.0
		資格なし	88	9.1	0.0	12.5	8.0	31.8	27.3	2.3	2.3	6.8	0.0
	児童福祉司	5～10年未満	187	7.0	2.1	3.2	9.6	37.4	23.0	4.8	3.7	8.0	1.1
		資格なし	73	5.5	4.1	6.8	2.7	26.0	28.8	6.8	12.3	2.7	4.1
	児童福祉司	10年以上	52	3.8	0.0	1.9	1.9	38.5	19.2	9.6	11.5	13.5	0.0
		資格なし	29	6.9	3.4	0.0	10.3	34.5	10.3	13.8	10.3	6.9	3.4
	児童福祉司SV	資格あり	66	0.0	0.0	0.0	6.1	57.6	16.7	6.1	7.6	3.0	3.0
		1年未満	52	3.8	0.0	5.8	13.5	46.2	11.5	5.8	5.8	5.8	1.9
	児童福祉司SV	資格あり	82	11.0	1.2	0.0	8.5	36.6	19.5	6.1	7.3	7.3	2.4
		1～3年未満	82	3.7	1.2	9.8	7.3	40.2	11.0	15.9	3.7	3.7	3.7
	児童福祉司SV	資格あり	45	8.9	0.0	2.2	4.4	57.8	13.3	2.2	8.9	0.0	2.2
		3～5年未満	47	6.4	0.0	2.1	10.6	53.2	10.6	10.6	2.1	0.0	4.3
児童福祉司SV	資格あり	43	4.7	2.3	0.0	9.3	48.8	11.6	9.3	9.3	4.7	0.0	
	5年以上	43	4.7	0.0	2.3	9.3	39.5	16.3	7.0	9.3	7.0	4.7	

図表 41 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第2位】

		サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	所内での研修	OJT	SVによるスーパーバイズ	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS(Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答	
全体		2822	7.7	5.6	8.2	20.2	13.2	22.1	12.0	4.2	1.8	5.0	
現在の職種	児童福祉司	2150	8.7	6.7	7.5	21.3	13.2	22.6	10.8	3.7	1.4	4.1	
	児童福祉司SV	183	4.9	3.3	9.8	18.0	14.2	21.3	13.1	4.4	4.4	6.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	5.0	1.2	10.7	15.1	13.6	20.6	18.1	7.7	2.0	6.0	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	11.0	9.6	11.0	19.0	12.3	20.2	8.2	2.6	1.5	4.6
		1～3年未満	708	9.3	6.9	6.8	22.2	14.3	22.9	9.6	3.7	1.4	3.0
		3～5年未満	316	5.4	6.3	8.2	22.8	14.9	21.8	11.1	4.7	1.9	2.8
		5～10年未満	296	7.4	2.4	4.1	20.6	13.2	28.0	15.2	3.7	1.7	3.7
		10年以上	91	8.8	1.1	4.4	15.4	12.1	25.3	19.8	8.8	0.0	4.4
	SV	1年未満	156	6.4	1.9	12.8	22.4	9.6	21.8	14.1	4.5	1.9	4.5
		1～3年未満	192	4.2	1.6	12.5	16.1	16.1	19.8	13.5	7.3	3.1	5.7
		3～5年未満	105	5.7	1.0	9.5	13.3	12.4	20.0	20.0	9.5	1.9	6.7
	5年以上	96	4.2	1.0	1.0	8.3	18.8	22.9	25.0	8.3	3.1	7.3	
保有資格	社会福祉士	342	7.3	5.8	7.0	22.5	15.8	23.7	9.1	2.3	0.3	6.1	
	社会福祉士+α	732	8.5	6.7	7.1	19.7	15.3	22.5	12.0	3.6	2.3	2.3	
	精神保健福祉士	65	10.8	7.7	6.2	26.2	6.2	20.0	12.3	6.2	1.5	3.1	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	13.1	8.3	6.4	16.3	12.6	19.3	11.2	6.4	1.3	5.1	
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	946	6.6	4.8	9.7	19.8	12.2	22.3	13.1	4.1	2.3	5.2	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	13.9	12.3	7.5	21.6	15.4	17.5	6.7	0.8	1.3	3.1
		資格なし	150	11.3	4.7	12.0	24.0	12.0	18.0	12.7	3.3	0.7	1.3
	30歳代	資格あり	551	9.1	4.5	6.2	20.0	14.7	26.7	11.3	3.1	1.1	3.4
		資格なし	249	9.2	5.2	11.2	18.9	10.8	24.9	10.8	2.8	3.6	2.4
	40歳代	資格あり	383	7.3	6.5	5.2	18.8	13.8	23.2	10.7	7.8	2.1	4.4
		資格なし	292	4.5	4.5	7.5	19.9	12.3	25.0	12.0	4.5	3.1	6.8
	50歳以上	資格あり	173	5.8	3.5	11.6	17.9	11.6	14.5	21.4	6.9	2.3	4.6
		資格なし	237	3.4	4.6	9.3	19.0	13.5	19.0	16.9	5.1	1.3	8.0
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	11.7	11.4	10.2	19.1	13.0	21.0	5.6	2.8	1.5	3.7
		資格なし	190	11.1	8.4	11.6	22.1	9.5	18.4	10.0	1.1	2.1	5.8
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	11.1	8.0	5.9	19.4	16.8	22.7	9.3	3.1	1.3	2.3
		資格なし	250	8.4	6.0	8.4	23.6	12.0	22.4	10.4	4.8	1.6	2.4
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	6.3	7.8	7.8	23.4	15.1	19.8	12.5	4.2	1.0	2.1
		資格なし	88	3.4	5.7	9.1	22.7	14.8	23.9	9.1	6.8	3.4	1.1
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	10.7	1.6	2.7	19.8	13.9	27.8	16.6	2.7	1.6	2.7
		資格なし	73	2.7	5.5	5.5	23.3	15.1	26.0	8.2	5.5	2.7	5.5
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	9.6	1.9	1.9	13.5	15.4	23.1	19.2	11.5	0.0	3.8
		資格なし	29	10.3	0.0	6.9	17.2	10.3	20.7	24.1	6.9	0.0	3.4
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	12.1	3.0	7.6	16.7	7.6	24.2	16.7	6.1	0.0	6.1
		資格なし	52	3.8	1.9	19.2	15.4	11.5	21.2	17.3	0.0	5.8	3.8
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	6.1	3.7	13.4	11.0	20.7	19.5	11.0	7.3	3.7	3.7
		資格なし	82	2.4	0.0	8.5	18.3	12.2	25.6	14.6	6.1	2.4	9.8
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	6.7	2.2	6.7	13.3	11.1	17.8	17.8	13.3	4.4	6.7
		資格なし	47	4.3	0.0	8.5	14.9	12.8	25.5	25.5	4.3	0.0	4.3
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	0.0	2.3	2.3	11.6	18.6	25.6	20.9	4.7	7.0	7.0	
	資格なし	43	4.7	0.0	0.0	4.7	23.3	18.6	30.2	11.6	0.0	7.0	

図表 42 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第3位】

		サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	所内での研修	OJT	バイズ	SVによるスーパーバイズ	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS(Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答
全体		2822	14.1	5.9	9.3	19.2	6.2	11.7	13.8	7.4	2.0	10.5	
現在の職種	児童福祉司	2150	15.2	6.6	9.3	19.3	6.5	11.5	13.5	7.0	1.7	9.3	
	児童福祉司SV	183	9.8	3.8	11.5	20.8	5.5	11.5	12.6	8.2	5.5	10.9	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	10.9	3.7	7.9	17.4	5.2	12.9	16.6	9.9	2.0	13.4	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	17.5	7.7	8.6	19.0	8.4	10.3	11.5	5.7	2.1	9.4
		1～3年未満	708	16.1	6.8	10.7	20.8	4.8	12.4	13.4	6.8	1.3	6.9
		3～5年未満	316	15.2	5.4	10.1	18.4	7.9	10.8	15.5	8.9	1.3	6.6
		5～10年未満	296	8.8	6.4	10.1	17.9	7.1	12.2	17.2	6.4	2.7	11.1
		10年以上	91	8.8	3.3	5.5	23.1	6.6	9.9	13.2	13.2	3.3	13.2
	SV	1年未満	156	13.5	3.8	8.3	17.3	7.7	14.1	12.8	9.0	3.8	9.6
		1～3年未満	192	8.3	3.1	12.0	21.9	4.2	13.0	12.0	9.9	3.1	12.5
		3～5年未満	105	7.6	5.7	9.5	13.3	4.8	15.2	19.0	10.5	1.9	12.4
	5年以上	96	12.5	3.1	4.2	20.8	5.2	7.3	19.8	8.3	4.2	14.6	
保有資格	社会福祉士	342	14.6	5.3	9.4	19.3	4.1	12.3	16.7	6.4	1.5	10.5	
	社会福祉士+α	732	18.4	7.4	9.2	19.9	6.8	11.1	13.5	7.2	1.0	5.5	
	精神保健福祉士	65	9.2	13.8	12.3	12.3	4.6	10.8	13.8	6.2	4.6	12.3	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	15.2	8.8	7.2	16.8	6.7	11.0	13.1	9.1	2.9	9.1	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	12.6	3.4	9.9	19.5	6.6	12.3	13.4	8.1	2.5	11.7	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	26.5	13.1	7.5	18.0	5.7	10.3	9.0	3.6	0.8	5.7
		資格なし	150	18.0	6.7	8.7	18.7	7.3	14.0	17.3	3.3	0.7	5.3
	30歳代	資格あり	551	14.9	6.2	9.4	20.1	6.5	10.9	15.6	6.9	1.3	8.2
		資格なし	249	15.7	1.6	10.4	23.3	6.0	12.9	11.2	8.4	2.0	8.4
	40歳代	資格あり	383	11.0	5.0	11.0	18.5	6.5	12.5	16.2	8.6	2.3	8.4
		資格なし	292	11.6	3.8	10.3	18.5	7.2	9.9	12.3	8.9	2.4	15.1
50歳以上	資格あり	173	11.6	5.8	5.8	16.2	5.2	12.1	15.6	14.5	4.0	9.2	
	資格なし	237	7.2	3.0	9.7	16.5	5.9	13.9	15.6	9.3	4.2	14.8	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	20.7	10.2	8.0	16.7	9.3	9.0	11.7	5.2	1.9	7.4
		1年未満 資格なし	190	13.2	3.7	9.5	18.4	7.9	13.7	12.1	7.4	2.6	11.6
	児童福祉司	1～3年未満 資格あり	387	19.4	9.3	9.6	22.0	4.1	10.1	12.4	7.0	1.8	4.4
		資格なし	250	13.6	2.8	11.6	19.6	5.6	14.4	16.0	6.8	0.8	8.8
	児童福祉司	3～5年未満 資格あり	192	16.1	5.2	9.4	18.8	9.4	11.5	17.2	7.3	0.0	5.2
		資格なし	88	17.0	3.4	11.4	20.5	6.8	10.2	10.2	11.4	3.4	5.7
	児童福祉司	5～10年未満 資格あり	187	10.2	7.5	11.2	18.2	6.4	12.8	16.6	7.5	2.1	7.5
		資格なし	73	8.2	5.5	8.2	15.1	8.2	12.3	17.8	4.1	5.5	15.1
	児童福祉司	10年以上 資格あり	52	7.7	5.8	7.7	21.2	9.6	9.6	15.4	13.5	1.9	7.7
		資格なし	29	13.8	0.0	3.4	34.5	0.0	6.9	10.3	13.8	6.9	10.3
	児童福祉司SV	1年未満 資格あり	66	15.2	6.1	7.6	16.7	4.5	13.6	13.6	9.1	3.0	10.6
		資格なし	52	13.5	3.8	5.8	25.0	7.7	11.5	11.5	11.5	3.8	5.8
	児童福祉司SV	1～3年未満 資格あり	82	8.5	3.7	13.4	24.4	2.4	13.4	9.8	8.5	3.7	12.2
		資格なし	82	7.3	1.2	12.2	15.9	6.1	13.4	12.2	14.6	3.7	13.4
	児童福祉司SV	3～5年未満 資格あり	45	6.7	2.2	6.7	13.3	0.0	13.3	26.7	15.6	2.2	13.3
		資格なし	47	6.4	8.5	14.9	12.8	8.5	19.1	10.6	8.5	0.0	10.6
児童福祉司SV	5年以上 資格あり	43	16.3	2.3	4.7	18.6	7.0	9.3	18.6	11.6	0.0	11.6	
	資格なし	43	11.6	2.3	4.7	20.9	4.7	7.0	20.9	7.0	4.7	16.3	

図表 43 チューターの有無

		サンプル数 (N=)	チューターが いた・いる	チューターは いなかった・ いない	その他	無回答		
全 体		2822	36.4	58.9	2.1	2.7		
現在の職 種	児童福祉司	2150	39.8	55.8	2.3	2.1		
	児童福祉司SV	183	24.0	70.5	0.0	5.5		
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	26.8	70.5	1.5	1.2		
職種×経 験年数	児童 福祉 司	1年未満	584	43.0	52.4	2.7	1.9	
		1～3年未満	708	38.3	57.5	2.3	2.0	
		3～5年未満	316	43.0	53.5	2.8	0.6	
		5～10年未満	296	35.5	61.8	1.0	1.7	
		10年以上	91	42.9	52.7	3.3	1.1	
	SV	1年未満	156	31.4	65.4	0.6	2.6	
		1～3年未満	192	23.4	72.9	1.0	2.6	
		3～5年未満	105	23.8	73.3	1.0	1.9	
5年以上		96	25.0	72.9	1.0	1.0		
保有資 格	社会福祉士	342	39.8	54.4	3.2	2.6		
	社会福祉士+α	732	44.5	52.3	1.9	1.2		
	精神保健福祉士	65	32.3	63.1	1.5	3.1		
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	42.8	51.6	3.7	1.9		
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	30.4	64.9	1.4	3.3		
年代×資 格の有無	20歳代	資格あり	389	56.8	38.6	3.1	1.5	
		資格なし	150	40.7	56.7	0.0	2.7	
	30歳代	資格あり	551	41.9	54.6	2.4	1.1	
		資格なし	249	32.9	63.5	0.8	2.8	
	40歳代	資格あり	383	33.7	61.1	3.1	2.1	
		資格なし	292	29.5	66.8	1.0	2.7	
	50歳以上	資格あり	173	31.8	64.2	1.7	2.3	
		資格なし	237	23.6	68.8	3.4	4.2	
職種×経 験年数×資 格の有無	児童福祉司	資格あり	324	52.8	42.9	3.1	1.2	
		資格なし	190	33.2	62.1	2.6	2.1	
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	387	45.5	50.1	3.4	1.0
		資格なし	250	30.8	64.8	0.8	3.6	
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	192	47.9	46.4	4.7	1.0
		資格なし	88	35.2	64.8	0.0	0.0	
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	187	39.0	58.3	1.1	1.6
		資格なし	73	28.8	68.5	1.4	1.4	
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	36.5	59.6	1.9	1.9
		資格なし	29	55.2	41.4	3.4	0.0	
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	66	34.8	60.6	1.5	3.0
		資格なし	52	28.8	67.3	0.0	3.8	
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	82	25.6	72.0	1.2	1.2
		資格なし	82	20.7	74.4	0.0	4.9	
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	45	35.6	64.4	0.0	0.0
		資格なし	47	19.1	76.6	2.1	2.1	
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	27.9	72.1	0.0	0.0	
	資格なし	43	23.3	72.1	2.3	2.3		

図表 44 法定研修受講の効果【児童福祉司任用前研修】

		サンプル数 (N=)	1 (役にたつて いない)	2	3	4	5 (大変役に たっている)	無回答	平均	標準偏差	
全 体		2822	3.5	9.5	35.9	24.0	8.1	19.0	3.29	0.950	
現在の職種	児童福祉司	2150	3.7	10.4	36.2	25.0	9.0	15.7	3.30	0.966	
	児童福祉司SV	183	3.8	8.2	35.0	23.0	5.5	24.6	3.24	0.925	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	2.5	5.7	37.2	18.9	5.0	30.8	3.26	0.848	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	2.9	6.5	31.0	31.0	13.5	15.1	3.54	0.963
		1～3年未満	708	3.8	12.4	35.5	27.1	7.1	14.1	3.25	0.953
		3～5年未満	316	3.5	12.0	43.0	22.8	7.9	10.8	3.22	0.925
		5～10年未満	296	4.7	12.8	40.9	15.5	6.4	19.6	3.08	0.952
		10年以上	91	4.4	6.6	39.6	11.0	4.4	34.1	3.07	0.899
	SV 児童福祉司	1年未満	156	3.8	6.4	34.6	25.6	5.8	23.7	3.30	0.916
		1～3年未満	192	2.1	7.8	37.0	22.9	5.7	24.5	3.30	0.859
		3～5年未満	105	1.9	5.7	37.1	14.3	2.9	38.1	3.17	0.782
	5年以上	96	4.2	6.3	37.5	12.5	3.1	36.5	3.07	0.873	
保有資格	社会福祉士	342	2.9	9.6	37.4	23.4	5.6	21.1	3.24	0.891	
	社会福祉士+α	732	3.4	7.8	38.3	23.1	7.9	19.5	3.30	0.926	
	精神保健福祉士	65	3.1	12.3	36.9	20.0	6.2	21.5	3.18	0.932	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	4.0	11.0	36.9	22.5	6.7	19.0	3.21	0.949	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	3.4	9.7	33.0	26.0	9.9	18.0	3.36	0.979	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	3.1	5.9	36.8	30.1	6.9	17.2	3.39	0.879
		資格なし	150	2.7	10.0	30.0	36.7	10.7	10.0	3.47	0.945
	30歳代	資格あり	551	4.0	13.4	40.8	20.3	6.7	14.7	3.14	0.937
		資格なし	249	4.8	11.6	34.5	24.9	8.0	16.1	3.23	0.999
	40歳代	資格あり	383	2.1	8.6	35.5	20.6	8.6	24.5	3.33	0.921
		資格なし	292	2.7	10.6	33.6	22.9	13.4	16.8	3.40	1.009
	50歳以上	資格あり	173	4.0	4.0	35.3	20.2	5.2	31.2	3.27	0.909
		資格なし	237	2.5	6.3	34.2	23.6	7.2	26.2	3.36	0.898
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	2.8	5.9	28.4	32.7	12.0	18.2	3.55	0.944
	1年未満	資格なし	190	3.7	4.7	31.6	31.6	17.4	11.1	3.61	0.995
	児童福祉司	資格あり	387	3.1	12.7	36.7	25.3	6.2	16.0	3.22	0.921
	1～3年未満	資格なし	250	3.2	12.4	32.0	31.2	8.8	12.4	3.34	0.966
	児童福祉司	資格あり	192	3.1	12.0	47.4	19.3	6.3	12.0	3.15	0.873
	3～5年未満	資格なし	88	4.5	13.6	33.0	25.0	11.4	12.5	3.29	1.050
	児童福祉司	資格あり	187	5.3	10.7	44.9	14.4	5.3	19.3	3.05	0.919
	5～10年未満	資格なし	73	4.1	15.1	38.4	15.1	9.6	17.8	3.13	1.016
	児童福祉司	資格あり	52	1.9	7.7	42.3	11.5	1.9	34.6	3.06	0.736
	10年以上	資格なし	29	6.9	6.9	41.4	10.3	6.9	27.6	3.05	1.024
	児童福祉司SV	資格あり	66	3.0	6.1	40.9	24.2	1.5	24.2	3.20	0.782
	1年未満	資格なし	52	5.8	7.7	34.6	19.2	7.7	25.0	3.21	1.031
	児童福祉司SV	資格あり	82	2.4	4.9	37.8	23.2	8.5	23.2	3.40	0.890
	1～3年未満	資格なし	82	1.2	11.0	34.1	23.2	4.9	25.6	3.26	0.854
	児童福祉司SV	資格あり	45	2.2	8.9	42.2	6.7	0.0	40.0	2.89	0.641
	3～5年未満	資格なし	47	2.1	4.3	27.7	21.3	2.1	42.6	3.30	0.823
児童福祉司SV	資格あり	43	4.7	2.3	37.2	7.0	4.7	44.2	3.08	0.929	
5年以上	資格なし	43	2.3	11.6	41.9	14.0	0.0	30.2	2.97	0.718	

図表 45 法定研修受講の効果【児童福祉司任用後研修】

		サンプル数 (N=)	1 (役にたつて いない)	2	3	4	5 (大変役に たっている)	無回答	平均	標準偏差		
全体		2822	2.9	8.9	33.2	29.4	8.6	16.9	3.39	0.931		
現在の職種	児童福祉司	2150	3.0	9.3	33.1	29.8	9.2	15.6	3.39	0.944		
	児童福祉司SV	183	3.3	9.3	29.5	35.0	6.0	16.9	3.38	0.919		
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	2.2	7.4	37.2	25.6	6.7	20.8	3.34	0.868		
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	584	2.2	4.6	25.0	28.3	11.5	28.4	3.59	0.938	
		1～3年未満	708	2.8	10.6	33.3	34.5	7.8	11.0	3.38	0.916	
		3～5年未満	316	2.8	11.7	38.6	30.1	10.8	6.0	3.36	0.946	
		5～10年未満	296	5.1	12.5	42.6	23.3	8.4	8.1	3.19	0.972	
		10年以上	91	4.4	11.0	36.3	22.0	5.5	20.9	3.17	0.949	
	SV 児童福祉司	1年未満	156	3.2	5.8	30.1	34.0	8.3	18.6	3.47	0.916	
		1～3年未満	192	2.1	9.4	34.9	31.8	5.7	16.1	3.35	0.862	
		3～5年未満	105	1.0	8.6	34.3	29.5	5.7	21.0	3.39	0.824	
5年以上		96	4.2	11.5	40.6	17.7	3.1	22.9	3.05	0.874		
保有資格	社会福祉士	342	2.6	9.4	35.4	31.0	7.6	14.0	3.37	0.902		
	社会福祉士+α	732	2.6	7.8	34.4	31.7	9.2	14.3	3.43	0.908		
	精神保健福祉士	65	0.0	15.4	29.2	30.8	9.2	15.4	3.40	0.915		
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	3.5	9.6	35.8	28.3	6.1	16.6	3.29	0.914		
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	3.0	9.0	30.5	30.9	9.9	16.7	3.43	0.956		
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	389	1.8	5.7	32.1	37.8	10.8	11.8	3.57	0.862	
		資格なし	150	1.3	6.0	30.0	38.7	10.7	13.3	3.59	0.851	
	30歳代	資格あり	551	3.4	12.5	37.2	28.7	7.1	11.1	3.26	0.932	
		資格なし	249	4.0	9.6	32.5	31.7	8.0	14.1	3.35	0.961	
	40歳代	資格あり	383	2.3	9.1	33.4	27.9	8.6	18.5	3.38	0.921	
		資格なし	292	2.7	11.3	27.4	29.5	12.3	16.8	3.45	1.008	
	50歳以上	資格あり	173	2.9	4.6	36.4	28.3	4.6	23.1	3.35	0.837	
		資格なし	237	2.5	7.6	33.3	27.8	8.4	20.3	3.40	0.915	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	324	1.9	4.6	24.7	31.5	11.7	25.6	3.63	0.909	
		1年未満	資格なし	190	2.6	3.7	24.2	28.9	12.6	27.9	3.63	0.955
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	387	2.3	11.9	34.4	35.1	6.5	9.8	3.35	0.890
		資格なし	250	2.4	10.0	30.8	36.4	10.0	10.4	3.46	0.927	
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	192	2.1	12.5	42.2	27.6	10.9	4.7	3.34	0.924
		資格なし	88	5.7	10.2	28.4	36.4	11.4	8.0	3.41	1.046	
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	187	5.3	9.1	45.5	25.7	6.4	8.0	3.20	0.924
		資格なし	73	4.1	15.1	39.7	19.2	12.3	9.6	3.23	1.035	
	児童福祉司	10年以上	資格あり	52	1.9	17.3	40.4	19.2	1.9	19.2	3.02	0.811
		資格なし	29	6.9	3.4	31.0	31.0	10.3	17.2	3.42	1.060	
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	66	3.0	6.1	30.3	39.4	4.5	16.7	3.44	0.856
		資格なし	52	3.8	5.8	30.8	30.8	11.5	17.3	3.49	0.985	
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	82	2.4	6.1	31.7	37.8	8.5	13.4	3.51	0.876
		資格なし	82	2.4	14.6	32.9	28.0	4.9	17.1	3.22	0.912	
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	45	0.0	8.9	44.4	26.7	2.2	17.8	3.27	0.693
		資格なし	47	2.1	8.5	23.4	34.0	6.4	25.5	3.46	0.919	
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	43	4.7	4.7	44.2	14.0	4.7	27.9	3.13	0.885	
	資格なし	43	2.3	18.6	39.5	20.9	0.0	18.6	2.97	0.785		

図表 46 法定研修受講の効果【SV研修 ※SVのみ】

		サンプル数 (N=)	1 (役にたっていない)	2	3	4	5 (大変役に たっている)	無回答	平均	標準偏差	
全体		586	1.7	4.6	28.8	37.7	12.8	14.3	3.64	0.871	
現在の職種	児童福祉司SV	183	2.2	4.9	27.3	36.6	15.8	13.1	3.68	0.919	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	1.5	4.5	29.5	38.2	11.4	14.9	3.63	0.848	
職種×経歴年数	児童福祉司SV	1年未満	156	1.3	3.8	23.1	37.2	16.0	18.6	3.77	0.875
		1～3年未満	192	2.1	3.1	30.7	41.7	13.5	8.9	3.68	0.848
		3～5年未満	105	1.0	4.8	30.5	38.1	16.2	9.5	3.71	0.861
		5年以上	96	2.1	10.4	31.3	31.3	6.3	18.8	3.36	0.917
保有資格	社会福祉士		60	3.3	3.3	40.0	30.0	11.7	11.7	3.49	0.912
	社会福祉士+α		121	1.7	5.8	22.3	40.5	13.2	16.5	3.68	0.899
	精神保健福祉士		12	0.0	0.0	25.0	41.7	8.3	25.0	3.78	0.667
	社会福祉士+ 精神保健福祉士		57	0.0	1.8	28.1	31.6	21.1	17.5	3.86	0.816
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない		240	2.5	6.3	28.3	37.9	13.3	11.7	3.60	0.924
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	0	—	—	—	—	—	—	—	—
		資格なし	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	33	0.0	6.1	27.3	30.3	21.2	15.2	3.79	0.902
		資格なし	15	6.7	13.3	60.0	20.0	0.0	0.0	2.93	0.799
	40歳代	資格あり	128	0.8	3.1	25.0	38.3	17.2	15.6	3.81	0.833
		資格なし	96	3.1	6.3	25.0	40.6	16.7	8.3	3.67	0.968
50歳以上	資格あり	84	2.4	4.8	32.1	36.9	7.1	16.7	3.47	0.855	
	資格なし	125	1.6	5.6	28.0	36.8	12.8	15.2	3.63	0.885	
職種×経歴年数×資格の有無	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	0.0	4.5	24.2	33.3	15.2	22.7	3.76	0.839
		資格なし	52	3.8	3.8	23.1	34.6	19.2	15.4	3.73	1.020
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	1.2	2.4	23.2	46.3	19.5	7.3	3.87	0.812
		資格なし	82	3.7	4.9	31.7	37.8	12.2	9.8	3.55	0.938
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	0.0	2.2	37.8	33.3	11.1	15.6	3.63	0.751
		資格なし	47	2.1	8.5	21.3	40.4	21.3	6.4	3.75	0.991
	児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	4.7	9.3	30.2	25.6	9.3	20.9	3.29	1.045
		資格なし	43	0.0	11.6	32.6	37.2	4.7	14.0	3.41	0.798

図表 47 今後受けたい研修、必要だと思う研修

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討（困難事例等）</li> <li>・面接技術</li> <li>・保護者対応</li> <li>・法・制度</li> <li>・家族再統合・家族療法・親指導</li> <li>・虐待対応</li> <li>・サインズ・オブ・セーフティ</li> <li>・SV 研修</li> <li>・市町村、関係機関の理解・連携</li> <li>・法定研修・任用前後研修</li> <li>・発達障害・障害</li> <li>・アセスメント・見立て</li> <li>・ロールプレイング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体・児相の研修や意見交換</li> <li>・メンタルケア</li> <li>・法的対応</li> <li>・司法面接</li> <li>・トラウマ関連</li> <li>・施設実習</li> <li>・実務研修 OJT</li> <li>・里親関連</li> <li>・スーパーバイザー研修</li> <li>・ケースワークの進行管理</li> <li>・DV</li> <li>・権利擁護</li> </ul>
---	--

図表 48 研修受講にあたって支援してほしいこと

<p>&lt;具体的な研修内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事例検討</li> <li>・面接技法</li> <li>・他の児相や機関の情報、情報共有</li> <li>・職員のメンタルヘルス・メンタルサポート</li> </ul> <p>&lt;研修を受講するためのサポート体制や環境&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に参加する時間・機会の確保、人員増、人的補助等（業務多忙で参加困難）</li> <li>・費用（受講料・旅費）補助や予算づけ</li> <li>・講師の派遣・紹介</li> <li>・研修の情報提供</li> <li>・業務として研修を受けられる体制</li> <li>・関連機関との連携や関係機関との合同研修</li> <li>・近場・地方での研修</li> <li>・オンライン研修</li> </ul>
--

図表 49 資格を取得するための専門性のみで、児童福祉司の業務は行えるか  
 (※社会福祉士または精神保健福祉士の資格のある人、両資格のある人のみ)

		サンプル数 (N=)	十分 行える	ある程度 行える	やや難しい	難しい	無回答	
全 体		1513	3.0	24.3	34.2	36.8	1.7	
現在の職 種	児童福祉司	1238	2.7	23.7	35.1	37.1	1.5	
	児童福祉司SV	83	7.2	26.5	33.7	30.1	2.4	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	167	4.2	26.9	28.7	38.3	1.8	
職種×経 験年数	児童 福祉 司	1年未満	324	1.9	24.1	37.0	35.5	1.5
		1～3年未満	387	1.3	25.6	34.9	37.0	1.3
		3～5年未満	192	2.6	20.8	33.3	41.1	2.1
		5～10年未満	187	4.3	25.7	28.9	40.1	1.1
		10年以上	52	7.7	23.1	28.8	40.4	0.0
	児童 福祉 司 SV	1年未満	66	6.1	30.3	39.4	22.7	1.5
		1～3年未満	82	7.3	22.0	28.0	40.2	2.4
		3～5年未満	45	2.2	26.7	28.9	40.0	2.2
	5年以上	43	4.7	30.2	18.6	46.5	0.0	
保有資 格	社会福祉士	342	2.6	21.1	36.0	37.1	3.2	
	社会福祉士+α	732	2.5	22.4	34.7	39.3	1.1	
	精神保健福祉士	65	4.6	18.5	35.4	36.9	4.6	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	4.3	31.8	31.6	31.6	0.8	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
年代×資 格の有無	20歳代	資格あり	389	1.0	22.1	36.8	38.8	1.3
		資格なし	—	—	—	—	—	—
	30歳代	資格あり	551	3.3	20.7	35.6	39.4	1.1
		資格なし	—	—	—	—	—	—
	40歳代	資格あり	383	4.4	26.4	32.1	33.7	3.4
		資格なし	—	—	—	—	—	—
	50歳以上	資格あり	173	4.0	34.7	29.5	31.2	0.6
		資格なし	—	—	—	—	—	—
職種×経 験年数×資 格の有無	児童福祉司	資格あり	324	1.9	24.1	37.0	35.5	1.5
		1年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	387	1.3	25.6	34.9	37.0	1.3
		1～3年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	192	2.6	20.8	33.3	41.1	2.1
		3～5年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	187	4.3	25.7	28.9	40.1	1.1
		5～10年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司	資格あり	52	7.7	23.1	28.8	40.4	0.0
		10年以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV	資格あり	66	6.1	30.3	39.4	22.7	1.5
		1年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV	資格あり	82	7.3	22.0	28.0	40.2	2.4
		1～3年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV	資格あり	45	2.2	26.7	28.9	40.0	2.2
		3～5年未満	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童福祉司SV	資格あり	43	4.7	30.2	18.6	46.5	0.0	
	5年以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 50 児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向

		サンプル数 (N=)	ぜひ取得 したい	機会が あれば取得 したい	あまり取得 したいと 思わない	取得したい と思わない	わからない	無回答	
全 体		2822	15.5	39.8	15.4	18.1	9.6	1.6	
現在の職 種	児童福祉司	2150	17.1	41.5	14.5	16.2	9.4	1.4	
	児童福祉司SV	183	15.3	32.2	16.4	24.0	10.4	1.6	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	403	8.2	36.0	21.1	22.6	10.4	1.7	
職種×経 験年数	児童 福祉 司	1年未満	584	21.4	46.1	11.0	11.3	9.2	1.0
		1～3年未満	708	14.5	41.5	15.8	17.8	8.9	1.4
		3～5年未満	316	17.1	40.5	15.5	16.1	8.5	2.2
		5～10年未満	296	16.6	34.1	17.9	19.3	10.8	1.4
		10年以上	91	7.7	46.2	9.9	20.9	14.3	1.1
	児童 福祉 司 SV	1年未満	156	14.7	34.0	17.3	22.4	10.9	0.6
		1～3年未満	192	7.8	38.5	21.9	22.9	6.8	2.1
		3～5年未満	105	7.6	36.2	20.0	22.9	11.4	1.9
	5年以上	96	11.5	26.0	21.9	27.1	11.5	2.1	
保有資 格	社会福祉士	342	12.9	42.4	16.4	15.8	10.5	2.0	
	社会福祉士+α	732	18.2	41.8	16.4	14.2	8.5	1.0	
	精神保健福祉士	65	15.4	38.5	20.0	15.4	9.2	1.5	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	374	20.6	42.0	14.7	15.2	6.4	1.1	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	946	14.9	39.9	13.7	19.8	10.5	1.3	
年代×資 格の有無	20歳代	資格あり	389	22.1	47.0	13.4	8.2	8.0	1.3
		資格なし	150	18.7	50.7	12.7	11.3	6.0	0.7
	30歳代	資格あり	551	16.9	38.1	16.0	19.6	8.2	1.3
		資格なし	249	20.5	43.4	12.0	14.1	8.4	1.6
	40歳代	資格あり	383	17.5	39.7	17.8	14.9	8.6	1.6
		資格なし	292	13.4	36.6	16.1	21.6	11.0	1.4
50歳以上	資格あり	173	8.1	46.2	19.7	15.0	10.4	0.6	
	資格なし	237	8.4	34.2	13.5	27.8	14.8	1.3	
職種×経 験年数×資 格の有無	児童福祉司 1年未満	資格あり	324	24.1	48.5	11.1	8.0	7.4	0.9
		資格なし	190	21.6	46.3	8.4	11.6	11.1	1.1
	児童福祉司 1～3年未満	資格あり	387	14.5	43.4	16.0	15.5	9.0	1.6
		資格なし	250	15.6	43.6	13.2	18.4	8.0	1.2
	児童福祉司 3～5年未満	資格あり	192	20.3	38.5	17.7	16.1	5.2	2.1
		資格なし	88	12.5	45.5	12.5	15.9	12.5	1.1
	児童福祉司 5～10年未満	資格あり	187	13.4	37.4	17.1	21.4	10.2	0.5
		資格なし	73	23.3	30.1	16.4	15.1	13.7	1.4
	児童福祉司 10年以上	資格あり	52	5.8	48.1	15.4	15.4	15.4	0.0
		資格なし	29	13.8	41.4	0.0	27.6	13.8	3.4
	児童福祉司SV 1年未満	資格あり	66	16.7	34.8	15.2	21.2	12.1	0.0
		資格なし	52	13.5	34.6	21.2	23.1	7.7	0.0
	児童福祉司SV 1～3年未満	資格あり	82	14.6	46.3	18.3	14.6	4.9	1.2
		資格なし	82	1.2	30.5	29.3	26.8	8.5	3.7
	児童福祉司SV 3～5年未満	資格あり	45	8.9	42.2	26.7	11.1	8.9	2.2
		資格なし	47	8.5	27.7	19.1	29.8	14.9	0.0
児童福祉司SV 5年以上	資格あり	43	9.3	20.9	37.2	20.9	11.6	0.0	
	資格なし	43	16.3	34.9	9.3	27.9	9.3	2.3	

図表 51 資格を取得する場合の不安の有無（複数回答）

		サンプル数 (N=)	費用面	資格取得に かかる時間	実習期間	修学の場所	その他	特 に ない	わ か ら ない	無 回 答	
全 体		1562	44.2	78.6	57.2	38.2	6.0	5.4	1.9	1.1	
現在の職種	児童福祉司	1259	45.7	79.0	57.7	37.4	6.0	5.4	1.9	0.9	
	児童福祉司SV	87	41.4	79.3	62.1	40.2	8.0	1.1	4.6	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	178	37.6	77.0	52.2	41.0	4.5	6.7	0.6	2.8	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	394	51.5	81.7	64.0	40.4	3.8	3.0	0.8	0.8
		1～3年未満	397	49.4	78.6	56.4	38.0	6.0	5.8	1.8	0.3
		3～5年未満	182	39.6	78.6	53.8	30.2	9.3	4.9	2.2	1.6
		5～10年未満	150	38.0	76.7	52.7	32.7	6.0	8.7	2.7	2.0
		10年以上	49	32.7	71.4	53.1	63.3	8.2	10.2	4.1	2.0
	SV	1年未満	76	36.8	76.3	63.2	47.4	5.3	3.9	1.3	0.0
		1～3年未満	89	41.6	77.5	52.8	32.6	6.7	6.7	1.1	1.1
		3～5年未満	46	34.8	87.0	54.3	39.1	2.2	4.3	0.0	2.2
	5年以上	36	33.3	72.2	52.8	41.7	8.3	5.6	2.8	5.6	
保有資格	社会福祉士	189	46.0	79.4	60.8	36.0	4.2	8.5	1.1	1.1	
	社会福祉士+α	439	41.7	82.9	61.3	38.5	6.8	3.4	1.6	1.1	
	精神保健福祉士	35	60.0	82.9	57.1	37.1	2.9	2.9	0.0	2.9	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	234	44.4	72.2	55.6	35.0	6.4	7.3	3.0	0.0	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	518	45.0	77.2	53.3	37.8	6.8	5.4	1.7	1.5	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	269	44.6	83.3	64.7	34.2	4.8	7.4	1.1	0.0
		資格なし	104	51.9	81.7	57.7	41.3	3.8	3.8	1.0	0.0
	30歳代	資格あり	303	50.2	81.2	64.4	39.3	8.3	2.6	1.0	0.0
		資格なし	159	41.5	76.1	52.8	31.4	7.5	5.0	3.8	1.3
	40歳代	資格あり	219	41.6	74.9	54.8	37.9	6.4	5.0	4.1	1.4
		資格なし	146	50.7	76.7	53.4	42.5	9.6	6.8	0.7	1.4
50歳以上	資格あり	94	29.8	73.4	42.6	34.0	2.1	10.6	0.0	4.3	
	資格なし	101	36.6	75.2	50.5	38.6	5.0	5.0	1.0	3.0	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	235	51.5	82.1	66.4	40.0	3.4	2.6	0.9	0.9
		1年未満 資格なし	129	55.8	80.6	60.5	38.8	5.4	2.3	0.8	0.8
	児童福祉司	1～3年未満 資格あり	224	50.4	79.5	60.3	36.2	7.1	7.1	1.3	0.0
		資格なし	148	47.3	79.1	51.4	39.9	5.4	4.7	2.0	0.7
	児童福祉司	3～5年未満 資格あり	113	36.3	77.0	57.5	29.2	11.5	6.2	1.8	0.9
		資格なし	51	45.1	78.4	45.1	27.5	5.9	3.9	2.0	3.9
	児童福祉司	5～10年未満 資格あり	95	40.0	83.2	55.8	37.9	5.3	6.3	0.0	1.1
		資格なし	39	30.8	61.5	48.7	15.4	7.7	15.4	7.7	2.6
	児童福祉司	10年以上 資格あり	28	32.1	75.0	53.6	60.7	3.6	10.7	7.1	3.6
		資格なし	16	37.5	68.8	43.8	75.0	18.8	6.3	0.0	0.0
	児童福祉司SV	1年未満 資格あり	34	32.4	73.5	61.8	38.2	2.9	2.9	0.0	0.0
		資格なし	25	36.0	80.0	72.0	48.0	12.0	4.0	0.0	0.0
	児童福祉司SV	1～3年未満 資格あり	50	36.0	76.0	50.0	30.0	8.0	6.0	2.0	0.0
		資格なし	26	42.3	73.1	53.8	30.8	3.8	11.5	0.0	3.8
	児童福祉司SV	3～5年未満 資格あり	23	43.5	91.3	52.2	43.5	0.0	4.3	0.0	4.3
		資格なし	17	23.5	88.2	58.8	41.2	5.9	5.9	0.0	0.0
児童福祉司SV	5年以上 資格あり	13	30.8	69.2	38.5	53.8	0.0	7.7	7.7	7.7	
	資格なし	22	36.4	77.3	59.1	36.4	9.1	4.5	0.0	4.5	

図表 52 取得しやすい受講方法（複数回答）

		サンプル数 (N=)	研修 オンライン	教育 自宅での通信	通学での受講	その他	特 に ない	わ か ら な い	無 回 答		
全 体		1562	41.1	46.2	21.3	4.6	7.3	10.8	1.8		
現在の職種	児童福祉司	1259	40.6	46.5	22.0	4.8	7.3	10.6	1.6		
	児童福祉司SV	87	44.8	50.6	17.2	4.6	6.9	12.6	0.0		
	児童福祉司SV (係長、課長等)	178	40.4	41.0	19.7	3.4	7.9	11.8	3.4		
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	394	42.6	52.3	21.3	4.3	4.8	9.1	1.5	
		1～3年未満	397	41.8	44.8	21.9	3.0	8.1	11.6	1.8	
		3～5年未満	182	44.5	46.2	24.7	7.1	6.0	8.8	1.6	
		5～10年未満	150	38.0	43.3	21.3	7.3	10.7	9.3	0.0	
		10年以上	49	30.6	26.5	22.4	8.2	10.2	18.4	4.1	
	SV	1年未満	76	48.7	44.7	19.7	2.6	5.3	6.6	1.3	
		1～3年未満	89	41.6	50.6	14.6	4.5	7.9	13.5	2.2	
		3～5年未満	46	43.5	39.1	26.1	6.5	6.5	10.9	2.2	
	5年以上	36	44.4	44.4	16.7	2.8	11.1	11.1	0.0		
保有資格	社会福祉士	189	40.7	52.4	17.5	3.2	9.0	10.6	1.1		
	社会福祉士+α	439	35.8	43.7	20.0	5.7	7.7	13.7	1.6		
	精神保健福祉士	35	48.6	45.7	28.6	2.9	5.7	2.9	5.7		
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	234	39.7	51.3	22.2	3.4	7.3	11.1	1.7		
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	518	44.8	44.0	23.4	5.0	6.4	9.7	1.7		
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	269	39.0	51.3	21.2	3.0	8.2	11.9	1.9	
		資格なし	104	46.2	52.9	21.2	4.8	7.7	8.7	1.0	
	30歳代	資格あり	303	40.3	44.6	19.5	4.0	9.2	12.2	1.3	
		資格なし	159	49.1	41.5	20.8	5.7	7.5	8.8	0.6	
	40歳代	資格あり	219	36.1	46.6	19.2	7.8	5.5	12.3	1.4	
		資格なし	146	41.8	38.4	28.8	4.8	4.8	13.0	2.1	
	50歳以上	資格あり	94	39.4	52.1	21.3	2.1	8.5	8.5	3.2	
		資格なし	101	42.6	47.5	21.8	4.0	5.0	7.9	4.0	
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	235	42.6	56.6	17.0	3.8	5.5	8.5	1.7	
		1年未満	資格なし	129	41.9	45.0	29.5	6.2	2.3	10.1	1.6
	児童福祉司	1～3年未満	資格あり	224	37.9	46.4	23.2	1.8	8.5	12.1	2.2
		資格なし	148	50.0	42.6	20.3	4.7	7.4	10.8	0.0	
	児童福祉司	3～5年未満	資格あり	113	36.3	43.4	28.3	8.0	5.3	12.4	1.8
		資格なし	51	56.9	52.9	21.6	7.8	7.8	0.0	2.0	
	児童福祉司	5～10年未満	資格あり	95	35.8	45.3	16.8	7.4	11.6	11.6	0.0
		資格なし	39	38.5	46.2	28.2	5.1	10.3	7.7	0.0	
	児童福祉司	10年以上	資格あり	28	32.1	25.0	21.4	10.7	10.7	21.4	0.0
		資格なし	16	31.3	25.0	31.3	6.3	6.3	12.5	6.3	
	児童福祉司SV	1年未満	資格あり	34	61.8	38.2	17.6	5.9	2.9	5.9	0.0
		資格なし	25	40.0	40.0	20.0	0.0	8.0	12.0	4.0	
	児童福祉司SV	1～3年未満	資格あり	50	36.0	54.0	10.0	4.0	10.0	16.0	2.0
		資格なし	26	42.3	53.8	23.1	0.0	7.7	11.5	3.8	
	児童福祉司SV	3～5年未満	資格あり	23	39.1	39.1	21.7	4.3	8.7	17.4	4.3
		資格なし	17	52.9	29.4	29.4	5.9	5.9	5.9	0.0	
児童福祉司SV	5年以上	資格あり	13	30.8	53.8	0.0	7.7	15.4	7.7	0.0	
	資格なし	22	54.5	40.9	27.3	0.0	4.5	13.6	0.0		

図表 53 取得をしたいと思わない理由（複数回答）

		サンプル数 (N=)	費用面が心配	資格取得に時間がかかると思うから	実習などがある と、仕事をしながらでは難しいから	修学の場所が遠い と思うから	必要性を感じない から	その他	無回答	
全体		944	11.4	28.8	38.8	6.4	48.8	32.5	1.2	
現在の職種	児童福祉司	659	12.4	32.0	42.0	5.6	45.7	31.7	1.4	
	児童福祉司SV	74	2.7	18.9	24.3	5.4	58.1	35.1	0.0	
	児童福祉司SV (係長、課長等)	176	11.9	23.3	34.7	10.2	55.7	34.7	0.6	
職種×経験年数	児童福祉司	1年未満	130	12.3	33.1	45.4	4.6	36.9	30.8	1.5
		1～3年未満	238	10.5	28.2	38.2	3.8	45.4	35.3	1.7
		3～5年未満	100	12.0	30.0	41.0	5.0	50.0	29.0	2.0
		5～10年未満	110	15.5	39.1	46.4	9.1	50.9	30.9	0.0
		10年以上	28	10.7	28.6	32.1	14.3	53.6	39.3	0.0
	SV 児童福祉司	1年未満	62	4.8	21.0	32.3	6.5	50.0	33.9	0.0
		1～3年未満	86	7.0	26.7	27.9	10.5	58.1	34.9	0.0
		3～5年未満	45	13.3	13.3	28.9	6.7	57.8	33.3	0.0
	5年以上	47	14.9	25.5	40.4	10.6	59.6	36.2	2.1	
保有資格	社会福祉士	110	14.5	40.9	47.3	7.3	54.5	22.7	1.8	
	社会福祉士+α	224	10.7	28.6	42.9	5.4	47.3	33.9	0.9	
	精神保健福祉士	23	21.7	34.8	39.1	4.3	78.3	13.0	0.0	
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	112	17.9	35.7	40.2	8.9	52.7	43.8	0.0	
	社会福祉士、精神保健 福祉士をもたない	317	10.1	25.9	32.5	6.9	45.4	32.5	0.6	
年代×資格の有無	20歳代	資格あり	84	13.1	42.9	52.4	6.0	42.9	32.1	2.4
		資格なし	36	11.1	47.2	58.3	2.8	30.6	19.4	2.8
	30歳代	資格あり	196	17.3	38.3	48.0	6.6	51.5	29.6	0.5
		資格なし	65	16.9	24.6	35.4	9.2	32.3	47.7	0.0
	40歳代	資格あり	125	11.2	25.6	32.0	4.8	60.8	34.4	0.0
		資格なし	110	8.2	20.9	28.2	3.6	45.5	31.8	0.0
	50歳以上	資格あり	60	10.0	20.0	38.3	10.0	48.3	40.0	1.7
		資格なし	98	8.2	25.5	28.6	11.2	58.2	27.6	1.0
職種×経験年数×資格の有無	児童福祉司	資格あり	62	17.7	37.1	48.4	4.8	45.2	25.8	1.6
		1年未満	38	7.9	28.9	44.7	7.9	26.3	36.8	0.0
	児童福祉司	1～3年未満	122	15.6	35.2	43.4	4.9	50.8	32.8	1.6
		資格なし	79	6.3	22.8	30.4	2.5	36.7	39.2	1.3
	児童福祉司	3～5年未満	65	10.8	32.3	43.1	7.7	56.9	30.8	0.0
		資格なし	25	20.0	32.0	48.0	0.0	40.0	24.0	0.0
	児童福祉司	5～10年未満	72	13.9	40.3	48.6	8.3	48.6	36.1	0.0
		資格なし	23	21.7	43.5	47.8	8.7	52.2	17.4	0.0
	児童福祉司	10年以上	16	12.5	31.3	37.5	18.8	43.8	50.0	0.0
		資格なし	8	12.5	25.0	12.5	12.5	75.0	25.0	0.0
	児童福祉司SV	1年未満	24	4.2	25.0	29.2	8.3	50.0	33.3	0.0
		資格なし	23	0.0	8.7	8.7	4.3	47.8	52.2	0.0
	児童福祉司SV	1～3年未満	27	7.4	18.5	25.9	0.0	59.3	44.4	0.0
		資格なし	46	8.7	32.6	28.3	17.4	50.0	32.6	0.0
	児童福祉司SV	3～5年未満	17	17.6	11.8	41.2	5.9	58.8	35.3	0.0
資格なし		23	13.0	17.4	26.1	8.7	60.9	21.7	0.0	
児童福祉司SV	5年以上	25	12.0	28.0	44.0	12.0	64.0	32.0	4.0	
	資格なし	16	18.8	25.0	31.3	6.3	56.3	25.0	0.0	

## (8) 意見交換会

### ① 目的

前述の実態調査等の結果を踏まえて、日常の業務等での課題や、児童福祉司や同 S V に求められる資質について当事者の意見を把握するとともに、人材育成や研修を含めた専門性の向上のために必要な方策、支援の在り方等について確認するため、現場で働く当事者同士の意見交換を実施した。

### ② 実施概要

児童福祉司及び同 S V の実態調査実施時に、各児童相談所に意見交換会への、児童福祉司及び同 S V の派遣意向を確認し、「派遣可能」と回答した児童相談所に派遣依頼を行った。なお、児童福祉司は、経験年数の浅い（1～3年目）の職員の派遣を依頼した。

東京と大阪の2会場で、基本的に同じ内容・進め方で実施した。参加者構成及び当日のプログラムは以下のとおり。

#### ● 開催日時・参加者構成

会場	日時	参加者
東京	2020年2月28日(金)	児童福祉司 6名
	14:00-16:30	児童福祉司 S V 8名
大阪	2020年3月6日(金)	児童福祉司 3名
	14:00-16:30	児童福祉司 S V 7名

#### ● 意見交換会のプログラム

1. 開会 本意見交換会の趣旨に関する説明
2. 児童福祉にかかわる人材の専門性の向上に関する実態調査等の中間報告
3. 意見交換会の進め方に関する説明
4. グループワーク・各グループでの意見交換結果の全体への共有
5. 本意見交換会全体を通しての意見・感想

### ③ 意見交換会で出された意見

#### ○経験年数の浅い児童福祉司（主に1～3年目）の意見

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"><li>●自分自身の課題<ul style="list-style-type: none"><li>&lt;知識の不足&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・精神疾患、精神障害の保護者への対応に不安がある。</li><li>・社会資源に関する情報や知識が不足している。</li><li>・障害、疾患、トラウマケア、母子保健、非行などに関する知識が足りないと感じることがある。</li></ul></li><li>&lt;スキル・経験の不足&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・アセスメント、見立てる力が不足していると感じる。</li><li>・長期支援を見据えたケースワークができていない。</li><li>・保護者が納得できる説明能力が不足している。</li><li>・自分のケースワークに対して自信を持つことができず、自分の判断が正しいのかどうか不安を感じる。</li><li>・保健師、学校、児童家庭支援センター等の関係機関との連絡調整や情報共有など、業務の中で必要とされる連携を適切なタイミングで行うことができない。</li><li>・業務の記録の作成に時間を要する。他の職員がみても分かりやすい記録を素早く作成するスキルを身に着けたい。</li><li>・子どもや家族が必要としている支援を提供するために、話を聞く力、丁寧なコミュニケーションを行う力が必要だと感じている。</li></ul></li><li>&lt;その他&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所が持つ権限、責任をかなり負担に感じることがある。</li><li>・担当ケースが多く、時間的余裕がなく、先輩職員への相談やスキルアップのための時間をとることができない。</li><li>・面接方法や対人援助については、先輩のスキルを見習いたいと思うがそのような状況にない。</li></ul></li></ul></li><li>●組織体制等の現状と課題<ul style="list-style-type: none"><li>・相談したいときにSVが不在であることがあり、スーパーバイズを受けられないことがある。</li><li>・職場内に保健師、心理士などの専門職が少なく、専門的な知識を必要とする場面に相談することができないことがある。</li><li>・関係機関との役割分担があいまいで、どこまでが児童相談所が担当すべき仕事なのか分からないことがある。</li></ul></li></ul>
児童福祉司に必要なスキル、専門性
<ul style="list-style-type: none"><li>①さまざまな知識</li><li>②アセスメント、見立てる力</li><li>③面接力</li><li>④見通しを立てる力</li></ul>

## 児童福祉司としての専門性の向上に向けて

- 児童福祉司としてできること、しなくてはならないこと
  - ・アセスメント力、見立てる力を身につけなければならない。そのためにも、経験を重ねていくことが必要である。
  - ・面接の技術をもっと学びたい（先輩やSVの面接に同席して学びたい）。
  - ・困っていることを一人で抱え込まずに、SVや先輩職員に言葉にして伝え、積極的に相談したい。
  - ・研修などに参加し、技術・知識を学ぶ。
  - ・メンタル面の強化（児童福祉司を長く続けられるように）
- SVに期待すること
  - ・適宜相談にのったり、指導したりしてほしい。
  - ・的確な指導をしてほしい。
- 組織、都道府県に期待すること
  - ・増員（児童福祉司、SV、専門職（医療職））
  - ・着任してすぐに現場に出ることに対して不安を感じるため、3か月ほど、ケースを持たずに研修する期間を設けてほしい。また、着任後に自分が必要とする分野を選んで受講できるテーマ別研修のようなものがあるとよい。
  - ・経験に基づいたアドバイスをすることができるOBやOGなどの人材活用を推進し、相談したいときに相談できるようにしてほしい。
  - ・自分が所属する児童相談所以外の職員と関わることがないため、同じ職種で同じような経験年数の児童福祉司との交流・研修などの機会が設けられるとよい。
  - ・経験の浅い児童福祉司で対応できるように、標準的なケースワークのマニュアルなどがあると良い。
- 関係機関に期待すること
  - ・児童相談所の役割や期待されることについて市町村と共有できていないため、まずはお互いを知る必要がある。

## ○児童福祉司SVの意見

### 現状と課題

- 自分自身の課題
  - ＜ケースワークの経験・スキル＞
    - ・法律や制度、求められる専門性が年々増えており、自分がそれを習得するだけでも大変
    - ・児童福祉司としてのケースワークのスキルがもっと必要だと思う（ケースワークの見立て力、リスク判断力、法的対応、制度やサービスの知識、関係機関との調整力など）
    - ・SVとして業務をするには、少なくとも5年以上の児童福祉司としての経験が必要である
    - ・福祉職でソーシャルワークの経験があっても、アウトリーチ型のソーシャルワークは初めての職員も多い
    - ・児相からの視点で介入をしており、家族の本音に迫れていないと感じる
    - ・介入、進行管理が第一となり、家族を知る、経過を理解するという、本来の児童相談所が持っていた役割に力を注いでいない

#### <スーパービジョンにおける課題>

- ・指導者・育成者としての役割が果たしているか不安
- ・特に、経験年数の少ない児童福祉司が増えており、任せられる児童福祉司が少なくなり、SV 自身がケースを持っていなくても、バイジーのケース全てを抱えているような状態になっており、SV 本来の役割を果たすことができない
- ・SV を行うにはバイジーの話をしっかり聞き、一人ひとりの特性や能力を把握しなければならないと思うが、その時間を十分にとることが難しい
- ・「SV とは？」ということを教えてもらっておらず、SV がそれぞれの考え方や経験で SVE の育成を行っている

#### <その他>

- ・子どもや親への対応に加え、バイジーに対しても「対人援助」が求められる仕事であるため、ストレスが大きい
- ・自身を含めてメンタルの維持が重要

#### ●組織体制等の現状と課題

- ・組織としてアンバランス（経験年数の浅い人ばかりでチューター的な人がいない）
- ・SV の相談役がいない（所長が行政職など）
- ・関係機関が児相の業務を理解していなかったり、過度な期待を持っていたりすることもあるため、お互いに理解できるように積極的な交流（援助方針会議への出席など）が必要
- ・社会人採用の SV などは、組織についても学んでほしい

#### 児童福祉司 SV に必要なスキル、専門性

- ①児童福祉司としてのスキル（ケースワーク力）
- ②人材育成のスキル（個々人に合わせた指導力）
- ③関係機関との対応・調整に関するスキル
- ④ケースマネジメント力
- ⑤ソーシャルワークの進行管理

#### 児童福祉司 SV として専門性の向上のために

##### ●SV としてできること、しなくてはならないこと

- ・相談してもらいやすいよう、日ごろからコミュニケーションをとる
- ・相談や方針と一緒に考えるための時間の確保
- ・研修に参加し、必要だと思うスキルを身に着ける
- ・スケジュール管理をきちんと行う
- ・研修講師などを行うことで、自らも改めて勉強し、かつそれを伝えていく機会をつくる
- ・他機関との研修や会議に参加する中で、児童相談所の役割や権限範囲、できることとできないことを関係機関に理解してもらえるよう意識する
- ・バイジーのよいところを見つけ、ほめて、自信を持たせるような指導・対応を意識する
- ・SVE に寄り添いながら、ともに解決していくという意識と余裕

##### ●児童福祉司に期待すること

- ・主体的にケースワークを展開する積極的なかわりをしてほしい
- ・一人で悩まず、積極的に SV に相談してほしい（報連相の徹底）

- ・自分で考え、組み立て、ケースワークをしていこうという意識、意欲
- ・足で稼ぐ、という姿勢
- ・ケースワークのために必要な援助技術、調査に基づく見立て、リスク判断力を身に付けてほしい
- ・長く、健康で仕事をしてもらいたい

<組織に期待すること>

- ・増員（児童福祉司、SV）
- ・担当が不在でも対応が可能な体制への見直し  
（現状は休暇の日も気が休まらず、何かあれば対応が必要。研修に行きたくても行く時間がとれない）
- ・SVの相談相手となるような「SVのSV」が必要
- ・夜間対応も増えているため、フレックスタイムにするなど、実態に合った勤務が可能な制度の導入
- ・夜間のシステムなど、児童相談所の安全性を確保するための施設設備
- ・警察OBや弁護士、医師など、児童相談所内に専門職を配置することで、児童福祉司が何もかも抱えなくてもよい体制の構築

<都道府県、関係機関、国に期待すること>

- ・SVに求めることを整理してほしい
- ・業務をしながらではなく、一定期間集中的に研修を受けられるよう機会が必要であり、そのような研修の実施と、研修に行けるための職員体制を確保してほしい
- ・市町村の相談支援機能を強化し、市町村内で対応できるケースを増やしてほしい
- ・相談支援と介入を行う機関の分離が必要ではないか
- ・児童福祉司の養成機関の設置
- ・子どもの安全、安心のために関係機関がお互いの立場を理解し、ともに連携をしていける機会づくり
- ・同じような経験年数のSVが交流する場があると、お互いの悩みを共有できる
- ・他の自治体の児童相談所との情報交換などができる場
- ・職員の経験を活かした業務が行えるよう、異動のスパンの見直し（スパンを長くする）

### 3. 市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者への調査

#### (1) 回答者の属性

- ・回答者の年齢として、50 歳代が 33.8%と最も高く、次いで 40 歳代、30 歳代となっている。(図表 55)
- ・回答者の性別は、女性が 75.1%と男性に比べて 3 倍以上となっている。(図表 56)
- ・採用区分は福祉職が 34.7%で最も高く、次いで、一般行政職となっている。(図表 57)
- ・現在の職種は、「要保護児童対策調整機関の調整担当」が最も高く、47.6%となっている。(図表 58)
- ・雇用形態は「常勤」が 70.0%、「非常勤」が 28.4%となっている。(図表 59)
- ・自治体の職員としての採用の形態では新卒採用が 40.1%、社会人採用 (27.3%) や任用付き採用 (28.3%) が 55.6%と、新卒採用を上回っている。(図表 60)
- ・自治体の職員としては、1 か所の部課にずっと異動したことがない人が最も高く 32.1%となっている。(図表 61)

図表 54 回答者の勤務先の市区町村（都道府県、政令市）

		サンプル数 (N=)	都道府県	政令市、 児相設置市	その他の 市区町村	無回答
全 体		2340	11.2	12.9	75.6	0.3
保有資格	社会福祉士	96	15.6	19.8	64.6	0.0
	社会福祉士+α	303	18.2	14.2	67.3	0.3
	精神保健福祉士	56	12.5	7.1	80.4	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	15.6	14.8	69.5	0.0
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	9.6	13.0	77.1	0.3
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	8.6	11.5	79.4	0.4
	1～3年未満	385	8.1	14.0	77.1	0.8
	3～5年未満	272	13.2	13.6	72.8	0.4
	5～10年未満	411	13.9	17.5	68.4	0.2
	10年以上	462	17.3	9.5	73.2	0.0

図表 55 回答者の年齢

		サンプル数 (N=)	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	無回答	平均 (歳)	標準偏差
全 体		2340	7.8	23.1	31.9	33.8	3.5	45.3	11.0
保有資格	社会福祉士	96	17.7	35.4	29.2	16.7	1.0	39.1	10.9
	社会福祉士+ $\alpha$	303	11.6	38.0	29.4	19.1	2.0	40.7	10.1
	精神保健福祉士	56	7.1	16.1	35.7	39.3	1.8	47.4	10.7
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	11.7	41.4	27.3	14.8	4.7	39.8	9.9
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	5.8	18.5	31.6	41.0	3.2	47.2	10.8
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	16.0	23.0	30.9	27.6	2.5	42.7	11.6
	1～3年未満	385	14.3	19.7	30.1	33.2	2.6	44.3	12.0
	3～5年未満	272	8.8	29.8	28.3	30.1	2.9	44.1	11.3
	5～10年未満	411	4.4	34.8	26.8	30.7	3.4	43.8	10.2
	10年以上	462	0.0	17.5	44.2	36.1	2.2	47.8	8.6
人口規模別	東京 23 区	112	13.4	24.1	27.7	30.4	4.5	43.1	11.4
	政令市	250	9.2	28.0	33.2	26.8	2.8	43.1	9.9
	中核市	326	10.7	30.1	24.8	32.8	1.5	43.7	11.8
	20万人以上 (1～3除く)	107	10.3	26.2	31.8	27.1	4.7	42.9	10.4
	15万人以上～20万人 未満	142	7.0	21.8	32.4	34.5	4.2	45.5	11.2
	10万人以上～15万人 未満	217	7.8	20.7	34.6	30.9	6.0	45.3	10.7
	3万人以上～10万人 未満	732	4.1	18.9	32.8	40.7	3.6	47.9	10.7
	3万人未満	445	9.0	23.1	34.6	30.3	2.9	44.4	11.0

図表 56 回答者の性別

		サンプル数 (N=)	男	女	無回答
全 体		2340	22.6	75.1	2.2
保有資格	社会福祉士	96	32.3	65.6	2.1
	社会福祉士+ $\alpha$	303	28.1	71.0	1.0
	精神保健福祉士	56	8.9	89.3	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	22.7	71.9	5.5
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	17.1	81.3	1.6
ソーシャル ワーク 経験 年数	1 年未満	243	28.4	70.0	1.6
	1～3 年未満	385	24.2	74.5	1.3
	3～5 年未満	272	27.9	69.9	2.2
	5～10 年未満	411	24.3	73.7	1.9
	10 年以上	462	19.3	79.9	0.9
人口規模別	東京 23 区	112	19.6	78.6	1.8
	政令市	250	22.0	77.2	0.8
	中核市	326	25.5	73.0	1.5
	20 万人以上 (1～3 除く)	107	33.6	63.6	2.8
	15 万人以上～20 万人 未満	142	24.6	72.5	2.8
	10 万人以上～15 万人 未満	217	24.9	72.8	2.3
	3 万人以上～10 万人 未満	732	20.6	76.6	2.7
3 万人未満	445	20.7	76.9	2.5	

図表 57 採用区分

		サンプル数 (N=)	福祉職	福祉職以外の 専門職	一般行政職	無回答
全 体		2340	34.7	29.1	30.6	5.6
保有資格	社会福祉士	96	70.8	2.1	24.0	3.1
	社会福祉士+α	303	70.3	8.6	19.1	2.0
	精神保健福祉士	56	28.6	57.1	12.5	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	68.0	9.4	18.8	3.9
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	27.1	39.8	27.0	6.2
ソーシャル ワーク 経験 年数	1 年未満	243	30.5	25.5	40.7	3.3
	1～3 年未満	385	35.6	27.5	33.8	3.1
	3～5 年未満	272	41.9	26.1	28.7	3.3
	5～10 年未満	411	43.1	22.6	29.4	4.9
	10 年以上	462	36.6	39.4	21.0	3.0
人口規模別	東京 23 区	112	61.6	26.8	7.1	4.5
	政令市	250	44.8	34.8	17.6	2.8
	中核市	326	41.1	28.5	24.2	6.1
	20 万人以上 (1～3 除く)	107	33.6	29.0	29.9	7.5
	15 万人以上～20 万人 未満	142	36.6	26.8	31.0	5.6
	10 万人以上～15 万人 未満	217	40.1	24.4	27.6	7.8
	3 万人以上～10 万人 未満	732	34.6	27.0	32.1	6.3
3 万人未満	445	15.3	33.5	47.2	4.0	

図表 58 現在の職種

		サンプル数 (N=)	子ども家庭 支援員	虐待対応 専門員	要保護児童 対策調整機関 の調整担当	その他	無回答
全 体		2340	26.6	15.9	47.6	21.0	3.4
保有資格	社会福祉士	96	27.1	28.1	42.7	13.5	4.2
	社会福祉士+α	303	27.7	20.1	50.2	15.8	2.3
	精神保健福祉士	56	25.0	19.6	46.4	28.6	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	25.8	22.7	49.2	16.4	3.1
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	28.5	15.0	45.1	23.0	3.2
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	28.8	16.0	46.9	19.3	2.5
	1～3年未満	385	31.7	16.1	50.4	15.8	1.0
	3～5年未満	272	30.5	19.9	50.4	17.6	2.2
	5～10年未満	411	27.5	19.0	48.7	19.2	2.4
	10年以上	462	20.1	16.9	49.8	24.7	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	38.4	38.4	11.6	8.9	5.4
	政令市	250	19.2	12.0	59.2	18.0	1.6
	中核市	326	35.3	32.5	35.9	13.2	4.3
	20万人以上 (1～3 除く)	107	23.4	32.7	39.3	15.9	4.7
	15万人以上～20万人 未満	142	35.9	23.2	35.2	12.0	2.1
	10万人以上～15万人 未満	217	31.8	13.4	41.0	18.0	5.5
	3万人以上～10万人 未満	732	30.1	10.9	47.5	25.0	3.8
3万人未満	445	10.6	3.8	68.1	30.3	1.6	

図表 59 現在の雇用形態

		サンプル数 (N=)	常勤	非常勤	無回答
全 体		2340	70.0	28.4	1.5
保有資格	社会福祉士	96	68.8	31.3	0.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	70.6	29.0	0.3
	精神保健福祉士	56	73.2	25.0	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	74.2	25.0	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	67.6	30.9	1.5
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	74.9	24.7	0.4
	1～3年未満	385	68.1	31.4	0.5
	3～5年未満	272	69.1	29.8	1.1
	5～10年未満	411	70.3	29.2	0.5
	10年以上	462	76.0	23.4	0.6
人口規模別	東京 23 区	112	78.6	20.5	0.9
	政令市	250	80.0	19.6	0.4
	中核市	326	64.1	35.0	0.9
	20万人以上 (1～3 除く)	107	69.2	29.0	1.9
	15万人以上～20万人 未満	142	62.7	33.8	3.5
	10万人以上～15万人 未満	217	65.0	31.8	3.2
	3万人以上～10万人 未満	732	62.8	35.5	1.6
3万人未満	445	83.8	15.1	1.1	

図表 60 自治体の職員としての採用の形態

		サンプル数 (N=)	新卒採用	社会人採用 (任期付き 採用除く)	任期付き 採用	無回答
全 体		2340	40.1	27.3	28.3	4.3
保有資格	社会福祉士	96	34.4	34.4	27.1	4.2
	社会福祉士+ $\alpha$	303	33.0	36.3	28.1	2.6
	精神保健福祉士	56	35.7	37.5	23.2	3.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	30.5	43.0	23.4	3.1
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	38.8	25.4	31.4	4.4
ソーシャル ワーク 経験 年数	1 年未満	243	45.3	26.3	26.7	1.6
	1～3 年未満	385	39.2	23.4	34.5	2.9
	3～5 年未満	272	39.7	24.3	33.5	2.6
	5～10 年未満	411	38.9	29.2	29.4	2.4
	10 年以上	462	42.6	34.4	20.8	2.2
人口規模別	東京 23 区	112	54.5	28.6	11.6	5.4
	政令市	250	64.8	17.2	14.8	3.2
	中核市	326	37.7	26.4	32.2	3.7
	20 万人以上 (1～3 除く)	107	40.2	30.8	24.3	4.7
	15 万人以上～20 万人 未満	142	35.2	27.5	34.5	2.8
	10 万人以上～15 万人 未満	217	26.3	31.8	35.9	6.0
	3 万人以上～10 万人 未満	732	30.5	27.7	36.3	5.5
3 万人未満	445	48.5	29.9	19.1	2.5	

図表 61 異動歴

		サンプル数 (N=)	1か所の部課にずっといて異動した ことがない	他の福祉関連の部課から、初めて現 在の部課に異動してきた	他の福祉関連以外の部課から、初め て現在の部課に異動してきた	他の福祉関連の部課を経て、再び現 在の部課に異動してきた（福祉関連 の部課のみの異動）	他の福祉関連以外の部課を経て再び 現在の部課に異動してきた（福祉関 連以外の部課も含めた異動）	その他	無回答
全 体		2340	32.1	24.7	18.2	4.5	7.0	9.4	4.2
保有資格	社会福祉士	96	42.7	36.5	2.1	1.0	4.2	8.3	5.2
	社会福祉士+α	303	39.9	36.6	7.3	2.6	1.7	8.6	3.3
	精神保健福祉士	56	39.3	25.0	12.5	5.4	7.1	7.1	3.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	43.8	39.1	3.1	1.6	2.3	6.3	3.9
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	31.3	21.1	18.9	6.0	8.0	10.7	4.1
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	25.5	24.7	28.8	0.4	4.1	13.6	2.9
	1～3年未満	385	38.4	16.4	24.2	0.8	6.0	12.2	2.1
	3～5年未満	272	38.2	24.3	15.8	5.1	6.3	8.5	1.8
	5～10年未満	411	35.5	30.4	11.7	5.8	7.5	6.8	2.2
	10年以上	462	27.5	32.7	12.8	9.5	8.2	7.4	1.9
人口規模別	東京 23 区	112	27.7	46.4	8.0	3.6	2.7	8.0	3.6
	政令市	250	17.6	42.0	11.2	11.2	9.6	5.6	2.8
	中核市	326	31.6	29.4	17.2	3.1	2.8	12.9	3.1
	20万人以上 (1～3除く)	107	34.6	22.4	20.6	2.8	9.3	5.6	4.7
	15万人以上～20万人 未満	142	29.6	23.9	15.5	4.2	9.2	11.3	6.3
	10万人以上～15万人 未満	217	36.9	18.0	19.8	1.8	6.0	8.8	8.8
	3万人以上～10万人 未満	732	35.1	20.1	19.7	3.8	5.7	10.5	5.1
3万人未満	445	34.2	17.5	22.7	4.9	11.0	8.1	1.6	

(2) 所属する自治体の状況

- ・福祉職の採用に対する採用では、「一般の行政職（事務職）として採用されている人が多い」の割合が半数以上を占めている。（図表 62）
- ・福祉職のローテーションに対する印象として、「福祉系の職場を中心にローテーションを組まれることが多い」が 30.6%と最も高い。（図表 63）

図表 62 福祉職の採用について

		サンプル数 (N=)	福祉職として採用されている人が多い	一般の行政職（事務職）として採用されている人が多い	どちらともいえない	わからない	その他	無回答
全 体		2340	14.4	54.8	9.2	17.7	2.1	1.8
保有資格	社会福祉士	96	25.0	49.0	8.3	16.7	1.0	0.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	27.1	44.6	11.2	14.2	3.0	0.0
	精神保健福祉士	56	8.9	71.4	5.4	10.7	1.8	1.8
	社会福祉士+精神保健福祉士	128	25.0	49.2	9.4	11.7	3.1	1.6
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	12.0	54.3	9.6	20.5	1.9	1.8
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	11.9	51.9	9.1	24.7	1.2	1.2
	1～3年未満	385	13.8	53.2	8.1	22.9	1.8	0.3
	3～5年未満	272	16.2	52.2	11.0	16.5	2.6	1.5
	5～10年未満	411	20.0	54.5	8.0	14.4	1.7	1.5
	10年以上	462	17.1	56.7	11.3	10.0	4.5	0.4
人口規模別	東京 23 区	112	32.1	26.8	10.7	27.7	0.0	2.7
	政令市	250	32.8	35.2	10.0	14.4	6.0	1.6
	中核市	326	20.6	47.9	8.6	18.4	2.1	2.5
	20万人以上 (1～3 除く)	107	11.2	49.5	13.1	23.4	0.9	1.9
	15万人以上～20万人未満	142	10.6	57.0	11.3	19.0	1.4	0.7
	10万人以上～15万人未満	217	11.1	57.6	8.3	18.9	0.9	3.2
	3万人以上～10万人未満	732	9.4	58.3	9.4	20.1	1.2	1.5
	3万人未満	445	7.0	71.7	7.4	9.9	2.9	1.1

図表 63 福祉職のローテーションについて

		サンプル数 (N=)	福祉系の職場を中心にローテーションを組まれることが多い	福祉系の職場に限らずローテーションを組まれることが多い	どちらともいえない	わからない	その他	無回答
全 体		2340	30.6	23.8	13.5	27.4	2.3	2.4
保有資格	社会福祉士	96	47.9	11.5	10.4	30.2	0.0	0.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	52.5	10.6	11.2	23.1	2.0	0.7
	精神保健福祉士	56	30.4	33.9	3.6	19.6	8.9	3.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	52.3	9.4	12.5	22.7	2.3	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	25.1	26.7	13.6	29.8	2.3	2.6
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	22.2	23.5	11.5	40.7	1.6	0.4
	1～3年未満	385	27.5	29.4	10.9	29.1	2.6	0.5
	3～5年未満	272	31.3	21.0	15.1	30.1	1.5	1.1
	5～10年未満	411	39.2	19.0	14.6	22.1	2.4	2.7
	10年以上	462	42.2	24.9	12.8	15.6	3.7	0.9
人口規模別	東京 23 区	112	56.3	4.5	5.4	30.4	0.9	2.7
	政令市	250	59.2	12.0	10.4	16.0	0.8	1.6
	中核市	326	35.9	19.0	8.9	31.3	1.2	3.7
	20万人以上 (1～3除く)	107	32.7	22.4	10.3	30.8	0.9	2.8
	15万人以上～20万人未満	142	31.7	24.6	9.9	31.0	2.1	0.7
	10万人以上～15万人未満	217	24.9	21.7	16.6	30.4	1.8	4.6
	3万人以上～10万人未満	732	22.8	29.1	14.5	29.0	2.7	1.9
3万人未満	445	18.4	31.7	19.6	24.0	4.0	2.2	

(3) 保有する資格等について

- ・現在保有している資格は、「教員」の割合が 26.6%で最も高く、次いで「社会福祉主事」(22.7%) 「社会福祉士」(22.5%) となっている。ソーシャルワーク経験年数が高いほど、社会福祉士の資格を保有している割合が高い。また、人口規模別では、東京 23 区や政令市で社会福祉士の資格を保有している割合が他に比べて高い。(図表 64)
- ・社会福祉士の受験資格取得ルートについては、「(法第 7 条第 1 号) 福祉系大学等 4 年(指定科目履修)」が最も高く 64.7%となっている。(図表 65)
- ・社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先は、「児童の関係機関」が最も高く 36.6%、次いで「障害の関係機関」(27.7%) となっている。(図表 66)

図表 64 保有している資格

		サンプル数 (N=)	社会福祉士	社会福祉主事	保健師	看護師	保育士	教員	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	介護福祉士	その他	無回答
全体		2340	22.5	22.7	20.1	20.8	21.7	26.6	7.9	3.8	4.5	3.2	15.3	10.6
保有資格	社会福祉士	96	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	社会福祉士+α	303	100.0	61.4	2.0	2.3	30.4	22.4	0.0	2.6	3.6	11.9	19.5	0.0
	精神保健福祉士	56	0.0	21.4	51.8	51.8	1.8	8.9	100.0	8.9	14.3	0.0	12.5	0.0
	社会福祉士+精神保健福祉士	128	100.0	46.1	1.6	1.6	16.4	9.4	100.0	0.8	6.3	14.1	14.8	0.0
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	0.0	18.1	28.7	29.6	26.0	35.6	0.0	4.9	5.2	1.5	18.0	0.1
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	14.8	12.3	14.0	16.5	21.0	28.8	2.9	2.9	4.5	0.8	11.5	19.8
	1～3年未満	385	16.1	18.2	14.0	15.3	28.3	33.0	4.2	3.4	3.9	2.1	12.2	11.9
	3～5年未満	272	26.5	26.8	12.1	11.8	29.0	26.8	7.4	4.0	4.0	2.2	15.8	10.7
	5～10年未満	411	32.8	37.2	12.4	12.4	21.9	25.3	10.9	4.6	5.8	5.4	16.8	4.4
	10年以上	462	33.3	29.2	35.1	34.4	10.8	22.5	14.5	5.4	6.7	5.0	23.6	3.5
人口規模別	東京 23 区	112	35.7	40.2	7.1	7.1	42.0	25.9	12.5	5.4	9.8	5.4	15.2	2.7
	政令市	250	33.2	39.6	19.2	17.6	22.4	20.8	9.6	3.6	2.4	2.4	10.8	8.4
	中核市	326	27.3	26.1	18.4	19.9	21.2	21.8	8.3	7.1	6.1	4.0	15.6	7.4
	20万人以上 (1～3除く)	107	27.1	24.3	15.0	16.8	21.5	16.8	8.4	6.5	4.7	2.8	12.1	12.1
	15万人以上～20万人未満	142	29.6	19.0	16.2	16.9	27.5	28.2	12.0	4.2	7.7	3.5	12.7	9.2
	10万人以上～15万人未満	217	21.7	18.9	17.5	21.7	18.0	28.1	9.2	3.2	4.6	2.3	12.4	11.1
	3万人以上～10万人未満	732	19.4	19.7	19.4	20.1	19.1	34.3	5.9	2.6	3.7	3.3	16.9	10.7
3万人未満	445	12.1	13.9	30.3	29.9	20.7	21.8	6.7	2.5	3.4	3.1	17.8	15.7	

図表 65 社会福祉士の受験資格取得ルート

		サンプル数 (N=)	(法第7条第1号)福祉系大学等4年(指定科目履修) +短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第2号)福祉系大学等4年(基礎科目履修) +短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第3号)一般大学等4年+一般養成施設等 (1年以上)	(法第7条第4号)福祉系短大等3年(指定科目履修) +相談援助実務1年	(法第7条第5号)福祉系短大等3年(基礎科目履修) +相談援助実務1年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第6号)一般短大等3年+相談援助実務 1年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第7号)福祉系短大等2年(指定科目履修) +相談援助実務2年	(法第7条第8号)福祉系短大等2年(基礎科目履修) +相談援助実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第9号)社会福祉主事養成機関+相談援助 実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	(法第7条第10号)一般短大等2年+相談援助実務 2年+一般養成施設等(1年以上)	(法第7条第11号)相談援助実務4年+一般養成施設 等(1年以上)	(法第7条第12号)児童福祉司、身体障害者福祉司、 知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事実 務4年+短期養成施設等(6ヶ月以上)	無回答
全体		527	64.7	2.5	18.0	1.3	0.0	0.4	1.3	1.3	1.7	2.1	3.2	1.9	1.5
保有資格	社会福祉士	96	68.8	1.0	20.8	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.1	3.1	2.1
	社会福祉士+α	303	65.0	2.3	14.5	1.7	0.0	0.3	1.3	1.7	2.6	2.6	4.0	2.0	2.0
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	60.9	3.9	24.2	0.8	0.0	0.8	2.3	1.6	0.8	1.6	2.3	0.8	0.0
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	36	72.2	2.8	13.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0	5.6
	1～3年未満	62	85.5	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
	3～5年未満	72	61.1	1.4	22.2	1.4	0.0	1.4	4.2	1.4	1.4	0.0	2.8	2.8	0.0
	5～10年未満	135	68.1	1.5	14.1	3.0	0.0	0.7	0.7	0.7	1.5	5.2	3.0	1.5	0.0
	10年以上	154	55.2	4.5	22.1	0.6	0.0	0.0	0.6	0.6	3.2	2.6	5.8	2.6	1.9
人口規模別	東京23区	40	65.0	5.0	12.5	0.0	0.0	0.0	5.0	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	5.0
	政令市	83	73.5	2.4	8.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	2.4	3.6	7.2	1.2
	中核市	89	66.3	1.1	21.3	4.5	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	2.2	2.2	0.0	1.1
	20万人以上 (1～3除く)	29	62.1	0.0	31.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
	15万人以上～ 20万人未満	42	64.3	0.0	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	7.1	4.8	0.0	0.0
	10万人以上～ 15万人未満	47	66.0	4.3	19.1	4.3	0.0	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0
	3万人以上～ 10万人未満	142	58.5	1.4	22.5	0.0	0.0	0.7	0.7	1.4	3.5	2.1	3.5	2.8	2.8
	3万人未満	54	64.8	7.4	9.3	0.0	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	0.0	7.4	0.0	0.0

図表 66 社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先

		サンプル数 (N=)	福祉事務所	協議会 社会福祉	児童相談所	乳児院	母子生活 支援施設	児童養護施設	入所施設	福祉型障害児 施設	児童心理治療 施設	児童自立支援 センター	児童家庭支援 センター	医療機関	指定発達支援
全体		527	16.9	11.2	12.3	1.1	4.9	19.0	3.8	1.5	3.2	0.9			0.0
保有資格	社会福祉士	96	16.7	15.6	13.5	2.1	5.2	17.7	4.2	1.0	1.0	0.0			0.0
	社会福祉士+α	303	16.5	9.2	12.9	1.3	5.0	22.4	3.6	2.0	3.6	1.3			0.0
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	18.0	12.5	10.2	0.0	4.7	11.7	3.9	0.8	3.9	0.8			0.0
	社会福祉士、精神保健福祉士 をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—
経 験 年 数	ソーシャル ワーク														
	1年未満	36	11.1	5.6	8.3	0.0	5.6	19.4	5.6	0.0	5.6	2.8			0.0
	1～3年未満	62	9.7	9.7	17.7	0.0	3.2	22.6	1.6	1.6	1.6	0.0			0.0
	3～5年未満	72	9.7	19.4	11.1	4.2	9.7	23.6	0.0	1.4	4.2	1.4			0.0
	5～10年未満	135	19.3	10.4	11.9	2.2	5.9	22.2	2.2	2.2	3.7	0.0			0.0
10年以上	154	25.3	7.8	12.3	0.0	3.2	16.2	4.5	1.9	3.2	1.9			0.0	
人 口 規 模 別	東京 23 区	40	10.0	2.5	22.5	2.5	10.0	30.0	7.5	2.5	2.5	0.0			0.0
	政令市	83	20.5	6.0	22.9	1.2	4.8	21.7	2.4	4.8	4.8	1.2			0.0
	中核市	89	16.9	9.0	9.0	0.0	3.4	21.3	3.4	0.0	5.6	0.0			0.0
	20万人以上（1～3除く）	29	6.9	20.7	10.3	0.0	6.9	20.7	0.0	0.0	3.4	0.0			0.0
	15万人以上～20万人未満	42	9.5	14.3	14.3	0.0	2.4	11.9	4.8	0.0	2.4	2.4			0.0
	10万人以上～15万人未満	47	19.1	14.9	14.9	0.0	10.6	8.5	4.3	2.1	2.1	0.0			0.0
	3万人以上～10万人	142	18.3	13.4	5.6	2.1	4.2	17.6	4.2	0.7	2.1	1.4			0.0
	3万人未満	54	20.4	11.1	9.3	1.9	1.9	20.4	3.7	1.9	1.9	1.9			0.0

		サンプル数 (N=)	障害児通所支援 事業	障害児相談支援 事業	病院・診療所	障害者施設等（相談 支援、通所、入所等）	高齢者、介護保険関 連施設（相談支援、 通所、入所等）	売春防止法に規定 する施設	生活保護法に規定 する施設	母子・父子福祉 センター	更生保護施設	その他	無回答
全体		527	6.5	0.6	5.1	22.6	22.6	1.1	0.8	0.0	0.2	11.8	3.6
保有資格	社会福祉士	96	13.5	0.0	7.3	18.8	27.1	1.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0
	社会福祉士+α	303	5.3	0.7	2.0	25.4	21.5	1.0	0.0	0.0	0.3	12.2	5.0
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	3.9	0.8	10.9	18.8	21.9	1.6	3.1	0.0	0.0	14.8	3.1
	社会福祉士、精神保健福祉士 をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経 験 年 数	ソーシャル ワーク												
	1年未満	36	5.6	2.8	8.3	11.1	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6
	1～3年未満	62	11.3	0.0	4.8	32.3	29.0	1.6	0.0	0.0	0.0	6.5	1.6
	3～5年未満	72	8.3	0.0	5.6	22.2	23.6	2.8	1.4	0.0	1.4	11.1	5.6
	5～10年未満	135	6.7	0.7	5.2	23.0	19.3	0.7	0.0	0.0	0.0	14.1	2.2
10年以上	154	3.2	0.6	4.5	19.5	20.1	1.3	0.6	0.0	0.0	11.7	5.2	
人 口 規 模 別	東京 23 区	40	12.5	2.5	2.5	30.0	20.0	2.5	2.5	0.0	0.0	12.5	0.0
	政令市	83	4.8	0.0	4.8	12.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7	6.0
	中核市	89	11.2	1.1	10.1	22.5	19.1	1.1	1.1	0.0	0.0	11.2	2.2
	20万人以上（1～3除く）	29	3.4	0.0	3.4	27.6	37.9	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	0.0
	15万人以上～20万人未満	42	4.8	0.0	2.4	28.6	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	4.8
	10万人以上～15万人未満	47	8.5	0.0	10.6	29.8	29.8	0.0	2.1	0.0	0.0	4.3	2.1
	3万人以上～10万人	142	4.9	0.7	2.8	20.4	23.2	2.1	0.0	0.0	0.7	12.0	3.5
	3万人未満	54	1.9	0.0	3.7	25.9	25.9	1.9	1.9	0.0	0.0	9.3	7.4

図表 67 社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先【7区分】（複数回答）

		サンプル数 (N=)	福祉事務所	社会福祉協議会	児童の 関係機関*1	障害の 関係機関*2	病院・ 診療所	高齢者、 介護保険 関連施設	その他	無回答
全体		527	16.9	11.2	36.6	27.7	5.1	22.6	13.9	3.6
保有資格	社会福祉士	96	16.7	15.6	37.5	28.1	7.3	27.1	7.3	0.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	16.5	9.2	38.9	29.4	2.0	21.5	13.5	5.0
	精神保健福祉士	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	18.0	12.5	30.5	23.4	10.9	21.9	19.5	3.1
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ソーシャル ワーク 経験年数	1年未満	36	11.1	5.6	41.7	19.4	8.3	25.0	5.6	5.6
	1～3年未満	62	9.7	9.7	35.5	40.3	4.8	29.0	8.1	1.6
	3～5年未満	72	9.7	19.4	38.9	30.6	5.6	23.6	16.7	5.6
	5～10年未満	135	19.3	10.4	39.3	27.4	5.2	19.3	14.8	2.2
	10年以上	154	25.3	7.8	35.1	22.7	4.5	20.1	13.6	5.2
人口規模別	東京 23 区	40	10.0	2.5	60.0	40.0	2.5	20.0	17.5	0.0
	政令市	83	20.5	6.0	44.6	16.9	4.8	15.7	15.7	6.0
	中核市	89	16.9	9.0	31.5	30.3	10.1	19.1	13.5	2.2
	20万人以上 (1～3除く)	29	6.9	20.7	37.9	31.0	3.4	37.9	10.3	0.0
	15万人以上～20万人 未満	42	9.5	14.3	28.6	33.3	2.4	21.4	16.7	4.8
	10万人以上～15万人 未満	47	19.1	14.9	31.9	36.2	10.6	29.8	6.4	2.1
	3万人以上～10万人 未満	142	18.3	13.4	33.8	24.6	2.8	23.2	14.8	3.5
	3万人未満	54	20.4	11.1	33.3	25.9	3.7	25.9	13.0	7.4

\*1—児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

\*2—指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者施設等（相談支援、通所、入所等）

図表 68 今後取得したい資格（上位）

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・公認心理師
- ・臨床心理士・臨床発達心理士
- ・その他心理士・心理カウンセラー
- ・保育士
- ・ケアマネジャー
- ・社会福祉主事
- ・法律系資格（弁護士、司法書士等）

(4) 現在の業務内容

- ・現在の主な業務については、「5 要支援児童及び要保護児童等への支援業務」の割合が最も高く、32.0%となっている。(図表 69)
- ・業務についてのやりがいについては、「やりがいを感じる」(「とても感じる」(40.9%)と「少し感じる」(46.4%)の合計)割合が87.3%となっている。(図表 70)
- ・業務で負担感を感じることの有無については、大半が何らかの負担感を感じている。特に負担感を感じることとして割合が高いのは、「精神的な負担が大きい」(45.2%)、「子どもの保護者との関係」(39.5%)となっている。東京 23 区では他の市町村に比べて全体的に負担を感じている割合が高い。(図表 71)

図表 69 現在の主な業務

		サンプル数 (N=)	1 子ども家庭支援全般に係 る業務(実情の把握)	2 子ども家庭支援全般に係 る業務(情報の提供)	3 子ども家庭支援全般に係 る業務(相談等への対応)	4 子ども家庭支援全般に係 る業務(総合調整)	5 要支援児童及び要保護児 童等への支援業務	6 関係機関との連絡調整	7 その他	8 「1」～「4」のいずれか	9 「1」～「4」のいずれかと 「5」	10 「5」と「6」	11 その他	12 無回答
全 体		2340	4.8	0.3	19.1	12.4	32.0	6.9	9.1	1.0	9.9	1.8	0.9	1.8
保有資格	社会福祉士	96	9.4	0.0	16.7	12.5	40.6	5.2	4.2	1.0	4.2	2.1	3.1	1.0
	社会福祉士+α	303	4.6	0.3	17.8	11.9	39.3	4.6	6.6	1.0	11.6	1.0	0.7	0.7
	精神保健福祉士	56	3.6	0.0	5.4	19.6	37.5	5.4	8.9	1.8	12.5	1.8	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	4.7	0.0	22.7	12.5	37.5	3.1	3.1	1.6	9.4	2.3	0.8	2.3
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	4.6	0.3	21.2	12.0	30.6	6.2	9.5	1.0	10.4	1.9	0.6	1.7
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	7.0	0.4	24.3	15.2	24.7	10.7	7.0	1.2	5.3	2.1	1.2	0.8
	1～3年未満	385	4.7	0.3	18.4	9.6	38.4	8.3	5.2	0.8	10.4	1.6	0.5	1.8
	3～5年未満	272	4.4	0.4	16.9	12.5	36.4	4.4	9.9	1.1	9.6	2.6	0.7	1.1
	5～10年未満	411	3.9	0.7	20.0	10.2	37.5	4.1	8.8	1.0	11.7	1.5	0.2	0.5
	10年以上	462	3.2	0.0	19.0	16.7	32.7	2.8	9.3	0.9	11.3	1.3	1.3	1.5
人口規模別	東京 23 区	112	5.4	0.0	28.6	9.8	45.5	0.9	0.0	1.8	7.1	0.0	0.0	0.9
	政令市	250	3.6	0.0	18.0	13.6	39.2	3.6	4.0	1.6	11.2	1.6	2.0	1.6
	中核市	326	6.1	0.6	22.1	11.3	34.0	4.3	7.7	0.9	10.1	0.9	0.9	0.9
	20万人以上 (1～3除く)	107	4.7	0.0	16.8	13.1	49.5	2.8	1.9	0.0	8.4	0.9	0.0	1.9
	15万人以上～ 20万人未満	142	7.0	0.0	25.4	9.2	36.6	4.2	4.2	0.0	9.2	1.4	1.4	1.4
	10万人以上～ 15万人未満	217	5.1	0.0	20.3	10.6	32.7	3.7	11.5	1.4	9.2	0.9	1.4	3.2
	3万人以上～ 10万人未満	732	4.2	0.4	20.9	13.3	29.5	7.5	9.7	0.5	10.1	1.6	0.5	1.6
	3万人未満	445	4.5	0.7	10.3	13.5	21.3	14.6	16.6	1.6	10.1	3.8	0.9	2.0

図表 70 業務についてやりがいの有無

		サンプル数 (N=)	とても 感じる	少し 感じる	あまり 感じない	感じない	無回答
全 体		2340	40.9	46.4	8.6	1.5	2.6
保有資格	社会福祉士	96	37.5	49.0	5.2	5.2	3.1
	社会福祉士+ $\alpha$	303	48.8	43.2	5.6	0.7	1.7
	精神保健福祉士	56	48.2	41.1	7.1	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	39.1	48.4	6.3	1.6	4.7
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	41.8	46.5	8.1	1.2	2.4
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	33.7	51.9	9.9	2.5	2.1
	1～3年未満	385	42.1	46.0	9.6	1.0	1.3
	3～5年未満	272	46.7	42.3	8.8	0.7	1.5
	5～10年未満	411	45.5	43.6	7.1	1.5	2.4
	10年以上	462	46.5	44.4	6.1	1.3	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	43.8	42.9	8.0	2.7	2.7
	政令市	250	40.4	47.6	10.0	0.8	1.2
	中核市	326	42.6	44.5	8.9	1.5	2.5
	20万人以上 (1～3除く)	107	40.2	52.3	4.7	1.9	0.9
	15万人以上～20万人 未満	142	42.3	43.0	9.9	2.8	2.1
	10万人以上～15万人 未満	217	47.5	42.9	6.5	0.5	2.8
	3万人以上～10万人 未満	732	41.1	46.3	7.8	1.4	3.4
3万人未満	445	35.7	49.7	10.1	2.0	2.5	

図表 71 業務で感じる負担感の有無（複数回答）

	サンプル数 (N=)	業務自体についての負担										
		子どもとの関係	子どもの保護者との関係	部門内でのチームワーク	他職種との関係	地域協議会に関する事務の総括	支援の実施状況の進行管理	庁内の他部署との連絡調整	児相との連絡調整	子どもが通う学校等との連絡調整	医療機関との連絡調整	
全体	2340	5.6	39.5	17.4	24.0	17.1	29.4	20.7	24.6	27.6	14.7	
保有資格	社会福祉士	96	12.5	44.8	22.9	31.3	15.6	28.1	30.2	28.1	35.4	17.7
	社会福祉士+α	303	7.3	39.3	15.8	33.7	20.5	32.0	24.4	31.0	32.7	19.5
	精神保健福祉士	56	7.1	39.3	23.2	23.2	14.3	35.7	32.1	33.9	35.7	19.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	3.1	35.9	24.2	27.3	17.2	25.8	21.1	30.5	33.6	12.5
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	4.6	39.7	17.5	22.7	16.5	30.1	18.9	23.2	25.7	13.8
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	4.5	42.0	12.8	16.5	18.1	28.4	18.9	21.4	28.8	12.8
	1～3年未満	385	5.5	42.3	16.9	22.3	15.8	34.3	18.7	23.9	27.0	14.5
	3～5年未満	272	6.3	41.2	19.1	26.8	18.0	26.1	21.0	28.3	29.4	16.9
	5～10年未満	411	4.4	39.9	20.7	26.5	19.7	27.7	25.8	27.3	32.1	17.0
	10年以上	462	5.2	37.2	19.7	26.0	19.0	33.1	21.9	26.2	30.3	15.8
人口規模別	東京 23 区	112	8.9	47.3	25.9	35.7	16.1	32.1	26.8	42.9	44.6	14.3
	政令市	250	6.0	36.4	18.4	23.6	20.4	36.4	21.6	29.2	28.4	18.8
	中核市	326	3.1	39.3	18.1	28.5	17.8	34.7	23.9	32.5	30.7	18.4
	20万人以上 (1～3除く)	107	10.3	48.6	24.3	24.3	20.6	30.8	20.6	32.7	33.6	16.8
	15万人以上～ 20万人未満	142	6.3	39.4	13.4	26.1	14.8	23.2	16.2	27.5	29.6	22.5
	10万人以上～ 15万人未満	217	6.5	35.5	13.8	24.0	13.8	18.0	21.2	17.1	24.0	12.0
	3万人以上～ 10万人未満	732	5.2	38.7	16.9	23.1	15.0	27.7	22.1	21.2	25.0	13.1
	3万人未満	445	4.7	40.4	16.2	18.4	20.4	30.8	14.8	17.8	24.7	10.3

業務で感じる負担感の有無（続き）（複数回答）

	サンプル数 (N=)	業務自体についての負担			職場の人間関係						
		警察との連絡調整	その他の関係機関との連絡調整	「業務自体」についての、その他の負担感	上長（所長、センター長）との関係	先輩、上司との関係	同僚との関係	後輩、部下との関係	他職種との関係	「職場の人間関係」についての、その他の負担感	
全体	2340	9.1	13.6	6.0	6.1	8.8	7.6	3.8	16.8	2.3	
保有資格	社会福祉士	96	9.4	11.5	3.1	9.4	10.4	14.6	4.2	21.9	1.0
	社会福祉士+α	303	8.9	16.2	6.9	5.3	11.6	7.3	3.0	22.1	3.3
	精神保健福祉士	56	16.1	23.2	12.5	10.7	7.1	8.9	3.6	21.4	3.6
	社会福祉士+精神保健福祉士	128	7.8	10.9	3.9	3.1	7.8	10.9	3.1	15.6	3.9
	社会福祉、精神保健福祉をもたない	1511	9.0	13.1	6.3	6.3	8.5	7.5	4.2	16.1	2.3
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	8.2	10.7	5.8	4.9	7.8	4.1	1.6	15.6	1.6
	1～3年未満	385	7.8	14.5	6.0	5.7	12.2	6.0	2.6	16.1	2.1
	3～5年未満	272	9.2	12.9	5.5	6.6	8.8	10.7	5.5	19.9	1.5
	5～10年未満	411	8.3	16.8	7.1	6.6	10.7	8.3	3.9	20.2	3.4
	10年以上	462	12.3	14.1	6.5	5.8	7.1	10.2	6.1	15.6	3.0
人口規模別	東京23区	112	8.0	18.8	6.3	7.1	15.2	8.0	8.0	17.0	1.8
	政令市	250	12.4	20.4	6.4	3.2	6.8	7.6	4.4	20.8	0.8
	中核市	326	8.6	17.8	4.9	7.4	10.4	8.6	5.2	15.3	3.1
	20万人以上（1～3除く）	107	13.1	18.7	3.7	7.5	17.8	15.9	7.5	17.8	0.0
	15万人以上～20万人未満	142	5.6	11.3	7.0	9.9	7.7	5.6	2.1	12.7	2.1
	10万人以上～15万人未満	217	6.5	12.0	3.7	6.9	4.6	4.1	1.4	16.6	2.8
	3万人以上～10万人未満	732	9.2	11.6	6.3	6.0	8.5	8.9	3.7	17.9	2.2
3万人未満	445	9.7	9.4	7.6	4.7	8.1	5.2	2.7	14.8	3.4	

業務で感じる負担感の有無（続き）（複数回答）

	サンプル数 (N=)	職場の労働条件									特 に ない	無 回 答	
		給与が少ない	労働時間が長い	休暇が取れない	土日や夜間対応がある	研修制度が少ない	福利厚生が乏しい	雇用が不安定	精神的な負担が大きい	「職場の労働条件」について の、その他の負担感			
全 体	2340	17.0	19.7	12.9	10.9	8.0	3.8	9.9	45.2	5.3	11.5	2.1	
保有資格	社会福祉士	96	13.5	28.1	12.5	11.5	4.2	3.1	7.3	42.7	5.2	8.3	1.0
	社会福祉士+α	303	19.5	20.5	11.9	8.9	9.9	5.6	15.5	48.5	6.3	6.9	1.3
	精神保健福祉士	56	23.2	32.1	12.5	14.3	19.6	7.1	17.9	57.1	1.8	7.1	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	21.1	18.0	11.7	11.7	9.4	3.9	12.5	43.0	7.0	10.2	0.0
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	17.2	19.1	12.8	11.4	7.4	3.6	9.5	45.3	5.4	12.2	2.1
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	10.7	19.8	9.9	11.5	7.0	2.5	4.9	42.8	4.9	14.4	1.2
	1～3年未満	385	18.4	18.4	11.2	10.4	9.9	3.1	9.4	45.7	7.0	11.2	0.5
	3～5年未満	272	19.1	19.1	12.1	15.1	9.9	4.4	14.0	47.1	3.3	12.1	1.1
	5～10年未満	411	20.2	22.6	13.6	11.9	7.3	5.1	12.9	49.4	7.3	7.8	1.7
	10年以上	462	15.4	24.2	18.6	11.3	8.9	3.7	10.6	47.4	6.5	9.5	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	22.3	31.3	19.6	20.5	10.7	5.4	4.5	55.4	4.5	4.5	0.9
	政令市	250	14.0	26.4	20.8	7.2	8.4	4.0	10.0	48.4	6.4	6.4	1.2
	中核市	326	21.8	27.9	11.0	12.9	7.7	4.6	13.8	46.6	5.8	11.0	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	9.3	20.6	9.3	11.2	6.5	2.8	9.3	46.7	2.8	3.7	3.7
	15万人以上～ 20万人未満	142	17.6	16.2	12.0	11.3	9.9	4.9	9.2	38.7	3.5	12.0	1.4
	10万人以上～ 15万人未満	217	17.1	15.7	11.5	12.0	5.1	1.4	10.1	43.8	4.6	12.9	3.2
	3万人以上～ 10万人未満	732	19.5	17.8	11.2	10.4	8.6	4.6	11.2	46.7	5.2	13.5	2.2
3万人未満	445	11.0	12.8	12.4	9.4	7.6	2.0	6.1	39.6	6.3	14.4	2.9	

図表 72 不足している職種（専門性）や資源（主なもの）

**【職種】**

心理職（臨床心理士、公認心理師等）、保健師、社会福祉士、  
CW（相談員）、司法職（弁護士・法律関係の専門職）、精神保健福祉士、  
児童福祉司・児童福祉の専門職、SV 職、保育士、医師（特に精神科医）  
事務職、常勤（正規）職員  
虐待対応専門職（チーム）、警察（OB）、専門職  
職種に関わらず全体的な人員不足

**【スキル】**

経験

知識：法的知識、（児童）心理や精神科の知識、福祉・社会福祉全般の知識、  
障害（発達障害）の知識

技術：アセスメント力・見立て、虐待対応、ソーシャルワーク・関係機関との連携方法  
面接技術、精神疾患を持つ人の対応、精神疾患を持つ人の対応

**【その他】**

研修（専門的な研修・定期的な研修、基本的な実践的研修）、福祉職採用  
他機関との連携

一時預かり施設（ショートステイ・トワイライトステイ等）、養育支援サービス・体制  
不登校・引きこもり支援機関、子どもの居場所

(5) 組織としての専門性

・現在の業務を行う上で「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価については、「高い」（「とても高い」（8.4%）と「やや高い」（44.8%）の合計）が 53.2%となっている。一方、「高くない」（「あまり高くない」（39.3%）と「高くない」（5.3%）の合計）が 44.6%いる。（図表 73）

・組織としての専門性が高くないとする人にその理由をきいたところ、「人手が足りない」の割合が 63.9%で最も高く、次いで「それぞれの職員の専門性が高くない」（42.6%）「登録している支援対象児童等の数が多く、それぞれのケースについて時間をかけられない」（41.9%）となっている。（図表 74）

図表 73 「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価

		サンプル数 (N=)	とても 高い	やや高い	あまり 高くない	高くない	無回答
全 体		2340	8.4	44.8	39.3	5.3	2.2
保有資格	社会福祉士	96	9.4	55.2	29.2	3.1	3.1
	社会福祉士+α	303	6.3	45.2	42.2	4.0	2.3
	精神保健福祉士	56	8.9	41.1	46.4	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	8.6	42.2	41.4	6.3	1.6
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	8.7	45.4	38.8	5.0	2.1
ソーシャル ワーク 経験年数	1年未満	243	11.9	40.7	38.3	6.6	2.5
	1～3年未満	385	10.1	43.1	38.4	6.5	1.8
	3～5年未満	272	8.5	43.8	41.5	5.5	0.7
	5～10年未満	411	6.3	47.2	40.9	4.1	1.5
	10年以上	462	6.1	47.6	40.9	3.7	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	11.6	42.0	40.2	4.5	1.8
	政令市	250	7.2	42.4	41.2	7.6	1.6
	中核市	326	11.0	42.3	39.6	4.6	2.5
	20万人以上 (1～3除く)	107	8.4	51.4	37.4	1.9	0.9
	15万人以上～20万人 未満	142	12.0	55.6	28.2	3.5	0.7
	10万人以上～15万人 未満	217	12.4	47.9	32.7	4.1	2.8
	3万人以上～10万人 未満	732	7.7	48.5	37.2	4.1	2.6
	3万人未満	445	4.5	35.7	48.5	9.0	2.2

図表 74 「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価の高くない理由（複数回答）

		サンプル数 (N=)	人手が足りない	登録している支援対象児童等の数が多く、それぞれのケースについて時間をかけられない	それぞれの職員の専門性が高くない	管理職の専門性が高くない	他職種との連携が図れていない	周囲（仲間、SV（業務において適切な指導・助言をしてくれる人）、上司）のサポートが少ない	周りの人への関心が低い	児相などからの助言・指導が受けにくい	当該部署での勤務期間の短さ	その他	無回答
全 体		1044	63.9	41.9	42.6	29.3	12.1	21.7	4.5	24.1	16.0	8.7	0.6
保有資格	社会福祉士	31	41.9	48.4	29.0	16.1	12.9	12.9	3.2	35.5	9.7	12.9	0.0
	社会福祉士+α	140	57.9	41.4	45.0	35.0	12.9	22.9	1.4	25.0	17.9	11.4	1.4
	精神保健福祉士	27	81.5	70.4	25.9	40.7	14.8	18.5	3.7	25.9	22.2	14.8	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	61	63.9	42.6	50.8	34.4	8.2	29.5	6.6	29.5	13.1	8.2	0.0
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	662	65.6	43.2	40.9	27.3	13.3	23.4	5.0	25.1	15.7	8.5	0.6
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	109	66.1	33.0	34.9	24.8	11.0	19.3	4.6	20.2	26.6	7.3	0.0
	1～3年未満	173	65.3	43.4	49.7	29.5	13.9	20.8	4.6	22.0	19.7	5.8	0.0
	3～5年未満	128	64.1	43.8	42.2	33.6	14.1	22.7	5.5	24.2	20.3	10.9	0.8
	5～10年未満	185	57.8	45.9	40.0	29.2	11.4	23.2	5.4	24.9	12.4	14.6	1.1
	10年以上	206	69.4	46.1	44.2	36.4	10.7	32.0	3.4	34.5	10.7	4.9	0.0
人口規模別	東京 23 区	50	64.0	52.0	58.0	40.0	20.0	26.0	6.0	42.0	22.0	8.0	0.0
	政令市	122	72.1	51.6	41.0	31.1	14.8	30.3	1.6	33.6	21.3	10.7	0.0
	中核市	144	70.1	63.9	38.2	35.4	13.9	19.4	6.9	34.7	16.0	6.3	1.4
	20万人以上 (1～3除く)	42	59.5	54.8	33.3	14.3	7.1	11.9	0.0	28.6	21.4	9.5	0.0
	15万人以上～ 20万人未満	45	53.3	51.1	40.0	33.3	11.1	15.6	4.4	13.3	15.6	15.6	0.0
	10万人以上～ 15万人未満	80	58.8	55.0	27.5	23.8	7.5	18.8	5.0	25.0	11.3	5.0	1.3
	3万人以上～ 10万人未満	302	64.2	40.1	36.8	26.8	15.6	22.2	5.6	18.9	14.9	9.3	0.3
	3万人未満	256	60.2	16.8	56.6	29.7	6.6	21.5	3.5	17.6	14.5	8.6	0.8

図表 75 自身の専門性が不足していて困ったと感じたこと（主なもの）

【スキル】

経験不足(配属されて日が浅い。他職種からの配置転換)

子育ての知識不足(子育て経験がない)

【知識】

経験: 配属されて日が浅い。他職種からの配置転換

子育ての知識不足(子育て経験がない)

知識: 法律・制度の知識・理解

社会資源の把握・利用できる福祉サービスの知識・

障害(特に発達障害)・療育の知識や対応

福祉(児童福祉、社会福祉)全般の知識

心理的知識・技能、精神保健の知識

乳児・児童の発達に関する知識

医療知識

技術: 保護者対応(特に精神疾患の保護者への対応)、

アセスメント力・見立て。面接技術・子どもへの接し方

他機関・他職種との連携・調整

虐待・性的虐待の知識や対応

ケースワーク・ソーシャルワーク

カウンセリング・相談対応、育児相談

家庭支援、ペアレントトレーニング

通告時・緊急時の判断・対応・介入

会議の進行

DV 対応、不登校・引きこもり対応

【その他】

研修不足・スーパーバイズ不足

自身の専門性と異なる領域の配属

判断力不足

(6) 個人の専門性について

- ・「相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができているか」を「0点から100点」できいたところ、「60点未満」の割合が44.9%で最も高く、次いで「60～80点未満」(34.5%)となっており、平均は56.6点である。(図表76)
- ・「子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思うか」を「0点から100点」できいたところ、「60点未満」の割合が46.5%で最も高く、次いで「60～80点未満」(35.5%)となっており、平均は55.7点である。(図表77)
- ・市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者の専門性を24項目に分けてそれぞれ「できていない」を1点、「できている」を5点としてきいたところ、「子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)」「保護者に向き合う態度」が他の項目に比べて平均点が高くなっている。ソーシャルワークの経験年数が長くなるほど、自己評価が高い。人口規模による差はほとんどなかった。(図表78)

図表 76 相談援助の場面における対応

		サンプル数 (N=)	60点未満	60～80点 未満	80～100点	無回答	平均	標準偏差
全 体		2340	44.9	34.5	15.2	5.4	56.6	19.5
保有資格	社会福祉士	96	43.8	38.5	12.5	5.2	54.8	20.3
	社会福祉士+α	303	46.5	35.6	15.8	2.0	57.3	18.1
	精神保健福祉士	56	32.1	44.6	17.9	5.4	61.6	18.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	42.2	42.2	14.8	0.8	58.3	17.2
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	43.7	35.5	15.9	4.8	57.2	19.4
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	60.1	23.0	10.3	6.6	49.2	21.4
	1～3年未満	385	48.6	36.6	11.7	3.1	54.7	18.9
	3～5年未満	272	40.1	39.7	17.6	2.6	60.2	16.8
	5～10年未満	411	38.9	39.7	19.5	1.9	59.8	18.7
	10年以上	462	36.4	39.0	22.9	1.7	60.9	18.8
人口規模別	東京23区	112	42.9	42.9	11.6	2.7	56.9	17.2
	政令市	250	42.0	30.8	22.8	4.4	59.2	20.3
	中核市	326	50.3	31.9	14.1	3.7	54.4	20.4
	20万人以上 (1～3除く)	107	38.3	40.2	17.8	3.7	59.1	19.8
	15万人以上～20万人 未満	142	43.0	35.9	17.6	3.5	58.6	19.6
	10万人以上～15万人 未満	217	43.3	35.5	15.2	6.0	57.6	19.1
	3万人以上～10万人 未満	732	41.5	36.7	16.9	4.8	58.0	18.8
	3万人未満	445	51.7	30.1	8.5	9.7	52.4	19.4

図表 77 子どもの権利を守るためのソーシャルワーク

		サンプル数 (N=)	60点未満	60~80点 未満	80~100点	無回答	平均	標準偏差
全 体		2340	46.5	35.5	13.2	4.8	55.7	19.1
保有資格	社会福祉士	96	45.8	40.6	10.4	3.1	54.7	18.5
	社会福祉士+α	303	44.6	37.3	16.8	1.3	58.3	17.1
	精神保健福祉士	56	28.6	48.2	17.9	5.4	62.2	18.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	46.1	42.2	10.9	0.8	56.5	17.4
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	45.7	36.5	13.6	4.3	56.3	18.8
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	63.0	24.7	6.6	5.8	47.2	21.0
	1~3年未満	385	52.5	34.8	9.6	3.1	53.1	18.5
	3~5年未満	272	44.9	39.0	14.3	1.8	58.7	16.9
	5~10年未満	411	40.9	41.1	16.8	1.2	59.2	17.4
	10年以上	462	34.4	44.2	20.6	0.9	61.5	16.9
人口規模別	東京 23 区	112	45.5	39.3	12.5	2.7	57.0	18.1
	政令市	250	43.2	34.0	19.2	3.6	58.4	18.7
	中核市	326	51.2	35.6	9.5	3.7	54.0	19.1
	20万人以上 (1~3除く)	107	40.2	44.9	11.2	3.7	57.7	18.8
	15万人以上~20万人 未満	142	43.7	34.5	19.0	2.8	58.6	19.1
	10万人以上~15万人 未満	217	43.8	36.4	14.7	5.1	57.8	17.7
	3万人以上~10万人 未満	732	43.2	37.7	14.5	4.6	56.7	18.8
3万人未満	445	54.6	28.8	8.5	8.1	50.8	19.9	

図表 78 現在の専門性の評価

【保有資格】

	全体	社会福祉士	社会福祉士＋ $\alpha$	精神保健福祉士	社会福祉士＋精神保健福祉士	社会福祉、精神保健福祉をもたない	
サンプル数 (N=)	2340	96	303	56	128	1511	
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.2	2.6	2.9	3.7	2.9	3.4
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.1	2.9	3.1	3.3	3.0	3.1
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	3.0	2.9	3.1	3.3	3.1	3.1
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	3.2	3.1	3.3	3.5	3.3	3.3
5	必要な情報を適切に収集できる	3.3	3.3	3.4	3.6	3.4	3.3
6	子ども本人の状態に関する見立てができる	3.1	2.8	3.1	3.4	3.1	3.2
7	保護者の状態に関する見立てができる	3.2	3.0	3.3	3.6	3.3	3.2
8	特定妊婦の状態に関する見立てができる	2.7	2.5	2.7	3.3	2.6	2.9
9	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.0	2.9	3.1	3.5	3.2	3.1
10	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.9	2.7	3.0	3.3	3.0	2.9
11	関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	2.9	2.8	2.9	3.2	3.0	2.9
12	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.0	2.9	3.2	3.4	3.1	3.1
13	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.1	3.0	3.2	3.4	3.1	3.1
14	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.4	3.3	3.5	3.7	3.4	3.4
15	適切な個別ケース検討会議を開催できる	3.2	3.0	3.2	3.6	3.3	3.2
16	ケースへの適切な支援計画を作成できる	2.8	2.8	2.9	3.3	2.9	2.9
17	子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	2.9	3.0	2.9	3.1	2.8	3.0
18	児童相談所と協働し、適切に支援できる	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	3.1
19	特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	3.0	3.0	3.0	3.5	3.1	3.1
20	他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	3.4	3.3	3.4	3.7	3.4	3.4
21	進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	3.2	3.1	3.4	3.5	3.3	3.2
22	ケースの進行管理・再評価ができる	3.1	3.0	3.2	3.4	3.2	3.1
23	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	3.5	3.3	3.6	3.7	3.5	3.5
24	保護者に向き合う態度	3.5	3.3	3.5	3.6	3.5	3.5

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【ソーシャルワーク経験年数】

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
サンプル数 (N=)		243	385	272	411	462
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.0	3.0	3.2	3.1	3.5
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.9	3.0	3.1	3.2	3.2
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	2.8	3.0	3.1	3.2	3.1
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	2.9	3.2	3.3	3.4	3.4
5	必要な情報を適切に収集できる	3.0	3.2	3.3	3.6	3.6
6	子ども本人の状態に関する見立てができる	2.9	3.0	3.2	3.2	3.3
7	保護者の状態に関する見立てができる	2.8	3.0	3.3	3.4	3.5
8	特定妊婦の状態に関する見立てができる	2.4	2.5	2.7	2.9	3.1
9	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.7	2.9	3.0	3.1	3.4
10	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.6	2.7	2.9	3.0	3.2
11	関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	2.4	2.7	2.9	3.0	3.2
12	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.6	2.9	3.2	3.2	3.3
13	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.7	3.0	3.2	3.3	3.4
14	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.0	3.4	3.5	3.6	3.6
15	適切な個別ケース検討会議を開催できる	2.8	3.1	3.3	3.4	3.4
16	ケースへの適切な支援計画を作成できる	2.5	2.7	2.9	3.0	3.1
17	子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	2.7	2.9	3.0	3.1	3.1
18	児童相談所と協働し、適切に支援できる	2.8	3.0	3.1	3.2	3.2
19	特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	2.6	2.9	3.0	3.2	3.3
20	他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	2.9	3.3	3.5	3.6	3.6
21	進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	2.7	3.1	3.4	3.5	3.5
22	ケースの進行管理・再評価ができる	2.7	3.0	3.2	3.3	3.3
23	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	3.3	3.5	3.6	3.6	3.6
24	保護者に向き合う態度	3.2	3.4	3.5	3.6	3.6

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

【人口規模別】

		東京 23 区	政 令 市	中 核 市	20 万 人 以 上 (1 〜 3 除 く)	15 万 人 以 上 〜 20 万 人 未 満	10 万 人 以 上 〜 15 万 人 未 満	3 万 人 以 上 〜 10 万 人 未 満	3 万 人 未 満
	サンプル数 (N=)	112	250	326	107	142	217	732	445
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.1	3.3	3.1	3.1	3.3	3.2	3.2	3.1
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.3	3.1	3.0	3.1	3.2	3.1	3.0	2.9
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	3.2	3.1	3.0	3.1	3.2	3.1	3.0	2.9
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	3.2	3.4	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.1
5	必要な情報を適切に収集できる	3.4	3.5	3.3	3.3	3.4	3.4	3.3	3.2
6	子ども本人の状態に関する見立てができる	3.1	3.2	3.0	3.1	3.2	3.2	3.1	3.0
7	保護者の状態に関する見立てができる	3.1	3.4	3.2	3.1	3.2	3.2	3.2	3.1
8	特定妊婦の状態に関する見立てができる	2.7	2.9	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8
9	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.0	3.2	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.9
10	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.9	3.1	2.8	2.9	2.9	2.8	2.9	2.9
11	関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	2.8	3.1	2.8	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8
12	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.1	3.2	3.0	3.2	3.2	3.1	3.0	2.9
13	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.1	3.3	3.0	3.2	3.2	3.1	3.1	2.9
14	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.4	3.5	3.2	3.3	3.5	3.4	3.4	3.4
15	適切な個別ケース検討会議を開催できる	3.2	3.4	3.0	3.1	3.3	3.2	3.3	3.2
16	ケースへの適切な支援計画を作成できる	2.9	3.1	2.7	2.9	3.0	2.8	2.9	2.7
17	子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	2.9	3.1	2.8	3.1	2.9	3.0	3.0	2.8
18	児童相談所と協働し、適切に支援できる	2.9	3.2	2.9	3.1	3.1	3.0	3.1	3.0
19	特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	3.1	3.2	2.9	3.0	3.1	3.0	3.0	2.9
20	他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	3.4	3.5	3.2	3.3	3.4	3.4	3.4	3.3
21	進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	3.4	3.5	3.1	3.2	3.2	3.3	3.3	3.0
22	ケースの進行管理・再評価ができる	3.0	3.4	2.9	3.1	3.2	3.1	3.1	2.9
23	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	3.7	3.6	3.4	3.4	3.6	3.6	3.5	3.3
24	保護者に向き合う態度	3.6	3.6	3.4	3.3	3.5	3.5	3.5	3.3

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

(7) OJTや研修について

- ・自身の専門性をどのように獲得したかを最も効果のあった順に上位3つまでをきいたところ、第1位としてあげられたものは、保有資格、経験年数、人口規模に関わらず、「大学や養成学校等」「OJT」「スーパーバイズ（業務の適切な指導・助言）」の割合が高くなっている。第2位としては、ややばらつきがみられるものの「スーパーバイズ（業務の適切な指導・助言）」「職場外での研修（OFF-JT等）」の割合が高い。（図表 79・80）
- ・法定研修（要対協調整機関専門職）を受講した効果についてきいたところ、「役にたっている」（「大変役にたっている」（24.8%）と、「やや役にたっている」（35.2%）の合計）が60.0%となっている。（図表 82）
- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人に、現在持っている資格を取得するための専門性のみで、現在の業務が行えるかきいたところ、「行える」が43.8%（「十分行える」（5.0%）、「ある程度行える」（38.8%）の合計）、「比較的難しい」が54.8%（「やや難しい」（32.8%）、「難しい」（22.0%）の合計）となっている。経験年数が高くなるにつれ、「行える」とする割合が高い。（図表 86）
- ・児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合、その資格を取得したいかきいたところ、「ぜひ取得したい」が17.1%、「機会があれば取得したい」が47.6%、「あまり取得したいとは思わない」が9.7%、「取得したいと思わない」が10.0%と、取得の意向を持っている割合が半数を超えている。保有資格や経験年数による違いがみられない。（図表 87）
- ・資格取得の意向のある人に資格を取得する際の不安の有無についてきいたところ、「資格にかかる時間」が最も高く、76.4%、次いで「実習期間」（59.7%）、「費用面」（55.0%）となっている。（図表 88）
- ・また取得意向のある人に、資格を取得しやすい受講方法についてきいたところ、「自宅での通信教育」（52.9%）、「オンライン研修」（42.9%）の割合が高くなっている。（図表 89）
- ・資格を取得したいと思わないと回答した人にその理由をきいたところ、「必要性を感じないから」が40.9%と最も高く、次いで「実習などがあると、仕事をしながらでは難しいから」（32.6%）となっている。（図表 90）

図表 79 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第1位】

	サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	庁内での研修	OJT	スーパーバイズ (業務の適切な指 導・助言)	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS (Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答	
全体	2340	19.9	3.8	10.1	3.9	15.0	16.9	12.1	2.5	7.1	8.6	
保有資格	社会福祉士	96	33.3	3.1	6.3	4.2	19.8	22.9	3.1	1.0	3.1	3.1
	社会福祉士+α	303	17.8	4.6	6.3	1.7	23.4	20.1	13.2	2.3	8.6	2.0
	精神保健福祉士	56	26.8	3.6	8.9	0.0	17.9	14.3	10.7	8.9	7.1	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	21.1	7.0	3.1	0.0	21.1	23.4	14.1	6.3	3.1	0.8
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	21.8	3.6	10.9	4.0	12.8	16.7	12.1	2.1	7.9	7.9
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	20.6	7.0	10.3	9.5	12.8	12.3	8.2	2.1	4.1	13.2
	1～3年未満	385	21.3	5.5	11.9	5.2	12.5	15.8	11.7	1.6	8.8	5.7
	3～5年未満	272	15.4	5.1	10.3	2.6	14.3	23.9	12.1	2.2	7.4	6.6
	5～10年未満	411	20.2	3.9	9.0	2.2	19.0	18.7	13.9	2.7	7.3	3.2
	10年以上	462	18.4	1.7	8.0	2.8	19.7	18.8	14.5	4.8	8.4	2.8
人口規模別	東京23区	112	17.9	3.6	8.0	1.8	22.3	20.5	9.8	2.7	8.0	5.4
	政令市	250	13.2	2.8	4.8	10.8	29.6	22.0	8.0	2.0	4.0	2.8
	中核市	326	22.1	4.0	5.2	4.3	17.8	21.2	10.4	1.8	9.2	4.0
	20万人以上 (1～3除く)	107	17.8	4.7	8.4	1.9	21.5	22.4	8.4	2.8	6.5	5.6
	15万人以上～ 20万人未満	142	28.2	3.5	2.8	4.2	13.4	18.3	11.3	4.2	8.5	5.6
	10万人以上～ 15万人未満	217	23.0	3.7	8.3	4.1	12.4	15.7	10.6	4.1	9.2	8.8
	3万人以上～ 10万人未満	732	18.2	4.8	12.7	2.6	12.0	14.9	14.8	2.6	7.9	9.6
3万人未満	445	22.2	2.9	16.4	2.5	7.9	11.9	13.9	1.8	4.5	16.0	

図表 80 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第2位】

		サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	庁内での研修	OJT	スーパーバイズ (業務の適切な指導・助言)	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS (Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答
全体		2340	6.5	8.3	10.1	8.2	8.1	18.0	17.7	5.8	2.4	14.9
保有資格	社会福祉士	96	12.5	13.5	10.4	3.1	12.5	15.6	16.7	5.2	3.1	7.3
	社会福祉士+α	303	9.2	6.9	11.9	4.0	9.9	28.4	15.5	7.3	3.6	3.3
	精神保健福祉士	56	12.5	7.1	10.7	12.5	7.1	19.6	14.3	10.7	0.0	5.4
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	14.1	11.7	13.3	7.0	10.2	14.8	16.4	6.3	2.3	3.9
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	5.6	8.9	9.9	9.0	7.5	17.5	19.7	5.9	2.3	13.7
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	7.0	8.6	8.6	7.0	8.2	14.0	15.2	3.3	2.9	25.1
	1～3年未満	385	9.9	10.1	9.1	8.1	7.8	15.6	16.9	6.0	3.6	13.0
	3～5年未満	272	6.3	8.1	11.8	8.8	6.3	21.3	16.9	7.4	2.9	10.3
	5～10年未満	411	7.1	8.3	12.9	8.0	9.0	21.9	19.5	4.6	1.7	7.1
	10年以上	462	4.3	5.8	9.5	8.9	9.5	22.7	21.2	10.0	1.7	6.3
人口規模別	東京23区	112	7.1	8.0	6.3	8.9	8.9	25.9	20.5	6.3	1.8	6.3
	政令市	250	4.8	5.2	6.4	20.0	10.0	26.0	11.2	8.0	1.2	7.2
	中核市	326	7.7	8.9	8.3	12.3	12.3	17.8	18.7	4.9	0.9	8.3
	20万人以上 (1～3除く)	107	4.7	11.2	7.5	12.1	11.2	18.7	17.8	6.5	1.9	8.4
	15万人以上～ 20万人未満	142	7.7	13.4	9.9	4.9	4.2	15.5	23.9	7.0	1.4	12.0
	10万人以上～ 15万人未満	217	7.8	7.4	11.5	6.5	8.3	18.9	16.1	5.5	2.8	15.2
	3万人以上～ 10万人未満	732	6.4	8.1	10.9	5.3	6.4	18.9	19.9	4.8	2.9	16.4
	3万人未満	445	6.3	8.3	13.0	4.5	6.5	10.6	14.8	6.3	3.6	26.1

図表 81 専門性を獲得するのに最も効果のあったもの【第3位】

		サンプル数 (N=)	大学や養成学校等	資格取得の際の実習	法定研修	庁内での研修	OJT	スーパーバイズ (業務の適切な指導・助言)	職場外での研修 (OFF-JT等)	SDS (Self Development System) (自己啓発を含む)	その他	無回答
全体		2340	10.9	6.5	7.4	8.4	4.3	13.7	14.4	10.3	2.4	21.7
保有資格	社会福祉士	96	8.3	12.5	11.5	12.5	6.3	14.6	12.5	10.4	1.0	10.4
	社会福祉士+α	303	21.8	9.2	10.2	9.9	5.0	12.9	14.9	9.2	1.0	5.9
	精神保健福祉士	56	10.7	10.7	1.8	1.8	7.1	16.1	25.0	14.3	3.6	8.9
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	15.6	14.1	7.8	9.4	3.1	12.5	11.7	14.1	3.9	7.8
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	9.9	5.6	7.2	8.1	4.4	14.4	15.1	11.2	2.8	21.2
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	7.4	7.4	6.6	9.5	3.3	12.8	13.2	4.5	1.6	33.7
	1～3年未満	385	10.9	7.0	7.3	10.1	4.4	14.3	12.7	11.2	3.1	19.0
	3～5年未満	272	13.6	5.5	10.7	8.8	5.5	13.6	14.0	10.3	0.7	17.3
	5～10年未満	411	13.6	4.9	7.3	10.2	6.6	14.8	15.3	10.5	2.9	13.9
	10年以上	462	13.4	6.5	8.7	7.1	3.5	16.2	18.4	12.8	2.6	10.8
人口規模別	東京23区	112	13.4	6.3	5.4	15.2	10.7	10.7	11.6	9.8	3.6	13.4
	政令市	250	11.2	6.0	6.4	15.6	3.6	14.4	16.0	11.2	1.2	14.4
	中核市	326	12.9	5.8	9.8	10.7	4.0	16.0	18.4	8.3	1.5	12.6
	20万人以上 (1～3除く)	107	15.9	4.7	10.3	10.3	5.6	16.8	13.1	6.5	0.9	15.9
	15万人以上～ 20万人未満	142	6.3	6.3	10.6	10.6	4.9	14.8	11.3	15.5	2.1	17.6
	10万人以上～ 15万人未満	217	10.6	6.5	6.5	6.5	1.8	18.0	18.9	8.8	1.4	21.2
	3万人以上～ 10万人未満	732	10.9	7.9	6.4	6.4	4.8	12.4	13.4	11.2	3.1	23.4
	3万人未満	445	9.2	5.4	6.5	3.8	3.4	11.5	12.4	9.9	3.1	34.8

図表 82 法定研修（要対協調整機関専門職の研修）の受講の効果

		サンプル数 (N=)	役にたっていない	あまり役にたっていない	どちらでもない	やや役にたっている	大変役にたっている	研修を受けていない	無回答
全 体		2340	4.1	2.8	6.6	35.2	24.8	20.0	6.5
保有資格	社会福祉士	96	2.1	4.2	9.4	39.6	24.0	17.7	3.1
	社会福祉士+α	303	4.3	5.6	9.2	44.9	18.5	15.2	2.3
	精神保健福祉士	56	5.4	0.0	5.4	37.5	17.9	26.8	7.1
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	5.5	5.5	5.5	46.1	13.3	22.7	1.6
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	4.0	2.1	6.4	32.9	27.9	19.9	6.8
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	2.5	2.1	4.5	26.3	25.5	29.6	9.5
	1～3年未満	385	4.4	1.6	3.4	39.5	31.9	13.8	5.5
	3～5年未満	272	3.7	2.9	7.0	40.4	24.6	16.2	5.1
	5～10年未満	411	3.6	3.4	9.0	34.1	27.0	20.0	2.9
	10年以上	462	5.0	4.1	8.4	37.7	19.3	21.6	3.9
人口規模別	東京 23 区	112	1.8	3.6	8.0	36.6	17.9	29.5	2.7
	政令市	250	5.2	4.4	12.4	38.4	20.4	14.8	4.4
	中核市	326	7.1	3.1	8.3	31.9	21.2	23.6	4.9
	20万人以上 (1～3 除く)	107	3.7	2.8	7.5	37.4	23.4	21.5	3.7
	15万人以上～20万人未満	142	2.1	3.5	8.5	40.1	20.4	21.1	4.2
	10万人以上～15万人未満	217	1.8	0.9	6.0	32.3	25.8	25.3	7.8
	3万人以上～10万人未満	732	4.0	3.3	4.2	33.3	27.2	20.6	7.4
	3万人未満	445	3.8	1.3	5.2	37.3	29.0	13.9	9.4

図表 83 法定研修が（あまり）役立っていない理由（主なもの）

- ・具体性に欠ける、実践や地域に役立ちにくい、実務に合わない
- ・新しく学べることがあまりない、既に知っている内容
- ・専門性が低い、自分の専門と合わない、情報等が少ない
- ・要対協の運営方法について不十分
- ・一方的な講義形式で、記憶に残りにくい
- ・講師が不十分
- ・短時間に詰め込まれた感じ

図表 84 今後受けてたい、必要だと思う研修（主なもの）

- ・虐待(性的虐待・ネグレクト)対応
- ・実務研修・実例研修
- ・事例検討・ケース検討
- ・家族支援・家族療法・親支援
- ・面接技法
- ・心理・発達
- ・アセスメント
- ・保護者対応
- ・法・制度の知識、法的対応
- ・精神疾患・精神障害者への対応
- ・要対協調整機関専門職・要対協運営
- ・学校や関係機関との連携
- ・児相研修
- ・心理学・心理分析
- ・リスクアセスメント
- ・ケースワーク
- ・法定研修
- ・ソーシャルワーク・相談援助
- ・DV
- ・発達障害
- ・ロールプレイ
- ・不登校
- ・定期的な研修

図表 85 研修受講にあたって支援してほしいこと（主なもの）

- ・費用(受講料・旅費)補助や予算づけ
- ・研修に参加する時間・機会の確保、人的補助
- ・講師の派遣・紹介
- ・近場(県内)・地方での研修
- ・研修の情報提供
- ・虐待対応
- ・関連機関(学校ほか)についての研修や合同研修
- ・非常勤も参加できる研修
- ・定員、回数を増やしてほしい
- ・定期的な開催

図表 86 資格を取得するための専門性のみで、現在の業務が行えるか  
 (※社会福祉士や、精神保健福祉士の資格のある人のみ)

		サンプル数 (N=)	十分 行える	ある程度 行える	やや難しい	難しい	無回答
全 体		583	5.0	38.8	32.8	22.0	1.5
保有資格	社会福祉士	96	6.3	34.4	28.1	29.2	2.1
	社会福祉士+α	303	2.6	37.6	37.3	21.1	1.3
	精神保健福祉士	56	3.6	44.6	30.4	16.1	5.4
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	10.2	42.2	26.6	21.1	0.0
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	37	2.7	24.3	35.1	32.4	5.4
	1～3年未満	66	1.5	30.3	42.4	24.2	1.5
	3～5年未満	76	2.6	42.1	34.2	18.4	2.6
	5～10年未満	149	4.7	41.6	32.9	19.5	1.3
	10年以上	176	5.1	44.9	28.4	20.5	1.1
人口規模別	東京 23 区	42	4.8	28.6	40.5	21.4	4.8
	政令市	90	4.4	40.0	30.0	23.3	2.2
	中核市	94	6.4	36.2	31.9	25.5	0.0
	20万人以上 (1～3除く)	31	3.2	38.7	29.0	29.0	0.0
	15万人以上～20万人 未満	46	4.3	41.3	30.4	23.9	0.0
	10万人以上～15万人 未満	54	3.7	38.9	37.0	18.5	1.9
	3万人以上～10万人 未満	158	3.2	42.4	32.9	19.6	1.9
	3万人未満	67	10.4	37.3	31.3	19.4	1.5
20歳代		71	2.8	28.2	43.7	25.4	0.0
30歳代		211	4.3	34.6	31.3	28.4	1.4
40歳代		172	4.1	43.0	32.0	19.8	1.2
50歳代以上		115	7.8	44.3	33.0	11.3	3.5

図表 87 児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向

		サンプル数 (N=)	ぜひ取得 したい	機会が あれば取得 したい	あまり取得 したいと 思わない	取得したい と思わない	わからない	無回答
全 体		2340	17.1	47.6	9.7	10.0	11.8	3.9
保有資格	社会福祉士	96	15.6	52.1	10.4	10.4	10.4	1.0
	社会福祉士+α	303	21.5	52.1	10.9	8.3	6.9	0.3
	精神保健福祉士	56	17.9	41.1	16.1	14.3	7.1	3.6
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	22.7	50.0	7.0	10.9	8.6	0.8
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	1511	17.0	47.5	9.1	9.2	12.4	4.8
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	14.0	48.6	8.6	9.1	14.8	4.9
	1～3年未満	385	20.0	52.5	7.8	6.8	10.4	2.6
	3～5年未満	272	20.2	46.7	9.2	11.0	10.3	2.6
	5～10年未満	411	21.4	46.7	11.4	7.8	10.9	1.7
	10年以上	462	15.4	51.1	11.0	11.0	8.9	2.6
人口規模別	東京 23 区	112	26.8	46.4	4.5	8.9	9.8	3.6
	政令市	250	17.2	45.6	12.8	12.0	11.2	1.2
	中核市	326	18.4	43.9	9.5	10.7	14.7	2.8
	20万人以上 (1～3除く)	107	19.6	51.4	5.6	11.2	9.3	2.8
	15万人以上～20万人 未満	142	14.8	49.3	14.8	7.7	9.9	3.5
	10万人以上～15万人 未満	217	19.4	50.2	11.5	6.5	9.2	3.2
	3万人以上～10万人 未満	732	16.1	50.0	7.7	9.8	11.5	4.9
3万人未満	445	14.2	44.5	11.5	11.0	13.5	5.4	

図表 88 資格を取得する場合の不安の有無（複数回答）

		サンプル数 (N=)	費用面	資格取得にかかる時間	実習期間	修学の場所	その他	特にない	わからない	無回答
全体		1513	55.0	76.4	59.7	48.3	5.9	4.2	1.4	1.3
保有資格	社会福祉士	65	56.9	83.1	70.8	43.1	4.6	3.1	0.0	1.5
	社会福祉士+ $\alpha$	223	57.4	72.2	63.2	41.3	6.7	8.1	2.7	0.9
	精神保健福祉士	33	60.6	75.8	75.8	60.6	9.1	9.1	3.0	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	93	55.9	73.1	57.0	43.0	9.7	6.5	1.1	0.0
	社会福祉、精神保健 福祉をもたない	975	54.5	77.7	57.6	49.5	6.1	3.2	1.1	1.3
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	152	50.0	72.4	57.2	41.4	3.9	3.9	2.6	2.6
	1～3年未満	279	54.5	73.5	61.3	45.9	2.9	3.9	1.8	1.4
	3～5年未満	182	58.2	81.3	61.0	47.8	8.2	2.2	1.1	0.5
	5～10年未満	280	63.2	76.1	58.2	50.4	7.5	4.6	0.7	0.4
	10年以上	307	48.2	76.9	59.6	48.9	9.8	6.5	2.3	0.7
人口規模別	東京 23 区	82	45.1	75.6	56.1	31.7	7.3	7.3	2.4	2.4
	政令市	157	46.5	80.3	63.1	40.1	7.6	2.5	1.3	0.6
	中核市	203	58.6	76.8	60.6	48.3	7.4	5.9	1.5	0.5
	20 万人以上 (1～3 除く)	76	56.6	78.9	60.5	42.1	7.9	5.3	1.3	0.0
	15 万人以上～ 20 万人未満	91	60.4	71.4	52.7	36.3	9.9	4.4	2.2	3.3
	10 万人以上～ 15 万人未満	151	49.7	74.2	53.6	41.1	5.3	6.0	1.3	2.0
	3 万人以上～ 10 万人未満	484	59.5	75.8	58.9	55.0	4.1	3.7	1.0	1.4
	3 万人未満	261	52.5	77.4	64.4	55.9	5.0	2.7	1.5	0.8

図表 89 取得しやすい受講方法（複数回答）

		サンプル数 (N=)	オンライン研修	自宅での通信教育	通学での受講	その他	特にない	わからない	無回答
全 体		1513	42.9	52.9	26.7	3.4	4.0	8.6	1.9
保有資格	社会福祉士	65	36.9	69.2	23.1	1.5	4.6	7.7	1.5
	社会福祉士+α	223	43.5	58.3	22.0	5.4	4.0	8.1	1.3
	精神保健福祉士	33	48.5	48.5	30.3	6.1	3.0	6.1	0.0
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	93	48.4	61.3	25.8	3.2	5.4	5.4	4.3
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	975	41.9	50.2	28.6	3.4	3.7	9.2	1.6
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	152	44.7	54.6	23.0	3.3	3.9	9.2	3.3
	1～3年未満	279	42.7	48.0	29.4	2.5	6.8	7.2	1.8
	3～5年未満	182	43.4	54.9	28.6	2.2	2.2	9.9	1.1
	5～10年未満	280	40.4	53.2	26.4	4.3	3.9	8.9	0.4
	10年以上	307	46.3	57.0	21.8	5.2	3.3	8.8	2.6
人口規模別	東京 23 区	82	46.3	43.9	37.8	1.2	2.4	12.2	2.4
	政令市	157	40.8	54.1	22.9	3.2	3.2	9.6	1.9
	中核市	203	47.3	58.1	27.1	3.0	3.9	8.4	2.0
	20万人以上 (1～3除く)	76	52.6	52.6	31.6	6.6	2.6	3.9	1.3
	15万人以上～20万人未満	91	47.3	49.5	25.3	1.1	5.5	6.6	1.1
	10万人以上～15万人未満	151	41.1	47.0	24.5	2.0	6.0	8.6	2.6
	3万人以上～10万人未満	484	39.9	55.6	26.7	3.9	3.1	9.1	2.3
3万人未満	261	41.8	51.0	25.3	4.6	5.4	8.4	0.8	

図表 90 取得をしたいと思わない理由（複数回答）

		サンプル数 (N=)	費用面が心配	資格取得に時間がかかると 思うから	実習などがあると、仕事を しながらでは難しいから	修学の場所が遠いと思うから	必要性を感じないから	その他	無回答
全 体		460	10.9	22.0	32.6	7.4	40.9	34.6	1.5
保有資格	社会福祉士	20	20.0	20.0	25.0	0.0	50.0	35.0	0.0
	社会福祉士+α	58	13.8	24.1	37.9	3.4	37.9	46.6	1.7
	精神保健福祉士	17	11.8	41.2	47.1	11.8	47.1	23.5	5.9
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	23	8.7	26.1	21.7	0.0	60.9	43.5	4.3
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	277	11.2	19.9	32.1	10.1	37.2	35.0	1.1
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	43	14.0	25.6	39.5	7.0	44.2	30.2	0.0
	1～3年未満	56	5.4	25.0	35.7	10.7	37.5	32.1	0.0
	3～5年未満	55	18.2	21.8	38.2	1.8	49.1	25.5	3.6
	5～10年未満	79	8.9	22.8	34.2	6.3	40.5	40.5	1.3
	10年以上	102	10.8	15.7	23.5	7.8	39.2	39.2	2.9
人口規模別	東京 23 区	15	0.0	0.0	13.3	0.0	40.0	46.7	0.0
	政令市	62	9.7	19.4	38.7	3.2	45.2	41.9	0.0
	中核市	66	9.1	18.2	31.8	4.5	42.4	33.3	6.1
	20万人以上 (1～3除く)	18	5.6	16.7	27.8	0.0	61.1	11.1	5.6
	15万人以上～20万人 未満	32	6.3	21.9	31.3	9.4	53.1	15.6	0.0
	10万人以上～15万人 未満	39	5.1	20.5	10.3	5.1	43.6	43.6	0.0
	3万人以上～10万人 未満	128	12.5	28.1	35.9	9.4	37.5	36.7	0.8
3万人未満	100	17.0	23.0	38.0	12.0	33.0	33.0	1.0	

(8) 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携や児童相談所の職員の専門性について

- ・児童相談所の児童福祉司との市区町村との日常的な連携についてきいたところ、児童福祉司への相談しやすさ、連絡のとりやすさは「ややそう思う」や「そう思う」の割合が「そう思わない」や「あまりそう思わない」の項目に比べて高いが、「どちらともいえない」の割合も高い。(図表 91・92)
- ・児童福祉司は迅速に対応・動いてくれるについては、「どちらともいえない」の 31.3%が最も高く、「ややそう思う」(22.9%) や「そう思う」(11.3%) の割合は 34.2%であった。(図表 93)
- ・児童福祉司は同行訪問依頼にできるだけ対応してくれるについては、「どちらともいえない」の 30.4%が最も高く、「ややそう思う」(21.8%) や「そう思う」(11.5%) の割合は 33.3%であった。(図表 94)
- ・児童福祉司は夜間や休日に対応してくれるについては、「どちらともいえない」の 26.7%が最も高く、「ややそう思う」(18.4%) や「そう思う」(11.9%) の割合は 30.3%であった。(図表 95)
- ・積極的に危機介入してくれるについては、「どちらともいえない」の 30.9%が最も高く、「ややそう思う」(20.2%) や「そう思う」(10.9%) の割合は 31.1%であった。(図表 96)
- ・児童相談所全体の専門性については、「高い」(「高いと思う」(15.7%) と「ある程度高いと思う」(41.6%) の合計) が 57.3%、「人によるばらつきが大きく評価しづらい」が 23.6%となっている。(図表 97)
- ・児童相談所の職員の専門性を 1 は「低い」、5 は「高い」としてきいたところ、各専門性に関する項目の「5 (高い)」「4 (やや高い)」の割合は、アセスメントについては 51.8%、危機介入については 55.4%、リスクマネジメントについては 51.2%、子どもの面接については 53.9%、親への面接については 52.8%、家族の評価については 48.9%となっている。(図表 98~103)

図表 91 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携【児童福祉司へ相談しやすい】

		サンプル数 (N=)	そう 思わ ない	あ ま り そ う 思 わ ない	ど ち ら と も い え ない	や や そ う 思 う	そ う 思 う	日 常 的 な か か わ り が な い	無 回 答
全 体		2340	5.7	12.7	23.8	26.9	21.4	7.2	2.3
保有資格	社会福祉士	96	5.2	19.8	27.1	26.0	18.8	2.1	1.0
	社会福祉士+α	303	8.6	13.2	27.7	25.4	22.1	2.6	0.3
	精神保健福祉士	56	5.4	19.6	30.4	16.1	25.0	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	10.9	10.9	26.6	31.3	14.8	4.7	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	5.2	12.8	22.2	27.1	22.0	8.4	2.3
ソーシャル ワーク 経験年 数	1年未満	243	6.2	14.0	25.5	25.9	13.2	12.8	2.5
	1～3年未満	385	4.9	13.8	22.9	27.8	23.1	6.5	1.0
	3～5年未満	272	7.7	12.5	24.3	26.5	23.5	3.7	1.8
	5～10年未満	411	5.6	16.1	20.7	28.5	24.3	4.1	0.7
	10年以上	462	7.4	12.8	22.9	28.6	23.6	2.8	1.9
人口規模別	東京 23 区	112	22.3	25.9	31.3	14.3	3.6	1.8	0.9
	政令市	250	5.6	11.6	27.6	29.6	21.2	3.6	0.8
	中核市	326	6.1	20.2	28.2	23.3	12.6	8.6	0.9
	20万人以上 (1～3除く)	107	5.6	13.1	29.0	33.6	13.1	1.9	3.7
	15万人以上～20万人 未満	142	5.6	17.6	29.6	26.1	19.0	1.4	0.7
	10万人以上～15万人 未満	217	3.7	10.6	21.2	30.0	24.0	7.8	2.8
	3万人以上～10万人 未満	732	4.1	9.8	20.6	29.5	26.0	7.2	2.7
	3万人未満	445	5.2	8.5	20.2	23.6	26.7	12.1	3.6

図表 92 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携【児童福祉司へ連絡がとりやすい】

		サンプル数 (N=)	そう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	そう思う	日常的なかかわりがない	無回答
全 体		2340	7.7	16.5	26.2	24.4	15.7	7.1	2.4
保有資格	社会福祉士	96	6.3	28.1	21.9	22.9	17.7	2.1	1.0
	社会福祉士+α	303	11.9	20.1	26.1	24.4	14.2	3.0	0.3
	精神保健福祉士	56	7.1	28.6	35.7	10.7	14.3	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	10.9	20.3	30.5	25.0	8.6	3.9	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	7.2	14.9	26.2	24.4	16.5	8.3	2.4
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	5.3	16.0	28.4	21.8	13.6	12.3	2.5
	1～3年未満	385	5.5	17.7	24.9	27.8	17.1	6.0	1.0
	3～5年未満	272	11.0	16.5	26.1	27.2	13.6	3.7	1.8
	5～10年未満	411	11.2	19.7	22.6	24.8	16.5	4.1	1.0
	10年以上	462	9.1	16.7	27.3	24.7	17.3	2.8	2.2
人口規模別	東京 23 区	112	42.0	30.4	19.6	3.6	1.8	1.8	0.9
	政令市	250	7.6	14.4	32.8	28.0	12.8	3.6	0.8
	中核市	326	4.6	20.9	30.1	22.7	12.3	8.6	0.9
	20万人以上 (1～3除く)	107	5.6	15.9	33.6	28.0	11.2	1.9	3.7
	15万人以上～20万人未満	142	7.0	23.2	31.7	23.9	11.3	1.4	1.4
	10万人以上～15万人未満	217	8.8	12.4	19.4	30.4	18.0	8.3	2.8
	3万人以上～10万人未満	732	5.5	14.9	25.4	25.3	19.0	7.2	2.7
3万人未満	445	5.6	13.0	22.7	23.6	19.8	11.5	3.8	

図表 93 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携【児童福祉司は迅速に対応・動いてくれる】

		サンプル数 (N=)	そう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	そう思う	日常的なかかわりがない	無回答
全 体		2340	7.0	17.9	31.3	22.9	11.3	7.2	2.4
保有資格	社会福祉士	96	8.3	22.9	35.4	16.7	13.5	2.1	1.0
	社会福祉士+α	303	8.6	19.5	38.6	21.5	7.9	3.6	0.3
	精神保健福祉士	56	7.1	25.0	25.0	21.4	17.9	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	10.9	27.3	32.8	18.8	5.5	3.9	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉士をもたない	1511	6.7	17.3	29.7	23.7	11.7	8.5	2.4
ソーシャルワーク経験年数	1年未満	243	6.2	16.0	28.4	22.2	11.9	12.8	2.5
	1～3年未満	385	6.8	21.0	28.8	23.1	13.2	6.0	1.0
	3～5年未満	272	8.1	20.2	29.8	25.7	9.9	4.4	1.8
	5～10年未満	411	9.0	20.4	30.7	23.8	10.7	4.4	1.0
	10年以上	462	8.4	17.3	34.2	23.8	11.0	3.2	1.9
人口規模別	東京 23 区	112	23.2	33.0	35.7	3.6	1.8	1.8	0.9
	政令市	250	5.2	18.0	41.6	22.8	7.2	4.4	0.8
	中核市	326	6.7	23.0	35.3	16.9	8.3	8.6	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	6.5	22.4	30.8	25.2	8.4	2.8	3.7
	15万人以上～20万人未満	142	6.3	20.4	38.7	22.5	10.6	0.7	0.7
	10万人以上～15万人未満	217	6.0	15.2	27.6	25.3	14.7	8.3	2.8
	3万人以上～10万人未満	732	6.0	16.3	27.2	28.4	12.4	7.0	2.7
3万人未満	445	6.7	12.6	27.9	21.1	16.0	11.9	3.8	

図表 94 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携  
 【児童福祉司は同行訪問依頼にできるだけ対応してくれる】

		サンプル数 (N=)	そう 思わない	あまり そう 思わない	ど ち ら と も い え ない	や や そ う 思 う	そ う 思 う	日 常 的 な か か わ り が ない	無 回 答
全 体		2340	6.5	16.9	30.4	21.8	11.5	10.3	2.5
保有資格	社会福祉士	96	8.3	17.7	34.4	22.9	9.4	6.3	1.0
	社会福祉士+α	303	9.9	18.2	34.7	18.8	9.9	8.3	0.3
	精神保健福祉士	56	10.7	17.9	28.6	19.6	16.1	5.4	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	8.6	25.0	30.5	21.1	7.0	6.3	1.6
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	5.9	17.1	29.5	21.6	12.0	11.4	2.4
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	5.3	13.6	29.2	21.0	9.9	18.1	2.9
	1～3年未満	385	6.2	16.6	28.8	23.4	14.8	9.1	1.0
	3～5年未満	272	7.0	19.1	29.0	24.6	11.8	6.6	1.8
	5～10年未満	411	8.3	19.2	32.4	20.4	12.4	6.1	1.2
	10年以上	462	8.4	19.5	29.9	22.3	11.5	6.5	1.9
人口規模別	東京 23 区	112	14.3	33.0	34.8	9.8	0.9	6.3	0.9
	政令市	250	10.0	16.4	36.4	18.8	8.0	9.2	1.2
	中核市	326	5.8	26.1	32.2	15.6	8.3	10.7	1.2
	20万人以上 (1～3 除く)	107	7.5	15.0	34.6	25.2	9.3	4.7	3.7
	15万人以上～20万人 未満	142	4.9	19.0	38.7	24.6	9.9	2.1	0.7
	10万人以上～15万人 未満	217	4.6	15.7	29.0	22.1	14.3	11.5	2.8
	3万人以上～10万人 未満	732	5.9	13.7	26.9	26.8	14.2	9.8	2.7
3万人未満	445	5.6	12.4	27.0	20.7	14.2	16.0	4.3	

図表 95 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携【児童福祉司は夜間や休日に対応してくれる】

		サンプル数 (N=)	そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえない	やや そう 思う	そう 思う	日常的 なか かわり がない	無 回 答
全 体		2340	7.8	14.7	26.7	18.4	11.9	17.3	3.2
保有資格	社会福祉士	96	7.3	9.4	40.6	21.9	12.5	7.3	1.0
	社会福祉士+α	303	8.3	17.5	26.7	19.8	15.2	11.6	1.0
	精神保健福祉士	56	3.6	16.1	32.1	16.1	16.1	14.3	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	14.8	17.2	25.8	18.8	8.6	13.3	1.6
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	7.7	14.8	25.3	18.0	11.4	19.5	3.3
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	5.8	14.4	26.3	16.0	9.1	24.7	3.7
	1～3年未満	385	7.3	15.6	28.6	17.7	12.2	17.4	1.3
	3～5年未満	272	9.2	11.8	26.8	22.1	12.9	15.1	2.2
	5～10年未満	411	10.5	16.3	26.8	20.4	11.9	12.4	1.7
	10年以上	462	9.7	15.6	26.8	20.6	13.6	11.3	2.4
人口規模別	東京 23 区	112	27.7	21.4	25.0	9.8	1.8	12.5	1.8
	政令市	250	7.2	13.2	28.0	20.4	16.8	13.2	1.2
	中核市	326	4.0	19.0	31.0	14.7	14.4	15.6	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	7.5	13.1	30.8	15.9	14.0	10.3	8.4
	15万人以上～20万人 未満	142	9.9	9.9	34.5	16.9	14.8	12.7	1.4
	10万人以上～15万人 未満	217	4.6	15.7	22.6	23.5	10.6	19.8	3.2
	3万人以上～10万人 未満	732	8.1	14.6	23.6	21.0	12.6	16.9	3.1
3万人未満	445	6.5	12.4	26.5	16.2	8.3	24.7	5.4	

図表 96 児童相談所の児童福祉司との日常的な連携【積極的に危機介入してくれる】

		サンプル数 (N=)	そう 思わない	あまり そう 思わない	どちら とも いえ ない	やや そう 思う	そう 思う	日常的 なか かわり がない	無 回 答
全 体		2340	7.4	19.7	30.9	20.2	10.9	8.4	2.5
保有資格	社会福祉士	96	10.4	17.7	41.7	20.8	6.3	2.1	1.0
	社会福祉士+α	303	10.2	21.5	33.3	18.5	11.2	5.0	0.3
	精神保健福祉士	56	7.1	33.9	19.6	23.2	8.9	5.4	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	8.6	32.8	35.2	13.3	3.9	5.5	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	7.0	19.1	29.3	20.7	11.5	9.7	2.6
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	6.2	15.6	28.8	20.6	9.9	15.6	3.3
	1～3年未満	385	8.3	19.5	31.4	19.2	14.3	6.2	1.0
	3～5年未満	272	7.0	20.2	33.8	22.1	9.6	5.5	1.8
	5～10年未満	411	10.0	19.7	33.6	19.5	10.7	5.6	1.0
	10年以上	462	8.2	24.5	29.2	21.2	10.0	4.8	2.2
人口規模別	東京 23 区	112	17.0	36.6	35.7	5.4	1.8	2.7	0.9
	政令市	250	8.0	22.4	33.2	20.0	10.0	5.2	1.2
	中核市	326	5.2	26.1	35.0	15.0	7.7	9.8	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	8.4	16.8	32.7	22.4	12.1	2.8	4.7
	15万人以上～20万人 未満	142	7.0	21.1	39.4	19.7	10.6	1.4	0.7
	10万人以上～15万人 未満	217	6.5	17.1	27.2	22.1	15.2	8.8	3.2
	3万人以上～10万人 未満	732	6.7	17.2	28.7	26.1	10.5	7.9	2.9
3万人未満	445	7.6	14.6	27.6	16.9	14.6	14.8	3.8	

図表 97 児童相談所全体の専門性

		サンプル数 (N=)	高いと思う	ある程度高いと思う	あまり高いと思わない	高いと思わない	人によるばらつきが 大きく評価しづらい	無回答
全 体		2340	15.7	41.6	7.3	2.9	23.6	9.0
保有資格	社会福祉士	96	17.7	43.8	9.4	4.2	20.8	4.2
	社会福祉士+ $\alpha$	303	12.2	38.3	9.9	5.3	27.1	7.3
	精神保健福祉士	56	7.1	37.5	7.1	10.7	30.4	7.1
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	10.2	35.2	8.6	4.7	32.8	8.6
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	15.9	43.0	6.8	2.1	23.1	9.1
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	22.2	39.9	4.1	0.8	18.1	14.8
	1～3年未満	385	19.2	46.2	5.5	0.8	21.8	6.5
	3～5年未満	272	11.8	42.6	8.8	3.3	27.9	5.5
	5～10年未満	411	11.4	38.4	10.7	4.9	26.8	7.8
	10年以上	462	12.1	42.2	7.4	3.9	28.1	6.3
人口規模別	東京 23 区	112	7.1	35.7	13.4	5.4	31.3	7.1
	政令市	250	11.6	39.2	9.2	3.6	30.0	6.4
	中核市	326	12.9	40.8	9.8	2.5	24.8	9.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	15.9	43.9	6.5	2.8	22.4	8.4
	15万人以上～20万人 未満	142	14.8	35.9	8.5	4.9	28.9	7.0
	10万人以上～15万人 未満	217	14.3	41.5	6.0	1.4	26.3	10.6
	3万人以上～10万人 未満	732	16.5	43.9	6.3	2.7	22.5	8.1
3万人未満	445	21.3	43.1	4.5	2.5	16.2	12.4	

図表 98 児童相談所の職員の専門性について【アセスメントに関する専門性】

		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	2.4	6.2	29.4	35.6	16.2	6.8	3.5
保有資格	社会福祉士	96	1.0	6.3	35.4	37.5	15.6	3.1	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	5.0	7.6	33.7	35.6	13.2	4.0	1.0
	精神保健福祉士	56	3.6	12.5	35.7	28.6	16.1	1.8	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	5.5	9.4	39.1	33.6	7.0	4.7	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	1.9	5.8	27.9	36.1	17.0	7.4	3.9
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	0.8	3.3	25.1	32.9	20.6	12.3	4.9
	1～3年未満	385	2.6	4.4	29.1	35.6	20.0	5.5	2.9
	3～5年未満	272	0.7	7.0	32.4	37.1	16.9	3.7	2.2
	5～10年未満	411	4.4	7.1	31.6	37.2	12.9	4.9	1.9
	10年以上	462	4.1	8.7	31.2	36.8	13.4	3.7	2.2
人口規模別	東京 23 区	112	6.3	9.8	42.0	26.8	4.5	7.1	3.6
	政令市	250	3.6	6.0	37.6	38.8	9.2	3.2	1.6
	中核市	326	1.2	7.4	35.6	33.1	12.3	9.2	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	1.9	3.7	28.0	42.1	15.9	2.8	5.6
	15万人以上～20万人 未満	142	3.5	7.0	37.3	32.4	14.1	2.8	2.8
	10万人以上～15万人 未満	217	0.5	8.3	29.5	33.6	18.4	5.5	4.1
	3万人以上～10万人 未満	732	2.5	5.7	25.7	37.7	18.4	6.1	3.8
3万人未満	445	2.2	4.9	20.4	34.6	22.0	10.8	4.9	

図表 99 児童相談所の職員の専門性について【危機介入に関する専門性】

		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	2.1	7.2	24.7	35.0	20.4	7.1	3.5
保有資格	社会福祉士	96	1.0	4.2	24.0	44.8	20.8	4.2	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	4.0	8.6	26.4	35.3	20.8	4.3	0.7
	精神保健福祉士	56	0.0	7.1	28.6	32.1	26.8	3.6	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	3.1	8.6	33.6	34.4	14.1	5.5	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	1.9	7.1	23.6	34.9	20.6	7.8	4.0
ソーシャルワーク 経験年数	1年未満	243	1.2	5.8	23.0	29.2	21.4	14.4	4.9
	1～3年未満	385	2.3	5.7	25.2	33.0	24.4	6.5	2.9
	3～5年未満	272	1.5	9.6	25.0	38.2	19.9	3.3	2.6
	5～10年未満	411	2.9	7.8	27.3	36.7	18.5	4.9	1.9
	10年以上	462	3.2	7.6	22.7	40.9	19.7	4.1	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	5.4	15.2	30.4	32.1	7.1	6.3	3.6
	政令市	250	1.6	6.8	27.2	41.6	17.6	3.2	2.0
	中核市	326	0.6	8.6	29.4	34.7	16.9	8.6	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	1.9	4.7	22.4	41.1	21.5	2.8	5.6
	15万人以上～20万人 未満	142	3.5	9.2	29.6	33.1	19.7	2.8	2.1
	10万人以上～15万人 未満	217	1.4	8.8	22.6	39.6	18.4	5.1	4.1
	3万人以上～10万人 未満	732	2.3	7.1	22.4	34.7	22.8	6.8	3.8
	3万人未満	445	2.2	3.8	22.0	30.1	24.7	12.1	4.9

図表 100 児童相談所の職員の専門性について【リスクマネジメントに関する専門性】

		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	1.9	8.5	28.3	33.6	17.6	6.8	3.4
保有資格	社会福祉士	96	1.0	8.3	31.3	38.5	15.6	4.2	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	3.0	10.9	35.3	31.0	15.2	4.0	0.7
	精神保健福祉士	56	1.8	12.5	25.0	32.1	23.2	3.6	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	3.9	11.7	36.7	33.6	7.8	5.5	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	1.7	8.0	26.6	34.3	18.2	7.3	3.8
ソーシャル ワーク 経験 年数	1 年未満	243	0.8	4.9	25.1	32.1	18.9	13.2	4.9
	1～3 年未満	385	2.3	6.2	29.6	31.4	22.3	5.2	2.9
	3～5 年未満	272	1.5	10.3	30.9	34.6	16.9	3.7	2.2
	5～10 年未満	411	3.4	10.5	29.7	36.0	13.6	4.9	1.9
	10 年以上	462	2.2	10.6	29.0	35.1	17.5	3.9	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	5.4	14.3	40.2	26.8	4.5	5.4	3.6
	政令市	250	1.6	7.6	36.4	37.6	12.0	3.2	1.6
	中核市	326	0.9	9.8	32.8	32.2	14.4	8.6	1.2
	20 万人以上 (1～3 除く)	107	1.9	4.7	29.9	37.4	17.8	2.8	5.6
	15 万人以上～20 万人 未満	142	2.8	12.0	33.8	28.9	18.3	2.1	2.1
	10 万人以上～15 万人 未満	217	0.5	12.4	27.6	32.3	17.5	5.5	4.1
	3 万人以上～10 万人 未満	732	2.2	7.9	25.0	34.7	19.8	6.7	3.7
3 万人未満	445	1.8	5.4	20.9	33.3	22.7	11.0	4.9	

図表 101 児童相談所の職員の専門性について【子どもへの面接に関する専門性】

		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	1.5	6.2	25.9	35.3	18.6	9.0	3.4
保有資格	社会福祉士	96	0.0	3.1	22.9	42.7	21.9	8.3	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	2.6	6.3	29.0	37.3	17.8	6.3	0.7
	精神保健福祉士	56	0.0	14.3	28.6	33.9	16.1	5.4	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	2.3	9.4	33.6	39.1	7.8	7.0	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	1.5	6.3	25.1	34.4	19.1	9.7	3.9
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	1.2	4.1	20.6	35.0	19.3	14.8	4.9
	1～3年未満	385	1.3	3.9	26.2	34.8	22.1	8.8	2.9
	3～5年未満	272	1.1	8.1	28.3	36.8	18.4	5.1	2.2
	5～10年未満	411	2.7	7.5	27.3	35.5	18.5	6.3	2.2
	10年以上	462	1.3	7.6	29.7	37.4	16.7	5.4	1.9
人口規模別	東京 23 区	112	3.6	13.4	33.9	33.0	7.1	5.4	3.6
	政令市	250	0.4	5.2	31.2	40.4	16.0	5.2	1.6
	中核市	326	1.2	8.0	27.3	35.9	16.3	10.1	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	0.9	6.5	29.0	30.8	23.4	3.7	5.6
	15万人以上～20万人 未満	142	3.5	10.6	26.8	31.0	19.0	5.6	3.5
	10万人以上～15万人 未満	217	1.4	5.1	28.6	37.8	14.7	8.3	4.1
	3万人以上～10万人 未満	732	1.8	5.1	23.1	36.2	21.3	9.0	3.6
3万人未満	445	1.1	4.5	22.0	32.6	21.1	13.7	4.9	

図表 102 児童相談所の職員の専門性について【親への面接に関する専門性】

		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	1.7	7.1	26.8	35.0	17.8	8.3	3.3
保有資格	社会福祉士	96	0.0	3.1	25.0	41.7	20.8	8.3	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	3.0	6.6	29.7	39.6	15.2	5.3	0.7
	精神保健福祉士	56	1.8	12.5	33.9	30.4	14.3	5.4	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	3.9	10.9	37.5	32.8	9.4	4.7	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	1.5	7.2	25.8	34.1	18.5	9.1	3.8
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	1.2	3.3	21.8	35.0	19.8	14.0	4.9
	1～3年未満	385	1.6	5.7	25.5	35.8	21.8	6.8	2.9
	3～5年未満	272	1.5	6.3	33.5	36.0	15.4	5.1	2.2
	5～10年未満	411	3.2	10.2	26.0	35.8	16.8	6.1	1.9
	10年以上	462	1.7	8.7	32.0	35.5	15.6	4.8	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	4.5	12.5	33.0	35.7	5.4	5.4	3.6
	政令市	250	1.2	6.4	32.8	38.0	14.8	5.2	1.6
	中核市	326	1.2	8.9	30.4	34.0	15.0	9.2	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	1.9	8.4	26.2	34.6	19.6	3.7	5.6
	15万人以上～20万人 未満	142	2.1	10.6	28.2	33.8	18.3	4.9	2.1
	10万人以上～15万人 未満	217	1.4	5.1	29.5	35.0	16.1	8.8	4.1
	3万人以上～10万人 未満	732	1.9	6.3	23.2	37.3	19.7	8.1	3.6
3万人未満	445	1.1	5.4	23.4	30.8	21.8	12.6	4.9	

図表 103 児童相談所の職員の専門性について【家族の評価に関する専門性】

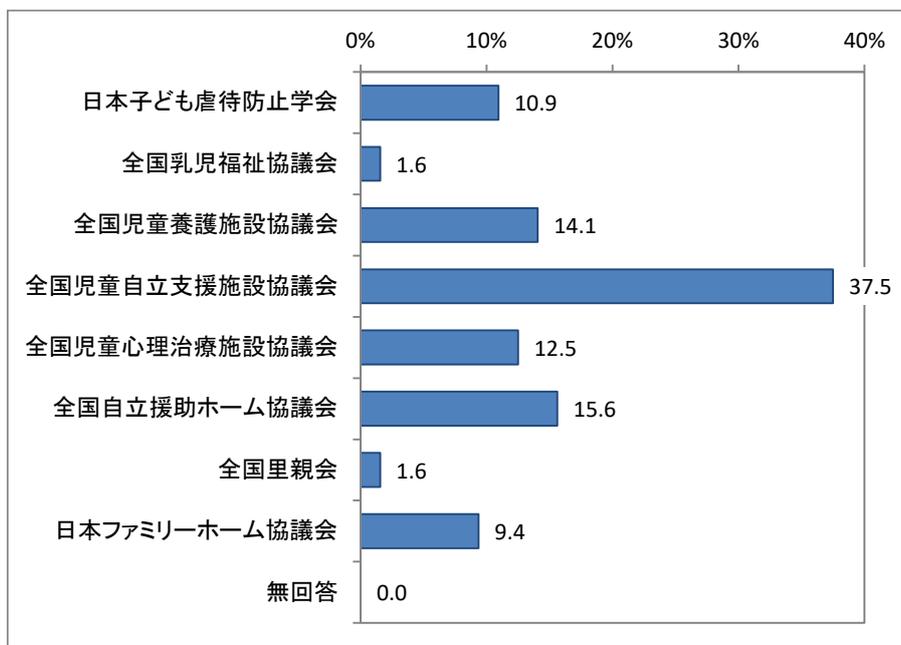
		サンプル数 (N=)	低い	やや低い	どちらともいえない	やや高い	高い	日常的なかかわりが ない	無回答
全 体		2340	2.3	8.0	30.2	34.3	14.6	7.1	3.5
保有資格	社会福祉士	96	2.1	4.2	30.2	43.8	14.6	4.2	1.0
	社会福祉士+ $\alpha$	303	4.0	8.3	34.7	35.0	12.2	5.3	0.7
	精神保健福祉士	56	1.8	14.3	35.7	26.8	14.3	5.4	1.8
	社会福祉士+ 精神保健福祉士	128	4.7	12.5	43.0	26.6	7.8	4.7	0.8
	社会福祉士、精神保健福祉 士をもたない	1511	2.0	8.2	28.7	34.5	15.1	7.6	4.0
ソーシャル ワーク 経験 年数	1年未満	243	1.6	4.5	26.7	32.1	16.5	13.2	5.3
	1～3年未満	385	1.6	7.3	28.8	35.3	18.4	5.5	3.1
	3～5年未満	272	1.5	7.0	38.2	33.8	12.5	4.0	2.9
	5～10年未満	411	4.6	11.2	29.2	34.5	12.9	5.6	1.9
	10年以上	462	3.0	10.2	35.1	34.6	11.5	3.9	1.7
人口規模別	東京 23 区	112	4.5	13.4	46.4	23.2	3.6	5.4	3.6
	政令市	250	2.8	9.6	35.2	37.2	9.6	4.0	1.6
	中核市	326	2.1	9.2	32.5	35.0	11.3	8.6	1.2
	20万人以上 (1～3除く)	107	2.8	6.5	28.0	40.2	13.1	3.7	5.6
	15万人以上～20万人 未満	142	1.4	11.3	32.4	30.3	18.3	2.8	3.5
	10万人以上～15万人 未満	217	2.3	9.2	31.8	31.8	13.4	7.4	4.1
	3万人以上～10万人 未満	732	2.3	6.7	26.9	37.8	15.7	7.0	3.6
3万人未満	445	1.8	5.8	25.6	30.3	20.4	10.6	5.4	

## 4. 外部機関への調査

### (1) 回答者の属性

・ 回答者の所属団体は、「全国児童自立支援施設協議会」の割合が最も高くなっている。

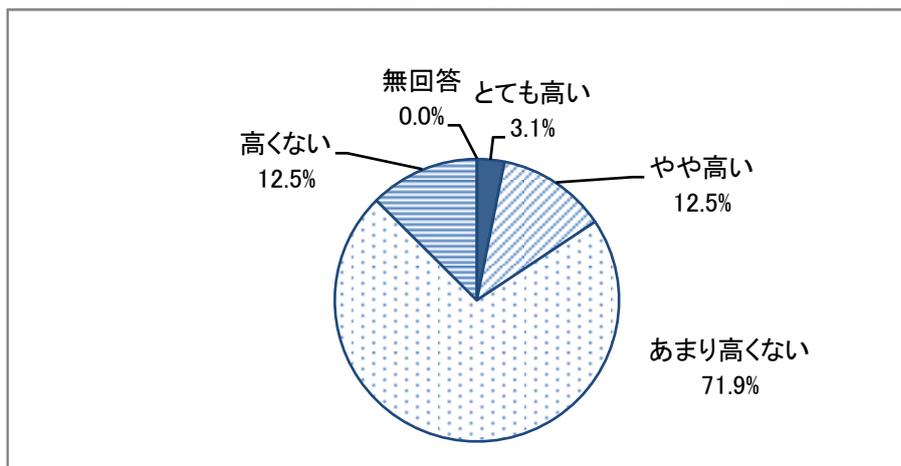
図表 104 所属団体 (N=64)



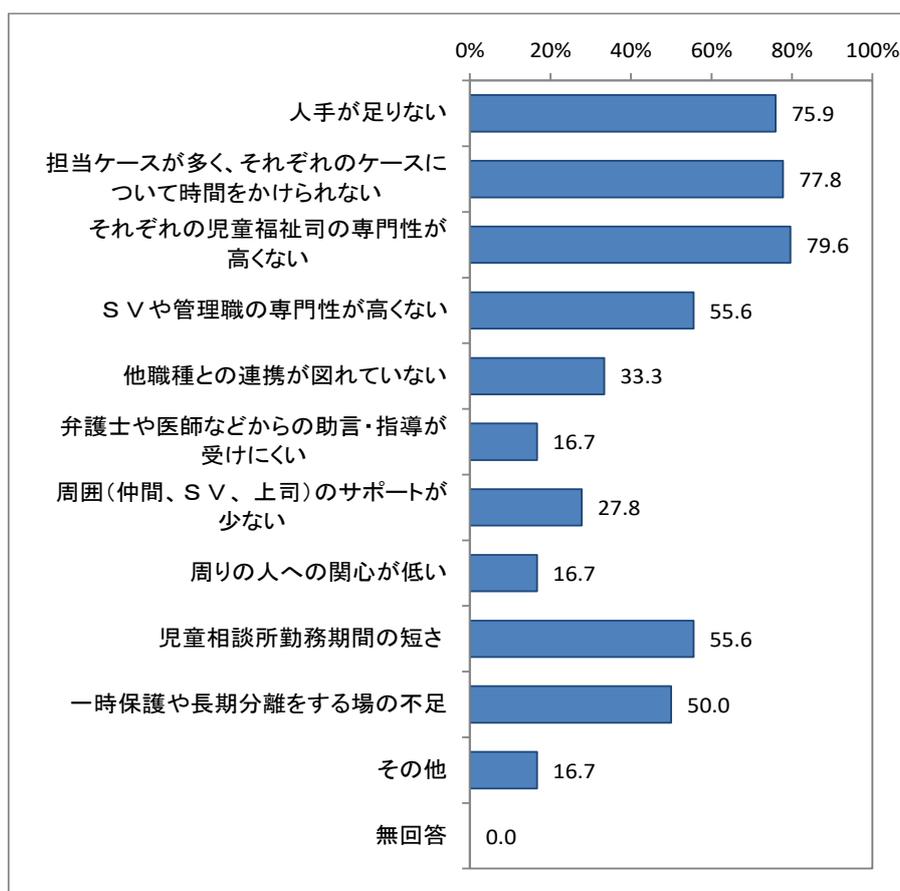
## (2) 児童相談所や児童相談所の児童福祉司の専門性について

- ・ 児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価については、「高い」が 15.6%（「とても高い」と「やや高い」の合計）、「高くない」が 84.4%（「あまり高くない」と「高くない」の合計）となっている。（図表 105）
- ・ 「高くない」理由については、「それぞれの児童福祉司の専門性が高くない」、「担当ケースが多く、それぞれのケースについて時間をかけられない」、「人手が足りない」が上位にあがっている。（図表 106）
- ・ 児童福祉司・児童福祉司 S V の「相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができているか」を「とてもできている」を 100 点、「できていない」を 0 点とした評価については、平均が 53.8 点となっている。また、「子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできているか」は平均が 51.7 点、児童福祉司 S V が「適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成がどのくらいできているか」は平均が 45.0 点となっている。（図表 107）
- ・ 児童福祉司の個々の専門性に対する評価については、全体的に低く、虐待の緊急時の対応以外の項目で 3.00 を下回っている（「できていない」を 1 点、「できている」を 5 点とすると、真ん中は 3.00）。なかでも見立てや支援計画やマネジメントに関連する項目が低くなっている。（図表 108）
- ・ 「社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務は行えると思うか」きいたところ、「十分行えると思う」（1.6%）、「ある程度行えると思う」（21.9%）、「やや難しいと思う」（42.2%）、「難しいと思う」（34.4%）となっている。（図表 109）
- ・ 難しいと思う点については、経験・実践がさらに必要、子どもの権利を守る視点が弱い、コミュニケーション力などスキルが不足、人間力や忍耐力の資質が必要といった点があげられた。（図表 110）

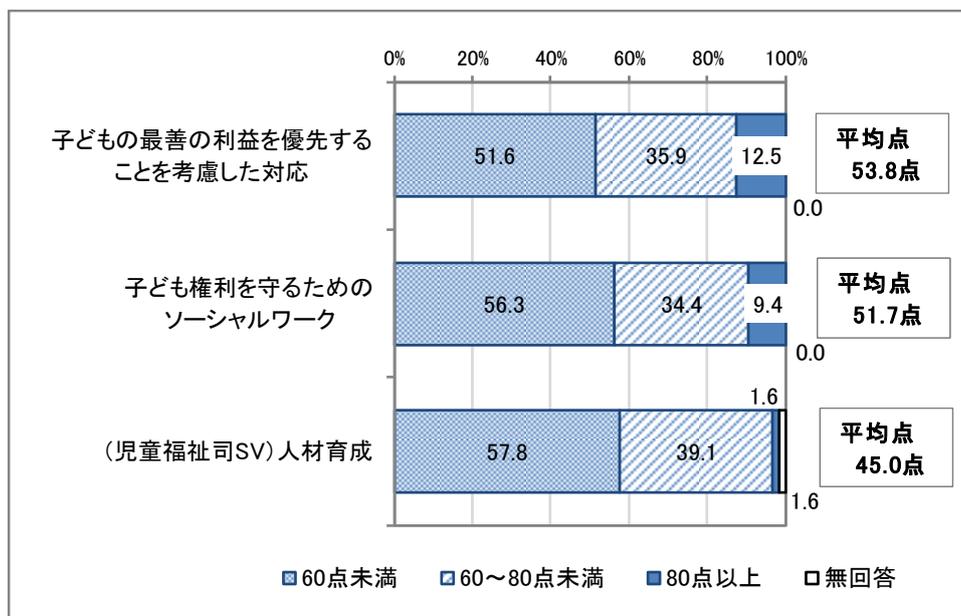
図表 105 児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価（N=64）



図表 106 児童相談所の「子どもの見地を守る専門的な組織としての力」が高くないと思う理由 (N=54)



図表 107 児童相談所の児童福祉司・児童福祉司 SV への評価 (N=64)

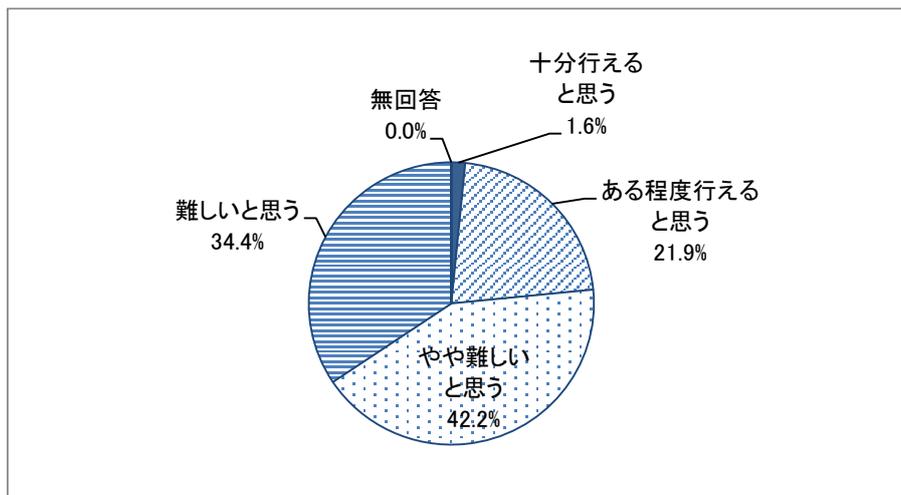


図表 108 児童福祉司の専門性の評価 (N=64)

		平均	標準偏差
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.70	1.01
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.68	0.98
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	2.76	0.86
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	2.73	0.88
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	2.65	0.99
6	保護者の状態に関する見立てができる	2.75	0.92
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.44	0.88
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.35	0.94
9	子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.00	0.94
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.03	1.03
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.11	0.95
12	子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.44	0.97
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.54	0.89
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.34	0.95
15	チームでの意思決定へのサポートができる	2.51	0.97
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.63	0.89
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	2.38	1.00
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	2.79	0.96
19	市区町村と適切な協働ができる	2.71	0.91
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.41	0.92
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.48	0.90
22	市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	2.71	1.02
23	ケースの進行管理・再評価ができる	2.62	0.85
24	スーパービジョン ※SVのみ	2.50	0.84
25	子どもに適切に説明ができる	2.86	0.99
26	保護者に適切に説明ができる	2.86	0.96
27	子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	2.94	1.04
28	保護者に向き合う態度	2.94	0.98

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

図表 109 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務は行えると思うか (N=64)



図表 110 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務は行うのが難しい点 (主な意見)

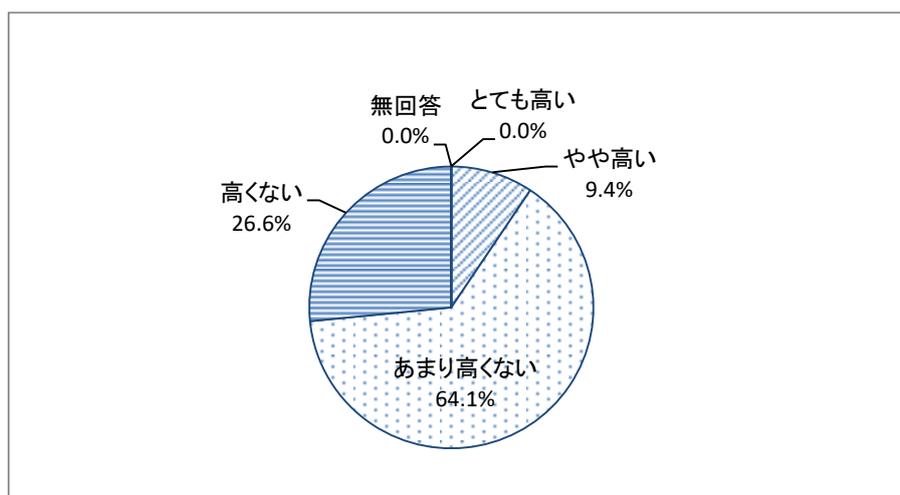
全般に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士等の資格があれば適切なソーシャルワークができる、とは思わない</li> <li>・社会的養護の具体的な取り組み・現状や、基本的コミュニケーション力は今の資格取得制度では学べない</li> <li>・現場に指針などに基づいたソーシャルワークが根付いておらず、スタンダードも無いため、何に依拠した活動が正しいかが分かっていない。その意味では、どのような資格であっても十分にはなり得ない</li> </ul>
経験・実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児相のケース運営の知識、経験の積み上げが必要</li> <li>・社会的な広い視野を持ち、場面毎での対応をするには、若いうちから場数を踏み経験を積むことが必要</li> <li>・現実の生活や人間関係を把握し、理解する力は、経験の積み重ねやOJTによる訓練が不可欠</li> <li>・子どもや親との信頼関係作りに向けて、姿勢やレポート技術、マネジメント力など、ケースワーク等を通じて身につけていく力も必要</li> <li>・面接は、実践的な経験を重ねて培われる。支援を要する人への対応は、多くのケースに関わって体得するもの</li> </ul>
子どもの権利擁護の姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間性や子どもに対する気持ちを優先に考えられる人材を増やしてほしい。(文句を言う親優先の傾向)</li> <li>・子どもの権利の視点が弱い</li> <li>・子どもや保護者に対して真剣に向き合う気持ちが不足している</li> </ul>
子どもの発達等に対する専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の発達の特異性、児童という存在の可塑性、可能性など、実体験がなければわからない部分がある。</li> <li>・発達心理等の専門性に欠ける</li> <li>・心理や医学的視点の欠如</li> </ul>
スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際のソーシャルワークは対人スキルが必要</li> <li>・人と人とのつながり、コミュニケーション能力必要</li> <li>・子どもや保護者とのやり取りや社会資源の活用方法など。</li> <li>・様々な知見、経験、多職種との連携が必要になるため、資格のみで業務を行うことは難しい。</li> <li>・地域や社会資源との顔と顔、長年のかかわりでつながるネットワーク、保護者とのかかわりや支援の経験値や技法習熟が必要</li> </ul>

<p>資質</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感性(受容・共感・興味・関心・志・適性等)が必要</li> <li>・個人の力量によるところが大きい。</li> <li>・人格(人間性)、そして実戦経験の積み上げが必要</li> <li>・支援者の「人格」「倫理観」「児童観」「福祉への思い」が備わった上での「専門性」である</li> <li>・専門性も大切で必要だが、人間力とタフさはもっと必要。専門性ばかりが先行してうまくいかないケースもある</li> <li>・色々なケースに対応できる多くの引き出しを持てる人としての資質が重要</li> <li>・保護者や子どもと関係を作るセンスが求められており、福祉司の心身の健康度、人間性、見立ての力、決断力などの方がより重要になるため。</li> </ul>
<p>研修・資格等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT を通じた実践的な専門性獲得のためのシステムが必要</li> <li>・優秀な SV による 1 年以上の現場実習指導を受けることが必要</li> <li>・基礎的対人援助の知識・技術を習得の上で、実践スーパービジョンを経験しながら業務対応能力の向上が求められる</li> <li>・ファミリーホームや施設で、現場研修を行う</li> <li>・各分野の固有の課題もあり、少なくとも初任者研修後でなければ、業務遂行に支障がでてくる。</li> <li>・児童の最善の利益を追求したケースワークの実現には、各 CW が自己研鑽を重ね、ケースワーク技能の向上を図る体制確保や資格更新制等が絶対条件</li> </ul>
<p>行政や組織の体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強制介入が必要な児童虐待事案の対応については、より特化した対応が必要。強制介入の役割は児童相談所から切り離し、警察による対応が最適であり、そのための法整備に取り組む必要がある。</li> <li>・警察や精神科医、保健師、弁護士の人材が必要</li> <li>・行政の数年で異動という制度的な課題。FH や里親は 10 年以上の蓄積がある。養育困難児に丁寧に忍耐強く接したり、諦めたり、自信を無くしたりする中で家庭養育を提供している実態は理解されていない。</li> <li>・一つのケースにじっくり向き合う時間的余裕がない。</li> </ul>

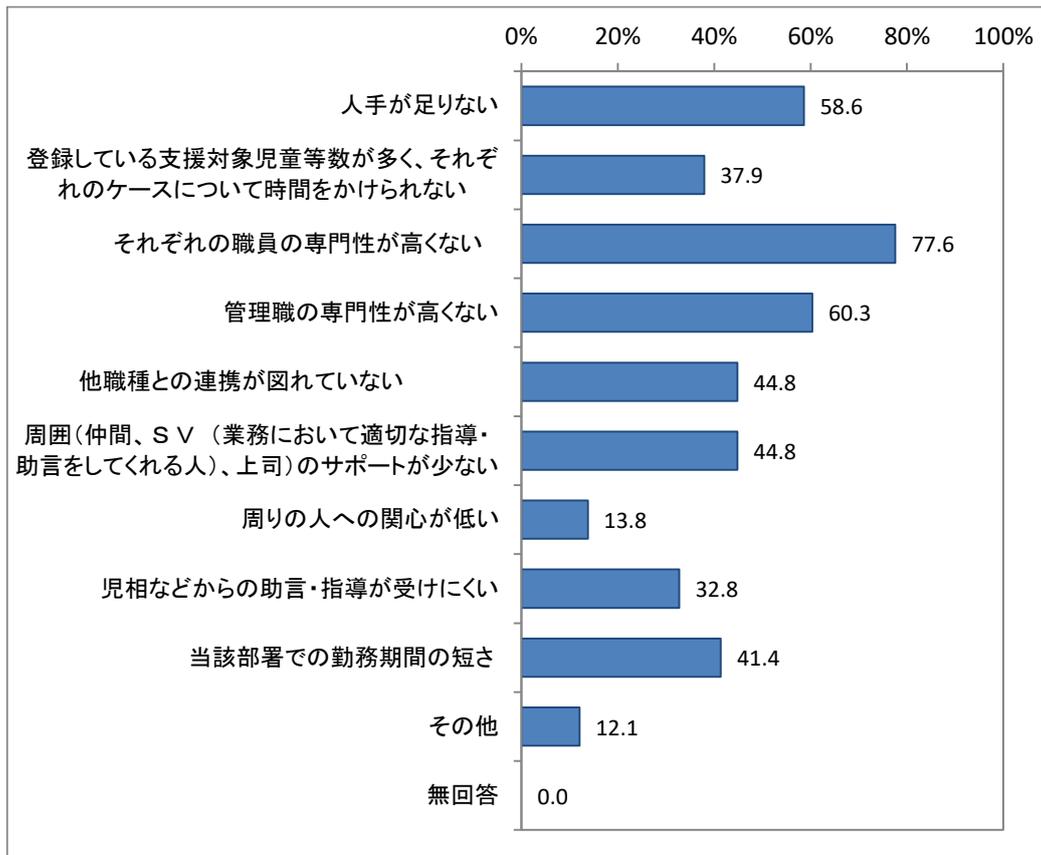
### (3) 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性について

- ・ 市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価については、「高い」が 9.4%（「とても高い」と「やや高い」の合計）、「高くない」が 90.7%（「あまり高くない」と「高くない」の合計）となっている。（図表 111）
- ・ 「高くない」理由については、「それぞれの職員の専門性が高くない」、「管理職の専門性が高くない」、「人手が足りない」が上位にあがっている。（図表 112）
- ・ 市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の「相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができているか」を「とてもできている」を 100 点、「できていない」を 0 点とした評価については、平均が 47.1 点となっている。また、「子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできているか」は平均が 44.8 点となっている。（図表 113）
- ・ 市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の個々の専門性に対する評価については、全体的に低く、すべての項目で 3.00 を下回っている（「できていない」を 1 点、「できている」を 5 点とすると、真ん中は 3.00）。特に見立てに関連する項目が低くなっている。（図表 114）
- ・ 「社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークの業務は行えると思うか」きいたところ、「十分行えると思う」（1.6%）、「ある程度行えると思う」（34.4%）、「やや難しいと思う」（29.7%）、「難しいと思う」（29.7%）となっている。（図表 115）
- ・ 難しいと思う点については、経験・実践がさらに必要、資質が重要といった点があげられた。（図表 116）

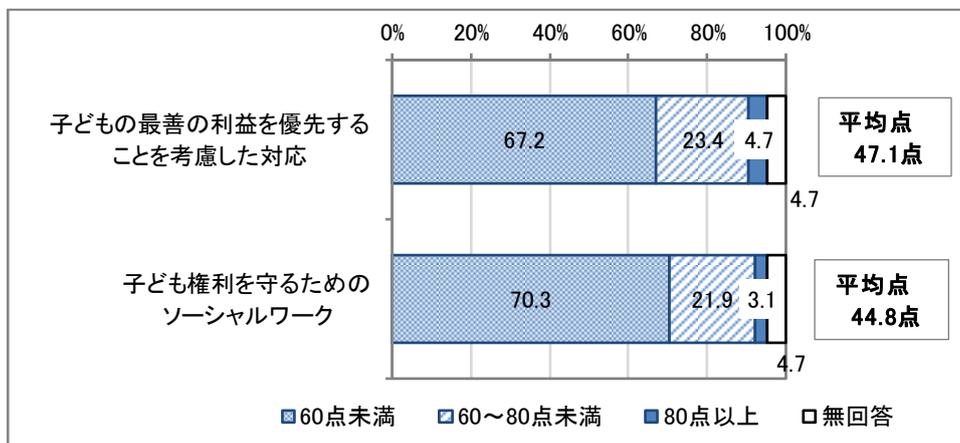
図表 111 市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価（N=64）



図表 112 市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」が低いと思う理由 (N=58)



図表 113 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者への評価 (N=64)

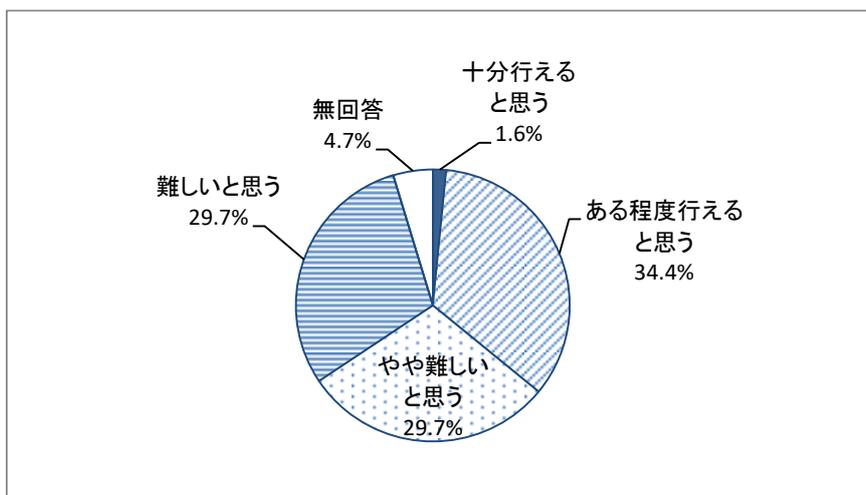


図表 114 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性の評価 (N=64)

	平均	標準偏差
子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.72	1.11
子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.55	0.97
子どもから必要な事項が聞き出せている	2.71	0.94
保護者から必要な事項が聞き出せている	2.68	0.94
必要な情報を適切に収集できる	2.88	1.01
子ども本人の状態に関する見立てができる	2.40	1.01
保護者の状態に関する見立てができる	2.62	0.95
特定妊婦の状態に関する見立てができる	2.84	1.06
祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.45	0.79
家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性 の見立てができる	2.53	0.86
必要に応じて適切に関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネート ができる	2.51	0.93
子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なリスクアセスメント と介入ができる	2.59	0.96
子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを 察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.69	1.02
関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	2.90	0.94
適切な個別ケース検討会議を開催できる	2.85	1.05
ケースへの適切な支援計画を作成できる	2.59	0.95
子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭に対し、 児童相談所と連携して適切に支援できる	2.63	1.06
児童相談所から指導委託及び送致されたケースについて、児童相談所 と協働し、適切に支援できる	2.68	1.03
特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	2.95	0.90
転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き 継ぎや連携をすることができる	2.62	0.79
進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	2.70	0.91
ケースの進行管理・再評価ができる	2.68	0.88
子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	2.76	0.94
保護者に向き合う態度	2.82	0.96

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

図表 115 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークの業務は行えると思うか (N=64)



図表 116 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークの業務を行うのが難しい点 (主な意見)

経験・実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉現場の対人援助業務では、経験の積み重ねが重要。SV による助言も得られにくい現状において、資格による専門性のみで頼ったソーシャルワークはかなり難しい</li> <li>・現実の生活実態や人間関係についての把握や理解は、経験や幅広い知識が必要</li> <li>・1～2年の現場実習がないと無理</li> </ul>
スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に関係機関、特に地元の人と連携する能力が求められる</li> <li>・市町村の制度内の対応しかできない</li> <li>・感性、経験、組織としての経験とノウハウの蓄積が必要。コーディネートのために関わる社会資源の特性を知る姿勢が必要</li> <li>・ケースの個別性に応じたマネジメントや、家族問題のトータルな評価、地域資源との各種調整など</li> </ul>
資質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な養育の相談者としての心身の健康度や人間性の方が重要</li> <li>・経験や、心理などの理解も必要。色々なケースに対応できる資質が問われる。</li> </ul>
研修・資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SV が少なすぎるために、ケースの進行管理をワーカーが丁寧に教わることが困難</li> </ul>
行政・組織の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事による異動があり経験を積みあげることができず継続的な支援体制が構築できず場当たり的になっている</li> <li>・人員確保、周囲のサポートと理解</li> <li>・資格ありきで一人職場になり丸投げさせてしまうことになる。スーパービジョンのシステムが構築されていなければ、資格者が批判されたり、追い込まれたりしてしまうことがおきかねない。</li> <li>・多くは一般事務採用でたまたま配置されているだけではないか。専門的視点をもつ職員は非常勤雇用であり発言権も弱く、組織として機能していなかったケースが多い。</li> </ul>

(4) 児童相談所の児童福祉司や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上の在り方等について

- ・ 児童相談所の児童福祉司として身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）等については、子どもに関する様々な知識や、アセスメント力やコミュニケーション力、コーディネート力などのスキルの他、幅広い視野を養うための経験や児童福祉施設等における生活支援実習などがあげられた。（図表 117）
- ・ 児童福祉司 S Vとして身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）等については、現場経験（実習）や総合的なソーシャルワーク能力の他、S Vとしての部下育成能力、メンタル面のサポート能力などがあげられた。（図表 118）
- ・ 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者として身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）等については、児童福祉司と同等の能力やスキルの他、地域のニーズの把握、地域資源の理解や調整能力などがあげられた。（図表 119）

図表 117 今後、特に児童相談所の児童福祉司として身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）（主な意見）

資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士</li> <li>・精神保健福祉士</li> <li>・児童福祉司任用資格を再検討し、実践的スキルが獲得可能なプログラムとすることを期待</li> <li>・採用時点での資格制度は不要</li> </ul>
知識・理解・考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの最善の利益を正しく理解すること</li> <li>・子どもの権利についてよく知ること</li> <li>・人権の尊重、人権感覚(子ども、障害者、外国人など全て)</li> <li>・援助者と被援助者の距離感、関係性について学ぶこと。措置権者ではなく、ソーシャルワーカーであるという自覚をもつこと</li> <li>・児童福祉領域の法制度、医学・心理学の基礎知識</li> <li>・子どもの発達・障害の知識</li> <li>・SNS 等のコミュニケーションツールに対する理解。ゲーム等子ども・若者文化への造詣</li> <li>・介入的ソーシャルワークの理念と実践ノウハウの習得</li> <li>・児童養護施設、自立援助ホーム等、施設ごとの特徴、現状の把握</li> <li>・福祉現場の業務の把握</li> <li>・関係機関との業務連携の強化 ・関係機関の役割と機能の理解</li> <li>・法務・税務・社会保障に関する基礎知識</li> </ul>
経験・実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い視野を養う経験</li> <li>・現場経験</li> <li>・若いうちに児童自立支援施設等の経験と場数を踏む経験が必須</li> <li>・社会的養護の必要な児童の直接処遇経験(特に高齢児童)</li> <li>・児童福祉施設や児童に関連する機関等での職務経験(関係機関との関係構築にも有効)</li> </ul>
スキル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション能力(子ども・保護者、関係機関)</li> <li>・傾聴</li> <li>・説得力</li> <li>・個々のケースを理解し、見極める能力</li> <li>・ケースを動かす能力～判断力・実践力</li> <li>・トラウマ・インフォームド・ケアについての理解を基にしたケースワークのスキル</li> <li>・対人援助スキル、関係機関との連携スキル</li> <li>・子どもの見立てや家族の見立て</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接技術を向上させ、質の高いアセスメントをする</li> <li>・子ども・家族に対する面接技術、関係構築力、発達や家族力動についてのアセスメント力と組織的対応力</li> <li>・アセスメント力、当事者と相談関係を創る力、聴く力、マネジメント力、アイデア豊富に支援策を考える力、おせっかい力</li> <li>・家族システムについての理解とそれに働きかけるスキル</li> <li>・社会的養護の子どもたちを家族再統合または自立させるために、長期間の見通しでサポートをコーディネートする力</li> <li>・虐待への早期対応、チーム支援、関係機関との連携の在り方。</li> <li>・コーディネーターとしての力量</li> <li>・会議の調整能力、会議を仕切る能力</li> <li>・アンガークントロールスキル</li> </ul>
資質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やる気、タフさ</li> <li>・客観的な物の見方</li> <li>・先を見通す力</li> <li>・使命感、責任感</li> <li>・リーダーシップ</li> <li>・メンタル面の強さ</li> <li>・様々な人生に対する理解ができる経験。人間力。</li> <li>・自らの人格の向上</li> </ul>
総合力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーカーとしての総合的なスキル</li> <li>・児童福祉司には、コミュニケーション能力(傾聴力含む)、アセスメント能力、決断実行力、調整力(他機関との連携)、社会福祉制度全般の知識と応用・活用力など総合的な力が求められる</li> <li>・使命感、責任感、情熱、信念、社会的正義等か、子どもの特性の理解、法に基づく援助、他機関業務の理解、困難事例への対応、社会的常識、科学的アプローチ等必要な知識、コスト意識を持った迅速な対応やチームを信頼した組織的対応、優先順位付けによるマネジメント、当事者本位のエンパワメントの実践ができるのか等。何よりも求められるのは感情のコントロール自己管理</li> <li>・対応困難な児童や保護者との対応スキルの獲得、場の経験、児童、保護者の見立て、組織の成り立ちの理解度、プレゼンテーション能力、忍耐力など</li> </ul>
研修・育成 採用・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設等における生活支援実習(実際の入所児童の生活ぶり、雰囲気や、問題行動やトラブル時の状況や対応方法を経験し、施設内指導をイメージできるようにする)</li> <li>・専門職としての採用を増やす</li> <li>・継続して業務を行うことでスキルの向上を図る</li> <li>・概ね3年で異動となっており福祉司としての人材が育っていない。長くケースを支え関係を作れる福祉司の育成をしていく制度が必要。経験とセンスを磨いていけるような取り組みが必要</li> <li>・子どもの発達、発育、臨床を含め多岐にわたる分野を、基礎コース、応用コースと積み重ねられること</li> <li>・新たな国家資格よりも、段階的・継続的な研修と実習、それに伴う児童福祉司個人への段階的な権限付与、そのための試験等のシステムが必要</li> <li>・個人でなく、体制としての課題が大きい</li> </ul>

図表 118 今後、特に児童相談所の児童福祉司SVとして身に付けておくべき資質  
(資格、経験、スキル) (主な意見)

経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場での実績(経験)・実習</li> <li>・10年以上の経験</li> </ul>
スキルや能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最後の砦として、あらゆるケースに対処できる総合的なソーシャルワーク能力</li> <li>・より専門的な見立てと将来の予測。</li> <li>・調整力</li> <li>・関係機関との信頼関係を構築する力</li> <li>・対話力</li> <li>・コミュニケーション力</li> <li>・部下育成能力</li> <li>・メンタル面のサポート力</li> <li>・対外的なコンサルテーションと組織内のコンサルテーションのスキル</li> </ul>
研修・育成 採用・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家裁調査官と同等な研修体制</li> <li>・専門職としての養成システム</li> <li>・OBなどの人材活用</li> <li>・人事異動と職員配置基準の見直し</li> </ul>

図表 119 今後、市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者として  
身に付けておくべき資質(資格、経験、スキル) (主な意見)

スキルや能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司と同等の能力やスキル</li> <li>・地域のニーズの把握</li> <li>・地域や取り巻く環境の理解と調整能力</li> <li>・児童相談所の具体的な相談内容の理解、職務</li> <li>・リスク管理能力</li> </ul>
研修・育成 採用・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職としての採用</li> <li>・SV的な人材を整備</li> </ul>

図表 120 児童福祉司および市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを  
主に担う者の専門性向上のため、必要と考える支援(主な意見)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の教育が必要なため、国家資格化が望ましい</li> <li>・求められる人材像を具体化することが必要</li> <li>・現場に配置される前に経験や実践の準備期間が必要</li> <li>・現場実習</li> <li>・研修システムと専門職としての確立</li> <li>・専門キャリアを蓄積できる仕組みづくり</li> <li>・SVなどのサポート体制</li> <li>・各地域における関係機関間の情報共有の仕組みの強化</li> </ul>
---

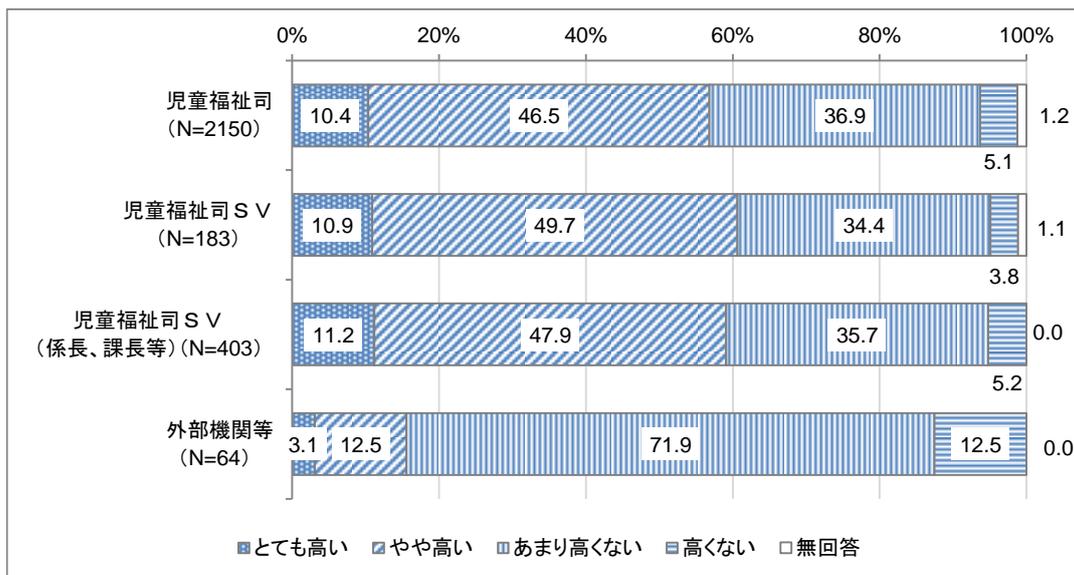
## 5. 自己評価と他者評価

### (1) 児童相談所や児童相談所の児童福祉司の専門性について

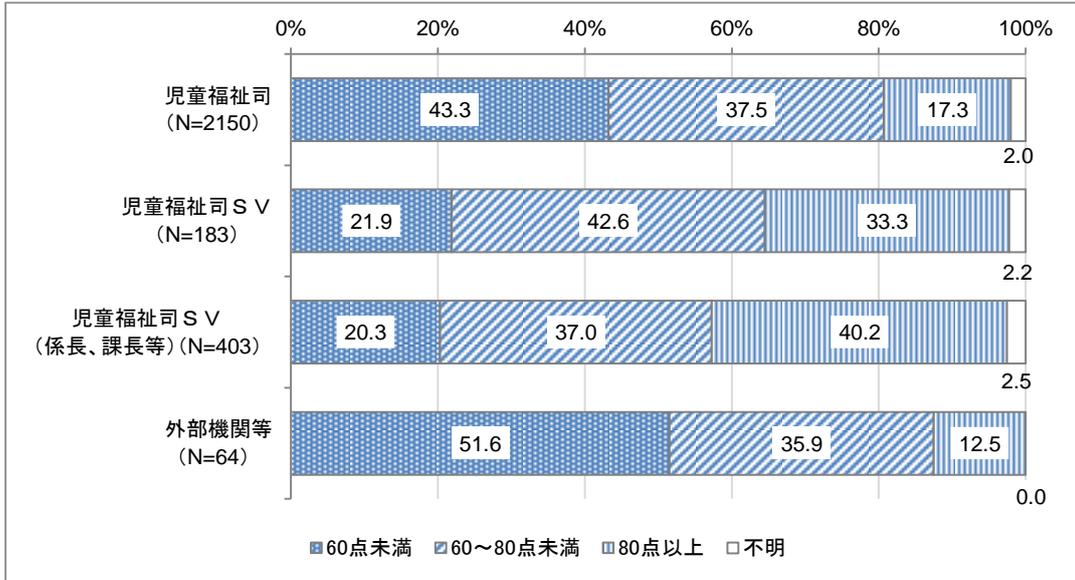
#### ① 児童福祉司・児童福祉司 S V と外部機関の意識の違い

- ・ 児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価については、児童福祉司や児童福祉司 S V は半数が「高い」（「とても高い」と「やや高い」の合計）としている一方で、外部機関等は、「高い」（「とても高い」と「やや高い」の合計）は約 15%にとどまっている。（図表 121）
- ・ 相談援助場面における対応、子どもの権利を守るためのソーシャルワークについては、児童福祉司や児童福祉司 S V の自己評価に比べて、外部機関等の評価が低い割合が高くなっている。（図表 122・123）
- ・ 適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成については、児童福祉司 S V の自己評価と外部機関等の評価がおおむね同じであった。（図表 124）
- ・ 個々の専門性については、児童福祉司や児童福祉司 S V の自己評価に比べて、外部機関等の評価が低い。特に差が大きい項目としては、関係機関との連携に関する項目や子どもに向き合う態度や子どもの意見の代弁など子どもとの関わりに関する項目、様々な見立てに関する項目となっている。（図表 125）
- ・ 意見交換会で外部機関への調査結果（中間報告）について出された意見として、児童福祉司（1～3年未満）は、「そのまま受け止めたい」「日頃から厳しい意見をもらっているため驚かない」といった意見があがっていた。一方、児童福祉 S V は「そのようなものだろう」「自己評価と外部機関の評価の差に驚いた」「児童相談所の役割、機能、権限について理解してもらえていない、期待が高すぎる」「今回の評価項目の表現が曖昧であり、評価をする人によってその理解のレベルの違いも影響しているのではないか」と、様々な意見があがった。

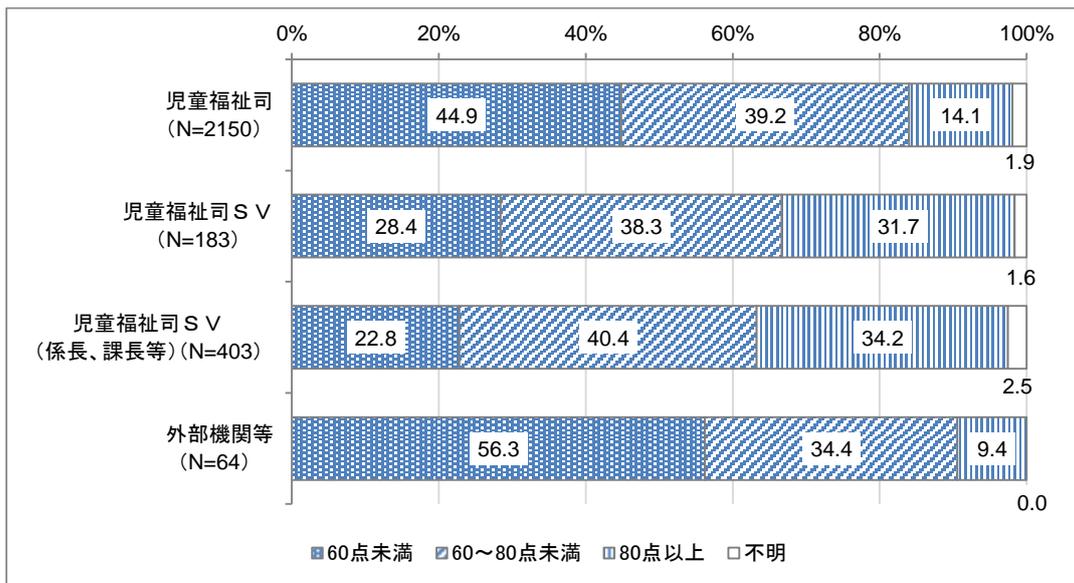
図表 121 児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価（N=64）



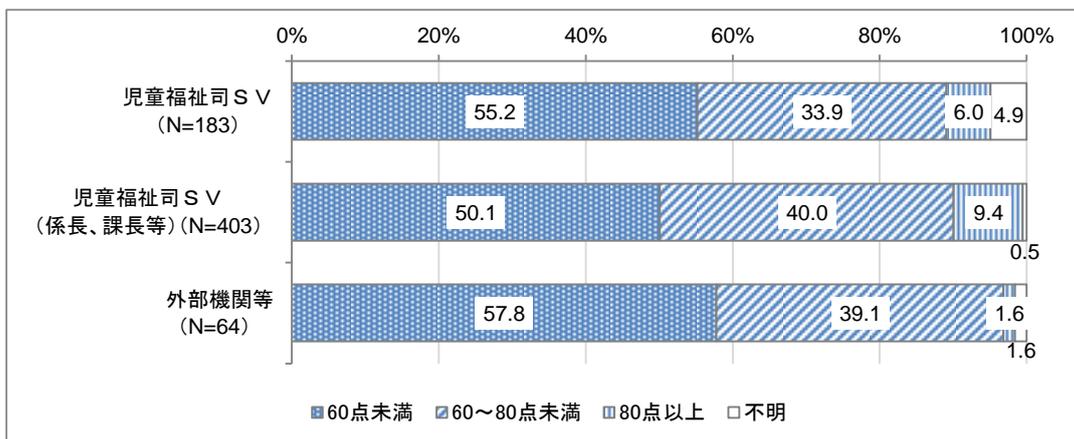
図表 122 相談援助の場面における対応



図表 123 子どもの権利を守るためのソーシャルワーク



図表 124 適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成 (※児童福祉司 S Vのみ)



図表 125 児童福祉司の現在の専門性の評価

		児童福祉司	児童福祉司SV	児童福祉司SV (係長、課長等)	外部機関からの 評価	児童福祉司と外部機 関からの評価の差
19	市区町村と適切な協働ができる	3.34	3.50	3.48	2.71	0.63
27	子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.56	3.72	3.70	2.94	0.62
15	チームでの意思決定へのサポートができる	3.09	3.57	3.68	2.51	0.58
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.36	3.61	3.60	2.79	0.57
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.00	3.49	3.51	2.44	0.56
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを 含めた関係性を見立てができる	2.90	3.39	3.45	2.35	0.55
28	保護者に向き合う態度	3.47	3.70	3.71	2.94	0.53
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	3.26	3.72	3.66	2.73	0.53
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.20	3.51	3.53	2.68	0.52
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	3.23	3.58	3.55	2.76	0.47
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携が できる	3.07	3.43	3.54	2.63	0.44
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	3.08	3.54	3.52	2.65	0.43
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子ども の家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.77	3.12	3.15	2.34	0.43
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その 委託を適切にできる	2.83	3.22	3.26	2.41	0.42
6	保護者の状態に関する見立てができる	3.15	3.62	3.63	2.75	0.40
25	子どもに適切に説明ができる	3.22	3.53	3.56	2.86	0.36
12	子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源 をふまえた支援計画を作成できる	2.79	3.24	3.34	2.44	0.35
26	保護者に適切に説明ができる	3.20	3.58	3.61	2.86	0.34
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画 を作成できる	2.84	3.20	3.27	2.54	0.30
23	ケースの進行管理・再評価ができる	2.92	3.27	3.35	2.62	0.30
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	2.63	3.07	3.24	2.38	0.25
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.93	3.46	3.41	2.70	0.23
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマ ネージメントや協働ができる	2.67	2.88	3.03	2.48	0.19
9	子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセ スメントと介入ができる	3.04	3.46	3.60	3.00	0.04
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.07	3.41	3.48	3.03	0.04
22	市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村 の意見を尊重した連携、等)ができる	2.67	2.88	3.03	2.71	-0.04
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命へ の危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.03	3.45	3.59	3.11	-0.08
24	スーパービジョン ※SVのみ	—	3.06	3.26	2.50	0.56※※

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

※※児童福祉司SVと外部機関からの評価の差

## ●外部機関へのアンケート調査結果（中間報告）に対する意見

意見交換会の際に、「児童福祉にかかわる人材の専門性の向上に関する実態調査等の調査結果（中間報告）」を紹介し、外部機関からの評価に対する意見を伺った。主な意見は以下のとおり。

### ○経験年数の浅い児童福祉司（主に1～3年目）の意見

- ・ 特に意外性を感じない
- ・ 日頃から、厳しい意見をもらっているため驚かない
- ・ そのまま受け止めたい
- ・ 市町村からは過度な期待があるので、もう少し連携を密にしていくことで、協同で取り組む意識を共有したい。

### ○児童福祉司 SV の意見

- ・ そんなものだろう、というのが感想。
- ・ 自己評価と外部評価にここまで差があるとは思っていなかったのでショックではあった。
- ・ 現在児童相談所に最も求められているであろう、虐待関連（項目の9～11）については、自己評価と外部評価にほぼ差がないことを考えると、一定取り組みの成果が出ていると思うので、評価できるのではないか。
- ・ 外部からの評価が低い項目では、児童相談所の職員体制（経験年数の少ない職員が多いなど）や、児童相談所の役割を知ってもらえていないことが理由として考えられる。
- ・ 外部機関からみた児相の評価は、思っていた以上だったことに驚いた。連携と一言でいうが課題はたくさんある。少しずつ良くなるように努めていきたい。
- ・ 児童相談所が何もかもできるわけではないので、本来の児童相談所の役割について改めて考える必要があると思う。
- ・ そもそも児童相談所の役割、機能、権限について理解してもらえていないと思う。期待が高すぎる。
- ・ 今回の評価項目の表現が曖昧であり、評価をする人によってその理解のレベルの違いも影響しているのではないか。
- ・ 努力が必要なものもあると思うが、圧倒的に時間が足りない中では、そのように思っても対応しきれない。

② 児童福祉司・児童福祉司 S V と市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者の意識の違い

- ・ 児童相談所の児童福祉司と市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者との日常的な連携については、「相談のしやすさ」「夜間や休日の対応」については、児童福祉司、市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者の評価はおおむね同じとなっているが、それ以外については、児童福祉司と市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者との評価に平均で 0.5～0.6 の開きがみられる。(図表 126)
- ・ 市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者からみた児童相談所全体の専門性については、半数以上が「高いと思う」「ある程度は高いと思う」としている。一方、「人によるばらつきが大きく評価しづらい」が 23.6%となっている。(図表 127)
- ・ 市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者からみた児相の職員の専門性については、どの項目も 1～5 段階でみた真ん中（3点）より上となっている。(図表 128)

図表 126 児童福祉司：市区町村との日常的な連携、

市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者：児童相談所の児童福祉司との日常的な連携

	児童福祉司	児童福祉司 SV	児童福祉司 SV(管理職等)	市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者
市区町村からの相談を受けやすくするように心がけている	3.64	3.56	3.58	3.50
市区町村から連絡がとりやすいように心がけている	3.76	3.69	3.67	3.26
迅速な対応・動きに心がけている	3.71	3.61	3.66	3.15
同行訪問依頼にできるだけ対応するように心がけている	3.78	3.69	3.67	3.17
夜間や休日にできるだけ対応できるように心がけている	3.14	3.17	3.09	3.15
危機介入	3.69	3.64	3.65	3.09

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

図表 127 市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者からみた児童相談所全体の専門性 (N=2340)

高いと思う	15.7
ある程度高いと思う	41.6
あまり高いと思わない	7.3
高いと思わない	2.9
人によるばらつきが大きく評価しづらい	23.6
無回答	9.0

図表 128 市区町村の子ども等のソーシャルワークを担う者からみた児相職員の専門性 (N=2340)

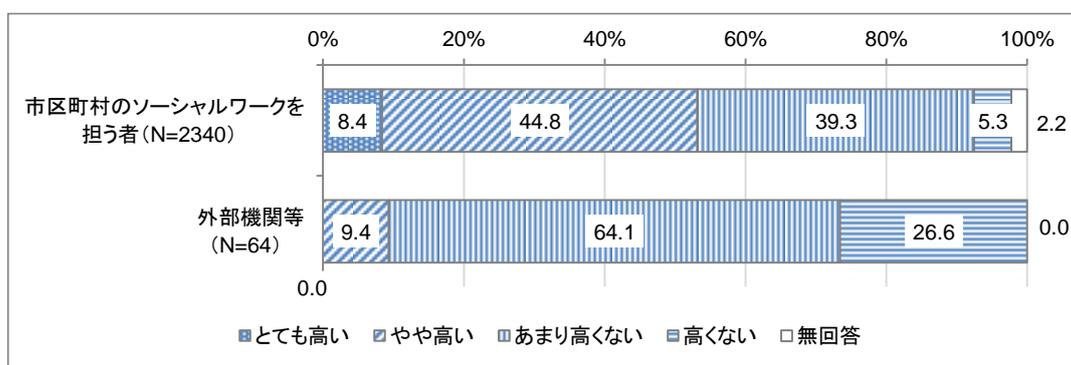
アセスメントに関する専門性	3.63
危機介入に関する専門性	3.72
リスクマネジメントに関する専門性	3.63
子どもへの面接に関する専門性	3.72
親への面接に関する専門性	3.68
家族の評価に関する専門性	3.57

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

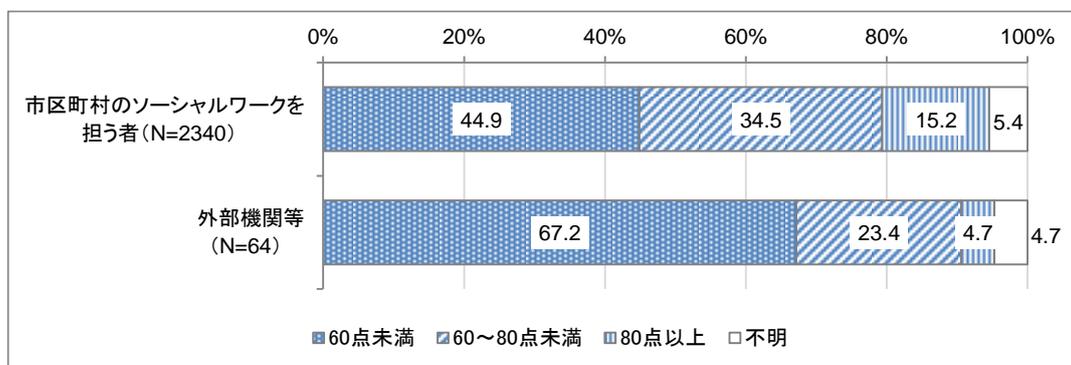
(2) 市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性について

- ・ 市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価については、市区町村のソーシャルワークを担う者は半数が「高い」（「とても高い」と「やや高い」の合計）としている一方で、外部機関等は、「高い」（「とても高い」と「やや高い」の合計）は約9%にとどまっている。（図表 129）
- ・ 相談援助場面における対応、子どもの権利を守るためのソーシャルワークについては、市区町村のソーシャルワークを担う者の自己評価に比べて、外部機関等の評価が低い割合が高くなっている。（図表 130・131）
- ・ 個々の専門性については、市区町村のソーシャルワークを担う者の自己評価に比べて、外部機関等の評価が低い。特に差が大きいのは様々な見立てに関する項目となっている。（図表 132）

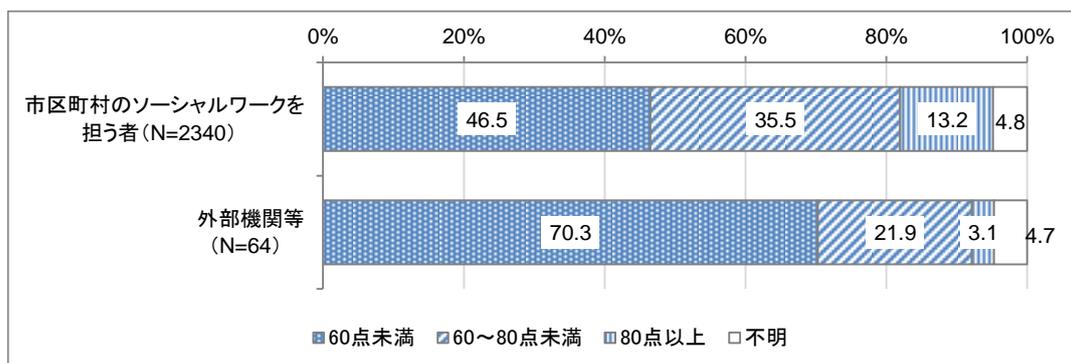
図表 129 児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」の評価（N=64）



図表 130 相談援助の場面における対応



図表 131 子どもを守るためのソーシャルワーク



図表 132 市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性の評価

	市区町村のソーシャルワークを担う者	外部機関からの評価	市区町村のソーシャルワークを担う者と外部機関からの評価の差
転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	3.36	2.62	0.74
子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.47	2.76	0.71
子ども本人の状態に関する見立てができる	3.09	2.40	0.69
保護者に向き合う態度	3.46	2.82	0.64
祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.02	2.45	0.57
保護者から必要な事項が聞き出せている	3.24	2.68	0.56
保護者の状態に関する見立てができる	3.17	2.62	0.55
進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	3.22	2.70	0.52
子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.06	2.55	0.51
関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.40	2.90	0.50
子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なリスクアセスメントと介入ができる	3.05	2.59	0.46
必要な情報を適切に収集できる	3.33	2.88	0.45
子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.15	2.72	0.43
ケースの進行管理・再評価ができる	3.10	2.68	0.42
子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.09	2.69	0.40
家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.9	2.53	0.37
必要に応じて適切に関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	2.88	2.51	0.37
児童相談所から指導委託及び送致されたケースについて、児童相談所と協働し、適切に支援できる	3.05	2.68	0.37
適切な個別ケース検討会議を開催できる	3.20	2.85	0.35
子どもから必要な事項が聞き出せている	3.03	2.71	0.32
子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	2.94	2.63	0.31
ケースへの適切な支援計画を作成できる	2.84	2.59	0.25
特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	3.02	2.95	0.07
特定妊婦の状態に関する見立てができる	2.75	2.84	-0.09

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

## 第III章 海外事例文献調査

---

### 1. 調査概要

#### (1) 調査目的

諸外国における児童保護など児童虐待対応にあたる専門職の概要や資質向上の取組等を調べ、日本の児童相談所の専門職の資格のあり方について検討するための参考とする。

#### (2) 調査対象国

児童福祉に関する先進的・特徴的な取組を行っている欧米圏の国、オセアニア、アジア圏の国として、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポールの15か国を対象とした。

#### (3) 調査方法

公的機関やNPOのウェブページ、書籍及び論文等を用いた文献調査

#### (4) 調査項目

主に下記の項目について調査を行った。

- ・ 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要（児童相談所にあたる機関）
- ・ 児童福祉司にあたる専門職
- ・ 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件および養成課程
- ・ 専門職の専門性向上に関する取組（質の保証や資質向上等に関する取組）

#### (5) 調査結果概要

一覧表に記載

	アメリカ	カナダ(ON州)	カナダ(BC州)
児童相談所にあたる機関	自治体の Child Protection Service (CPS) ※州レベルか郡レベルかは州によって異なる	Children's Aid Society(CAS) ※州内に 49 カ所	Ministry of Children & Family Development(MCFD) ※13 のサービス提供地域にある 429 の地方事務所を通して提供
児童福祉司にあたる専門職	Social Worker, Child Welfare Specialist など (職名は州によって異なる)	Social Worker	Social Worker
上記の専門職として働くための要件(学位等)	・州により異なるが、多くの州ではソーシャルワークをはじめとした関連分野の学士号以上 ※ソーシャルワークの学士号、または修士号に限定する州や、ソーシャルワークの学位保有が望ましいとする州もある。ソーシャルワークの学位を持っていれば実務経験の免除、報酬などのインセンティブを付ける州もある。 ※学士号を保有していれば分野不問の州も一部あるが、その場合は実務経験が求められることが多い。	トロント CAS の提示する資格要件 ・ソーシャルワークの学士号 (BSW) または修士号 (MSW)	MCFD で働く Social Worker の要件(いずれか) ・ソーシャルワークの学士号または修士号 ・子ども・青少年ケア (Arts in Child and Youth Care) の学士号 ・教育学カウンセリングの修士/臨床心理学修士、かつ家族および児童福祉の実習を修了
学位取得等のカリキュラム	ソーシャルワークの基本的な養成課程は下記の通り ・学士号 (BSW) 一般教養家庭+SW 専門課程(4年間) 実習 400 時間 ・修士号 (MSW) 専門分野別でスペシャリストを養成する 2年間 60 単位 実習 900 時間(多くのプログラムでは 1200 時間実施)	・オンタリオ州の大学では、ソーシャルワークの学位は学士号、修士号、博士号の3段階あり、学士号は4年間の課程、修士課程はソーシャルワークの学士を持っていれば1年、ソーシャルワーク以外の学士取得者は2年。 ・マクマスター大学の学士課程では、3年目には、週 15 時間相当の実習を2ターム、4年目は、週2日相当をスーパーバイズを受けながら実習を受ける。	・ブリティッシュコロンビア大学のソーシャルワークスクールではフルタイムの場合、2 年でソーシャルワークの学士号を取得できる。ただし、大学入学のための受験要件として、少なくとも 100 時間の関連するボランティアまたは実務経験が必要となる。
資格/試験/登録 質の保証に関する取組み	・Council for Social Work Education (CSWE) がソーシャルワークの教育プログラムの更新審査を8年ごとに実施。 ・州や郡によって、新任研修が提供されているところが多い。	・Social work and social service work act (1998) に基づき設立された、ソーシャルワーカーの規制機関である The Ontario College of Social Workers and Social Service Workers (OCSWSSW) に登録されたメンバーのみが“social worker”, や“registered social worker”と名乗ることができる。 ※CAS で働く上で必須ではない。 ・Ontario Association of Children's Aid Societies (OACAS) が、CAS で働く専門職をはじめとした児童福祉の専門職向けに、研修を提供。	・ソーシャルワーカーの規制機関である The British Columbia College of Social Workers (BCCSW) に登録されたソーシャルワーカー (RSW) になるにあたり、承認されたプログラムを修了要件とするとともに、Association of Social Worker Board (ASWB) の試験を課している。 ・MCFD で Social Worker として働くにあたり、BCCSW への登録は必須ではないが、MCFD で働く Social Worker の多くが登録している
資質向上等に関する取組み	・州ごとのソーシャルワークの免許があり、キャリアアップなどを目的に取得される。免許の認定制度は州で異なるが、多くの州では、Association of Social Worker Board (ASWB) が実施する試験を課している。 ※CPS で働くために必須ではないが、一部の州では採用の際に州の免許を求めるともある。 ※多くの州では学士号以上が認定制度の資格を得るが、ニューヨーク州、ニューハンプシャー州、ワシントン州、ジョージア州、バーモント州では修士号以上のみ。マサチューセッツ州では、高卒でも一定の実践経験を積み、免許認定の受験資格がある。 ・多くの州では、LMSW(修士レベルの免許をもつ SW) は、2 年毎に免許を更新し、その際、36 時間の研修を受けることが義務付けられている。 ・継続的職業教育として、州内にある大学と協力している州もある。	OCSWSSW では、専門職としての質の向上のために、Continuing Competence Program (CCP) を全ワーカーが受講することが義務化されている。	BCCSW により最低 40 時間の Continuing Professional Development(CPD) プログラムの活動が求められている。

	イギリス	フランス	オランダ	ドイツ
児童相談所にあたる機関	Children's Social Care (CSC) ※152の自治体ほとんどに設置	児童社会扶助機関(ASE) ※各県に設置	2015年以降基礎自治体が青少年支援の責任を担っている	Jugendamt(青少年局)※実際の支援・虐待対応を担うのは、主に市や郡。
児童福祉司にあたる専門職	Children's Social Care (CSC)で働く Social Worker	児童社会扶助機関(ASE)で働く Assistant de Service Social (ASS:ソーシャルワーカー)	自治体で働く jeugd- en gezinsprofessionals (youth and family professional) ※2015年の青少年法を受け、青少年ケアの専門職について再整備中	Jugendamt(青少年局)で働く Sozialarbeiter(ソーシャルワーカー)
上記の専門職として働くための要件(学位等)	・ソーシャルワークの学士号または修士号 ・社会人のためのコース修了	高等職業専門学校の修了と社会問題省の国家免状が必要	高等職業教育機関(HBO)もしくは大学の青少年ケアの学士号または修士号	ソーシャルワーク分野専攻の学士号
学位取得等のカリキュラム	・学士課程(3年間) 1年目 30日間、2年目 70日間、3年目 100日間の実習 このコースを修了することで資格取得 ・ファストラック(社会人向けのコース) ①Step Up to Social Work(14か月のコース) 講座と地方自治体での170日間のSVを受けながら実習 ②Frontline(2年間のコース) 1年目は講座と206日間の実習 2年目は資格を得た SWrとして、コーチングを受けながら CSCで働く	○高等職業専門学校での養成:3年 ・理論教育:1,740時間(心理学、社会学、健康、倫理等) ・実習:12か月(52週 1820時間)	○高等職業教育機関である NCOI Opleidingen での Social Work profiel Jeugd gezinsprofessionals(青少年ソーシャルワーク)の養成課程 ・3年間のカリキュラム ・240単位の取得が必要	ソーシャルワーカーは専門単科大学で養成(3年間)。 ○NRW カトリック大学におけるソーシャルワーク 学士課程 ・①科学的思考と活動の基礎、②科学、専門職としてのソーシャルワーク、③ソーシャルワークの社会的および規範的基礎、④人間の存在と発展の基礎、⑤実践領域のモジュールによるカリキュラム ・1年目に15日、後半のセメスターにスーパーバイザーの下での100日間(6か月)の実習
資格/試験/登録		※高等職業専門学校3年の修了とその間に実施される2回の認定試験を受けることで Assistant de Service Social の社会問題省の国家免状(DEASS)を取得。	・青少年に関わる職業の登録機構である、Stichting Kwaliteitsregister Jeugd (SKJ)への登録が必須。登録には、学位の卒業証書等が必要。	
質の保証に関する取組み	・2009年にソーシャルワーカーの信頼回復と質的向上を目的に Social Work Task Force を設置し、同年に国立の教育機関を開設。 ・ソーシャルワーク改善委員会が設置され、専門能力育成フレームワークの作成を進め PCF により獲得すべき専門能力を明確化。	2018年より新しい養成システムへ変更 ・ソーシャルワーカーの職業資格水準がⅢ(高等教育2年)からⅡ(高等教育3~4年の学士レベル)へ引き上げ。 ・養成カリキュラムも改定。	・養成課程のプログラムは、高等教育の認定機関であるオランダフランドル認定機関(NVAO)で認定。	・州認定ワーカー(state-recognised social education worker/ social worker)の制度がある。 ・2000年にDBSHがQualitätskriterien des DBSH(DBSHの質基準)を提示。 ・ソーシャルワーカーの質の保証のために登録制度を創設し、登録したソーシャルワーカーはrBSAと名乗ることができる。
資質向上等に関する取組み	PCFで育成を9段階に分けて体系化。 ・養成段階はレベル1~4、資格取得後はレベル5~レベル9の5段階で進み、SVを受けながらの実務。 ・資格取得後のレベル5では、雇用先で評価と支援(SV)を受けながら業務を行う ASYE (Assessed and Supported Year in Employment) と呼ばれるプログラムを受ける。 ・SVを行うのはレベル8以上。		・SKJにおいて、HBO 学士号を取得し youth and family professional となった初年度に受講する入門プログラムなどが提供。 ・職業協会が、jeugd-en gezinsprofessionals をはじめとした青少年ケアの専門家向けに E カレッジなどの能力開発のツールを提供。	rBSAの登録の証は5年間有効で、登録を継続するには、5年間の終わりに、5年間のトレーニングや、SV や実践的アドバイス、また専門家としての活動の証跡を認定委員会に提出する必要がある

	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	フィンランド
児童相談所にあたる機関	基礎自治体であるコミューン	基礎自治体であるコムーネ	基礎自治体であるコムーネ	基礎自治体であるクンタ
児童福祉司にあたる専門職	socialsekreterare (ソーシャルワーカー)	Sosionom (ソーシャルワーカー)	Socialrådgivere (ソーシャルワーカー)	Sosiaalityöntekijän (ソーシャルワーカー)
上記の専門職として働くための要件 (学位等)	大学の社会福祉課程の学士課程修了 (学士号) この学士課程を修了することにより取得できる専門職業資格 (ソシオノム) が必要。	ソーシャルワークの学士号	専門職大学での養成課程修了 (学士レベル)	社会科学または政策科学の修士号 この修士課程を修了することにより取得できる社会福祉専門職の資格が必要。
学位取得等のカリキュラム	・ソーシャルワーカー養成は3年半 (7セメスター・210 単位) ・ソーシャルワーカー養成コースでは、1セメスター (6か月間) は実習 ※国内 15 大学で提供	ソーシャルワークの学士課程は3年間のカリキュラム。 ○オスロメトロポリタン大学でのソーシャルワークの学士課程 ・社会科学のトピック、心理学的なトピック、法的問題、ソーシャルワークの理解、ソーシャルワーカーの働き方の5つの主要トピックを学ぶ ・1年次と3年次合計で 20~22 週間の実習	○コペンハーゲン専門職大学の Socialrådgivere の養成課程 ・3年半7セメスターのカリキュラム ・5か月間フルタイムのインターンシップ	・学士 (3年)、修士 (2年) 課程合わせた5年間で 300 単位の取得が求められ、そのうちソーシャルワークの主要科目が 200 単位。 ・理論教育を含めた 30 単位分の実習 ※国内6大学で提供
資格/試験/登録				
質の保証に関する取組み	・専門職養成としての大学教育が確立。 ・スウェーデン学術協会により設立された認定委員会が審査する認定ソーシャルワーカーの制度がある。申請にはソーシャルワークの学位、3年以上の実務経験、部外のスーパーバイザーからの推薦状、職業適合性の証明書が必要。 ・2006 年より子ども支援・保護行政における全国統一の理念、アセスメント・記録等の仕組みである BBIC (Barns Behov I Centrum) を全国のコミューンに導入。	現在、2024 年にかけて、児童福祉改革が進められている。 自治体の児童福祉サービスの質と専門能力の向上も目標とされており、継続的教育や児童福祉専門職の学士課程の内容も見直しが進められている。	デンマークソーシャルワーカー協会である Dansk Socialrådgiverforening が自治体向けに、新たに雇用されたソーシャルワーカーの導入や指導に関する資料を提供。	・Sosnet: 大学間の協力を促進し発展させる目的で、国内でソーシャルワーク教育を行う6大学のネットワークを構築。6大学でレベルを統一。 ・ソーシャルワークの修士課程の修了を通して、一定の知識やスキルが習得されたとみなされる
資質向上等に関する取組み	2016 年より子ども若者家庭福祉分野で2年以上経験のある現任者向けと、ベテランの管理職向けの研修が社会庁によりモデル的に実施された。国の委託により認定された大学において実施。		・自治体で雇用されているソーシャルワーカーは個別の指導計画を受ける。 ・2012 年の改革により、スーパーバイズの必要性が強まり、ソーシャルワーカーがチームでスーパーバイズを受けながら取り組めるよう整備が進んでいる。	・Sosnet に加盟している6大学は、ソーシャルワークの教育と研究の機会を発展させるために、大学生、大学院生向けの e ラーニングを提供。 ・ソーシャルワーカー職業団体 Talentia は、専門的スキルの維持のために、メンバーにセミナーやトレーニング等の機会を提供し、受講を奨励。

	オーストラリア	ニュージーランド	韓国	シンガポール
児童相談所にあたる機関	州政府の児童保護サービス提供部署	ORANGATAMARIKI (Ministry for Children; 子ども省)	児童保護専門機関 ※中央および地域児童保護機関合わせて全国 68 か所 ※多くが民間機関に委託されており、公的機関も一部存在	Ministry of Social and Family Development の Child Protective Service (CPS) Child Protection Specialist Centre (CPSC) ※国内に3か所 Family Service Centre (FSC) ※国内に 47 か所
児童福祉司にあたる専門職	Social Worker (Child Safety Officer 等と呼ばれることもある)	Social Worker (Child protection officer と呼ばれることもある)	児童保護専門機関で働く社会福祉士	CPS で働く Child protection officer, および CPSC, FSC で働く Social Worker
上記の専門職として働くための要件 (学位等)	州によって異なるが、多くの州ではソーシャルワーカーや心理学などの学士号 (ソーシャルワークのみの州もあり)	ソーシャルワークの学士号または修士号 ※New Zealand Social Workers Registration Board (SWRB) に認定された課程を修了しなければならない。	社会福祉専攻の学士号、社会福祉や社会事業学専攻の修士号または博士号  これらの課程を修了すること等により取得できる社会福祉士(2級)の資格が必要。	・CPS で働く Child protection officer: 学士号 (社会科学の分野が望ましい) ・CPSC, FSC で働く Social Worker: ソーシャルワークの学士号
学位取得等のカリキュラム	・ソーシャルワーク学士課程(4年間) ・実習は 980 時間以上、最低2か所で実習が求められる。	○オークランド大学の養成課程は下記の通り ・学士 (BSW) ※4年のコース 実習は3年次と4年次に各 60 日 ・修士 (MSWP) ※2年のコース 実習は1年次に 50 日 (フルタイム週5日 10 週間)、2年次には 70 日を週3日、約 23 週間 ・ソーシャルワークに関する法律やソーシャルワークの実践技術などに加え、文化と多様性やマオリに関するテーマの講義を提供。	・大学(学士)・専門大学 必修科目 10 科目 30 単位以上 選択科目6科目 18 単位以上 ・大学院(修士、博士) 必修科目6科目 18 単位以上 選択科目2科目6単位以上	ソーシャルワークの学士課程 ・シンガポール国立大学、シンガポール社会科学大学の2大学が推奨されている。 ・シンガポール国立大学では、実習は 400 時間を2回で計 800 時間求められる。
資格/試験/登録		・子ども省で雇用されるソーシャルワーカーは SWRB の登録が必要。登録には SWRB 認定の高等教育の修了が必要。	社会福祉士 1級(国家試験に合格した者) 2級(所定の課程などを修了)	
質の保証に関する取組み	・大学は 5 年に一度、Australian Association of Social Workers (AASW) によりソーシャルワークの養成課程について審査を受けなければならない。 ・AASW への登録制度がある。	・2019 年の法改正により、SWRB への登録が義務化。 ・Practicing Certificate の毎年の更新が必要。 ・SWRB により、10 の Core Competence Standards が設定。 ・ソーシャルワークの教育機関は、教育を提供するために資格審査を受ける必要がある。	韓国では、2022 年にかけて児童福祉制度を改正中であり、児童虐待対応に関わる専門職の制度の見直しも進められている。	Social Work Accreditation and Advisory Board (SWAAB) への登録制度があり、登録することで、登録されたソーシャルワーカー (RSW) となる。 ※上記の専門職で働く上では必須ではない。
資質向上等に関する取組み	・各州で新任研修をはじめとした専門能力向上の研修を実施。 ・AASW が Continuing Professional Development (CPD) による継続的な生涯研修の充実に努め、質の維持・向上を図っている。	・スーパービジョンの体制が整備されている。 ・ソーシャルワーカーの知識、専門性を維持、向上するための取組として Continuing Professional Development (CPD)がある。		2015 年に National Social Work Competency Framework が示され、Social Worker I ~Senior Master Social Worker レベルまでのキャリアが示され、それぞれのレベルで求められる知識やスキルが示された。

## 2. アメリカ

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

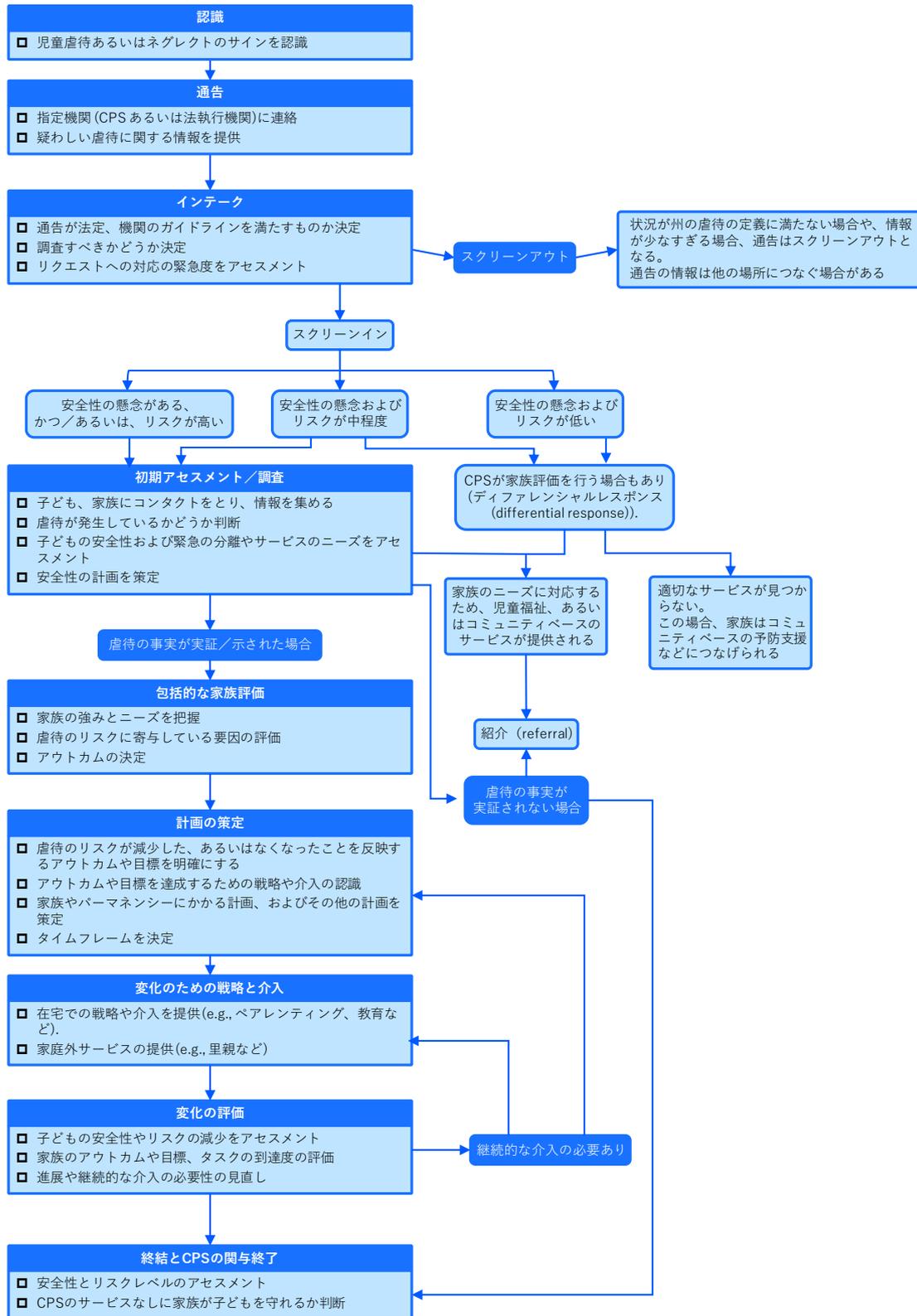
日本の児童相談所にあたる機関は、自治体（州もしくは郡）の児童福祉所管部署（Child Protection Service（CPS））である。アメリカの児童虐待対応にかかるプロセスは、通告とインテーク（reporting and intake）、初期アセスメント／調査（initial assessment/investigation）、家族評価（family assessment）、プランニング（planning）、変化のための戦略、介入（change strategies and interventions）、変化の評価（evaluation of change）、ケース終結（case closure）の7段階からなる。児童保護においては、子ども中心、家族に焦点を当て、文化に対応するフレームワーク（child-centered, family-focused, and culturally responsive framework）に基づき、実践されている<sup>1</sup>。次ページでは、CPSにおける基本的な児童保護のプロセスを示す。

また、アメリカの児童福祉に関する主な根拠法および関連法は以下の通りであり、養子縁組および安全な家族に関する法（ASFA）では、児童保護の国家目標として、「安全性」、「パーマネンシー」、「子どものウェルビーイング」の3つが掲げられている<sup>1</sup>。

アメリカにおいて、児童福祉に関する主な根拠法および関連法は以下の通りである。

- 児童虐待防止と対応法（1974年制定・1988年改正）（CAPTA：Child Abuse Prevention and Treatment Act,）
- 養子縁組の支援と児童福祉に関する法律（1980）（AACWA：Adoption Assistance & Child Welfare Act）
- 養子縁組および安全な家族に関する法（1997）（ASFA：Adoption and Safe Families Act）
- 子どもと家族の安全を守る法（2003）（KCFSA：Keeping Children and Families Safe Act）※CAPTAが改正され、再承認されたもの

図表 133 CPS における児童保護のプロセスの概要



(出所) Office on Child Abuse and Neglect, Children’s Bureau (2018) Child Protective Services:A Guide for Caseworker を元に MURC 作成

※ディファレンシャルレスポンス (Differential Response) : 初期対応を目的に合わせて区別し、振り分けるシステム

## (2) 児童福祉司にあたる専門職

アメリカにおいて、日本の児童福祉司にあたるのは、自治体の CPS で働く Social Worker である。職名は、Social Worker や Child Welfare Specialist など州や郡によって異なる。

## (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

### ① 学位等

CPS で働く専門職に求める学位は、州（または郡）により異なるが、多くの州では、ソーシャルワークの関連分野の学士号以上を求める。ソーシャルワークの学位保有が望ましいとする州も多く、アラバマ州などソーシャルワークの学位に限定する州や<sup>2</sup>、コロラド州の一部の郡では、ソーシャルワークの学位を保有していれば、実務経験の要件を免除する州もある<sup>3</sup>。オクラホマ州では、ソーシャルワークの学士号を持っていれば給料5%上乗せ、ソーシャルワークの修士号を持っていれば10%上乗せするなど、ソーシャルワークの学位によりインセンティブをつける州もある<sup>4</sup>。一部の州では、学士号保有であれば分野不問の場合もあるが、この場合には、ソーシャルワークの実務経験が求められることが多い。また、ソーシャルワークの関連分野だけでなく、刑事司法や法学の学位も認める州もある。

### ② 養成課程

CPS で働く際に必要な学位として挙げられることの多いソーシャルワークの基本的な養成課程を示す。

学士課程はジェネラリストの養成で、一般教養課程とソーシャルワークの専門課程からなり、実習教育は400時間と定められている。修士課程は専門職養成コースの位置づけで、専攻分野をもつスペシャリストの養成となっている。修士の実習時間は900時間と定められているが、多くのプログラムでは1200時間実施している。また、修士課程に入学するために、ソーシャルワークの学士号は必要ないが、学士課程4年目の教育内容は修士課程1年目のカリキュラムに匹敵するため、学士号を修了した学生は、修士課程の2年目に進学が可能である<sup>5</sup>。

ニューヨーク大学 Silver School of Social Work では、ソーシャルワークの学士課程、修士課程及び博士課程が提供されており、学士課程のカリキュラム例は下記の通りである<sup>6</sup>。

図表 134 ニューヨーク大学 Silver School of Social Work における学士課程のカリキュラム例

1 年 目	秋 学 期	Introduction to Social Work	春 学 期	Advanced College Essay
		Writing the Essay		Introduction to Sociology
		Introduction to Psychology		Humanities (philosophy, religion, English, history, languages)
		選択科目		選択科目
2 年 目	秋 学 期	Human Biology	春 学 期	Humanities
		Social Science (psychology, sociology, anthropology, history)		Social Science
		Social Science		Social Science
		Humanities		Professional and Interpersonal Communication Skills
3 年 目	秋 学 期	Human Behavior & the Social Environment I	春 学 期	Human Behavior & the Social Environment II
		Diversity, Racism, Oppression & Privilege		Social Welfare Programs & Policies I

		Social Work Elective 選択科目		Field Experience Lab 選択科目
4 年 目	秋 学 期	Social Work Practice I	春 学 期	Social Work Practice II
		Field Instruction I		Field Instruction II
		Social Welfare Programs & Policies II		Social Work Research
		Social Work Elective		

<https://socialwork.nyu.edu/content/dam/sssw/academics/bs/pdf/SW%20Sample%20Curriculum.pdf> をもとに MURC 作成

#### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

##### ① 質の保証に関する取組

ソーシャルワークの専門教育は、大学の認定機関である高等教育認定協議会（Council on Higher Education Accreditation, 以下 CHEA）に承認されたソーシャルワーク教育協議会（Council on Social Work Education, 以下 CSWE）によって認定される。学士（BSW）、修士（MSW）のプログラムは、8年毎に認定の更新審査を受け、CSWEの教育方針および認定基準に沿って、教育内容が実施されていることを証明しなければならない<sup>5</sup>。

CPSで働くにあたっては、各州や郡によって新任研修が提供されていることが多く、たとえば、イリノイ州やワシントン州などでは、ケースを担当する前に一定の研修を受けること、インディアナ州では12週間のOJTを受けることが示されている<sup>7,8,9</sup>。

##### ② 専門職の資質向上等に関する取組

州ごとのソーシャルワークの免許があり、キャリアアップなどを目的に取得される。この免許はCPSで働く上では必須ではないが、一部の州では採用の際に持っていることを求めたり、免許があると望ましいとする州もある。

認定制度は州で異なるが、多くの州では、ASWB（The Association of Social Work Boards）が実施する試験を課しており、この試験は学士用、修士用など各レベルに応じた試験がある<sup>10</sup>。試験は4つの選択肢による170個の選択問題が含まれる。試験内容は各レベルで異なるが、たとえば、学士レベルの試験では、試験の内容の20%が職業的な人間関係、価値、倫理、25%が人間の発達、多様性、環境における行動、26%がクライアント/クライアントのシステムへの介入、29%が評価と介入計画に基づくものである<sup>11</sup>。この試験の受験資格については、多くの州では学士号以上が認定の資格を得るが、ニューヨーク州、ニューハンプシャー州、ワシントン州、ジョージア州、バーモント州のように修士号以上とする州もある。一方で、次ページに示すように、マサチューセッツ州では、高卒でも一定の実践経験を積めば、免許認定の受験資格が与えられる<sup>12</sup>。

修士レベルのソーシャルワーカーであるLMSWは、多くの州では、2年毎に免許を更新し、その際、36時間の研修を受けることが義務付けられている<sup>5</sup>。

図表 135 ライセンス認定制度の一例

ライセンス名	学位要件	経験	試験の有無	
<b>アイオワ州</b>				
Licensed Master Social Worker	LMSW	ソーシャルワークの修士号 または博士号	—	要（修士レベル）
Licensed Bachelor Social Worker	LBSW	ソーシャルワークの学士号	—	要（学士レベル）
<b>マサチューセッツ州</b>				
Licensed Certified Social Worker	LCSW	ソーシャルワークの修士号 または博士号		要（修士レベル）
Licensed Social Worker 1	LSW1	ソーシャルワークの学士号		要（学士レベル）
Licensed Social Worker 2	LSW2	Bachelor of Arts, Bachelor of Science	3,500 時間	要（学士レベル）
Licensed Social Worker 3	LSW3	高等教育 2.5 年	8,750 時間	要（学士レベル）
Licensed Social Worker 4	LSW4	高等教育 2 年	10,500 時間	要（学士レベル）
Licensed Social Worker 5	LSW5	高等教育 1 年	12,250 時間	要（学士レベル）
Licensed Social Worker 6	LSW6	高卒	17,500 時間	要（学士レベル）
Licensed Social Work Associate 1	LSWA1	Bachelor of Arts, Bachelor of Science		要（アソシエイト レベル）
Licensed Social Work Associate 2	LSW2	Associate/Diploma (2 年)		要（アソシエイト レベル）
Licensed Social Work Associate 3	LSWA3	高卒	4 年	要（アソシエイト レベル）

(出所) <https://www.aswb.org/licensees/about-licensing-and-regulation/social-work-regulation/> のデータに基づき MURC 作成

近年、教育内容を重視したカリキュラムデザインではなく、学習成果を重視するコンピテンシーの概念が重視されるようになった。CSWE によって、ソーシャルワークのコンピテンシーは「人間と地域社会の福祉を促進するためにソーシャルワークの知識、価値と技術と目的をもって、意図的に専門的に統合して適用する能力」として定義づけられている。2015 年に改定された CSWE の教育方針、および認定基準では、以下の 9 つのコンピテンシーを学生が体得したかどうか評価される<sup>5</sup>。

1. 倫理的および専門職としての行動を示す
2. 多様性と差異を踏まえた実践に取り組む
3. 人権および社会的、経済的、環境的公正を促進する
4. 実践にもとづく研究と研究にもとづく実践に取り組む

5. 政策実践に携わる
6. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティに携わる
7. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティのアセスメントを実施する
8. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへ介入する
9. 個人、家族、グループ、組織、コミュニティへの実践を評価する

また、自治体の CPS においても、専門性向上のための継続的教育がさまざまな形で提供されている。たとえば、ミシガン州では、CPS で働くスタッフに毎年 32 時間（SV レベルでは 16 時間）のトレーニングを求めているが、州内の大学と提携し、こうしたトレーニングを州内 8 大学のソーシャルワーク修士課程（MSW）で提供するなどの取り組みを行っている<sup>13</sup>。

#### 【参考文献】

1. Office on Child Abuse and Neglect, Children's Bureau (2018) Child Protective Services:A Guide for Caseworkers
2. アラバマ州人事部 ([http://personnel.alabama.gov/Documents/Announcements/100012\\_A.pdf](http://personnel.alabama.gov/Documents/Announcements/100012_A.pdf))
3. コロラド州 El paso 郡  
(<https://www.governmentjobs.com/careers/ElPasoCountyCo/jobs/2670062-0/children-youth-family-services-social-caseworker-ii-iii-practice>)
4. オクラホマ州ヒューマンサービス部 (<http://www.okdhs.org/careers/Pages/default.aspx>)
5. 渋沢田鶴子・清水レイ（2019）第3章 アメリカのソーシャルワークとその担い手たち。後藤玲子・新川敏光（編）新世界の社会福祉 6 アメリカ合衆国／カナダ 旬報社
6. ニューヨーク大学 Silver School of Social Work  
(<https://socialwork.nyu.edu/content/dam/sssw/academics/bs/pdf/SW%20Sample%20Curriculum.pdf>)
7. イリノイ州 Department of Children & Family Services (2019). Child Welfare Employment Opportunity.
8. ワシントン州  
(<https://ofm.wa.gov/state-human-resources/compensation-job-classes/ClassifiedJobListing/Specifications/1331>)
9. インディアナ州 Department of Child Services (<https://www.in.gov/dcs/3855.htm>)
10. The Association of Social Work Boards (<https://www.aswb.org/exam-candidates/about-the-exams/>)
11. The Association of Social Work Boards  
(<https://www.aswb.org/wp-content/uploads/2017/08/Summary-Documents-FINAL.pdf>)
12. The Association of Social Work Boards  
(<https://www.aswb.org/licensees/about-licensing-and-regulation/social-work-regulation/>)
13. ミシガン州 Department of Health & Human Services  
([https://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-71551\\_11120\\_74572\\_74579---,00.html](https://www.michigan.gov/mdhhs/0,5885,7-339-71551_11120_74572_74579---,00.html))

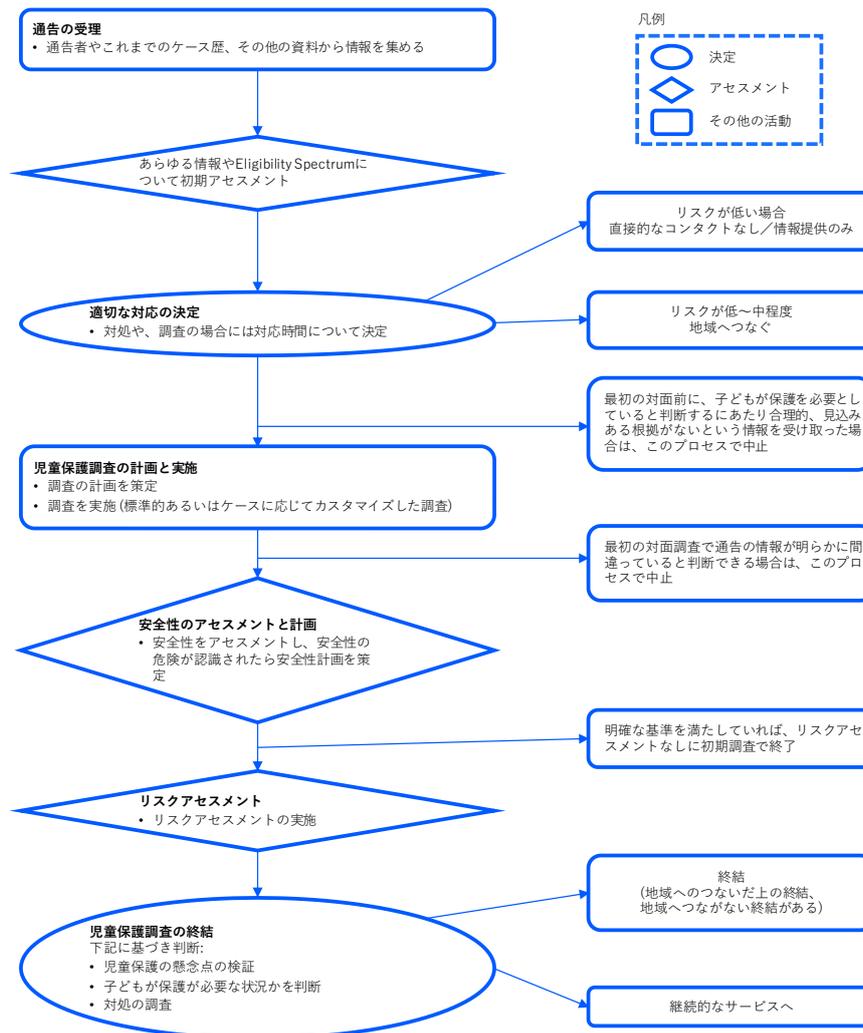
### 3. カナダ（オンタリオ州）

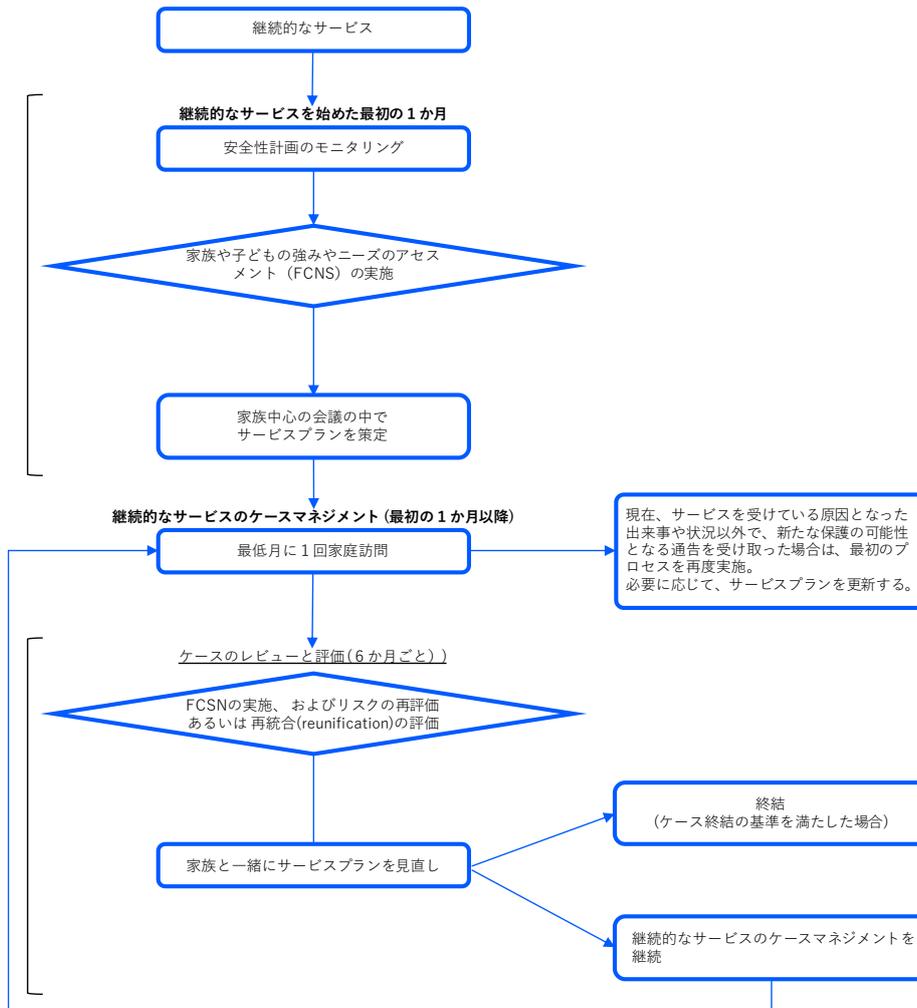
#### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

オンタリオ州では、児童相談所にあたるのは非営利団体である Children's Aid Society (CAS)である。子ども、若者、家族サービス法（Child, Youth and Family Services Act）に基づき、CAS が児童保護サービスを提供している。CAS は、18 歳未満の子どもの虐待やネグレクトの報告また、エビデンスの調査をし、必要に応じて児童を保護する責任がある。保護、監督下にある子どもの面倒を見て、家族への助言や支援をするとともに、養子縁組を行う権限を持つ。現在、州内には全部で 49 の CAS があり、すべての CAS は、Child Protection Standards in Ontario に従い、サービスを提供することが求められている<sup>1</sup>。下図は、Child Protection Standards in Ontario で示されているオンタリオ州における児童保護のフローである。州内各地域の CAS は、オンタリオ州 CAS 連合会によって管理されている。オンタリオ州 CAS 連合会は、各 CAS に対して児童福祉サービスの提供を支援するほか、州内 CAS のサービス品質向上に向けた取組みを実施している。

また、オンタリオ州が設置している児童保護に関する情報を集約するためのネットワークとして、児童保護情報ネットワーク（Child Protection Information Network (CPIN)）がある。CPIN により、CAS 間での児童保護に関する機密情報を共有する。共有される情報には、児童がオンタリオ州内で提供された児童保護サービスの内容とその経過に関する情報も含まれる<sup>2</sup>。

図表 136 オンタリオ州における児童保護サービスのフロー





(出所) Ministry of Children and Youth Service (2016). Ontario Child Protection Standards (2016).をもとに MURC 作成

※Eligibility Spectrum: 子どもや家族におけるサービスの必要性について一貫した正確な判断をするために使われるツール。

## (2) 児童福祉司にあたる専門職

オンタリオ州において、日本の児童福祉司にあたる専門職は CAS で働く Social Worker である。

トロント CAS では、Intake Worker、Family Service Worker、Children's Service Worker、Child and Youth Service Worker、Kinship Service Support Worker、Foster Care Resource Worker などの Social Worker が働いている。

## (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

### ① 学位等

CAS で働くための学位としては、基本的には Canadian Association for Social Work Education で認定された大学のソーシャルワークの学士号または、ソーシャルワークの修士号が必要となる<sup>3</sup>。

### ② 養成課程

ソーシャルワークの学位取得の養成課程については、オンタリオ州の大学では、ソーシャルワークの学位は学士号、修士号、博士号の3段階ある。学士号は4年間の課程であり、ソーシャルワークの修士号は、ソーシャルワークの学士号を持っている場合には1年で取得できるが、ソーシャルワークの学士号を持っていない場合には2年間のコースとなる<sup>4</sup>。

マクマスター大学でのソーシャルワークの学士課程では、Introduction to Social Work（ソーシャルワーク入門）から始まり、Theory, Process and Communication Skills for Social Work（ソーシャルワークの理論、プロセス、コミュニケーションスキル）、Social Work with Families（家族へのソーシャルワーク）、Child Welfare（児童福祉）などの専門科目が提供されている。3年次には、週15時間相当の実習を2ターム、4年次は、週2日相当をスーパーバイズを受けながら実習を受ける<sup>5</sup>。

また、マクマスター大学のソーシャルワーク学部は、児童福祉と児童保護の分野に特化した児童福祉の重要な実務に備えたプログラム（PCPCW）を提供している。このプログラムに参加する学生は通常、次のすべてを完了することが求められている<sup>6</sup>。

- ・ 児童福祉のコース（カナダの児童福祉システム、その方針とプログラムを分析し、子供、家族と協力するためのスキルを教える）
- ・ ソーシャルワークについて幅広く理解できるようにするために児童福祉機関ではない、関連分野での実習
- ・ 児童福祉の重要な実務に関わる高度な理論およびコミュニケーションのコース（児童福祉の仕事に必要な知識、スキル、態度の養成、さらに、社会的/政治的要因についての理解）
- ・ マクマスター大学の児童保護コースと提携している児童福祉機関の1つでの実習

このプログラムを受講している学生は、児童福祉に特に重点を置く理論と実務を統合するよう設計された2つの新しいコースを受講することになる。コースの中で学生は、児童福祉の実務に関する学問的知識を深め、質の高いサービスに対する認識と取組みを向上させることができるとともに、児童福祉の環境においてスキルを応用する機会が与えられる。

#### （4）専門職の専門性向上に関する取組

##### ① 質の保証に関する取組

Social Workerの質の保証においては、認定制度がある。Social work and social service work act (1998)に基づき設立されたソーシャルワーカーの規制機関であるThe Ontario College of Social Workers and Social Service Workers (OCSWSSW)に登録されたメンバーのみが“Social Worker”, “Registered Social Worker”と名乗ることができ、認定ワーカーとなる。登録には、Canadian Association of Social Worker (CASW)に認定されたソーシャルワークのプログラムを修了していることが主な要件となる<sup>8</sup>（ただし、この認定はCASで働く上では必須ではない）。

##### ② 専門職の資質向上等に関する取組

OCSWSSWでは、専門職としての質の向上のために、Continuing Competence Program (CCP)を全ワーカーが受講することが義務化されている。

CCPでは、セルフアセスメントツールを用いて、毎年各自の実践を見直し、それに基づき、目標を立て学習活動を行うことが求められている。CCPの必要単位や時間は定義されていないが、学習目標を満たすために最低25時間費やすことが推奨されている<sup>9</sup>。

## 4. カナダ（ブリティッシュコロンビア州）

### （1）児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

ブリティッシュコロンビア州においては、児童・家族、コミュニティサービス法（Child, Family and Community Service Act）に基づき、Ministry of Children & Family Development (MCFD)により、児童保護サービスが提供されている。児童保護サービスは13のサービス提供地域にある429の地方事務所を通して提供されている<sup>8</sup>。

## (2) 児童福祉司にあたる専門職

ブリティッシュコロンビア州において、児童福祉司にあたる専門職は、MCFD で働く Social Worker である<sup>9</sup>。Child Protection Social Worker、Guardianship Worker、Adoption Social Worker、Resource Social Worker、Child and Youth Special Needs (CYSN) Social Workers など複数のポジションがある。

## (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

### ① 学位等

ソーシャルワークの学士号または修士号、あるいは子ども・青少年ケアの学士号、教育学カウンセリングの修士号/臨床心理学修士号（家族および児童福祉の実習を修了していること）が要件となっている<sup>10</sup>。

### ② 養成課程

ブリティッシュコロンビア大学のソーシャルワークスクールでは、職業的実務の初期レベルにおいて必要な知識、価値、スキルを学生に教えるソーシャルワークの学士号のプログラムを提供している。このプログラムは、フルタイムの場合、2年で完了可能であるが、志願者は、受験要件として、少なくとも100時間の関連するボランティアまたは実務経験が必要となる<sup>11</sup>。このスクールでは、修士課程や博士課程などの大学院プログラムも提供しており、修士課程のプログラムでは、児童福祉、健康と社会的包摂などといった専門分野に注力するカリキュラムを提供している<sup>12</sup>。

## (4) 専門職の専門性向上に関する取組

### ① 質の保証に関する取組

ソーシャルワーカーの規制機関である British Columbia College of Social Workers (BCCSW) に登録されたソーシャルワーカー (RSW) になるにあたり、Canadian Association of Social Work Educators (CASWE) に承認されたプログラムを修了するとともに、Association of Social Worker Board (ASWB)の学士レベルまたは修士レベルの試験を受ける必要がある<sup>13</sup>。RSW になったソーシャルワーカーは BCCSW により管理され、BCCSW が継続的な能力開発 (CPD) の実施についても管理している。

MCFD で働くにあたり、British Columbia College of Social Workers (BCCSW) への登録は必須ではないが、MCFD で働く Social Worker の多くが登録をしている<sup>9,14</sup>。

### ② 専門職の資質向上等に関する取組

BCCSW の CPD プログラムでは、6つのカテゴリの CPD アクティビティのうち少なくとも3つで、最低40時間の活動が必要である（合計40時間のうち少なくとも3時間は「倫理的行為」に関連するものとする）<sup>15</sup>。カテゴリには、自己管理（例：専門能力向上のための計画の作成、専門書を読む）、仕事関連（例：事例研究）、職業的活動（例：コースインストラクターとの相談または研究内容のスーパービジョン）、教育関連（認定業者によるコース、セミナーへの出席など）、その他、学位/卒業証書/免許試験といったものがある。

登録者は、学習内容の概要を記録し、職業的な目標を設定する必要がある。CPD アクティビティは、オンラインシステムによって文書化される。登録の更新には、登録者の目標、アクティビティ、および振り返りとしての簡潔な「学習内容の概要」で構成される、完了済みの CPD に関する内容の提出が必要となる。

CPD プログラムの要件に準拠していない者は、ステータスが「CPD 要件未適合」に変更され、これが3か月間続く場合には登録を取り消される<sup>16</sup>。

## 【参考文献】

1. オンタリオ州 Ministry of Children, Community and Social Service  
(<http://www.children.gov.on.ca/htdocs/English/professionals/childwelfare/societies/index.aspx>)

2. オンタリオ州 Ministry of Children, Community and Social Service  
(<http://www.children.gov.on.ca/htdocs/English/childrensaids/societies/protection.aspx>)
3. Ontario's Regulatory Registry  
(<https://www.ontariocanada.com/registry/view.do?postingId=25834&language=en>)
4. Ontario Association of Social Workers  
([https://www.oasw.org/Public/Social\\_Work\\_in\\_Ontario/Social\\_Work\\_Programs.aspx](https://www.oasw.org/Public/Social_Work_in_Ontario/Social_Work_Programs.aspx))
5. マクマスター大学 school of Social Work (<https://socialwork.mcmaster.ca/courses>)
6. マクマスター大学 school of Social Work  
(<https://socialwork.mcmaster.ca/programs#bsw-child-welfare-pathway>)
7. The Ontario College of Social Workers and Social Service Workers  
(<https://www.ocswssw.org/registration-section/canadian-degree/>)
8. The Ontario College of Social Workers and Social Service Workers  
(<https://www.ocswssw.org/the-continuing-competence-program/general-information-ccp/>)
9. ブリティッシュコロンビア州 Child Protective services in BC  
(<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/safety/public-safety/protecting-children>)
10. ブリティッシュコロンビア州 Overview of MCFD Social Worker Opportunities  
([https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/careers/for-job-seekers/current-bc-government-job-postings/featured-careers/social\\_worker\\_roles.pdf](https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/careers/for-job-seekers/current-bc-government-job-postings/featured-careers/social_worker_roles.pdf))
11. ブリティッシュコロンビア大学 (<https://socialwork.ubc.ca/prospective-students/undergraduate/>)
12. ブリティッシュコロンビア大学 (<https://socialwork.ubc.ca/prospective-students/graduate/>)
13. British Columbia College of Social Workers  
(<http://www.bccollegeofsocialworkers.ca/application-information/welcome-to-the-examination-information-page/licensure-testing-professional-regulation/>)
14. British Columbia College of Social Workers  
(<http://www.bccollegeofsocialworkers.ca/faq/is-registration-required-for-social-workers-employed-by-the-ministry-of-children-and-family-development/>)
15. The Canadian Association of Social Worker  
([https://www.casw-acts.ca/sites/default/files/attachements/ce\\_across\\_canada\\_-\\_2015.pdf](https://www.casw-acts.ca/sites/default/files/attachements/ce_across_canada_-_2015.pdf))
16. British Columbia College of Social Worker (2015). Continuing Professional Development. p8.

## 5. イギリス

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

日本の児童相談所にあたる機関は、自治体に設置された Children's Social Care (CSC)である。CSC は、児童虐待など深刻な危害がある、あるいはそのおそれのある子どもへの対応（児童保護）と子どもがそういう状況にならないよう予防的支援を行い、子どもの安全と健全な発達を支援する役割（安全保障）を一貫して担っている。CSC はイギリス全土 152 の地方自治体のほとんどに設置されており、大規模な自治体には CSC の支部も設置されている。例えば、人口約 900 万人のグレーター・ロンドン（首都ロンドンを形成するリージョン）では、33 の行政区画すべてに CSC が設置されている<sup>1,2</sup>。

2000 年代に起きた児童虐待に関する 2 つの大きな事件をきっかけに、2009 年よりソーシャルワーカーの信頼回復と質的向上を目的としたソーシャルワーク改革がなされた。その改革の中で、支援を必要とする子どもと家族に早い段階から会って、協働して問題を解決していく取組みである、Early Help が重要視されるようになった。イギリスの虐待対応は、深刻な状況になってからの介入と保護の重視から、早期の予防的支援の重視へと変わってきている<sup>1,2</sup>。

イギリスにおける児童福祉、児童虐待対応に関する根拠法は、児童法（Children's Act）（1989 年制定、2004 年改定）である。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

イギリスにおいて、児童福祉司にあたるのは、Social Worker である。

前述の CSC で働く Social Worker は、2018 年 9 月現在、31,720 人存在する<sup>3</sup>。CSC で働く Social Worker は以下の種別に分かれ、①②③は管理的立場の Social Worker である。

- ①シニアマネージャー（エリア統括など）
- ②ミドルマネージャー（サービスマネージャーなど）
- ③ファーストラインマネージャー（現場のチームマネージャーなど）
- ④シニア実務者（上級ソーシャルワーカー、チームリーダー、スーパーバイザーなど）
- ⑤ケースホルダー（ケース担当）
- ⑥ケースなしのソーシャルワーカー（新任ソーシャルワーカーや Independent reviewing officer など）
- ⑦少年司法担当
- ⑧ファミリーサポートワーカー

2018 年 9 月時点での対応ケースは 327,420 件で、ケースを担当しているソーシャルワーカー（18,790 人）一人当たりのケース数は約 17.4 件である<sup>3</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

専門大学の 3 年間のソーシャルワーク学士課程修了、または、社会人のためのコースであるファストトラックを修了することにより資格を取得できる。専門大学においては、学士課程を修了し資格取得したのち、2 年間（もしくは 1 年間）の課程を修了することで修士号を取得することが可能である。

#### ② 養成課程

一般的な専門大学のコースでは、講座、実習を 3 年間で受け、実習については、1 年目 30 日間、2 年目 70 日間、3 年目 100 日間が実施される。

社会人向けのファストトラックには、Step Up to Social Work と Frontline という 2 つのコースがある。Step Up

to Social Work は、14 か月のコースで、講座と地方自治体において 170 日間 SV を受けながらの実習を行う。このコースについては、返済不要の奨学金がある（約 19,000 ポンド）<sup>4</sup>。

もうひとつの Frontline は、2 年間のコースであり、5 週間の宿泊研修を事前セミナーとして受けただうえで 1 年目は講座 46 日間と 206 日間の CSC での実習を受け資格を取得する。2 年目は資格を得た SWr として、コーチングを受けながら CSC で働き、修士号を取得する。1 年目の事前セミナーや授業料の支払いは不要であり、2 年目は収入を得ることができる<sup>5</sup>。

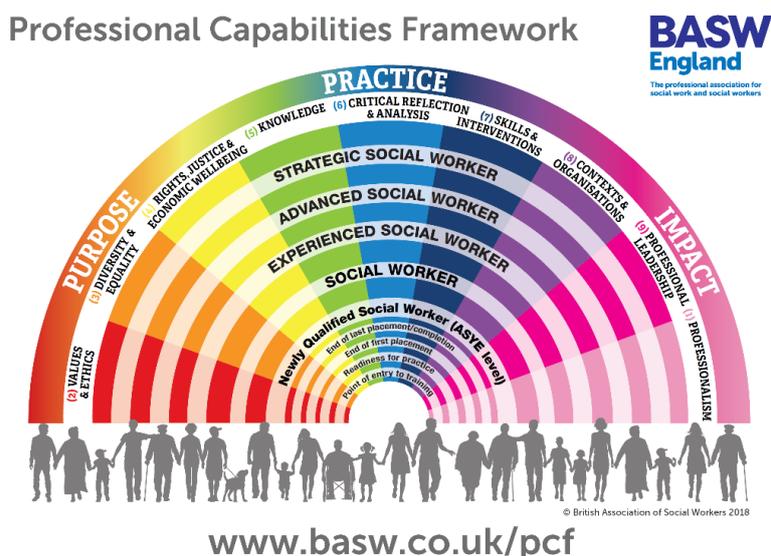
#### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

##### ① 質の保証に関する取組

2009 年にソーシャルワーカーの信頼回復と質的向上を目的に Social Work Task Force を設置し、同年に国立の教育機関（College of Social Work）を開設した。

また、ソーシャルワーク改善委員会（SW Reform board）が設置され、専門能力育成フレームワーク（PCF：Professional Capability Framework）の作成を進め、この PCF により獲得すべき専門能力を明確化した。

図表 137 専門能力育成フレームワーク（PCF）



(出所) British Association of Social Workers

PCF は、②価値と倫理、③多様性と平等、④権利、正義、経済的福祉、⑤知識、⑥批判的振り返りと分析、⑦介入と技術、⑧文脈（状況）と組織、⑨専門的リーダーシップ、①プロ意識の 9 つの専門領域で構成されている<sup>1</sup>。各専門領域の概要は下記の通りである<sup>2</sup>。

②価値と倫理 (Values and Ethics)	ソーシャルワークの倫理原則に従い、専門的実践を重んじること
③多様性と平等 (Diversity and Equality)	社会の中での差異や多様性を認識し、平等の原則を実践に取り入れること
④権利、正義、経済的福祉 (Right, Justice, and Economical Wellbeing)	権利、正義、インクルージョン、経済的福祉の促進など。権利の推進と責任の履行との間で生じる対立を理解し解決すること
⑤知識 (Knowledge)	ソーシャルワーク実践理論、社会科学、法律、その他の関連する領

	域の知識とサービス利用者の経験からの知識
⑥批判的ふり返りと分析 (Critical Reflection and Analysis)	専門的判断を行うために、自分の実践を批判的にふり返り、分析をすること。社会的問題に対する関心と批判的な分析の力
⑦介入と技術 (Intervention and Skills)	予防的支援、自立の促進のために、個人、家族、コミュニティに介入する判断力、知識、技術、権限の活用など
⑧文脈と組織 (Contexts and Organisations)	状況に適応し実践を行うこと。所属組織の枠組みの中で効果的な実践を行うこと。多機関・多職種連携の中で効果的に働くこと
⑨専門的リーダーシップ (Professional Leadership)	スーパーバイズ、教育、アセスメント、研究、指導、リーダーシップ、マネジメントなど
①プロ意識 (Professionalism)	ソーシャルワークの役割、専門家としてのアイデンティティと責任ある行動及び向上のために必要なこと

また、これらの9つの領域は、下記3つのスーパー領域（図の最も外側に位置する）に分かれるが、3領域間の境界は重なっており、PCFがこの大きな3つの柱建てで構成されていることを表す<sup>2</sup>。

- 1 目的 (Purpose) : ソーシャルワーカーとしての仕事をなぜ私たちはやっているのか。価値観、倫理、そして、私たちがどのように仕事に向き合っているのか
- 2 実践 (Practice) : 私たちが何をしているのか。ソーシャルワークを実行する上で私たちが身につける特定の技術、知識、介入と自分の実践に対する批判的分析能力
- 3 影響 (Impact) : 私たちがどのように変化をもたらし、どのようにそれを認識しているのか。実践、リーダーシップ、コンテキスト (状況) の理解、プロフェッショナリズム全体を通して、変化を引き起こす能力

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

PCF によって、ソーシャルワーカーの育成を9段階に分けて体系化している。資格を取得するまでの養成段階と資格取得後の育成段階の大きく2つに分かれる。養成段階はレベル1～4、資格取得後の育成はレベル5から9までの5段階で進む。スーパービジョンを行うのはレベル8以上とされている<sup>6</sup>。各レベルの概要は次ページの表の通りである。

イギリスでは、資格を取得した1年目（表のレベル5に相当）は、他のソーシャルワーカーに比べて、担当するケース数を20%ほど少なくし、自らの実践を振り返るエッセイを書くなどして、内省的に物事を思考する訓練をする。さらに、マネージャーから定期的にスーパーバイズを受ける機会や、支援対象の子どもやその家族からフィードバックをもらう機会もある<sup>7</sup>。

そして、イギリスにおいては、ソーシャルワーカーは資格取得後、CSC にずっととどまるのではなく、民間の支援機関等を含め、自分の育成レベルに応じて募集している雇用先を選択、就職し、さまざまな機関で働き、キャリアを積んでいくのが通常である<sup>1</sup>。

図表 138 専門能力育成フレームワーク（PCF）における育成レベルとその概要

レベル	段階	概要
レベル 1	トレーニング開始時 Point of entry to Training	社会的背景の認識、自己の認識、調和した関係を作る能力、必要な知識、技能、価値観等、主に講座を通してトレーニングを受ける。
レベル 2	実践への準備期 Readiness for practice	基本的なコミュニケーションスキル、利用者と関係を作る能力、組織の一員として働く能力、フィードバックや SV から学ぶ意欲などの力を身につける。基本的な SW の価値観、知識、理論、技能について講座と実習を通して学ぶ。
レベル 3	最初の実習の終了時 End of first placement	学んだ知識と技能を活用でき、SW の価値観を踏まえらる。SV を受けながら複雑性の低い状況に概ね対処できる能力と技術を主に実習を通して獲得する。
レベル 4	最終実習終了/資格認定コース修了時 End of last placement/ Completion of qualifying course	幅広い利用者に対応できる。より複雑な状況にも効果的に対処できる。支援や SV を求め、専門能力の継続的開発を迫及する心構え。
レベル 5	新しく資格認定されたばかりのソーシャルワーカー/評価と支援を受けて働く 1 年 Newly qualified social worker; NQSWr/ASYE	資格を持った後の 2 年間の実践期間である。そのうち 1 年は、雇用先で評価と支援（SV）を受けながら業務を行う ASYE（Assessed and Supported Year in Employment）と呼ばれるプログラムを受ける期間となる。一つ、またはそれ以上の実践分野においてより深い専門性を発展させ、知識や技能を発展させることが求められる。
レベル 6	ソーシャルワーカー Social worker	効果的に実践を行い、複雑性、リスク、不確かさ、困難さを増している状況の中で質の高い判断を下し、支援と助言を求めそれを役立てながら、自信と主体性を持って行動する。効果的に状況を判断する能力。起こる可能性のある問題の進展や選択肢を予測できる。専門的知識、利用者の意見、エビデンスのある知見を実践に取り入れることができる。
レベル 7	熟練ソーシャルワーカー Experienced social worker	より高いレベルのリスクを判断・管理し、複雑な状況において専門知識と効果的な実務能力を示す。上級や戦略的レベルの人々を含む、より幅広い専門家たちやその他の同僚たちとネットワークを築いて連携する。複雑な事例量を管理し、専門的な意見を提供する。
レベル 8	上級ソーシャルワーカー Advanced social worker	上級 SWr は、自身の SW 分野において高い技術を持ち、他者の SV や管理、実践、学習や発展に日常的に関与する。専門的知識、利用者の視点、研究/評価から得られたエビデンスを日常的かつ確実に実践に取り入れ、他者にも推奨します。その発展の進路は 3 つある。 ・上級ソーシャルワーク実務者：実務を継続し、リードする ・上級ソーシャルワーク教育者：教育者として、後進を教育する ・ソーシャルワークマネージャー/チームまたは実践リーダー：管理的立場で組織やチームを運営する。
レベル 9	戦略的ソーシャルワーカー Strategic Social Worker	サービスシステムに戦略的影響を及ぼす非常に高度な実践や、SW における戦略的リーダーシップ/マネジメントを行う。SWr という職業の発展に影響を与え、SW の知識と技術の発達に寄与する。また品質と結果を改善するために組織内および組織をまたいだ変化を導く。この発展の進路には次の 3 つがある。 ・戦略的ソーシャルワーク実務者：組織をまたいで専門的な実務を先導する。 ・戦略的ソーシャルワーク教育者：地方、地域、全国で連携を取りながら、専門能力開発のニーズを満たすために戦略的に対応する。 ・戦略的ソーシャルワークマネージャーおよびリーダー：組織内から組織をまたいで、全体を管理し運営する

（出所）増沢高・田中恵子(2019) 第 II 部 イギリスにおける児童家庭ソーシャルワーカーの役割と育成について 平成 30 年度研究報告書 児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究 をもとに MURC 作成

## 【参考文献】

1. 増沢高・田中恵子(2019) 第Ⅱ部 イギリスにおける児童家庭ソーシャルワーカーの役割と育成について 平成 30 年度研究報告書 児童相談所と市区町村における児童相談担当職員の人材育成に関する研究
2. 増沢高・田中恵子(2019) 平成 30 年度研究報告書 イギリスの児童福祉制度視察報告書
3. Children and family social worker workforce collection 2017-18
4. GOV.UK  
(<https://www.gov.uk/guidance/step-up-to-social-work-information-for-applicants#overview>)
5. FRONTLINE (<https://thefrontline.org.uk/our-programmes/frontline-programme/>)
6. British Association of Social Workers  
(<https://www.basw.co.uk/system/files/resources/Detailed%20level%20descriptors%20for%20all%20domains%20wi%20digital%20aug8.pdf>)
7. 公益財団法人資生堂社会福祉事業団 (2019) . 2018 年度第 44 回 資生堂児童福祉海外研修報告書—イギリス児童福祉レポート—

## 6. フランス

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

フランスにおいて、日本の児童相談所にあたるような児童保護サービスを提供するのは、県の行政機関である児童社会扶助機関 (aide sociale à l'enfance: ASE) である。2007 年には 1989 年に制定された児童保護法の改正により、児童虐待に至るおそれがある等の関連情報を一元的に管理 (すなわち収集、処理、評価) し、虐待の察知が遅れることがないように憂慮情報収集室 (cellule de recueil des informations préoccupantes: CRIP) という情報管理部門を各県に設けた。1989 年法で設けられた電話相談「119」を運営する SNATED は、電話相談を受け、助言をするとともに、情報を収集するとともに、CRIP へ伝達する<sup>1</sup>。

2016 年の児童保護法改正では、全国児童保護評議会 (national council for the protection of children: CNPE) を創設された。CNPE では、児童保護政策のガイドラインを政府に提案することや、児童保護の介入支援を改善するための措置を提案、また児童保護に関わる専門家の教育に勧告をする等のミッションを持っている。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

フランスにおいて、日本の児童福祉司にあたるのは、Assistant de Service Social (ASS) と呼ばれるソーシャルワーカーである。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

ソーシャルワーカーは、職業資格水準Ⅱ (バカロレア (日本の高卒にあたる) + 3~4 年の高等教育修了) に相当し、学士レベルの学歴が必要となる。また、Assistant de Service Social としての業務実施には、社会問題省の国家免状が必要となっている<sup>2,3</sup>。

#### ② 養成課程

ソーシャルワーカーをはじめとした社会福祉専門職の養成は、高等職業専門学校で行われる。養成期間は 3 年で、心理学、社会学、健康、倫理等の理論的な教育が 1,740 時間で、実習を 12 か月 (52 週 1,820 時間) を受ける。高等職業専門学校 3 年の修了とその間に実施される 2 回の認定試験を受けることで Assistant de Service Social の国家免状 (DEASS) の国家免状を得られる<sup>4,5</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

2018 年に養成システムが変更され、ソーシャルワーカーの職業資格水準がⅢ (高等教育 2 年) からⅡ (高等教育 3~4 年の学士レベル) へ引き上げられ<sup>2</sup>、学士レベルの課程修了が要件となった。それに伴い、養成カリキュラムも改訂された。

#### 【参考文献】

1. 木下裕美子 (2019) . 第 1 部社会福祉の現状と課題 I 児童と家庭の福祉 松村邦子・田中耕太郎・大森正博 (編) 新世界の社会福祉 2 フランス/ドイツ/オランダ 旬報社
2. 出雲祐二 (2019) . 第 1 部社会福祉の現状と課題 V 社会福祉の担い手 松村邦子・田中耕太郎・大森正博 (編) 新世界の社会福祉 2 フランス/ドイツ/オランダ 旬報社
3. Ministère des Solidarités et de la Santé  
(<https://solidarites-sante.gouv.fr/metiers-et-concours/les-metiers-du-travail-social/article/les-diplomes->

et-formationen-du-travail-social)

4. Association nationale des Assistant de Service Social

([https://www.anas.fr/La-formation-d-Assistant-de-Service-Social\\_a1301.html](https://www.anas.fr/La-formation-d-Assistant-de-Service-Social_a1301.html))

5. Legifrance

(<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000037324644&dateTexte=&categorieLien=id>)

## 7. オランダ

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

オランダにおいて、2015年に青少年法が施行されて以降は、基礎自治体が青少年支援の責任を負うこととなった。自治体は、児童保護対策が必要となった場合には、法務省の執行機関である児童保護委員会（Rvd : Raad voor de Kinderbescherming）に調査のリクエストを提出する<sup>1</sup>。児童保護委員会で虐待ケースの調査が行われた後に、少年裁判所の裁判官が措置の必要性の判断に基づき、児童保護の措置を課す。自治体は、児童保護と保護観察の実施に責任を負う。また、児童虐待や家庭内暴力に関するアドバイスの提供および通告受付機関である安全の家（Veilig Thuis）が全国26か所に設置されている。安全の家には、児童虐待または家庭内暴力を調査し、児童保護委員会に報告する権限があり、児童保護委員会が保護の根拠があるかどうかを調査する場合、安全の家は児童虐待があるかどうかを調査する<sup>2</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童福祉司にあたるのは、jeugd- en gezinsprofessionals（youth and family professional）である<sup>2</sup>。2015年の青少年法を受け、従来の jeugdzorgwerker（youth care worker）から jeugd- en gezinsprofessionals（youth and family professional）へと切り替えが進むなど、青少年ケアの専門職についても再整備がなされているところである。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

jeugd- en gezinsprofessionals（youth and family professional）として働くには、多くの場合、高等職業教育機関（HBO）または大学の学士号レベルが必要である<sup>3</sup>。

また、青少年に関わる職業の登録機構である Stichting Kwaliteitsregister Jeugd（SKJ）への登録が必須である<sup>4</sup>。SKJへの登録には、青少年ソーシャルワーク（Hbo-bachelor diploma Social Work profiel Jeugd）の学士号や青少年教育の学士号（Hbo-bachelor diploma Pedagogiek profiel Jeugd）、青少年ケアに関する修士号（etuigschrift master Jeugdzorg）などの学位が求められている<sup>5</sup>。登録には、これらの学位の卒業証書等が必要である。

#### ② 養成課程

高等職業教育機関である NCOI Opleidingen で提供されている Social Work profiel Jeugd（青少年ソーシャルワーク）の HBO 学士プログラムでは、3年間で240単位の取得が求められている。1年目は、職業の歴史やソーシャルワーカーの義務と役割について学ぶとともに、働く中で出会うさまざまなターゲットグループや人々のライフコース、心理学などのトピックに取り組む。2年目は青少年ケアに関する専門科目を学び、家族のカウンセリングや子どもなどの分野で知識とスキルを収録する。3年目は、コーチングスキルといった技術面の強化を行うとともに、ソーシャルワークに関する法律や規制、ソーシャルワークの品質、また青少年ケアに関するガイドラインなどを詳しく学ぶ。3年を終えた最終段階では、ポートフォリオで3年間で学んだことをまとめるとともに、卒業論文に取り組む。これらのすべてを修了することで、学士号証明書「HBO Bachelor Social Work」と「Youth Assistance」が授与され、社会福祉学士（BSW）の学位を取得できる<sup>6</sup>。

#### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

##### ① 質の保証に関する取組

高等職業教育機関などで提供されるプログラムは、高等教育の認定機関であるオランダフランドル認定機関 (NVAO) <sup>7</sup> で認定されたものである。

##### ② 専門職の資質向上等に関する取組

SKJにおいて、学士号を取得し jeugd- en gezinsprofessionals (youth and family professional)となった初年度に受講する入門プログラムなどが提供されている<sup>8</sup>。

また、職業協会が、jeugd- en gezinsprofessionals (youth and family professional) をはじめとした青少年ケアの専門家向けに E カレッジなどの能力開発のツールが提供されている<sup>9</sup>。

#### 【参考文献】

1. Nederlands Jeugdinstituut  
(<https://www.nji.nl/nl/Kennis/Publicaties/Veel-gestelde-vragen-over-de-jeugdsector>)
2. Nederlands Jeugdinstituut  
(<https://www.nji.nl/nl/Kennis/Dossier/Jeugdbescherming/Jeugdbescherming-Wie-doet-wat>)
3. Jeugdzorg werkt  
(<https://www.jeugdzorg-werkt.nl/werken-jeugdzorg/welke-functies-zijn-er-jeugdzorg>)
4. Jeugdzorg werkt  
(<https://www.jeugdzorg-werkt.nl/werken-jeugdzorg/opleiding>)
5. Stichting Kwaliteitsregister Jeugd  
(<https://skjeugd.nl/register/inschrijven/jeugd-en-gezinsprofessionals/#aanvullende-scholing>)
6. NCOI Opleidingen  
(<https://www.ncoi.nl/opleiding/hbo-bachelor-social-work-profiel-jeugd.html?tab=studieprogramma>)
7. オランダフランドル認定機関 (NVAO) (<https://www.nvao.net/nl/nvao>)
8. Stichting Kwaliteitsregister Jeugd  
(<https://skjeugd.nl/register/inschrijven/jeugd-en-gezinsprofessionals/>)
9. Professionalisering Jeugdhulp en Jeugdbescherming  
(<https://professionaliseringjeugdhulp.nl/tools/>)

## 8. ドイツ

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

児童保護サービスは、児童保護法に基づき、各州の Jugendamt（青少年局）が責任を負うが、実際の家族支援・青少年援助・虐待対応を担うのは、市や郡の青少年福祉事務所が提供している。福祉事務所は全土に約 600 か所存在する<sup>1,2</sup>

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童福祉司にあたるのは、青少年局で働く Sozialarbeiter（ソーシャルワーカー）である。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

青少年局で働くには、学士レベルである専門単科大学で養成される Sozialarbeiter（ソーシャルワーカー）の資格が必須であり<sup>3</sup>、基本的にはソーシャルワーク専攻の学士号（BA）が求められる。

学士号を取得後、州認定のワーカーになるには申請が必要となる。認定を得ると、“state-recognised social worker”と名乗ることができる<sup>5</sup>。多くの州では、この認定は、州が認定する大学でソーシャルワークのコースを修了すると得ることができる。

#### ② 養成課程

専門単科大学での3年間の学士課程。NRW カトリック大学におけるソーシャルワーク学士課程では、5領域（①科学的思考と活動の基礎、②科学、専門職としてのソーシャルワーク、③ソーシャルワークの社会的および規範的基礎、④人間の存在と発展の基礎、⑤実践領域）のモジュールによるカリキュラムが提供されている。実践領域では、1年目に15日、後半のセメスター（セメスター4, 5）にスーパーバイザーのもとでの100日間（6か月）の実習を受ける<sup>6,7,8</sup>。

州認定ワーカーの認定基準が州による異なるため、実習の日数等の基準は州により異なる場合もある。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

2000年にDBSHがQualitätskriterien des DBSH（DBSHの質基準）を提示するとともに、2002年にはソーシャルワーカーの質の保証のために登録制度を創設した。ここに登録したソーシャルワーカーはrBSAと名乗ることができる<sup>9</sup>。rBSAへの登録には、基本的には大学等で最低3年間の教育を受けていることが必要である。登録に伴い、DBSHの職業倫理に従う義務や、継続的教育への取組み、またSV、コーチング等の内容を専門職としての活動に定期的、系統的に反映させること、専門家としての活動が求められる。

#### ② 専門職の資質向上等に関する取組

rBSAの登録の証は5年間有効で、登録を継続するには、5年間の終わりには、5年間のトレーニングや、SVや実践的アドバイス、また専門家としての活動の証跡を認定委員会に提出する必要がある<sup>10</sup>。

DBSHは、ソーシャルワークの専門性を確実なものとするためには、雇用主によって、専門職としてのトレーニングや継続的教育を促進する必要があるとし、雇用主が従業員のニーズをとりまとめ、従業員が専門職としてのトレーニングや継続的教育を受けることができるよう、休暇を与え、費用を負担するよう求めている<sup>11</sup>。

## 【参考文献】

1. Jugendamt (<https://www.unterstuetzung-die-ankommt.de/de/arbeiten-im-jugendamt/> )
2. ベルリン州 Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie  
(<https://www.berlin.de/sen/jugend/familie-und-kinder/kinderschutz/#jugendaemter>)
3. 公益財団法人資生堂社会福祉事業団 (2018) . 2017 年度第 43 回 資生堂児童福祉海外研修報告書—ルーマニア・ドイツ児童福祉レポート—
4. Jugendamt (<https://www.unterstuetzung-die-ankommt.de/de/arbeiten-im-jugendamt/>)
5. ANERKENNUNG IN DEUTSCHLAND  
(<https://www.anerkennung-in-deutschland.de/html/en/social-education-workers.php>)
6. NRW カトリック大学  
(<https://www.katho-nrw.de/aachen/studium-lehre/studienangebote/soziale-arbeit-ba/studieninhalte-und-studienziele/>)
7. NRW カトリック大学 Modulhandbuch  
([https://www.katho-nrw.de/fileadmin/primaryMnt/Aachen/Dateien/Studium\\_und\\_Lehre/Modulhandbuch\\_BASA\\_Aachen\\_Stand21.11.19.pdf](https://www.katho-nrw.de/fileadmin/primaryMnt/Aachen/Dateien/Studium_und_Lehre/Modulhandbuch_BASA_Aachen_Stand21.11.19.pdf))
8. 三原博光 (2013) ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育—NRW カトリック大学を中心に—, 人間と科学 : 県立広島大学保健福祉学部誌, 13, 33-39.
9. Deutscher Berufsverband für Soziale Arbeit (DBSH)  
(<https://www.dbsh.de/profession/berufsregister-fuer-soziale-arbeit.html>)
10. Deutscher Berufsverband für Soziale Arbeit (DBSH)  
(<https://www.dbsh.de/profession/berufsregister-fuer-soziale-arbeit/persoенliche-mitgliedschaft.html>)
11. Deutscher Berufsverband für Soziale Arbeit (DBSH)  
(<https://www.dbsh.de/profession/fort-und-weiterbildung.html>)

## 9. スウェーデン

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

スウェーデンにおいては、基礎自治体であるコミューンが社会サービス法に基づき子ども、家庭に対する支援が提供されている。児童の強制保護は、児童特別保護法（LVU）に基づき、実施される。サービスの認定や最終責任はコミューンが担うが、サービスの供給部分については、児童福祉や教育分野は高齢福祉などの他の分野より民間による供給が多い<sup>1</sup>。

コミューンの子ども家庭福祉担当部署は、日本の児童相談所の役割を幅広くしたイメージであるが、スウェーデンでは、施設入所や虐待介入の前の「予防的支援」と実施後の「アセスメント、治療」のウェイトが大きいことが特徴である<sup>1</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童福祉司にあたるのは、コミューンの子ども家庭福祉を含む行政部署で働く socialsekreterare（ソーシャルワーカー）である<sup>1</sup>。

コミューンのソーシャルサービスは管轄エリアが小さく、手厚い職員体制で提供されており、人口12万人の行政区で、調査等の関連職員が45人配置されている。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

コミューンの福祉部門でソーシャルワーカーとして働くにはソシオノム資格が必須である。ソシオノムは大学の3年半の社会福祉課程（学士）修了で得ることができる専門職業資格である。

#### ② 養成課程

養成課程は3年半（7セメスター、210単位）で1セメスター（6か月）は実習である。現在、ソーシャルワーカーの養成課程は国内15の大学で提供されている。ソーシャルワーカーの養成課程においては、ソーシャルワーク、社会科学、法律、心理学の科目が含まれる<sup>2</sup>。

ルンド大学社会科学部では、最初の3セメスターを基本レベルとし、ソーシャルワークやソーシャルワークに関わる法律などを学ぶ。セメスター4に社会課題と介入、およびソーシャルワークにおけるコミュニケーションなどを学んだうえで、セメスター5はインターンシップを行う。セメスター6では、ソーシャルワークの組織について学ぶとともに、ソーシャルワークの知識を強化し、学士論文の研究を行う。最終セメスター7は上級レベルと位置付けられ、社会課題への介入計画の作成をスーパービジョンを受けながら個人で行う<sup>3</sup>。

また、修士課程もあり、修士課程では、学士課程を終えてすぐ入学する学生だけでなく、数年働いた後に働きながらも通えるようパートタイムのプログラムが提供されている<sup>4</sup>。さらに、ソーシャルワーク、もしくは同等の学士号を取得している方対象に、主に上級レベルにおいて、ソーシャルワークの継続的な教育を目的とした独立したコース（Fristående kurser）が提供されている<sup>5</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

専門職の養成としての大学教育が確立されており、この大学教育を修了することで、一定の質の担保がなされている。

1998年より認定ソーシャルワーカーの制度が設けられている。認定は、スウェーデン学術協会（SSR）によって設立されたソーシャルワーク分野の著名な開業医と研究者で構成される社会認定委員会によって審査される。申請には、

ソーシャルワークの学位、3年以上のソーシャルワークの実務経験があること、部外のスーパーバイザーからの推薦状、および申請者の職業適合性の証明書が必要とされている<sup>6</sup>。

また、2006年より子ども支援・保護におけるアセスメント、プランニング、フォローアップの枠組みである BBIC (Barns behov i centrum) (=子どものニーズを中心に) が全国のコミュニティに導入されている。BBICの目的は、スウェーデン全国のコミュニティでのアセスメントや記録などのソーシャルサービス業務において、子どもを中心に置き、全国に共通性・包括性をもたらすことである<sup>7</sup>。

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

子どもや若者のケアには特別の知識が必要だが、これまでそうした分野のトレーニングが不足していたことから、2016年より2018年までモデル事業の位置づけで、国の委託により認定された大学において、子ども若者家庭福祉分野で2年以上経験のある現任者向けと、ベテランの管理職向けの研修が社会庁により実施された<sup>8</sup>。

また、養成課程でも記述したように、大学において、働きながら通えるパートタイムの修士課程プログラムが提供されているとともに、継続的な教育を目的としたコースが提供されている。

## 【参考文献】

1. 吉岡洋子・佐藤桃子 (2016) 第五章スウェーデンの子ども・子育て環境。岡澤憲芙・斉藤弥生 (編) スウェーデン・モデル—グローバル化—揺らぎ・挑戦— 彩流社。
2. スウェーデン学術協会 (SSR) (<https://akademssr.se/yrkesfragor/socionom/utbildningen>)
3. ルンド大学社会科学部  
(<https://www.soch.lu.se/utbildning/socionomprogrammet>)
4. ルンド大学社会科学部  
(<https://www.soch.lu.se/utbildning/masterprogram>)
5. ルンド大学社会科学部  
(<https://www.soch.lu.se/utbildning/fristaende-kurser>)
6. Nämnden för socionomauktorisering (<http://www.socionomauktorisering.se/>)
7. 吉岡洋子 (2017) BBIC にみるスウェーデンの子ども保護・支援システム—2000年代以降の動向と課題—。IDUN—北欧研究 (大阪大学世界言語研究センターデンマーク語・スウェーデン語研究室編), 22, 253-269.
8. Socialstyrelsen (社会庁) (2018) Uppdragsutbildningar till socialsekreterare och chefer.

## 10. ノルウェー

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

基礎自治体であるコムネが児童保護サービスに責任を持ち、児童福祉法に基づきサービスを提供する。Barne- og familiedepartementet (Ministry of Children and Families) が児童福祉法の管理責任を負い、法律や規則が正しく適用されるかを監督している。州の児童福祉局は、児童福祉法に基づき使用される民間および公的機関の承認や児童福祉サービスを提供する自治体を支援する<sup>1</sup>。

なお、ノルウェーでは2018年に児童福祉法が改正され、2022年に向けて児童福祉改革が進められている。改革では、自治体での予防と早期介入を強化が目標とされている<sup>2</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

ノルウェーにおいて、児童福祉司にあたる専門職は、コムネで働く Sosionom (ソーシャルワーカー) である。Sosionom は児童を含め幅広い対象にソーシャルワークを行う<sup>3</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

Sosionom (ソーシャルワーカー) は学士課程修了が必要である。修士課程のプログラムも存在する<sup>3</sup>。

#### ② 養成課程

Sosionom の学士課程は3年間である。オスロメトロポリタン大学における Sosialt arbeid (ソーシャルワーク) の学士課程では、社会科学のトピック、心理学的なトピック、法的問題、ソーシャルワークの理解、ソーシャルワーカーの働き方の5つの主要なトピックに分かれており、1年次と3年次合計で20~22週間の実習を受ける。この課程を修了することで、ソシオノムの職業資格を得る<sup>4</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 専門職の資質向上等に関する取組

現在進められている児童福祉改革の中で、自治体の児童福祉サービスの質と専門能力の向上も目標とされており、継続的教育や児童福祉専門職の学士課程の内容も見直しが進められている<sup>5</sup>。

#### 【参考文献】

1. Bufdir (The Norwegian Directorate for Children, Youth and Family Affairs)  
([https://bufdir.no/Barnevern/Om\\_barnevernet/Organisering\\_og\\_oppgaver/](https://bufdir.no/Barnevern/Om_barnevernet/Organisering_og_oppgaver/))
2. Bufdir (The Norwegian Directorate for Children, Youth and Family Affairs)  
([https://bufdir.no/Barnevern/reform/om\\_reformen/](https://bufdir.no/Barnevern/reform/om_reformen/))
3. Fellesorganisasjonen  
(<https://www.fo.no/din-profesjon/sosionom/>)
4. オスロメトロポリタン大学 (<https://www.oslomet.no/studier/sam/sosialt-arbeid>)
5. Bufdir (The Norwegian Directorate for Children, Youth and Family Affairs)  
([https://bufdir.no/Barnevern/Kompetansesatsing\\_kommunalt\\_barnevern/Kompetanseutvikling\\_for\\_ansatte\\_og\\_studenter\\_tiltak/](https://bufdir.no/Barnevern/Kompetansesatsing_kommunalt_barnevern/Kompetanseutvikling_for_ansatte_og_studenter_tiltak/))

## 11. デンマーク

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

児童保護をはじめとした子どもに関するサービスは、基礎自治体であるコムーネが社会サービス法に基づき実施する。

デンマークでは、2011年に社会サービス庁が「子ども福祉改革」を行った。この子ども福祉改革では、早期介入、子どもと若者の権利の保障、支援の質の向上に向けて、予防的ケアの一層の強化をはじめ、社会的養護サービスの全般的な強化がなされた。子どもの権利保障という観点からは、子どもが自分の措置に申し立てができる年齢を15歳から12歳に引き下げ、12歳以上の子ども本人の同意があれば、代替的養護やソーシャルワーカーのアセスメントの際にも保護者の同意は不要とした。また同時に、保護者への支援に重点を置き、コムーネに、子どもが社会的養護を受けている間の保護者への支援を義務づけた<sup>1,2</sup>。

さらに、2012年には性的虐待と深刻な身体的虐待に焦点を当てた改革がなされ（子ども虐待パッケージ）、通告システムの見直しをするとともに、専門職についてもスーパーバイズの必要性が強く言われ、チームでスーパーバイズを受けながら業務に取り組めるよう整備された<sup>1</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

デンマークにおいて児童福祉司にあたるのは、コムーネで働き、サービスの決定と実施の責任、アセスメントを行う Socialrådgivere（ソーシャルワーカー）である<sup>2</sup>。

デンマークでは、PPR（学校や保育所、心理士、ソーシャルワーカーのネットワーク）、SSP（学校、ソーシャルワーカー、警察のネットワーク）といった専門職ネットワークが地域にあり、こうしたネットワークは早期発見や関係機関の円滑な連携、コミュニケーションを促す機能を有する<sup>2</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

Socialrådgivere（ソーシャルワーカー）として働くには、3年半の専門職大学の修了し、学士レベルの学位が必要である。

#### ② 養成課程

コペンハーゲン高等職業専門学校の Socialrådgivere のプログラムは、3年半7セメスターのカリキュラムとなっている。その中で、必須モジュールとして、「社会問題とソーシャルワーク慣行」、「社会的カウンセリング、開発、フレームワークおよび実践」、「脆弱な成人および障害のある成人とのソーシャルワーク」、「雇用分野でのソーシャルワーク」、「脆弱な子どもと青少年、ならびに障害のある子どもと青少年とその家族とのソーシャルワーク」、「ソーシャルワークの組織と実践」、「専門職間および分野横断的な文脈でのソーシャルワーク」、「ソーシャルワーク品質保証と実践開発」、「ソーシャルワーク知識ベースと開発」があり、5か月間フルタイムのインターンシップが課されている。セメスター5、セメスター6では、「脆弱な子どもと青少年、ならびに障害のある子どもと青少年とその家族とのソーシャルワーク」、「雇用分野でのソーシャルワーク」のどちらか、もしくは両方を選択することとなっている<sup>3</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

デンマークソーシャルワーカー協会である Dansk Socialrådgiverforening が自治体向けに、新たに雇用されたソーシャルワーカーの導入や指導に関する資料を提供している<sup>4</sup>。

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

自治体で雇用されているソーシャルワーカーは、個別の指導計画を受ける資格があり、計画は年に1回見直しを行う<sup>5</sup>。

### 【参考文献】

1. 佐藤桃子（2017）デンマークにおける「子どもの権利」の発展と子ども家庭福祉システムの変化 都市問題, 2017 年9月号, pp.76-87.
2. 吉岡洋子・佐藤桃子（2016）第五章スウェーデンの子ども・子育て環境. 岡澤憲英・斉藤弥生（編）スウェーデン・モデルリーグローバリゼーション・揺らぎ・挑戦― 彩流社.
3. コペンハーゲン高等職業専門学校  
(<https://www.kp.dk/uddannelser/socialraadgiver/>)
4. Dansk Socialrådgiverforening  
(<https://socialraadgiverne.dk/job-og-karriere/introduktions-og-mentorordninger/>)
5. Dansk Socialrådgiverforening  
(<https://socialraadgiverne.dk/job-og-karriere/kompetenceudvikling/din-udvikling/>)

## 12. フィンランド

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

基礎自治体であるクンタが、児童福祉サービスの責任を負う。自治体は、自治体自らサービスを提供するか、外部のサービス提供者からサービスを購入して提供する。外部のサービス提供者からのサービスを使用する場合には、自治体はそのサービス提供者を監督する必要がある<sup>1</sup>。

24時間の児童福祉サービスは、民間組織により提供されるが、その民間組織に対して、州行政機関がライセンスを発行するとともに、全国規模のライセンスは、国立福祉保健監督機構 (Valvira) で発行される。このように、州行政機関と Valvira が、自治体のサービス提供を監督している。

また、フィンランド保健福祉研究所は、児童福祉サービスの専門家向けの児童保護ハンドブックを管理するなど、自治体が児童福祉法に基づいたサービスの実施を支援している<sup>1</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童福祉司にあたるのは、クンタで働く Sosiaalityöntekijän (ソーシャルワーカー) である<sup>2</sup>。ソーシャルワーカーは割り当てられた子どもの支援に責任を持ち、自治体は、ソーシャルワーカーが子どもの健康と発達のために必要と計画したサービスを、子どもとその家族に提供する責任がある<sup>1</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

フィンランドでは、ソーシャルワーカーとして働くには、社会科学または政策科学に関する修士号が必要である。フィンランドでは、ソーシャルワーク教育は広く社会科学の中に位置づけられており、ソーシャルワーカーを志望する際には、ソーシャルワークを専攻することとなる。

修士レベルの大学の課程を修了した場合に、国立福祉保健監督機構 (Valvira) により、社会福祉専門職の資格を付与される<sup>3</sup>。

#### ② 養成課程

フィンランドでは、国内6大学 (Helsinki, Jyväskylä, Kuopio, Lapland, Tampere, Turku) でソーシャルワークのプログラムを持つ、社会科学、政策科学に関する学士号、修士号、博士号が提供されている。学士 (3年)、修士 (2年) 課程合わせた5年間で300単位の取得が求められており、ソーシャルワークの主要科目として200単位が含まれている。理論教育を含めた30単位分の実習を修了する。学士号+修士号で qualified social worker となり、qualified social worker を目指す学生にはソーシャルワークの基礎、中級、上級の学習と修士論文の執筆が求められる<sup>4</sup>。

修士課程を終えた後、上級修士 (licentiate degree) または博士課程に進むこともできる<sup>3</sup>。上級修士課程では、ソーシャルワークの専門分野における専門的、科学的志向の大学院教育で構成される。教育省において、ソーシャルワークの専門分野として、① Social Work with Children and Young People、② Empowering social work、③ Social Work in the Field or Marginalisation、④ Specialisation in Welfare Services、⑤ Community Social Work の5つが承認されている<sup>5</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

大学間の協力を促進し発展させる目的で、国内でソーシャルワーク教育を行う6大学のネットワークである Sosnet

を構築し、6大学でソーシャルワーク教育のレベルを統一している<sup>4</sup>。ソーシャルワークの修士課程の修了を通して、次の知識やスキルを習得するものとされている。原則として、ソーシャルワーカーは、これらのスキルや知識すべてを同時に活用しながら、ソーシャルワークを行うことが必要とされている<sup>3</sup>。

- ・ Social scientific expertise
- ・ Research expertise
- ・ Ethical expertise
- ・ Interaction expertise
- ・ Working methods expertise
- ・ Legal expertise
- ・ Service system expertise
- ・ Development and change expertise
- ・ Leadership expertise
- ・ Structural social work expertise

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

Sosnet に加盟している6大学は、ソーシャルワークの教育と研究の機会を発展させるために、大学生、大学院生向けのeラーニングの提供に協力している。

また、フィンランドにおけるソーシャルワーカー職業団体である Talentia は、専門的スキルの維持のために、メンバーにセミナーやトレーニング等の機会を提供し、受講を奨励している<sup>7</sup>。

## 【参考文献】

1. MINISTRY OF SOCIAL AFFAIRS AND HEALTH  
(<https://stm.fi/en/social-services/child-welfare>)
2. info Finland (<https://www.infofinland.fi/en/living-in-finland/family/children/child-welfare> )
3. National University Network for Social Work-Sosnet (2017) Social Work Education in Finland: Courses for Competency.
4. National University Network for Social Work-Sosnet (2006) Social Work Education in Finland.
5. Sosnet (<https://www.sosnet.fi/In-English/Professional-licenciate-studies> )
6. Sosnet (<https://www.sosnet.fi/In-English/Undergraduate-Studies/Social-work-education-in-Finland>)
7. Talentia (<https://www.talentia.fi/edut-ja-palvelut/koulutusedut-ja-apurahat/koulutukset-ja-ansiomerkit/>)

### 13. オーストラリア

#### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

オーストラリアでは、児童保護サービスは、州政府の責任のもとに実施され、根拠となる法も州によって制定されている<sup>1</sup>。

2009年には、児童保護の枠組みを示した、The National Framework for Protecting Australian's Children 2009-2020 を発表した。このフレームワークは、オーストラリアの子どもの安全とウェルビーイングを確保するための長期的なアプローチを示しており、連邦政府、州政府、非政府組織による密な連携を求めている<sup>2</sup>。

図表 139 各管轄の児童保護サービス根拠法

州・準州政府	根拠法
首都特別地域	Children and Young People Act 2008 (ACT)
ニューサウスウェールズ州	Children and Young Persons (Care and Protection) Act 1998 (NSW)
北部準州	Care and Protection of Children Act 2007 (NT)
クイーンズランド州	Child Protection Act 1999 (Qld)
南オーストラリア州	Children's Protection Act 1993 (SA)
タスマニア州	Children, Young Persons and their Families Act 1997 (Tas.)
ビクトリア州	Children, Youth and Families Act 2005 (Vic.)
西オーストラリア州	Children and Community Services Act 2004 (WA)

(出所) <https://aifs.gov.au/cfca/publications/australian-child-protection-legislation> をもとに MURC 作成

#### (2) 児童福祉司にあたる専門職

州政府の児童保護サービス提供部署で働く Social Worker が児童福祉司にあたる。職名は州によって異なり、Child Safety Officer などと呼ばれることもある。

#### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

##### ① 学位等

児童保護サービス提供部署で働く専門職になるための要件は、州によって異なるが、基本的にソーシャルワークや心理学などの関連分野の学位が必要となる。州によっては、ソーシャルワークの学位と制限するところもある。

図表 140 主な州での児童保護サービス提供部署で働くための要件

州 (職名)	求められる要件
クイーンズランド州 (Child Safety Officer) <sup>3</sup> ※①、②の2つのルートがある	①ソーシャルワーク、ヒューマンサービスあるいは社会福祉、心理学あるいは行動科学いずれかの学士号。もしくはソーシャルワークの修士号 ②上記以外の学位で、ヒューマンサービス、心理学、あるいは行動科学に関する科目を最低6科目修了

	<p>+ 下記に示す追加の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Graduate Certificate in Human Services (Child Protection) ※大学院レベル</li> <li>・Advanced Diploma in Community Services Work</li> <li>・Diploma of Statutory Child Protection</li> <li>・Diploma of Youth Work</li> </ul> <p>※Diploma, Advanced diploma は専門学校相当</p> <p>OR</p> <p>関連する分野での、1 年間のフルタイムの実戦経験</p>
南オーストラリア州 <sup>4</sup> (Social Worker)	ソーシャルワークの学士。Australian Association of Social Workers (AASW) の会員になれるもの。
タスマニア州 <sup>5</sup> (Child Safety Officer)	ソーシャルワークの学士、Community Welfare Work のディプロマ、あるいはそれと相当する資格（心理学等ケースマネジメントやケースワークの実践を含むもの）
ビクトリア州 (Child Protection Practitioner)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワークの学位、もしくは福祉や行動科学などの学位（child development, human behaviour, family dynamics 等に主眼を置き、カウンセリングやケースワークの実習を含む）</li> </ul> <p>OR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・child development, human behaviour, family dynamics 等、児童保護関連のコアカリキュラムを含むディプロマレベルの学位。最低 400 時間の子どもや家族分野での実習<sup>6</sup>。</li> </ul> <p>※AASW 認定の学位であることが望ましい<sup>7</sup>。</p> <p>Victoria では、Child Protection Practitioner には、Beginning～Expert までのレベルが設けられている<sup>8</sup>。</p>
西オーストラリア州 <sup>9</sup> (Child Protection Worker)	ソーシャルワークもしくは心理学の学士号、ソーシャルワークの修士号。

## ② 養成課程

ここでは、多くの州で要件に含まれているソーシャルワークの学位課程をあげる。現在、AASW 認定のプログラムを提供している大学は国内に 33 大学ある<sup>10</sup>。

ソーシャルワークの教育プログラムについては、Australian Association of Social Workers (AASW) の要請により、2008 年から①基礎的なメンタルヘルスに関する能力、②アボリジナル及びトレス諸島の人々とそのコミュニティに関する実践基準、③クロス・カルチュラル・プラクティス（異文化間実践）、④児童保護、の分野にいつそう重点をおいたカリキュラムが提供されている。

ソーシャルワークの学士号（4 年間）の取得では、実習に重点が置かれており、980 時間以上、最低 2 か所で実習し、1 か所の実習期間は 40 日以上とされている。実習先でスーパーバイザーをつとめる担当者についても、ソーシャルワークの学士（BSW）をもち、最低 2 年以上の常勤職としての実務経験者、かつ AASW の会員であることという

条件が課されている。

#### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

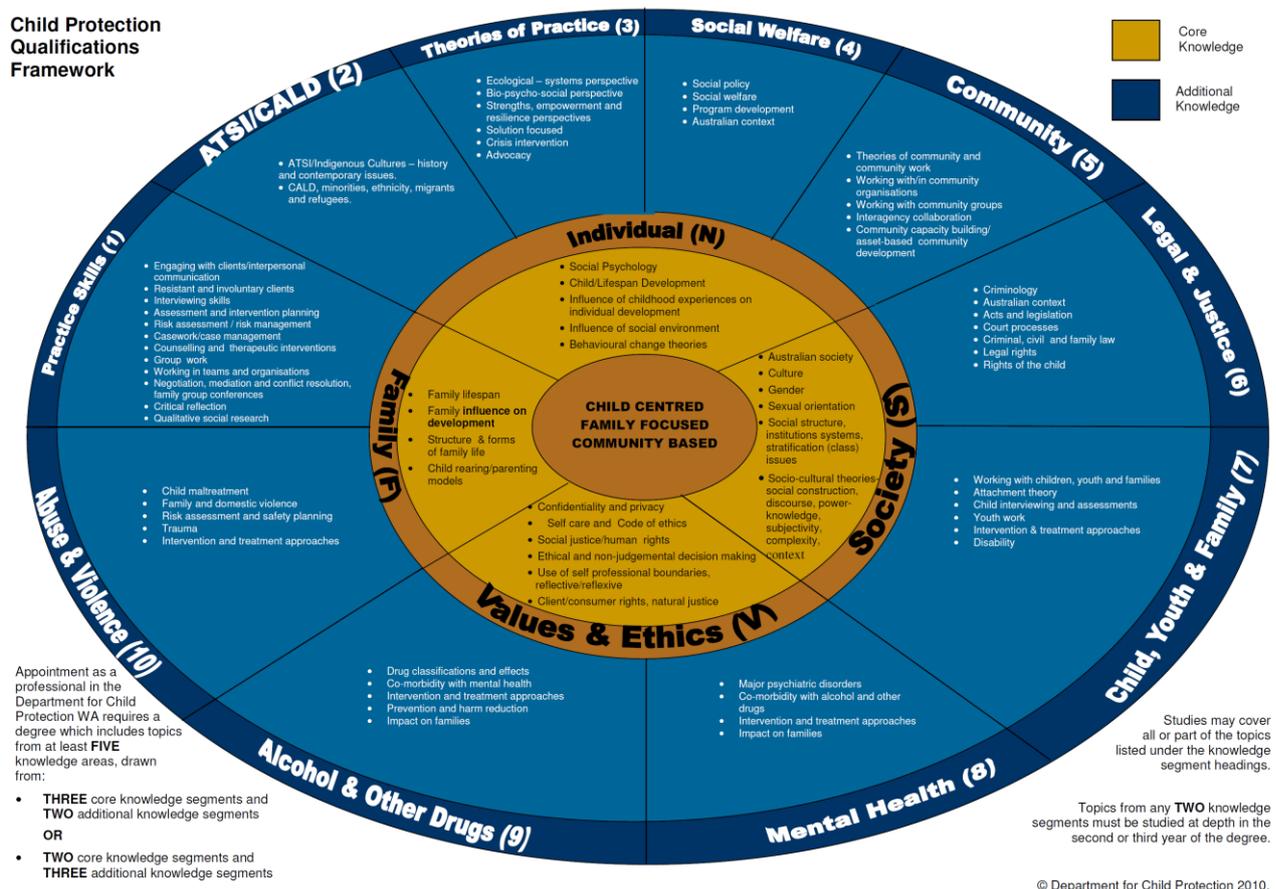
##### ① 質の保証に関する取組

大学は5年に一度、AASWにより教育カリキュラムの審査を受けなければならない。そのため、オーストラリアでは、州による養成教育の違いはほとんどなく、教育の標準化・同質化が図られている。また、各大学のソーシャルワーク学科の少なくとも50%の教育スタッフは、AASWが認定するソーシャルワーク学士の取得者である必要があり、実際に多くのソーシャルワーク研究者は福祉関係現場での実践経験をもっている。

オーストラリアのソーシャルワーク教育および認定基準（ASWEAS）によって、オーストラリアのソーシャルワーク教育の原則や基準等を定めている。

また、西オーストラリア州では、Child Protection Workerを採用する際に、下表に示す Qualification Assessment Frameworkに基づき、志望者が要件を満たすかを確認している<sup>9</sup>。

図表 141 西オーストラリア州で使用されている Qualification Assessment Framework



(出所)

<https://childprotectioncareers.wa.gov.au/assets/documents/child-protection-qualifications-framework.pdf>

##### ② 専門職の資質向上等に関する取組

各州において、新しい採用者は、「role ready（役割の準備ができています）」状態ではなく、全員が採用者の知識やスキル、価値などの開発の責任を負うと認識している。それぞれの州は、仕事を開始する前に、個人のニーズの評価が必要で、理想的にはその個人に合わせたプログラムを完了できると良いという認識がある。コアのトレーニングや新し

い採用者向けのトレーニングは州によって異なり、新任研修の期間も、西オーストラリア州の2週間からニューサウスウェールズ州の16週間と差がある<sup>11</sup>。

クイーンズランド州では、スタート段階（Getting started in child protection practice）、実践の準備段階（Readiness for child protection practice）、実践段階（Ongoing practice development）でトレーニングがある。スタート段階（Getting started in child protection practice）では、職場や州の公務員として働くための知識、法律や児童保護の実践の理解、主要な内外の利害関係者の知識などをインタラクティブなEラーニングで学ぶ。実践の準備段階（Readiness for child protection practice）のトレーニングでは、2週間の地域でのトレーニング、特定のトピックに関する実践などについて学ぶ。実践段階（Ongoing practice development）になると、多様なタイプの実践に特有の専門能力の向上を可能とする継続的学習を提供するとされている<sup>12</sup>。

AASWに登録されたソーシャルワーカーについては、Continuing Professional Development（CPD）による継続的な生涯研修の充実に努め、質の維持・向上が図られている<sup>13</sup>。

AASWのメンバーは、自身の向上すべき専門能力のニーズを踏まえて、CPDの計画を毎年作成する必要がある。CPDの記録をAASWの会員センターのマイページに保存する必要がある。

CPDの要件を満たすAASWメンバーは認定ソーシャルワーカーとして正式な認定を受ける資格がある。また、AASWは、SWr等向けに、様々な実践と理論的トピックに関する幅広いオンラインコンテンツへのアクセスできるプラットフォームである、ソーシャルワークオンライントレーニング（SWOT）を提供している<sup>14</sup>。

#### 【参考文献】

1. Australian Institute of Family Studies  
(<https://aifs.gov.au/cfca/publications/australian-child-protection-legislation>)
2. Australian Government Department of Social Services  
(<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/families-and-children/publications-articles/protecting-children-is-everyones-business>)
3. クイーンズランド州  
(<https://www.csyw.qld.gov.au/resources/dcsyw/about-us/careers/child-safety/qualifications.pdf>)
4. 南オーストラリア州  
(<https://www.childprotection.sa.gov.au/work-with-us/careers-in-child-protection/social-workers-case-managers>)
5. タスマニア州  
([https://www.dhhs.tas.gov.au/career/home/smhs/children\\_and\\_youth\\_services/child\\_safety\\_officer](https://www.dhhs.tas.gov.au/career/home/smhs/children_and_youth_services/child_safety_officer))
6. ビクトリア州  
([https://childprotectionjobs.dhhs.vic.gov.au/sites/default/files/inline-files/CP3%20Beginning%20CPP%2017.10.19\\_0.pdf](https://childprotectionjobs.dhhs.vic.gov.au/sites/default/files/inline-files/CP3%20Beginning%20CPP%2017.10.19_0.pdf))
7. Victoria 州  
(<https://childprotectionjobs.dhhs.vic.gov.au/roles/requirements>)
8. ビクトリア州  
(<https://childprotectionjobs.dhhs.vic.gov.au/roles/role-descriptions>)
9. 西オーストラリア州  
(<https://childprotectioncareers.wa.gov.au/joining-us/qualifications>)
10. Australian Association of Social Workers

(<https://www.aasw.asn.au/careers-study/accredited-courses>)

11. Institute of Child Protection Studies Australian Catholic University (2012). National analysis of workforce trends in statutory child protection, p39.
12. クイーンズランド州  
(<https://www.csyw.qld.gov.au/about-us/careers/career-opportunities/child-protection-careers/training-support>)
13. Australian Association of Social Workers  
(<https://www.aasw.asn.au/professional-development/continuing-professional-development-cpd>)
14. Australian Association of Social Workers  
(<https://www.aasw.asn.au/professional-development/swot-social-work-online-training>)

## 14. ニュージーランド

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

ニュージーランドにおいては、2017年4月に設立された子ども省（ORANGATAMARIKI；Ministry for Children）がOranga Tamariki Act 1989（Children’s and Young People’s Well-being Act 1989）、Children’s Act 2014に基づき、児童保護を含む児童福祉サービスを実施している。

Children’s Act 2014においては、脆弱な子どもの早期発見と照会を促し、児童保護の強化を図る目的で、教育省（Ministry of Education）、保健省（Ministry of Health）、法務省（Ministry of Justice）、社会開発省（Ministry of Social Development）、経営革新雇用省（Ministry of Business, Innovation & Employment）、マオリ開発省（Te Puni Kōkiri）、およびニュージーランド警察といった省庁、地区保健委員会、学校（私立学校含む）が児童保護方針（Child protection policies）を持ち、3年ごとに見直すこと、ウェブサイトで公開することを義務づけている<sup>1</sup>。

また、ニュージーランドの児童福祉の特徴として、ソーシャルワーカーが子どもにケアや保護が必要と判断した際に開催されるファミリーグループカウンセリング（FGC）がある。FGCは、1989年にニュージーランドの要保護児童と要保護児童およびその家族への支援のために導入されたシステムであり、Children’s and Young People’s Well-being Act 1989にも明記されたものである。FGCでは、子どもの家族がソーシャルワーカーといった専門職・専門機関と会って話し合い、子どもの安全とより良いケアのために何が必要かを検討する問題解決に向けたプロセスであり、かつ具体的な支援計画を決定する場である<sup>2,3</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童福祉司にあたるのは、子ども省で働くSocial Workerである<sup>4</sup>。Child Protection Officerと呼ばれることもある。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

New Zealand Social Workers Registration Board（SWRB）に認定された高等教育機関でのソーシャルワークの学士号または修士号の取得が求められる。子ども省で雇用されるソーシャルワーカーはSWRBへの登録が必要である<sup>5</sup>。SWRBへの登録には、SWRB認定の高等教育の修了が必要。

#### ② 養成課程

オークランド大学では、ソーシャルワークに関する法律やソーシャルワークの実践技術などに加え、文化と多様性やマオリに関するテーマの講義が提供されている。また、実習は学士課程（BSW）では、3年目と4年目に各60日（フルタイム週5日を12週間）受ける。2年間のコースである修士課程（MSWP）では、1年目に50日（フルタイム週5日を10週間）、2年目には70日を週3日、約23週間の実習を受ける<sup>6</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

2019年の法改正により、SWRBへの登録が義務化され、登録していないと、ソーシャルワーカーと名乗りニュージーランドで実践をすることができなくなる（2021年の2月27日までの登録が求められている）。また、SWRB登録に適した有能なソーシャルワークであることを証明するPracticing Certificateを毎年更新する必要がある<sup>7</sup>。ソーシャルワークの教育機関は、教育を提供するために資格審査を受ける必要がある。

また、SWRBにより、ソーシャルワーカーが示さなければならないコンピテンスとして、下記 10 の Core Competence Standards が定められている<sup>7</sup>。

1. Competence to practise social work with Māori
2. Competence to practise social work with different ethnic and cultural groups in Aotearoa New Zealand
3. Competence to work respectfully and inclusively with diversity and difference in practice
4. Competence to promote the principles of human rights and social and economic justice
5. Competence to engage in practice which promotes social change
6. Competence to understand and articulate social work theories, indigenous practice knowledge, other relevant theories, and social work practice methods and models.
7. Competence to apply critical thinking to inform and communicate professional judgements
8. Competence to promote empowerment of people and communities to enable positive change
9. Competence to practice within legal and ethical boundaries of the social work profession
10. Represents the social work profession with integrity and professionalism

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

ニュージーランドにおいては、専門職性を擁護する体制としてのスーパービジョン制度が整備されている<sup>8</sup>。子ども省で働くソーシャルワーカー全員は、スーパーバイザーとスーパーバイジー間で設定した目標を到達するためにどのようにスーパービジョンを進めていくかを決めたスーパービジョン契約書を作る必要がある<sup>9</sup>。子ども省への入職経験が1年未満の場合は、1週間あたり1時間、1年以上の場合は2週間あたり1時間、スーパーバイザーやマネージャーなどの立場の場合は1か月あたり1時間のスーパービジョンを行うことが推奨されており、スーパービジョンの記録の書式なども定められている<sup>10</sup>。

ソーシャルワーカーの知識、専門性を維持、向上するための取組として継続的職業教育 (CPD)がある。CPD は本人あるいは雇用者やスーパーバイザーが特定したトレーニングや教育のニーズに基づく計画のもと行われる。

CPD は、10 の Core Competence Standards に基づいたもので、毎年少なくとも2つのコアコンピテンスについてトレーニングを受ける必要がある。最低 20 時間の取組が求められ、CPD での学びと実践での学びの関連性の振り返りが求められるとともに、トレーニングを受けたことの証明として、スーパーバイザーの署名が必要となっている<sup>7</sup>。

## 【参考文献】

1. Oranga Tamariki  
(<https://www.orangatamariki.govt.nz/working-with-children/childrens-act-requirements/child-protection-policies/>)
2. Oranga Tamariki  
(<https://www.orangatamariki.govt.nz/how-we-get-involved/how-we-keep-children-safe/our-response/>)
3. 大竹智 (2010) ニュージーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンスの現状と課題—ソーシャルワーカーへのインタビューから— 実践女子短期大学紀要, 31, 125-140.

4. Oranga Tamariki  
(<https://www.orangatamariki.govt.nz/about-us/careers-with-us/social-worker-jobs/about-the-role/>)
5. Oranga Tamariki Position Discription (Social Worker)
6. オークランド大学 ソーシャルワーク学士課程  
(<https://www.auckland.ac.nz/en/study/study-options/find-a-study-option/bachelor-of-social-work-bsw.html>)
7. New Zealand Social Workers Registration Board (<https://swrb.govt.nz/>)
8. 宮嶋淳 (2014) 「免責」基盤としてのスーパービジョン体制の構築—ニュージーランドの実際からの考察— 2014 年度日本社会福祉教育学第 10 回大会
9. Oranga Tamariki Practice Centre  
(<https://practice.orangatamariki.govt.nz/practice-standards/use-professional-supervision/the-supervision-agreement/>)
10. Oranga Tamariki Practice Centre  
(<https://practice.orangatamariki.govt.nz/policy/professional-supervision/>)

## 15. 韓国

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

韓国で日本の児童相談所にあたる機関は児童保護専門機関である。中央および地域児童保護専門機関を含めて、全国に 68 か所存在する。民間機関がほとんどであるが、一部公的機関のものもある。児童保護専門機関は、児童福祉法第 46 条に基づき、児童虐待通告の受付、調査や緊急保護の業務を行い、虐待を受けた児童とその家族、および虐待者のための相談・治療と教育などを行っている。

児童保護専門機関では、通告の受付や調査、児童への措置などを主に行う児童虐待調査チームと、サービスの計画と提供、ケースの終結、およびケースの事後管理などを主に行う児童虐待の事例管理チームがある。また、事例管理チームには、児童虐待の事例専門委員会が設けられている<sup>1</sup>。

韓国では、児童保護システムの公的責任の不在、児童虐待対応にあたる人材の専門性の不足などが問題となり、2022 年にかけて児童福祉制度を改正中である<sup>2</sup>。社会福祉士のカリキュラム変更も含め、児童虐待対応に関わる専門職の制度も改正が進められている<sup>3</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

児童虐待の対応に関わる専門職は、児童保護専門で働く社会福祉士である。児童保護専門機関で働くケースワーカーの担当件数は平均 57.5 件に達している<sup>2</sup>。

また、自治体には児童福祉専担公務員として働く社会福祉士がいる。児童福祉専担公務員は、児童保護専門機関で働く社会福祉士の業務と重複する部分もあるが、地域全体の児童福祉に関する支援や児童保護専門機関の指導・助言などを行う。児童福祉制度の改革に伴い、この児童福祉専担公務員の役割についても見直しが進められている<sup>3</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

児童福祉司にあたる専門職として働くには社会福祉士の資格が必要である。社会福祉士は 1 級と 2 級があり、1 級は国家試験に合格した者が取得できる。2 級を取得するには、以下の学位取得等が定められている<sup>4</sup>。

- ・ 「高等教育法」による大学院で社会福祉や社会事業学を専攻して修士号または博士号を取得した者。ただし、大学で社会福祉学や社会事業学以外の専攻の修士号を取得した者は、保健福祉部令が定める社会福祉専攻科目と社会福祉関連科目のうち、社会福祉現場実習を含む必須科目 6 科目以上（大学で履修科目を含み、大学院で 4 科目以上を履修しなければならない）、選択 2 科目以上をそれぞれ履修した場合に限り、社会福祉士の資格が認められる。
- ・ 「高等教育法」による大学での保健福祉部令が定める社会福祉専攻科目と社会福祉関連科目を履修し、学士号を取得した者
- ・ 「高等教育法」による専門大学で保健福祉部令が定める社会福祉専攻科目と社会福祉関連科目を履修して卒業した者
- ・ 法令で「高等教育法」による専門大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めている者として、保健福祉部令が定める社会福祉専攻科目と社会福祉関連科目を履修した者
- ・ 「高等教育法」による大学を卒業（これと同等以上の学力がある場合を含む。）した後、保健福祉部長官が指定する教育訓練機関で 12 週間以上、社会福祉事業に関する教育訓練を履修した者
- ・ 改正前の「社会福祉事業法」に基づいて、社会福祉士 3 級の資格を取得した後、3 年以上の社会福

### 社事業の実務経験がある者

児童福祉専担公務員になるには、社会福祉士の資格（1級もしくは2級）が必須である。

#### ② 養成課程

2020年1月より、改正された社会福祉事業法が施行され、社会福祉士取得のためのカリキュラムは以下のように示されている<sup>5</sup>。

必須科目	社会福祉概論、社会福祉法制と実践、社会福祉実践技術論、社会福祉実践、社会福祉政策論、社会福祉研究理論、社会福祉行政、社会福祉現場実習、人間の行動と社会環境、地域福祉論など	●大学・専門大学 10科目 30単位以上 ●大学院 6科目 18単位以上 ※ 1科目 3単位
選択科目	児童福祉論、家族福祉論、青少年福祉論、障害者福祉論、高齢者福祉論、社会保障論、国際社会福祉論など	●大学・専門大学 7科目 21単位以上 ●大学院 2科目 6単位以上 ※ 1科目 3単位
実習	160時間以上	

#### 【参考文献】

1. National Center for the Rights of the Child ([http://www.korea1391.go.kr/new/page/business\\_part.php](http://www.korea1391.go.kr/new/page/business_part.php))
2. NPO 団体 참여연대 (<https://www.peoplepower21.org/Welfare/1642627>)
3. 2019年12月13日 埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科 姜恩和准教授ヒアリング
4. 社会福祉事業法施行令（別表1）
5. 社会福祉事業法 (<http://www.law.go.kr/LSW/nwRvsLsInfoR.do?lsiSeq=210110>)

## 16. シンガポール

### (1) 児童虐待に関わる児童福祉制度の概要

シンガポールにおいては、Ministry of Social and Family Development の Child Protective Service (CPS) が主導的役割を果たしながら、医療機関やコミュニティベースの社会福祉団体、学校、警察、裁判所などの複数の機関との協力のもとで児童保護（法的介入）や支援サービスが行われる<sup>1,2</sup>。シンガポールでは、リスクやニーズの高さによってケースを管理する所管が分けられており、CPS は法的介入などが必要となるリスク、ニーズの高いケースを扱う。リスクやニーズが中程度のケースでは、国内に3か所ある Child Protection Specialist Centres (CPSCs) によってコミュニティベースの介入が提供されており、リスクやニーズが比較的低いものについては、現在国内に47か所ある Family Service Centre (FSC) が支援を提供している<sup>1,3,4</sup>。Children and Young Persons Act (2019年に改正法が議決)に基づき、こうしたサービスの根拠となる法である<sup>5</sup>。

### (2) 児童福祉司にあたる専門職

日本の児童福祉司にあたるのは、CPS で働く Child Protection Officer、CPSC および FSC で働く Social Worker である。CPSC では、より上級のソーシャルワーカー (Senior Social Worker) が働くことが多い<sup>1,2</sup>。

### (3) 児童福祉司にあたる専門職として働くための要件

#### ① 学位等

CPS で Child protection officer として働くには、学士号が必要であり、社会科学の分野が望ましい<sup>6</sup>。CPSC、FSC で働くには、ソーシャルワークの学士号が必須であり、それに加え CPSC の Senior Social Worker は、ソーシャルワークやカウンセリングの経験最低5年以上、FSC の Social Worker は2～5年の経験が求められることが多い<sup>7,8</sup>。

#### ② 養成課程

シンガポールでは、ソーシャルワーカーの養成プログラムとして、シンガポール国立大学、シンガポール社会科学大学が推奨されている<sup>9</sup>。

シンガポール国立大学では、幅広い社会科学の理論やソーシャルサービスにおける組織プランニング、ヒューマンリソースのマネジメントや研究などを学ぶとともに<sup>10</sup>、400時間の実習を2回（多くの場合は、1年目を終えた休暇期間と2年目を終えた休暇期間）受けることとなっている<sup>11</sup>。

### (4) 専門職の専門性向上に関する取組

#### ① 質の保証に関する取組

2009年に Ministry of Social and Family Development, National Council of Social Service, Singapore Association of Social Workers により、Social Work Accreditation and Advisory Board (SWAAB) が設立され、ソーシャルワーカーおよびソーシャルサービスの実践家向けの認定システムが開始された<sup>12</sup>。

SWAAB に登録することで、登録されたソーシャルワーカー (RSW) となる。SWAAB への登録要件は、新卒の場合はソーシャルワークの学位、1年未満のシンガポールでのフルタイムのソーシャルワークの実践経験および同僚や雇用主2名からの推薦 (references) である。新卒以外の場合は、ソーシャルワークの学位、1年以上のシンガポールでのフルタイムのソーシャルワークの実践経験、80時間の職場及び外部機関でのソーシャルワークの専門スキルを強化するためのトレーニングの受講、養成課程と就職後で合計1000時間以上のスーパービジョンのもとでの実践および、同僚や雇用主2名からの推薦が必要となる<sup>13</sup>。

## ② 専門職の資質向上等に関する取組

SWAAB は、認定のワーカーに 2 年間で 60 単位の Continuing Professional Education (CPE) を受けることを課している。60 単位には、セミナーへの参加や政府機関等の委員会への選出、ソーシャルワーカー向けの講義の実施、論文や本の執筆などの Structured Activities (最低 30 単位) に加え、自己学習なども含まれる<sup>14</sup>。

また、2015 年に National Social Work Competency Framework が発表され、下図のように Social Worker I ~Senior Master Social Worker レベルまでのキャリアパスが示された。Lead Social Worker がその下のソーシャルワーカーのスーパーバイズやメンターを行う<sup>15, 16</sup>。それぞれのレベルのソーシャルワーカーが果たすべき責任、およびそれぞれが身につけるべき知識やスキルがコンポーネント (Casework, Group work, Community Work, Social Work Supervision/Clinical Supervision, Research and Programme Evaluation, Professional Leadership, Ethics, Values and Legislation, Systems Linkage, Analysis and Development, Environmental Systems and Social Policies) ごとに示された。また、そうした知識やスキルの向上のために、セルフアセスメントツールキットなどが出されており、そうしたアセスメントに基づき能力向上計画を立てることができる<sup>16</sup>。

図表 142 ソーシャルワーカーのレベル

レベル	
Expert	Senior Master Social Worker
	Master Social Worker
Advanced	Lead Social Worker
Intermediate	Senior Social Worker
Foundational	Social Worker II
	Social Worker I

(出所) Ministry of Health, Ministry of Family Development and National Council of Social Service (2015). My career: A professional developmental guide for Social Workers.をもとに MURC 作成

## 【参考文献】

1. Pathy, P., Yuxuan Cai, S., How Ong, S., & S, S, Fung, D. (2014). Child protection and children's right in Singapore, *Adolescent Psychiatry*, 4, 242-250.
2. Ministry of Social and Family Development  
(<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Divisions-at-MSF/Social-Development-and-Support/Rehabilitation-and-Protection-Group/Pages/Child-Protective-Service.aspx>)
3. Ministry of Social and Family Development  
(<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Family-Violence/Pages/Child-Abuse.aspx>)
4. Ministry of Social and Family Development  
(<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Family-Service-Centres.aspx>)
5. Ministry of Social and Family Development  
(<https://www.msf.gov.sg/policies/Children-and-Youth/Pages/Protection-under-Children-and-Young->

Persons-Act.aspx)

6. Carrers@Gov (<http://careers.pageuppeople.com/688/cwlive/en/job/538872/child-protection-officer-child-protective-service-rpg>)
7. National Council of Social Service  
(<https://e-services.ncss.gov.sg/Career/Job/Detail/8bf95c07-2f38-ea11-8150-000c296ee030>)
8. National Council of Social Service  
(<https://e-services.ncss.gov.sg/Career/Job/Detail/7b337072-2f38-ea11-8150-000c296ee030>)
9. Social Service Tribe  
(<https://www.ncss.gov.sg/Social-Service-Tribe/CareersDetail/Social-Work#eduRequire>)
10. シンガポール国立大学  
([http://www.fas.nus.edu.sg/swk/courses/undergraduates/about\\_the\\_programme](http://www.fas.nus.edu.sg/swk/courses/undergraduates/about_the_programme))
11. シンガポール国立大学  
([http://www.fas.nus.edu.sg/swk/courses/field\\_placement/field\\_placement](http://www.fas.nus.edu.sg/swk/courses/field_placement/field_placement))
12. Social Work Accreditation and Advisory Board (<https://accreditation.sasw.org.sg/>)
13. Social Work Accreditation and Advisory Board (<https://accreditation.sasw.org.sg/criteria>)
14. Social Work Accreditation and Advisory Board (<https://accreditation.sasw.org.sg/cpe-page>)
15. Ministry of Health, Ministry of Family Development and National Council of Social Service (2015). National Social Work Competency Framework.
16. Ministry of Health, Ministry of Family Development and National Council of Social Service (2015). My career: A professional developmental guide for Social Workers.

## 第IV章 他分野の専門職の養成課程

児童福祉の専門職の養成・育成の検討にあたって、他分野の参考になると思われる、裁判所調査官（補）、医師の養成課程について以下にまとめる。

### （1）家庭裁判所調査官（補）

段階	項目	内容
採用	裁判所職員採用 総合職試験 （家庭裁判所調 査官補）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受験資格               <ul style="list-style-type: none"> <li>・院卒者区分：30歳未満で、院卒及び院卒見込み</li> <li>・大卒程度区分：21歳以上30歳未満</li> </ul> </li> <li>●第1次試験               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎能力試験（多肢選択式）</li> <li>・専門試験（記述式）</li> </ul> </li> <li>●第2次試験               <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策論文試験（記述式）</li> <li>・専門試験（記述式）</li> <li>・人物試験（集団討論及び個別面接）</li> </ul> </li> </ul>
	最終合格から採 用まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>●採用候補者名簿に記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終合格者は、最高裁判所が作成する採用候補者名簿（1年間有効）に高 点順に記載される。</li> </ul> </li> <li>●各裁判所への推薦               <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の裁判所を対象に、勤務希望地、成績等を勘案の上、最終合格者を 欠員のある裁判所に推薦する。</li> </ul> </li> </ul> <p>※各裁判所の欠員状況により、名簿の有効期間内に推薦（採用）されない場 合や、希望以外の裁判所に推薦される場合もある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意向照会（面接等）、内定               <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦を受けた各裁判所は採用可否の意向照会をする。場合によっては、 面接を行うこともある。</li> </ul> </li> <li>●採用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、試験を実施した翌年4月1日付で採用される。</li> </ul> </li> </ul>
養成研修 （採用直 後）	家庭裁判所調査 官補としての研 修（2年間）	<p>家庭裁判所調査官補として全国の各家庭裁判所に配属され、裁判所職員総 合研修所に入所して約2年間の養成研修を受ける。後期合同研修を修了す ると、家庭裁判所調査官として任官し、実務につく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フレッシュセミナー（4月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用直後に裁判所職員として当面必要な知識を習得。</li> </ul> </li> <li>●新採用職員研修、総合職採用職員初任研修（4～5月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所職員として必要な基礎知識や心構えを習得。</li> </ul> </li> <li>●家庭裁判所調査官養成課程               <ul style="list-style-type: none"> <li>①前期合同研修（5月～7月）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事事件・少年事件に必要な法律の基礎知識、行動科学等の理論、面接 技法などを学習</li> <li>（「法律」：民法、刑法、家事事件手続法、少年法、「行動科学」：心理学、 教育学、家族社会学、社会福祉学、「調査実務・演習」：家事事件調査実 務、少年事件調査実務など）</li> </ul> </li> <li>②実務修習（7月～翌年8月）</li> </ul> </li> </ul>

段階	項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用庁において、指導担当者による指導のもと、当事者、少年・保護者との面接や関係機関との連絡、報告書の作成などを実践で学ぶ。</li> <li>・修習態勢は3人でグループを形成し、調査の進め方や調査結果について、グループ討議により検討する。家事事件と少年事件を6か月半ずつ担当。</li> </ul> <p>③後期合同研修（翌年9月～翌々年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務修習での経験を踏まえ、法律の知識、行動科学の理論、面接技法などを一層深め、プロフェッショナルにふさわしい専門性を磨く。</li> </ul> <p>（「法律」：民法・家事事件手続法演習、刑法・少年法演習、「行動科学」：犯罪社会学、家族力動、精神医学、「実務演習」：面接技法演習、事例研究など）</p>
養成研修 （実務者対象）	役職、経験に応じた研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経験年数や役職に応じて、職務遂行に必要な知識や技能習得のための研修を実施。</li> <li>・家庭裁判所調査官応用研修：若手家裁調査官を対象に、専門的知識等を応用して、複雑困難な事件についても、調査事務を遂行できる能力をかん養 など</li> </ul>

## (2) 医師

段階	項目	内容
全体像		<pre> graph TD     A[医学部 6年] --&gt; B[準備教育]     A --&gt; C[専門教育]     A --&gt; D[臨床前医学教育]     B --&gt; E[共用試験 知識・技能の評価]     C --&gt; E     D --&gt; E     E --&gt; F[診療参加型臨床実習]     F --&gt; G[医師国家試験]     G --&gt; H[合格 1回目医師登録]     H --&gt; I[法に基づく臨床研修 2年]     I --&gt; J[臨床研修修了 2回目医師登録]     J --&gt; K[新たな専門医の養成 3年以上]     K --&gt; L[専門医資格取得]     L --&gt; M[生涯教育]           </pre>
大学 医学部 正規課程 6年	医学部正規過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文部科学省「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に、医学部卒業時まで身に付けておくべき知識・技能・態度の目標が示されている。</li> <li>●各大学のカリキュラムのうち約3分の2は「モデル・コア・カリキュラム」、約3分の1は大学独自のカリキュラム。</li> <li>●共用試験（CBT・OSCE） 主に5、6年次に実施される臨床実習の開始前に、実習に必要な知識・技能・態度が学生に備わっているかどうかを評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・CBT：コンピューターを用い、知識（解剖学・生理学・内科や外科の各論など）を評価する多肢選択式の試験</li> <li>・OSCE：技能と態度を評価する実技試験。模擬患者・必要な用具・機器等が用意されたステーション（試験室）を複数廻り、患者への配慮や診療技能について評価。</li> </ul> </li> </ul>

段階	項目	内容
免許取得	医師国家試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項の規定</li> <li>●受験資格               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者</li> <li>(2) 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後 1 年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの</li> <li>(3) 外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの</li> <li>(4) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 108 号）第 17 条第 1 項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの</li> </ol> </li> <li>●試験内容：臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能</li> </ul>
養成研修	法に基づく臨床研修（2 年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法に基づく臨床研修（医師法第十六条の二） 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。</li> <li>●医師臨床研修制度の基本理念 臨床研修は、医師が、医師として的人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。 （医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する医師臨床研修に関する省令）</li> <li>●医師法等の一部改正（平成 12 年改正、平成 16 年 4 月施行）               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診療に従事しようとする医師は、2 年以上臨床研修を受けなければならない。</li> <li>2. 臨床研修に専念しなければならない。</li> <li>3. 臨床研修修了を医籍に登録、修了登録証の交付</li> <li>4. 臨床研修未修了者の診療所開設は知事の要許可</li> <li>5. 病院・診療所の管理は臨床研修修了者に限定</li> </ol> </li> </ul>
	新たな専門医の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな専門医の養成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 5 月に設立された、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行う。</li> </ul> </li> <li>●若手医師のキャリア形成に配慮しつつ、地域で一定期間研修を行うことにより、地域の医療提供体制の再構築が図られ、また、医師が認定を受けた専門領域を開示できることにより、患者が医師の専門性を確認でき、医療機関へのアクセス強化が図られる。</li> </ul>

## 第V章 検討委員会で出された意見等

4回の検討委員会の中で、アンケート調査に関する分析や海外事例調査などの議論を通して、下記のような意見が出された。

### (1) 児童福祉司・児童福祉司 S Vについて

#### ① 児童福祉司・児童福祉司 S Vの専門性

- ・職員が「子どもを守らなければならない」という気持ちを身につけることが大事であり、児童相談所としてのどのような体制、気持ちで臨むかの検討が必要である。
- ・組織で対応していく組織力と個人の専門性の両方を合わせて考えなければならない。
- ・「個人の資格をどうするか」と「組織の専門性をどう高めるか」の2つの議論が必要である。
- ・児童福祉司の専門性としてのソーシャルワークとは何かがまだまだ明確でない。福祉の中でも、高齢者や障害者へのソーシャルワークと異なり、児童虐待などの介入型のものは、ソーシャルワークの中でも何に当たるのかという意見がある。
- ・「ソーシャルワークがどうあるべきか」、「児童福祉司とはどうあるべきか」ということについて、考え方の統一を図る必要がある。
- ・組織として専門性を重要視する意識を持つ必要がある。目の前のことに対処することだけが組織の命題になり、職員の学会への参加や学びが優先されず、それが悪循環になっている。

#### ② 児童福祉司・児童福祉司 S Vの育成

##### 【養成のしくみ】

- ・ジェネラルソーシャルワークとスペシフィックの2階建てでやるのがよい。
- ・大学教育だけで児童福祉司に必要とされる専門性を養成するのは難しい。
- ・個人の専門性を高めて各組織に所属する枠組みが必要である。フォスタリング機関も民間もソーシャルワーカーは必要であり、特定の場所（公的機関）に所属する人だけを育成するシステムは適切でない。
- ・子どもの問題に向き合うための専門性は何か、それをどう担保するかを考慮した上で、養成の仕方を考える必要がある。
- ・専門学校などのシステムと、資格を生かせる環境づくり（一定の資格、資質をもつ職員をコンスタントに児童相談所に配置するなど）が重要である。
- ・ゼロから資格を取得する学生に対する養成の仕方と、現任の児童福祉司が資格取得する際の研修は、分けて考えなければならない。水準としては、誰がどこに行っても適切に専門性が確保できることが必要である。そこに至るまでに様々な経験をしている人もいるため、そのような人をどのように養成するか。学生に対しては諸外国の様々な制度や、裁判所調査官の育成の仕組みが参考になる。裁判所調査官は2年間のプロセスの中でプログラムを組んで育成している。
- ・職場に配置されて現場に行く前に集合研修を行い、さらに職制が上がる度に集合研修やOJTを行う家庭裁判所調査官の仕組みがよいと思われる。
- ・「児童相談所学校」で学び、「児童福祉司補」として何年間かスーパーバイザーについて専門性を身につけるなどのしくみが必要である。

- ・一定期間、育成機関に派遣して養成する場合、自治体が長期間派遣できるかという課題が生じる。
- ・地方自治体から長期間研修に出るのは難しいので、専門職が都道府県を回りながら統一を図る仕組みを作ってはどうか。「児童相談所はこうあるべき」という人を SV に配置すれば、人材育成もできる。日本の標準を作るためにも必要である。
- ・ソーシャルワーカーの基礎資格を担保する人が SV になっていくには、SV の存在がなければならない。SV も一緒に育てて、どのように有効活用するかが、組織の専門性を保つためにも大切である。
- ・ケースの判断は極めて重要であり、判断できる人がいるかどうかは重要である。
- ・所長研修として SV 以上の研修が必要である。

### ③ 児童福祉司・児童福祉司 S V を取り巻く環境など

#### 【資格について】

- ・個人差が大きいことは重要である。研修を受けたからと言って、難しい。資格化すれば 20 年後には揃うと思うが。
- ・資格化とは別に組織の問題として、皆が資格をもったとしても、組織の中では個人差が出てくる。
- ・地位が上位になるほど、専門性が下がっている。SV（管理職）は福祉職採用の割合が小さい。資格を作ったとしても、組織全体として専門家集団になるためには 30 年かかる。
- ・「資格を取らなくてもよい、取りたくない」という理由として「資格を取ると児童相談所から離れられない」という回答が多いのは、ソーシャルワークはやりたくないが、県の職員として研修を受けることを命ぜられて受けたら、他部署には行けなくなるということへの懸念だと思われる。ソーシャルワークをしたくて、様々な部署を渡り歩きたい人は問題なく受けるだろう
- ・大学卒業後にソーシャルワークをしたくて資格を取得した人を採用すれば、問題はない。
- ・海外では、学部レベルはジェネラリストで、院まで行くと専門性が高くなる場所が多い。
- ・海外は資格優位であり、そこが日本の考え方とは異なる点である。例えばアメリカの CPS は公務員だが、資格をもつ人は民間の様々なところを渡り歩く。日本では専門性をもったとしても「渡り歩くとキャリアが続かないから渡り歩かない」という考え方になる。

#### 【採用、配属について】

- ・福祉職採用と言っても、自治体によって受け取り方の幅が異なる。福祉職が多い自治体は、直営の施設職員の福祉職であることが多い。
- ・自治体によって、児童相談所への配属（相談業務など）と児童福祉司の発令を厳密に行っているところと、区別が混在している。
- ・自治体によっては、任用資格のない人でも受けられる児童福祉司の専門試験がある。一方、採用時に児童福祉司任用資格をもつことを条件にしているところもある。
- ・地域によって課題が異なる。スーパーバイザーの体制も地方は弱い。
- ・自治体によって、係長、課長補佐などの組織内の立場によって SV になったり、SV でもケースをもつ人、もたない人がいたり、職制の中での違いがある。
- ・雇用後すぐに配置せざるを得ない日本の仕組みを変える必要がある。1 年目は 20 ケースしかもたなくて済む人員体制にすればよい。今はケース数が多いため、1 年目にも担当をもたせなければ回らない。20 ケースという上限を設ければ、その間にスーパーバイズを受けたり、研修に行ったりすることもできる。決して、資格が必要ないということではなく、資格と共にそのような人員体制とセットで考える必要がある。

- ・意見交換会では、地域を超えた交流をすることで分かることがあったという人もおり、他の児童相談所との違いを知る機会をもつことも重要である。

## (2) 市区町村児童相談担当者について

- ・通告、調査、対応までできる市町村と、体制が整っていないため児童相談所に聞きながらやっている市町村では、児童相談所に期待する像が異なる。
- ・市町村が重視する専門性は、技量や知識のボトムアップ以外の要素の方が多いと思う。
- ・市町村児童担当者は、児童相談所の専門性を措置権（子どもを連れていってくれるかどうか）で評価していることがある。
- ・都道府県と市町村で児童相談所の役割分担がルーチン化しているところと、そうでないところでも違いがある。泣き声通報や面前 DV を市町村で行なう自治体もある。
- ・市町村の技量も様々であり、地方の小さな自治体では、児童と高齢者を一緒に見ているので、児童について児童相談所にやってもらうだけでもありがたく高く評価するところがある。
- ・市町村は人事異動があるため、必要な知識と技術は同列で議論できるものの、養成や組織的な運営に関しては別の議論が必要である。

## 第VI章 考察、まとめ

### 1. 考察

#### ① アンケート結果から

##### <児童福祉司・児童福祉司 S V 調査>

##### 【児童福祉司・児童福祉司 S V の属性】

- ・約 8 割の児童福祉司や児童福祉司 S V から回答があった
- ・児童福祉司や児相福祉司 S V（係長、課長等を除く）は福祉職採用が 75%前後であるのに対し、児童福祉司 S V（係長、課長等）は半数にとどまるといった状況がみられた。特に 40 歳代、50 歳代以上の児童福祉司 S V（係長、課長等）は福祉職の割合が他に比べて低い。
- ・児童福祉司の 6 割が「児童相談所での仕事が初めて（他の部署からの着任を含めて）」としており、児童福祉司の仕事はもとより、児童相談所の仕事についても経験が浅い人が多いことがうかがえる。
- ・児童福祉司や児童福祉司 S V は社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人は半数となっている。

##### 【児童福祉司・児童福祉司 S V の業務へのやりがいや負担】

- ・児童福祉司や児童福祉司 S V、年齢、経験年数、資格の有無にかかわらず、7 割以上が現在の業務にやりがいを感じている。
- ・一方で、負担に感じることは、業務自体での負担として「子どもの保護者との関係」をあげる人が児童福祉司や児童福祉司 S V に限らず多いが、業務自体以外では「労働時間が長い」「精神的な負担が大きい」「土日や夜間対応がある」といった職場の労働条件に関する負担をあげる人が多くおり、児童福祉司や児相福祉司 S V の業務自体の負担の他、労働環境を含めてかなり大きな負担感を感じていることが推察される。

##### 【専門性に関する自己評価】

- ・児童福祉司や児童福祉司 S V それぞれの経験年数により、自身のソーシャルワークや、児童福祉司の個々の専門性に対する評価が異なっていることが分かった。  
特に児童福祉司 1 年未満などの経験の浅い児童福祉司の自己評価は他に比べて低い。個々の項目では、見立てや支援計画作成、ケースのマネージメントといった項目が低い。全体的に経験年数が長くなるにつれ、自己評価が高くなっている。
- ・また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格の有無より、年齢や児童福祉士の経験年数によるところが大きく、20 歳代、30 歳代の児童福祉司の自己評価が低かった。
- ・加えて、自身の専門性が不足して困ったと感じたこと（自由記述による）として、経験年数に関わらず、児童福祉司では、子どもの成長などに関することや法的知識をはじめとするさまざまな知識の他、面接技術や保護者支援・ペアトレーニング、経験・実践などをあげる人が多く、特に経験年数の浅い人はこれらをあげる人が多くみられた。また、児童福祉司 S V では、適切なスーパーバイズや部下の育成、コーディネート力といったことをあげる人が多くみられた。

### 【日常のOJTや専門性の獲得の状況】

- ・児童福祉司の半数が児童福祉司S Vからのスーパービジョンを「日々のケース対応の中で受けている」としているものの、「受けていない」とする人も約8%いた。また、S Vから受けているスーパービジョンが十分かどうかについては、全体の半数が「十分（「十分」と「やや十分」の合計）としている一方で、「受けていない」人の約78%、「自分から希望した時に受けている」の約56%が「足りない（「やや足りない」と「足りない」の合計）としており、児童福祉司S Vからのスーパービジョンにかなりの差がみられた。
- ・また、児童福祉司に「チューターがいた・いる」のは約40%であり、これは児童福祉司の経験年数に大きな違いはみられなかった。業務だけでなくメンタル的なサポートを行う「チューター」がいない人が多かった。
- ・一方で、自身の専門性の獲得については、「OJT」や「S Vによるスーパーバイズ」をあげる人が多いことから、日常業務でのOJT、チューター、児童福祉司S Vの存在が大きいことがうかがえる。
- ・法定研修に対する評価（1は役に立っていない、5は大変役に立っている）として、児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後研修については児童福祉司任用前研修は、「3」「4」の評価が多く、特に児童福祉司1年未満の人の評価が高く、経験年数が長くなると評価が低かった。また、S V研修についても、「3」「4」が多いものの、児童福祉司S Vの経験年数による違いがみられなかった。

### 【資格について】

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人に対する、「資格を取得するための専門性のみで、現在の業務が行えるか」の設問に対しては、「行える」（「十分行える」）と「ある程度行える」の合計と回答した人は約27%にとどまっている。特に、20歳代や30歳代は40歳代や50歳以上に比べて、「行える」割合が低い。
- ・児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合の取得意向については、「取得したい」（「ぜひ取得したい」と「機会があれば取得したい」の合計）が半数を超えている。児童福祉司は児童福祉司S Vに比べて取得意向が高かった。その他、資格の取得意向が高い人は、福祉職採用の人、20歳代の人、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人、業務にやりがいを感じている人、自己肯定感の高い人といった特徴がみられ、若い人だけでなく、意欲の高い人の取得意向が高いことがうかがえる。
- ・一方、資格を取得したいと思わない理由としては、約半数が「必要性を感じないから」をあげ、児童福祉司S Vは児童福祉司に比べて割合が高い。その他、資格を取得したいと思わない人は、50歳代以上の人や、一般行政職採用の人が他に比べて割合が高かった。
- ・資格取得意向のある人の資格を取得する際の不安については、「資格取得にかかる時間」や「実習期間」をあげる人の割合が高くなっている。また、取得しやすい受講方法については「オンライン研修」「自宅での通信教育」をあげる人の割合が高く、学習方法等に対する工夫が求められている。

### 【外部機関からの評価について】

- ・外部機関からの、児童相談所全体の評価や児童福祉司や児童福祉司S Vに対する評価は、児童福祉司や児童福祉司S Vの自己評価と、かなりの開きがみられた。特に児童相談所の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」としての評価の差は大きかった。また、児童福祉司や児童福祉司の専門性に対しては、子どもや保護者に対する態度や関係機関等の調整などについて、外部機関からの評価と自己評価の差が大きかった。

## <市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者調査>

### 【市区町村のソーシャルワークを担う者の属性】

- ・市区町村のソーシャルワークを担う者は、40歳代が多い。また、女性の割合が男性に比べて3倍となっている。
- ・採用区分としては、福祉職の採用が約35%、雇用形態では常勤が約70%、採用形態としては、社会人採用や任用付き採用が新卒採用を上回っていた。
- ・ソーシャルワーク経験年数が3年未満の人が約26%、現在の職場が初めての人（他の福祉以外の部署からの異動を含めて）が半数を占めており、ソーシャルワークに関する経験や現在の業務の経験が浅い人が多いことがうかがえる。
- ・市区町村のソーシャルワークを担う者で社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人は約25%となっている。

### 【市区町村のソーシャルワークを担う者の業務へのやりがいや負担】

- ・市区町村のソーシャルワークを担う者の、ソーシャルワークの経験年数や社会福祉士や精神保健福祉士の資格の有無、市区町村の人口規模に関わらず、大半の人が現在の業務にやりがいを感じている。
- ・一方で、負担に感じることは、業務自体での負担として「子どもの保護者との関係」をあげる人が多いが、業務自体以外では「精神的な負担が大きい」職場の労働条件に関する負担をあげる人が多い。

### 【専門性に関する自己評価】

- ・市区町村のソーシャルワークを担う者それぞれの経験年数により、自身のソーシャルワークや、市区町村のソーシャルワークを担う者の個々の専門性に対する評価が異なっていることが分かった。  
特にソーシャルワークの経験年数1年未満の経験の浅い市区町村のソーシャルワークを担う者の自己評価は他に比べて低い。個々の項目では、見立てや関係間のコーディネート、進行管理台帳への登録や終結の提案が低くなっている。

### 【日常のOJTや専門性の獲得の状況】

- ・自身の専門性の獲得については、「大学や養成学校等」や「スーパーバイズ（業務の適切な指導・助言）」、「職場外での研修」をあげる人が多く、日常業務でのOJTでの専門性の獲得が難しいことがうかがえる。
- ・要対協調整機関専門職の研修に対する評価（1は役に立っていない、5は大変役に立っている）として、「役にたっている」（「やや役にたっている」と「大変役にたっている」の合計）とする人は約60%となっており、特にソーシャルワーク経験が1～3年未満の人の評価が高くなっていた。

### 【資格について】

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている人に対する、「資格を取得するための専門性のみで、現在の業務が行えるか」の設問に対しては、「行える」（「十分行える」）と「ある程度行える」の合計と回答した人は約44%であった。年齢やソーシャルワーク経験年数が高くなるにつれ、「行える」割合が高くなっている。
- ・児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合の取得意向については、「取得したい」（「ぜひ取得したい」と「機会があれば取得したい」の合計）が約65%となっている。ソーシャルワークの経験年数や社会福祉士や精神保健福祉士の資格の有無にかかわらず、取得意向が高い。
- ・一方、資格を取得したいと思わない理由としては、「必要性を感じないから」が約41%となっている。

- ・資格取得意向のある人の資格を取得する際の不安については、「資格取得にかかる時間」や「実習期間」をあげる人の割合が高くなっている。また、取得しやすい受講方法については「オンライン研修」「自宅での通信教育」をあげる人の割合が高く、学習方法等に対する工夫が求められている。

### 【外部機関からの評価について】

- ・外部機関からの、市区町村や市区町村のソーシャルワークを担う者に対する評価は、市区町村のソーシャルワークを担う者の自己評価と、かなりの開きがみられた。特に市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」としての評価の差が大きかった。また、市区町村のソーシャルワークを担う者の専門性に対しては、子どもや保護者に対する態度や見立て、関係機関等との調整などについて、外部機関からの評価と自己評価の差が大きかった。

### ② 意見交換会で出された意見から

- ・経験年数の浅い児童福祉司から、医療や法律等の専門知識が不足していることが課題としてあげられた他、ある程度業務経験を積むことで、自身の課題を認識できたり、不足している知識に気付くことができるという意見があった。
- ・児童福祉司 SV からは、スーパービジョンを十分に行うための余裕がないという意見が多くあげられたほか、経験年数の浅い児童福祉司からも、相談したいときに相談できないという意見があげられていた。
- ・児童福祉司・同 SV とともに、専門性向上のための方策の1つとして研修や勉強会に出席したいという思いはあるが、多忙により出席できないという意見があげられていた。
- ・意見交換会出席者の感想として、同じ職種（児童福祉司、同 SV）で同じような経験年数の児童相談所職員と話す機会ができてよかったという意見が多くあげられていた。

### ③ 海外事例調査から

#### 【採用、養成段階について】

- ・ソーシャルワークをはじめとした専門分野の学位取得が児童福祉司にあたる専門職として働くための要件となっている国が多く、採用時より福祉の専門職として位置づけられている。また、専門職として働くにあたり、ソーシャルワーカーの職業団体等への登録を義務化したり、認定を受けたソーシャルワーカーとして働くために試験を課している国もあるなど、働き始める段階で、一定の質の担保ができる仕組みとなっているといえる。
- ・大学等で提供されるソーシャルワークのカリキュラムでは、実習期間が長く、養成段階で一定の実践力を身につけることができるカリキュラムとなっていると考えられる。北欧などでは、大学の課程を修了することが専門職に就く資格となるように、専門人材の育成としての大学教育が確立されている。また、アメリカなどでは大学が提供するカリキュラムは、定期的な審査を受ける必要があり、大学教育による質の担保がなされている。
- ・アメリカやフィンランドなどでは、大学院教育において、ソーシャルワークの中でもより特化した分野を学ぶことができるカリキュラムが提供されており、専門を深める機会が確立しているといえる。
- ・イギリスでは、社会人向けのコースでは返済不要の奨学金制度があるなど、金銭面に不安を抱くことなく、コースを受講でき、多様なキャリアから専門職となることができる仕組みが整備されている。

#### 【資質能力、専門性の向上について】

- ・多くの国では、継続的な職業教育（CPD）の仕組みが整備されており、専門性を維持、向上するため

に、働き始めてからも各自に必要な教育やトレーニングを受けることが求められている。また、スウェーデンでは、大学院においてパートタイムでのプログラムが提供されるなど、働きながら学ぶ環境が整備されている。こうした CPD や大学院などの仕組みが、専門職の資質能力や専門性の向上に貢献していると考えられる。

- ・イギリスやシンガポールなどでは、ソーシャルワーカーのレベルが示されており、スーパーバイザーとなるのも一定のレベル以上とするなど、それぞれのレベルで期待される役割などが明示されている。各レベルに応じた役割や身につけるべきスキルなどを示すことで、キャリアの見通しがつきやすく、キャリアアップの意識向上につながると考えられる。

## 2. まとめ

児童福祉司・児童福祉司 S V に関する調査は今までも実施されていたものの、今回のように全国の児童福祉司・児童福祉司 S V 全員に対する調査は少ない。今回の全国調査において、約 85% の児童相談所に所属する児童福祉司・児童福祉司 S V からの回答があり、回答者数が 2800 人超といった大半の児童福祉司・児童福祉司 S V の協力を得られ、全国で働く児童福祉司・児童福祉司 S V の実態を把握できたといえる。特に、児童福祉司・児童福祉司 S V のスキルや専門性に関する自己評価や児童福祉司の資質向上のために必要としていることや支援が明らかとなった。加えて、より児童福祉の専門家としての公認の資格への取得意向なども明らかとなった。

また、市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者に対する実態調査についても、全国的に実施している調査は少ない。今回の全国調査において、2300 人超といった回答が得られ、全国の市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者のスキルや専門性に関する自己評価やソーシャルワークを担う者の資質向上のために必要としていることや支援が明らかとなった。

加えて、外部機関の調査を実施することで、児童福祉司・児童福祉司 S V、市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者に対する客観的な評価を得られ、それぞれの自己評価との乖離などから、児童福祉司・児童福祉司 S V、市区町村の児童等へのソーシャルワークを担う者がさらに高めていく必要があるスキルや専門性が浮き彫りとなり、多角的に調査を実施した意義は大きいと考える。

### <児童福祉司>

- ・児童相談所の児童福祉司の約半数は 3 年未満と経験年数の浅い児童福祉司が担っている。経験の浅い児童福祉司の中には、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもちながらも、現場での経験などが少ないため、日常の業務に対する不安を抱えている人が多くみられ、経験年数の長い人に比べて専門性についての自己評価に対が低い結果となっていた。また、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている児童福祉司の中には、その資格を取得するための専門性のみでは現在の業務を行うことが難しいと評価しているものが多かった。
- ・日常業務での相談などが気軽にできたり、児童福祉司 S V からの適切なスーパーバイズを受けられる体制の強化が期待されている。
- ・特に子どもの保護者への対応や見立て、支援計画などある程度経験や実践を積みながら習得していく専門性については自己評価が低くなっていた。また、児童福祉司任用前研修や任用後研修で児童福祉司に必要な知識や専門性を学ぶものの、すぐに身につくものではなく、日常の O J T や S V によるスーパーバイズの他、専門的な研修へのニーズが高い。

- ・児童福祉司のアンケートの自由記述や意見交換会の他、外部機関からの意見からも、児童福祉司としての知識を身につけることはもちろんのこと、様々なスキルなどを身につけるため、一定の期間（3か月程度の意見が多い）の経験・実践を求める声が多くきかれた。
- ・その他、現在の法定研修である児童福祉司任用前研修、任用後研修等の研修の他に、経験年数に応じた研修機会の提供や所属する児童相談所以外の職員と、共通する課題について話し合ったり、課題に対する方策を共有したりする機会の確保が求められている。
- ・加えて、内外への研修等を含め、自身の専門性向上やスキルアップに対する意欲はあるものの、業務への支障を気にする人も多く、児童福祉司の養成や育成を検討において、経験・実践の期間や充実した研修受講機会の確保のため、人材配置などを含めて検討が求められている。
- ・さらには、児童福祉の専門職としての公認の資格が創出された際の資格意向がある人は半数を超えており、児童福祉司が求められる専門性、経験・実践を含めて学べるものが求められていると推察される。

#### <児童福祉司 S V>

- ・児童福祉司 S Vの約 63%は S V 経験が3年未満と、児童福祉司 S V 経験年数の浅い人が担っている。児童福祉司としての経験があるが、児童福祉司 S Vとして、児童福祉司の育成・指導に対しての研修は多くなく、児童福祉司 S V 研修が主なものとなっている。児童福祉司と同様、研修受講意欲はあるものの、時間的な余裕がない状況となっている。
- ・一方で、経験年数の浅い児童福祉司が多い中で、児童福祉司 S Vに対する期待が大きく、児童福祉司の育成や児童福祉司が抱えるケースのフォローなど、児童福祉司 S Vの負担が大きい。
- ・児童福祉司 S Vは、法定研修の他、S V 経験に応じた研修や、S V のスーパーバイズの配置など、児童福祉司 S Vの専門性を高めていくことが求められ、そのことが児童福祉司の専門性の向上にもつながると期待される。

#### <その他児童福祉司や児童福祉司 S Vを取り巻く環境>

- ・市区町村や社会的養護関係機関などの、児童相談所や児童福祉司、児童福祉司 S Vに求められる役割や期待が年々大きくなる一方で、児童福祉司や児童福祉司 S Vの負担が大きくなっている。市区町村との日常の連携を含め、相互に業務や役割を理解して遂行できるよう、今以上に情報の共有化の進展を含めて、連携強化を図ることが求められている。連携強化のため、関係機関合同での研修会や、現場実習など具体的な取組を進めていくことが期待される。

# 資料編

## 児童福祉司・児童福祉司SVアンケート調査結果一覧

- ・児童福祉司・児童福祉司SVの経験年数別の比較
- ・年齢別・資格の有無別の比較
- ・資格取得意向別の比較
- ・児童福祉司・児童福祉司SVの経験年数・資格の有無別の比較

## 調査票

- ・児童相談所の児童福祉司及び同SVの資質向上等に関する実態調査
- ・市町村（子ども家庭総合支援拠点等）の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上等に関する実態調査
- ・外部機関等から見た児童相談所の児童福祉司および市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上に関する調査



# 児童福祉司・児童福祉司SVアンケート調査結果一覧

## 児童福祉司の経験年数別の比較

		児童福祉司				
		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上
平均年齢		34.6歳	34.5歳	37.2歳	40.8歳	47.4歳
採用区分	福祉職	72.8%	72.3%	76.6%	75.3%	79.1%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	52.1%	52.8%	59.2%	60.5%	57.1%
	社会福祉士、精神保健福祉士の資格がない人	32.7%	35.2%	27.8%	24.7%	31.9%
担当ケース	平均件数	43.5件	54.5件	53.9件	53.3件	39.6件
	41件以上の人が全体に占める割合	38.0%	50.1%	52.5%	48.0%	40.7%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	75.2%	74.9%	76.9%	77.0%	82.4%
業務の負担感(業務で負担を感じる事)	保護者との関係	68.8%	72.3%	63.9%	62.5%	54.9%
	土日や夜間対応	40.6%	52.3%	53.5%	56.8%	58.2%
	市区町村との連携	39.0%	52.8%	48.7%	51.0%	42.9%
	労働時間が長い	52.4%	61.6%	60.1%	54.1%	45.1%
	精神的な負担が大きい	62.3%	73.9%	70.3%	65.9%	63.7%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	64.9%	53.7%	56.6%	51.7%	48.4%
	(とても高い)	(12.2%)	(9.2%)	(9.2%)	(9.5%)	(11.0%)
	(やや高い)	(52.7%)	(44.5%)	(47.5%)	(42.2%)	(37.4%)
相談援助 <sup>※1</sup> (自己評価)	平均点	51.7点	57.2点	62.0点	63.6点	66.0点
子どもの権利を守るソーシャルワーク <sup>※2</sup> (自己評価)	平均点	50.5点	56.0点	60.7点	62.2点	65.2点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	1.9%	1.3%	2.6%	4.3%	7.7%
	ある程度行える	24.1%	25.6%	20.8%	25.7%	23.1%
	やや難しい	37.0%	34.9%	33.3%	28.9%	28.8%
	難しい	35.5%	37.0%	41.1%	40.1%	40.4%
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	0.92	0.67	0.61	0.44	0.40
	資格取得の際の実習	0.39	0.29	0.22	0.19	0.09
	法廷研修	0.50	0.40	0.43	0.30	0.18
	所内での研修	0.92	0.96	0.83	0.89	0.74
	OJT	1.20	1.36	1.53	1.40	1.54
	SVによるスーパーバイス	1.16	1.39	1.26	1.42	1.04
	職場外での研修	0.41	0.43	0.51	0.63	0.83
	SDS(自己啓発含む)	0.18	0.26	0.24	0.34	0.61
児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向	ぜひ取得したい	21.4%	14.5%	17.1%	16.6%	7.7%
	機会があれば取得したい	46.1%	41.5%	40.5%	34.1%	46.2%
	あまり取得したいと思わない	11.0%	15.8%	15.5%	17.9%	9.9%
	取得したいと思わない	11.3%	17.8%	16.1%	19.3%	20.9%
資格を取得する場合の不安(複数回答)	費用面	51.5%	49.4%	39.6%	38.0%	32.7%
	資格取得にかかる時間	81.7%	78.6%	78.6%	76.7%	71.4%
	実習期間	64.0%	56.4%	53.8%	52.7%	53.1%
	修学の場所	40.4%	38.0%	30.2%	32.7%	63.3%
	特にない	3.0%	5.8%	4.9%	8.7%	10.2%
資格を取得する際の受講方法(複数回答)	オンライン研修	42.6%	41.8%	44.5%	38.0%	30.6%
	自宅での通信教育	52.3%	44.8%	46.2%	43.3%	26.5%
	通学での受講	21.3%	21.9%	24.7%	21.3%	22.4%
資格を取得したいと思わない理由(複数回答)	費用面	12.3%	10.5%	12.0%	15.5%	10.7%
	取得にかかる時間	33.1%	28.2%	30.0%	39.1%	28.6%
	実習と仕事の両立	45.4%	38.2%	41.0%	46.4%	32.1%
	修学の場所が遠い	4.6%	3.8%	5.0%	9.1%	14.3%
	必要性を感じない	36.9%	45.4%	50.0%	50.9%	53.6%

※1 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。

※2 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。

## 児童福祉司SVの経験年数別の比較

		児童福祉司SV			
		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5年以上
平均年齢		45.3歳	46.8歳	50.1歳	51.5歳
採用区分	福祉職	55.8%	63.0%	54.3%	60.4%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	39.1%	40.6%	40.0%	44.8%
	社会福祉士、精神保健福祉士の資格がない人	33.3%	42.7%	44.8%	44.8%
担当ケース	平均件数	29.3件	26.6件	24.5件	6.4件
	41件以上の人が全体に占める割合	11.5%	6.3%	3.8%	3.1%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	84.0%	81.8%	76.2%	88.5%
業務の負担感(業務で負担を感じる事)	保護者との関係	54.5%	53.1%	35.2%	36.5%
	土日や夜間対応	71.8%	69.8%	71.4%	58.3%
	市区町村との連携	53.8%	55.7%	58.1%	56.3%
	労働時間が長い	67.9%	64.6%	63.8%	55.2%
	精神的な負担が大きい	68.6%	70.8%	71.4%	56.3%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	62.2%	56.3%	52.4%	67.7%
	(とても高い)	(12.2%)	(9.9%)	(8.6%)	(12.5%)
	(やや高い)	(50.0%)	(46.4%)	(43.8%)	(55.2%)
相談援助 <sup>※1</sup> (自己評価)	平均点	66.7点	68.2点	70.0点	74.5点
子どもの権利を守るソーシャルワーク <sup>※2</sup> (自己評価)	平均点	64.5点	65.6点	68.8点	70.8点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	6.1%	7.3%	2.2%	4.7%
	ある程度行える	30.3%	22.0%	26.7%	30.2%
	やや難しい	39.4%	28.0%	28.9%	18.6%
	難しい	22.7%	40.2%	40.0%	46.5%
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	0.31	0.38	0.44	0.34
	資格取得の際の実習	0.10	0.11	0.08	0.09
	法廷研修	0.50	0.56	0.36	0.13
	所内での研修	0.91	0.80	0.65	0.67
	OJT	1.82	1.55	1.97	1.81
	SVによるスーパーバイス	1.04	1.09	0.93	0.96
	職場外での研修	0.59	0.69	0.85	0.94
	SDS(自己啓発含む)	0.40	0.41	0.49	0.51
児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向	ぜひ取得したい	14.7%	7.8%	7.6%	11.5%
	機会があれば取得したい	34.0%	38.5%	36.2%	26.0%
	あまり取得したいと思わない	17.3%	21.9%	20.0%	21.9%
	取得したいと思わない	22.4%	22.9%	22.9%	27.1%
資格を取得する場合の不安(複数回答)	費用面	36.8%	41.6%	34.8%	33.3%
	資格取得にかかる時間	76.3%	77.5%	87.0%	72.2%
	実習期間	63.2%	52.8%	54.3%	52.8%
	修学の場所	47.4%	32.6%	39.1%	41.7%
	特になし	3.9%	6.7%	4.3%	5.6%
資格を取得する際の受講方法(複数回答)	オンライン研修	48.7%	41.6%	43.5%	44.4%
	自宅での通信教育	44.7%	50.6%	39.1%	44.4%
	通学での受講	19.7%	14.6%	26.1%	16.7%
資格を取得したいと思わない理由(複数回答)	費用面	4.8%	7.0%	13.3%	14.9%
	取得にかかる時間	21.0%	26.7%	13.3%	25.5%
	実習と仕事の両立	32.3%	27.9%	28.9%	40.4%
	修学の場所が遠い	6.5%	10.5%	6.7%	10.6%
	必要性を感じない	50.0%	58.1%	57.8%	59.6%

※1 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。

※2 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。

児童福祉司・児童福祉司SVの経験年数別の比較 28項目

	児童福祉司					児童福祉司SV			
	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10年以上	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5年以上
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.67	2.91	3.09	3.25	3.45	3.30	3.43	3.52	3.57
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.95	3.17	3.39	3.49	3.55	3.42	3.51	3.60	3.72
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	2.97	3.21	3.41	3.49	3.56	3.48	3.61	3.58	3.63
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.00	3.23	3.46	3.56	3.59	3.64	3.71	3.68	3.73
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	2.79	3.05	3.27	3.40	3.50	3.46	3.52	3.57	3.63
6 保護者の状態に関する見立てができる	2.85	3.12	3.36	3.46	3.59	3.59	3.61	3.65	3.76
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.73	3.00	3.17	3.32	3.38	3.44	3.52	3.50	3.69
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.62	2.86	3.11	3.23	3.33	3.30	3.45	3.47	3.67
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.68	3.02	3.30	3.41	3.51	3.41	3.59	3.62	3.79
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	2.79	3.07	3.25	3.32	3.45	3.38	3.52	3.50	3.54
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.69	2.99	3.32	3.40	3.46	3.35	3.63	3.58	3.79
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.51	2.70	3.03	3.20	3.34	3.13	3.36	3.35	3.49
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.57	2.79	3.03	3.16	3.30	3.01	3.37	3.29	3.45
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.50	2.71	2.96	3.13	3.28	2.93	3.31	3.11	3.33
15 チームでの意思決定へのサポートができる	2.84	3.05	3.22	3.43	3.59	3.51	3.66	3.70	3.83
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.83	3.03	3.24	3.37	3.50	3.42	3.54	3.47	3.69
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.42	2.57	2.76	2.97	3.12	2.95	3.20	3.30	3.48
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.15	3.36	3.50	3.58	3.69	3.53	3.64	3.58	3.74
19 市区町村と適切な協働ができる	3.18	3.33	3.46	3.50	3.64	3.37	3.58	3.43	3.60
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.55	2.81	3.02	3.12	3.29	3.07	3.33	3.30	3.45
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.46	2.69	2.76	2.85	3.00	2.82	3.05	3.03	3.13
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	2.46	2.69	2.76	2.85	3.00	2.82	3.05	3.03	3.13
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.69	2.88	3.10	3.22	3.30	3.11	3.39	3.42	3.53
24 スーパービジョン ※SVのみ	-	-	-	-	-	2.90	3.26	3.30	3.59
25 子どもに適切に説明ができる	3.02	3.19	3.44	3.43	3.60	3.48	3.60	3.56	3.69
26 保護者に適切に説明ができる	2.92	3.17	3.45	3.49	3.65	3.52	3.68	3.65	3.69
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.46	3.55	3.71	3.64	3.74	3.70	3.72	3.73	3.76
28 保護者に向き合う態度	3.34	3.45	3.62	3.59	3.72	3.66	3.72	3.71	3.83

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

年齢別・資格の有無別の比較

		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代以上	
		資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
平均年齢		25.8歳	26.8歳	34.4歳	34.4歳	44.1歳	44.9歳	53.8歳	54.6歳
採用区分	福祉職	96.9%	71.3%	95.3%	59.0%	85.1%	48.3%	68.8%	46.8%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	97.9%	-	95.3%	-	95.6%	-	91.9%	-
担当ケース	平均件数	47.7件	44.2件	53.6件	47.2件	37.9件	45.1件	38.8件	29.9件
	41件以上の人が全体に占める割合	40.6%	42.0%	48.3%	43.4%	31.1%	35.6%	24.3%	16.5%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	75.8%	75.3%	74.0%	77.5%	83.0%	75.3%	87.3%	80.6%
業務の負担感(業務で負担を感じること)	保護者との関係	75.1%	78.7%	67.0%	66.3%	53.0%	57.5%	49.1%	47.3%
	土日や夜間対応	49.1%	48.7%	50.6%	51.8%	56.9%	62.0%	56.6%	53.6%
	市区町村との連携	52.2%	58.0%	51.2%	50.2%	42.3%	47.6%	44.5%	43.0%
	労働時間が長い	58.4%	56.0%	60.6%	58.2%	57.7%	59.9%	59.0%	49.8%
	精神的な負担が大きい	71.5%	70.7%	69.7%	69.1%	64.5%	68.2%	60.1%	64.6%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	62.2%	56.0%	55.3%	52.6%	59.8%	61.0%	59.6%	61.2%
	(とても高い)	(10.8%)	(4.7%)	(10.7%)	(4.0%)	(15.4%)	(13.4%)	(16.2%)	(11.8%)
	(やや高い)	(51.4%)	(51.3%)	(44.6%)	(48.6%)	(44.4%)	(47.6%)	(43.4%)	(49.4%)
相談援助※1(自己評価)	平均点	53.4点	56.5点	57.8点	60.5点	63.3点	62.7点	66.4点	67.2点
子どもの権利を守るソーシャルワーク※2(自己評価)	平均点	52.1点	53.7点	56.8点	58.2点	61.1点	60.7点	64.8点	65.8点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	1.0%	-	3.3%	-	4.4%	-	4.0%	-
	ある程度行える	22.1%	-	20.7%	-	26.4%	-	34.7%	-
	やや難しい	36.8%	-	35.6%	-	32.1%	-	29.5%	-
	難しい	38.8%	-	39.4%	-	33.7%	-	31.2%	-
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	1.10	0.91	0.61	0.69	0.59	0.37	0.68	0.31
	資格取得の際の実習	0.50	0.22	0.19	0.18	0.23	0.23	0.15	0.18
	法廷研修	0.31	0.53	0.32	0.43	0.35	0.51	0.40	0.57
	所内での研修	0.89	1.05	0.92	0.86	0.76	0.87	0.76	0.98
	OJT	1.14	1.12	1.47	1.35	1.61	1.36	1.38	1.47
	SVによるスーパーバイス	1.41	1.31	1.43	1.34	1.11	1.21	0.86	0.94
	職場外での研修	0.35	0.45	0.48	0.46	0.54	0.59	0.79	0.90
	SDS(自己啓発含む)	0.10	0.14	0.21	0.28	0.42	0.38	0.61	0.33
児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向	ぜひ取得したい	22.1%	18.7%	16.9%	20.5%	17.5%	13.4%	8.1%	8.4%
	機会があれば取得したい	47.0%	50.7%	38.1%	43.4%	39.7%	36.6%	46.2%	34.2%
	あまり取得したいと思わない	13.4%	12.7%	16.0%	12.0%	17.8%	16.1%	19.7%	13.5%
	取得したいと思わない	8.2%	11.3%	19.6%	14.1%	14.9%	21.6%	15.0%	27.8%
資格を取得する場合の不安(複数回答)	費用面	44.6%	51.9%	50.2%	41.5%	41.6%	50.7%	29.8%	36.6%
	資格取得にかかる時間	83.3%	81.7%	81.2%	76.1%	74.9%	76.7%	73.4%	75.2%
	実習期間	64.7%	57.7%	64.4%	52.8%	54.8%	53.4%	42.6%	50.5%
	修学の場所	34.2%	41.3%	39.3%	31.4%	37.9%	42.5%	34.0%	38.6%
	特にない	7.4%	3.8%	2.6%	5.0%	5.0%	6.8%	10.6%	5.0%
資格を取得する際の受講方法(複数回答)	オンライン研修	39.0%	46.2%	40.3%	49.1%	36.1%	41.8%	39.4%	42.6%
	自宅での通信教育	51.3%	52.9%	44.6%	41.5%	46.6%	38.4%	52.1%	47.5%
	通学での受講	21.2%	21.2%	19.5%	20.8%	19.2%	28.8%	21.3%	21.8%
資格を取得したいと思わない理由(複数回答)	費用面	13.1%	11.1%	17.3%	16.9%	11.2%	8.2%	10.0%	8.2%
	取得にかかる時間	42.9%	47.2%	38.3%	24.6%	25.6%	20.9%	20.2%	25.5%
	実習と仕事の両立	52.4%	58.3%	48.0%	35.4%	32.0%	28.2%	38.3%	28.6%
	修学の場所が遠い	6.0%	2.8%	6.6%	9.2%	4.8%	3.6%	10.0%	11.2%
	必要性を感じない	42.9%	30.6%	51.5%	32.3%	60.8%	45.5%	48.3%	58.2%

※1 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。

※2 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。

年齢別・資格の有無別の比較(28項目)

	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代以上	
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.55	2.86	2.85	3.21	3.24	3.34	3.51	3.47
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.05	3.20	3.19	3.37	3.39	3.38	3.52	3.48
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.14	3.20	3.19	3.41	3.40	3.43	3.51	3.41
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.08	3.14	3.27	3.35	3.52	3.52	3.60	3.51
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	2.78	3.03	3.06	3.35	3.33	3.41	3.47	3.47
6 保護者の状態に関する見立てができる	2.90	3.00	3.16	3.26	3.45	3.44	3.55	3.49
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.85	2.85	2.99	3.06	3.31	3.25	3.46	3.41
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.72	2.78	2.91	3.00	3.22	3.12	3.36	3.32
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.85	3.07	3.07	3.14	3.27	3.33	3.45	3.46
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.04	3.09	3.04	3.16	3.24	3.24	3.38	3.39
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.89	3.04	3.03	3.17	3.24	3.26	3.46	3.49
12 子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.60	2.68	2.80	2.83	3.12	3.03	3.26	3.18
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.68	2.85	2.82	2.89	3.12	3.02	3.22	3.15
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.63	2.71	2.76	2.79	3.06	2.94	3.18	3.10
15 チームでの意思決定へのサポートができる	2.97	3.08	3.10	3.23	3.38	3.28	3.54	3.46
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.95	3.00	3.11	3.15	3.38	3.17	3.49	3.35
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.43	2.64	2.63	2.68	2.99	2.93	3.07	2.99
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.29	3.35	3.32	3.43	3.56	3.43	3.53	3.53
19 市区町村と適切な協働ができる	3.26	3.43	3.28	3.39	3.47	3.39	3.48	3.51
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.66	2.88	2.79	2.86	3.06	3.06	3.25	3.17
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.54	2.72	2.65	2.62	2.85	2.82	2.98	3.00
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.11	3.23	3.17	3.25	3.33	3.25	3.29	3.40
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.79	2.85	2.95	2.97	3.16	3.06	3.31	3.24
24 スーパービジョン ※SVのみ	—	—	3.09	2.80	3.32	3.17	3.41	3.15
25 子どもに適切に説明ができる	3.09	3.22	3.22	3.39	3.38	3.46	3.48	3.41
26 保護者に適切に説明ができる	3.01	3.08	3.22	3.29	3.43	3.47	3.49	3.46
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.63	3.65	3.51	3.63	3.62	3.65	3.66	3.68
28 保護者に向き合う態度	3.48	3.49	3.45	3.52	3.60	3.59	3.63	3.65

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

資格取得意向別の比較

		資格取得意向あり	資格取得意向なし
平均年齢		37.6歳	40.8歳
採用区分	福祉職	76.1%	61.8%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	55.2%	47.2%
	社会福祉士、精神保健福祉士の資格がない人	33.1%	33.7%
担当ケース	平均件数	46.2件	45.2件
	41件以上の人が全体に占める割合	38.0%	36.1%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	87.2%	61.7%
業務の負担感(業務で負担を感じる事)	保護者との関係	60.8%	66.0%
	土日や夜間対応	46.8%	66.2%
	市区町村との連携	46.9%	53.1%
	労働時間が長い	54.2%	63.6%
	精神的な負担が大きい	62.7%	75.0%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	63.5%	48.2%
	(とても高い)	(12.4%)	(8.2%)
	(やや高い)	(51.2%)	(40.0%)
相談援助※1(自己評価)	平均点	61.2点	58.5点
子どもの権利を守るソーシャルワーク※2(自己評価)	平均点	60.0点	56.2点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	2.5%	4.5%
	ある程度行える	25.9%	21.5%
	やや難しい	37.0%	32.8%
	難しい	34.4%	40.5%
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	0.68	0.51
	資格取得の際の実習	0.27	0.21
	法廷研修	0.42	0.43
	所内での研修	0.94	0.86
	OJT	1.36	1.48
	SVによるスーパーバイス	1.25	1.18
	職場外での研修	0.53	0.54
	SDS(自己啓発含む)	0.25	0.36

※1 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。

※2 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。

資格取得意向別の比較(28項目)

	資格取得意向	
	あり	なし
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.05	3.02
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.31	3.21
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.35	3.21
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.38	3.30
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	3.18	3.17
6 保護者の状態に関する見立てができる	3.26	3.23
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.12	3.08
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	3.03	2.99
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.18	3.13
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.18	3.09
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.19	3.10
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.93	2.85
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.98	2.85
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.89	2.80
15 チームでの意思決定へのサポートができる	3.24	3.18
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	3.21	3.09
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.78	2.71
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.47	3.31
19 市区町村と適切な協働ができる	3.43	3.26
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.97	2.87
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.77	2.69
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.28	3.15
23 ケースの進行管理・再評価ができる	3.03	2.99
24 スーパービジョン ※SVのみ	3.20	3.21
25 子どもに適切に説明ができる	3.33	3.26
26 保護者に適切に説明ができる	3.31	3.26
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.68	3.47
28 保護者に向き合う態度	3.59	3.41

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

児童福祉司の経験年数・資格の有無別の比較

		児童福祉司 1年未満		児童福祉司 1～3年未満		児童福祉司 3～5年未満		児童福祉司 5～10年未満		児童福祉司 10年以上	
		資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
平均年齢		33.1歳	37.7歳	32.8歳	36.4歳	35.6歳	39.9歳	39.0歳	43.1歳	46.2歳	49.3歳
採用区分	福祉職	93.8%	55.3%	94.8%	51.6%	92.7%	55.7%	87.2%	57.5%	86.5%	72.4%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	93.8%	0.0%	96.6%	0.0%	97.4%	0.0%	95.7%	0.0%	100.0%	0.0%
	社会福祉士、精神保健福祉士の資格がない人	0.6%	99.5%	0.0%	99.6%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
担当ケース	平均件数	42.5件	43.2件	54.4件	52.6件	53.4件	55.9件	52.6件	53.1件	42.8件	37.3件
	41件以上の人が全体に占める割合	40.1%	35.8%	50.1%	49.6%	56.3%	45.5%	44.9%	53.4%	38.5%	44.8%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	78.1%	75.3%	75.2%	74.4%	78.1%	79.5%	75.9%	82.2%	80.8%	82.8%
業務の負担感(業務で負担を感じる)	保護者との関係	68.8%	64.7%	69.8%	76.0%	66.1%	56.8%	61.0%	58.9%	53.8%	55.2%
	土日や夜間対応	37.7%	43.2%	49.4%	57.2%	54.2%	51.1%	61.0%	47.9%	63.5%	48.3%
	市区町村との連携	37.0%	40.5%	53.7%	52.0%	51.0%	40.9%	52.9%	41.1%	46.2%	34.5%
	労働時間が長い	54.3%	51.6%	62.5%	62.8%	67.2%	47.7%	57.2%	46.6%	42.3%	51.7%
	精神的な負担が大きい	60.8%	65.3%	74.7%	73.6%	74.5%	58.0%	65.8%	63.0%	69.2%	62.1%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	68.2%	63.2%	55.0%	53.6%	58.3%	58.0%	51.9%	56.2%	42.3%	58.6%
	(とても高い)	(13.0%)	(11.1%)	(9.8%)	(9.6%)	(14.1%)	(1.1%)	(10.7%)	(9.6%)	(7.7%)	(20.7%)
	(やや高い)	(55.2%)	(52.1%)	(45.2%)	(44.0%)	(44.3%)	(56.8%)	(41.2%)	(46.6%)	(34.6%)	(37.9%)
相談援助 <sup>※1</sup> (自己評価)	平均点	49.6点	55.1点	56.1点	58.9点	62.2点	62.5点	62.7点	68.3点	63.5点	70.9点
子どもの権利を守るソーシャルワーク <sup>※2</sup> (自己評価)	平均点	48.1点	54.6点	55.6点	56.5点	60.1点	61.2点	61.4点	66.7点	63.1点	67.4点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	1.9%	0.0%	1.3%	0.0%	2.6%	0.0%	4.3%	0.0%	7.7%	0.0%
	ある程度行える	24.1%	0.0%	25.6%	0.0%	20.8%	0.0%	25.7%	0.0%	23.1%	0.0%
	やや難しい	37.0%	0.0%	34.9%	0.0%	33.3%	0.0%	28.9%	0.0%	28.8%	0.0%
	難しい	35.5%	0.0%	37.0%	0.0%	41.1%	0.0%	40.1%	0.0%	40.4%	0.0%
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	1.09	0.78	0.78	0.59	0.71	0.51	0.53	0.31	0.38	0.57
	資格取得の際の実習	0.43	0.34	0.33	0.24	0.27	0.15	0.17	0.30	0.10	0.11
	法廷研修	0.42	0.61	0.34	0.46	0.33	0.67	0.26	0.41	0.17	0.18
	所内での研修	0.87	1.01	0.88	1.04	0.80	0.90	0.88	0.73	0.54	1.04
	OJT	1.16	1.10	1.34	1.27	1.58	1.32	1.48	1.21	1.56	1.29
	SVによるスーパーバイス	1.20	1.15	1.46	1.31	1.21	1.40	1.39	1.57	1.13	0.82
	職場外での研修	0.34	0.47	0.41	0.49	0.56	0.35	0.65	0.57	0.83	1.04
	SDS(自己啓発含む)	0.17	0.16	0.24	0.30	0.22	0.32	0.24	0.54	0.71	0.61
児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向	ぜひ取得したい	24.1%	21.6%	14.5%	15.6%	20.3%	12.5%	13.4%	23.3%	5.8%	13.8%
	機会があれば取得したい	48.5%	46.3%	43.4%	43.6%	38.5%	45.5%	37.4%	30.1%	48.1%	41.4%
	あまり取得したいと思わない	11.1%	8.4%	16.0%	13.2%	17.7%	12.5%	17.1%	16.4%	15.4%	0.0%
	取得したいと思わない	8.0%	11.6%	15.5%	18.4%	16.1%	15.9%	21.4%	15.1%	15.4%	27.6%
資格を取得する場合の不安(複数回答)	費用面	51.5%	55.8%	50.4%	47.3%	36.3%	45.1%	40.0%	30.8%	32.1%	37.5%
	資格取得にかかる時間	82.1%	80.6%	79.5%	79.1%	77.0%	78.4%	83.2%	61.5%	75.0%	68.8%
	実習期間	66.4%	60.5%	60.3%	51.4%	57.5%	45.1%	55.8%	48.7%	53.6%	43.8%
	修学の場所	40.0%	38.8%	36.2%	39.9%	29.2%	27.5%	37.9%	15.4%	60.7%	75.0%
	特になし	2.6%	2.3%	7.1%	4.7%	6.2%	3.9%	6.3%	15.4%	10.7%	6.3%
資格を取得する際の受講方法(複数回答)	オンライン研修	42.6%	41.9%	37.9%	50.0%	36.3%	56.9%	35.8%	38.5%	32.1%	31.3%
	自宅での通信教育	56.6%	45.0%	46.4%	42.6%	43.4%	52.9%	45.3%	46.2%	25.0%	25.0%
	通学での受講	17.0%	29.5%	23.2%	20.3%	28.3%	21.6%	16.8%	28.2%	21.4%	31.3%
資格を取得したいと思わない理由(複数回答)	費用面	17.7%	7.9%	15.6%	6.3%	10.8%	20.0%	13.9%	21.7%	12.5%	12.5%
	取得にかかる時間	37.1%	28.9%	35.2%	22.8%	32.3%	32.0%	40.3%	43.5%	31.3%	25.0%
	実習と仕事の両立	48.4%	44.7%	43.4%	30.4%	43.1%	48.0%	48.6%	47.8%	37.5%	12.5%
	修学の場所が遠い	4.8%	7.9%	4.9%	2.5%	7.7%	0.0%	8.3%	8.7%	18.8%	12.5%
	必要性を感じない	45.2%	26.3%	50.8%	36.7%	56.9%	40.0%	48.6%	52.2%	43.8%	75.0%

児童福祉司SVの経験年数・資格の有無別の比較

		児童福祉司SV 1年未満		児童福祉司SV 1～3年未満		児童福祉司SV 3～5年未満		児童福祉司SV 5年以上	
		資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
平均年齢		43.1歳	46.3歳	45.4歳	48.4歳	49.4歳	50.9歳	50.9歳	52.3歳
採用区分	福祉職	83.3%	46.2%	85.4%	53.7%	64.4%	53.2%	69.8%	58.1%
社会福祉士の資格保有	社会福祉士	92.4%	0.0%	95.1%	0.0%	93.3%	0.0%	100.0%	0.0%
	社会福祉士、精神保健福祉士の資格がない人	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
担当ケース	平均件数	23.4件	21.8件	36.4件	14.0件	22.8件	13.0件	7.3件	5.8件
	41件以上の人が全体に占める割合	12.1%	9.6%	2.4%	7.3%	4.4%	4.3%	4.7%	2.3%
業務のやりがい	感じる人(「とても感じる」と「少し感じる」の合計)	81.8%	84.6%	89.0%	76.8%	84.4%	70.2%	93.0%	83.7%
業務の負担感(業務で負担を感じる事)	保護者との関係	56.1%	46.2%	48.8%	51.2%	33.3%	40.4%	39.5%	27.9%
	土日や夜間対応	69.7%	75.0%	74.4%	64.6%	73.3%	66.0%	53.5%	62.8%
	市区町村との連携	53.0%	57.7%	47.6%	59.8%	53.3%	70.2%	58.1%	53.5%
	労働時間が長い	65.2%	76.9%	65.9%	58.5%	68.9%	59.6%	53.5%	53.5%
	精神的な負担が大きい	62.1%	76.9%	68.3%	73.2%	71.1%	78.7%	53.5%	53.5%
「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」に対する評価	高いと思う	68.2%	53.8%	62.2%	52.4%	44.4%	57.4%	72.1%	67.4%
	(とても高い)	(18.2%)	(7.7%)	(19.5%)	(2.4%)	(6.7%)	(8.5%)	(20.9%)	(7.0%)
	(やや高い)	(50.0%)	(46.2%)	(42.7%)	(50.0%)	(37.8%)	(48.9%)	(51.2%)	(60.5%)
相談援助※ <sup>1</sup> (自己評価)	平均点	67.9点	64.0点	69.1点	68.4点	69.4点	70.9点	77.2点	74.5点
子どもの権利を守るソーシャルワーク※ <sup>2</sup> (自己評価)	平均点	65.4点	61.8点	67.4点	64.5点	67.5点	70.1点	72.0点	72.5点
社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の業務ができるか	十分行える	6.1%	0.0%	7.3%	0.0%	2.2%	0.0%	4.7%	0.0%
	ある程度行える	30.3%	0.0%	22.0%	0.0%	26.7%	0.0%	30.2%	0.0%
	やや難しい	39.4%	0.0%	28.0%	0.0%	28.9%	0.0%	18.6%	0.0%
	難しい	22.7%	0.0%	40.2%	0.0%	40.0%	0.0%	46.5%	0.0%
専門性の獲得(順位を点数化)	大学や養成学校等	0.41	0.33	0.55	0.24	0.48	0.36	0.30	0.37
	資格取得の際の実習	0.13	0.08	0.15	0.05	0.07	0.09	0.14	0.02
	法廷研修	0.23	0.63	0.41	0.61	0.27	0.40	0.09	0.12
	所内での研修	0.70	0.98	0.74	0.77	0.55	0.78	0.70	0.61
	OJT	1.98	1.73	1.58	1.57	2.00	2.02	1.91	1.78
	SVによるスーパーバイス	1.16	0.90	1.14	1.01	0.91	1.07	0.95	0.98
	職場外での研修	0.67	0.65	0.51	0.92	0.70	0.98	0.88	1.07
	SDS(自己啓発含む)	0.45	0.29	0.46	0.39	0.70	0.24	0.49	0.61
児童福祉の専門職として公認の資格の取得意向	ぜひ取得したい	16.7%	13.5%	14.6%	1.2%	8.9%	8.5%	9.3%	16.3%
	機会があれば取得したい	34.8%	34.6%	46.3%	30.5%	42.2%	27.7%	20.9%	34.9%
	あまり取得したいと思わない	15.2%	21.2%	18.3%	29.3%	26.7%	19.1%	37.2%	9.3%
	取得したいと思わない	21.2%	23.1%	14.6%	26.8%	11.1%	29.8%	20.9%	27.9%
資格を取得する場合の不安(複数回答)	費用面	32.4%	36.0%	36.0%	42.3%	43.5%	23.5%	30.8%	36.4%
	資格取得にかかる時間	73.5%	80.0%	76.0%	73.1%	91.3%	88.2%	69.2%	77.3%
	実習期間	61.8%	72.0%	50.0%	53.8%	52.2%	58.8%	38.5%	59.1%
	修学の場所	38.2%	48.0%	30.0%	30.8%	43.5%	41.2%	53.8%	36.4%
	特になし	2.9%	4.0%	6.0%	11.5%	4.3%	5.9%	7.7%	4.5%
資格を取得する際の受講方法(複数回答)	オンライン研修	61.8%	40.0%	36.0%	42.3%	39.1%	52.9%	30.8%	54.5%
	自宅での通信教育	38.2%	40.0%	54.0%	53.8%	39.1%	29.4%	53.8%	40.9%
	通学での受講	17.6%	20.0%	10.0%	23.1%	21.7%	29.4%	0.0%	27.3%
資格を取得したいと思わない理由(複数回答)	費用面	4.2%	0.0%	7.4%	8.7%	17.6%	13.0%	12.0%	18.8%
	取得にかかる時間	25.0%	8.7%	18.5%	32.6%	11.8%	17.4%	28.0%	25.0%
	実習と仕事の両立	29.2%	8.7%	25.9%	28.3%	41.2%	26.1%	44.0%	31.3%
	修学の場所が遠い	8.3%	4.3%	0.0%	17.4%	5.9%	8.7%	12.0%	6.3%
	必要性を感じない	50.0%	47.8%	59.3%	50.0%	58.8%	60.9%	64.0%	56.3%

児童福祉司・児童福祉司SVの経験年数・資格の有無別の比較 28項目

	児童福祉司 1年未満		児童福祉司 1～3年未満		児童福祉司 3～5年未満		児童福祉司 5～10年未満		児童福祉司 10年以上	
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	2.46	3.07	2.82	3.10	3.03	3.25	3.26	3.31	3.38	3.57
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	2.83	3.23	3.14	3.25	3.40	3.40	3.50	3.54	3.46	3.75
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	2.86	3.19	3.20	3.25	3.43	3.38	3.44	3.67	3.48	3.67
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	2.90	3.14	3.23	3.25	3.47	3.42	3.50	3.76	3.52	3.78
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	2.63	3.13	2.98	3.21	3.29	3.25	3.33	3.67	3.36	3.74
6 保護者の状態に関する見立てができる	2.75	3.01	3.08	3.16	3.38	3.33	3.39	3.63	3.50	3.75
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	2.68	2.82	2.97	3.02	3.19	3.13	3.24	3.56	3.26	3.64
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	2.56	2.75	2.87	2.86	3.13	3.07	3.17	3.42	3.22	3.54
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	2.56	2.85	2.98	3.11	3.29	3.34	3.38	3.58	3.36	3.75
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	2.72	2.95	3.08	3.09	3.25	3.27	3.27	3.46	3.30	3.71
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	2.59	2.86	2.97	3.07	3.28	3.40	3.36	3.60	3.34	3.64
12 子ども・親、拡大家族、地域などの見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	2.44	2.62	2.71	2.72	3.10	2.85	3.10	3.51	3.24	3.57
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	2.51	2.72	2.78	2.83	3.08	2.93	3.08	3.44	3.16	3.54
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	2.42	2.64	2.73	2.70	2.99	2.94	3.08	3.33	3.16	3.52
15 チームでの意思決定へのサポートができる	2.76	3.00	3.04	3.07	3.22	3.22	3.37	3.63	3.48	3.73
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	2.77	2.96	3.08	3.02	3.28	3.18	3.33	3.53	3.42	3.63
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	2.31	2.60	2.59	2.56	2.73	2.78	2.89	3.19	3.00	3.33
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.07	3.24	3.34	3.38	3.54	3.40	3.53	3.72	3.58	3.89
19 市区町村と適切な協働ができる	3.10	3.29	3.32	3.38	3.46	3.42	3.43	3.69	3.48	3.96
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	2.42	2.74	2.79	2.85	2.97	3.09	3.05	3.35	3.24	3.46
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.34	2.64	2.70	2.69	2.76	2.69	2.76	3.07	2.82	3.32
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	2.92	3.10	3.16	3.24	3.32	3.24	3.37	3.55	3.24	3.81
23 ケースの進行管理・再評価ができる	2.60	2.84	2.89	2.86	3.12	3.06	3.16	3.44	3.22	3.36
24 スーパービジョン ※SVのみ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 子どもに適切に説明ができる	2.85	3.30	3.17	3.24	3.46	3.41	3.42	3.54	3.57	3.68
26 保護者に適切に説明ができる	2.80	3.10	3.17	3.16	3.43	3.44	3.42	3.71	3.59	3.75
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.41	3.62	3.57	3.55	3.72	3.70	3.62	3.79	3.69	3.89
28 保護者に向き合う態度	3.30	3.43	3.48	3.44	3.65	3.58	3.57	3.74	3.63	3.89

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

児童福祉司・児童福祉司SVの経験年数・資格の有無別の比較 28項目

	児童福祉司SV 1年未満		児童福祉司SV 1～3年未満		児童福祉司SV 3～5年未満		児童福祉司SV 5年以上	
	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし	資格あり	資格なし
1 子どもの状態をみて発達状態が判断できる	3.38	3.36	3.43	3.52	3.53	3.66	3.53	3.76
2 子どもの意見・意向を的確に代弁できる	3.55	3.38	3.52	3.58	3.63	3.63	3.79	3.73
3 子どもから必要な事項が聞き出せている	3.57	3.40	3.65	3.60	3.58	3.63	3.67	3.68
4 保護者から必要な事項が聞き出せている	3.71	3.56	3.80	3.63	3.74	3.70	3.79	3.76
5 子ども本人の状態に関する見立てができる	3.48	3.50	3.54	3.60	3.63	3.54	3.55	3.80
6 保護者の状態に関する見立てができる	3.66	3.54	3.71	3.58	3.63	3.72	3.67	3.93
7 祖父母を含めた家族機能の見立てができる	3.60	3.26	3.62	3.45	3.47	3.63	3.70	3.80
8 家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	3.37	3.26	3.56	3.36	3.40	3.61	3.70	3.73
9 子ども虐待通告(相談)に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	3.44	3.38	3.67	3.54	3.58	3.74	3.77	3.88
10 子どもの虐待の有無を適切に評価できる	3.42	3.36	3.56	3.49	3.49	3.61	3.53	3.66
11 子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	3.31	3.38	3.73	3.60	3.53	3.65	3.81	3.85
12 子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	3.18	3.08	3.49	3.29	3.33	3.43	3.58	3.56
13 市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	3.09	2.94	3.49	3.33	3.28	3.35	3.56	3.49
14 子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネージメントができる	3.02	2.90	3.40	3.24	3.12	3.15	3.53	3.32
15 チームでの意思決定へのサポートができる	3.63	3.36	3.83	3.56	3.74	3.67	3.81	3.95
16 多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	3.52	3.28	3.78	3.36	3.53	3.46	3.77	3.71
17 専門家への適切なコンサルテーションができる	3.09	2.82	3.33	3.16	3.33	3.37	3.53	3.56
18 関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	3.64	3.50	3.72	3.55	3.49	3.67	3.76	3.80
19 市区町村と適切な協働ができる	3.43	3.38	3.66	3.49	3.37	3.46	3.69	3.66
20 児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	3.14	3.04	3.51	3.21	3.33	3.30	3.51	3.50
21 児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネージメントや協働ができる	2.98	2.63	3.11	3.04	3.07	3.07	3.31	3.10
22 市区町村との適切な連携(市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等)ができる	3.32	3.26	3.65	3.40	3.26	3.39	3.60	3.54
23 ケースの進行管理・再評価ができる	3.20	3.02	3.47	3.31	3.49	3.38	3.67	3.55
24 スーパービジョン ※SVのみ	3.00	2.78	3.41	3.16	3.37	3.27	3.60	3.70
25 子どもに適切に説明ができる	3.49	3.50	3.67	3.57	3.60	3.57	3.77	3.68
26 保護者に適切に説明ができる	3.51	3.52	3.73	3.64	3.60	3.74	3.79	3.66
27 子どもに向き合う態度(子どもの権利を守る)	3.69	3.72	3.77	3.72	3.72	3.74	3.77	3.83
28 保護者に向き合う態度	3.68	3.66	3.76	3.72	3.67	3.78	3.81	3.93

※「できていない」を1点、「できている」を5点とした平均点

児童相談所の児童福祉司及び同SVの資質向上等に関する実態調査  
ご協力をお願い

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、「児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究」の一環として実施するものです。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書および「新しい社会的養育ビジョン」において、職員の専門性の向上、資格化の可能性について提言され、さらには、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめにおいても、児童相談所をはじめとした児童福祉にかかわる人材の専門性を向上させる必要性および具体的な方策について更なる検討が必要であるとされています。

本調査は、児童相談所の児童福祉司及び同SVの方全員に資格や経験等の実態をおうかがいし、今後の児童相談所の専門職の資格の在り方及びその資質の向上を図るための方策を本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものとなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、**児童福祉司及び同SVの方(児童福祉司発令されている方)全員**にお願いいたします。
2. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
3. 特段の断りがない限り、**令和元年10月1日現在**の状況についてお答えください。難しい場合は、把握している直近の状況でお答えください。
4. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。
5. このアンケートへは、次の2種類の方法でご回答いただくことができます。

①郵送で回答	回答した調査票は、 <b>二ツ折にしてホッチキスで留め、それぞれの児童相談所でとりまとめて</b> 、返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。(10月31日(木)までにご投函をお願いいたします)
②インターネット スマートフォン で回答	1人1回のみのお返事となります。 インターネットの方は <a href="https://www.murc.jp/cam/fukushi-senmon/">https://www.murc.jp/cam/fukushi-senmon/</a> からアクセスしてください。 スマートフォンの方は右のQRコードからアクセスし、ご回答ください。 (マクミル社の Questant(クエスタント)というサービスを利用しています) パスワードについては、 <b>201901</b> と入力してください。 (10月31日(木)までに回答をお願いいたします)



◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 担当 山田、栞田

TEL : 06-7637-1436 (受付時間 : 祝日を除く月~金 10 : 00~17 : 00)

E-mail : fukushi-senmon@murc.jp

ご自身についてうかがいます。

勤務先の児童相談所の都道府県、政令市			
年齢（令和元年10月1日現在）	歳	性別	1. 男 2. 女
自治体で採用される前の学生の段階で学んだ専門（修学していた学部等）	(大学)	学部	学科
	(大学院)	学研究科	学専攻
採用区分	1. 福祉職 2. 福祉職以外の専門職（具体的に ） 3. 一般行政職		
現在の職種（1つに○）	1. 児童福祉司 2. 児童福祉司S V 3. 児童福祉司S V（係長、課長等の児童福祉司発令されている方） 4. その他（ ）		
児童福祉司の任用区分（1つに○）	<b>児童福祉法第13条第3項</b> 1) 1号（都道府県知事指定の養成校を卒業又は講習会課程を修了） 2) 2号（大学で心理学、教育学、社会学を専修し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事） 3) 3号（医師） 4) 4号（社会福祉士） 5) 5号（社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事し、指定講習会を修了） 6) 6号（その他）		
現在の雇用形態	1. 常勤 2. 非常勤		
自治体の職員としての採用の形態（1つに○）	1. 新卒採用 2. 社会人採用（任期付き採用除く） ⇒ 前職（ ） 3. 任期付き採用		
異動歴（1つに○）	1. 1か所の児相にずっといて異動したことがない 2. 児相間のみで異動した 3. 児相以外の福祉関連部署から初めて児相に異動してきた 4. 児相以外の福祉関連ではない部署から初めて児相に異動してきた 5. 福祉関連部署を経て児相に異動（複数回）してきた（福祉関連部署のみの異動） 6. 福祉関連部署や福祉関連ではない部署を経て児相に異動（複数回）してきた（福祉関連以外の部署も含めた異動） 7. 福祉関連ではない部署を経て児相に異動（複数回）してきた（福祉関連以外の部署のみの異動） 8. その他（ ）		
現在の職場に現在の職種として配属された時期 （複数回着任された経験のある方は、一番直近の時期をお答えください）		平成	
		令和	年 月
児童相談所での通算勤務年数 （通算年数は児童福祉司以外での勤務を含めてお答えください） （児童福祉司や同S Vはそれぞれの勤務年数を記載ください）	合計	年	か月
	うち児童福祉司	年	か月
	うち児童福祉司S V	年	か月
	うち児童福祉司・同S V以外の職種	年	か月
児童相談所以外での勤務年数 （勤務年数は児童福祉司以外の勤務を含めてお答えください） （中途採用の方は社会人勤務年数を含めてお答えください）	児相以外での社会人経験・勤務年数の合計	年	か月
	うち相談、ソーシャルワーク業務	年	か月
	うち直接処遇	年	か月
	（一時保護所や障害・高齢者施設などでケアを行っているようなもの）		
児童相談所で経験したことのあ る業務（すべてに○）	1. 総務部門 2. 相談・指導部門 3. 判定・指導部門 4. 措置部門 5. 一時保護部門 6. 里親支援部門 7. 市町村支援部門 8. その他（ ）		
現在の担当ケース数	件		
児童福祉司S Vの方のみ	あなたが現在担当する児童福祉司数	人	

あなたが所属する自治体の状況についてうかがいます。

あなたが所属する自治体の児童福祉司や同S Vの採用についておうかがいします(あなたの印象でお答えください)(1つに○)	1. 福祉職として採用されている人が多い 2. 一般の行政職(事務職)として採用されている人が多い 3. どちらともいえない 4. わからない 5. その他( )
あなたが所属する自治体の児童福祉司や同S Vのローテーションについておうかがいします(1つに○)	1. 福祉系の職場を中心にローテーションを組まれることが多い 2. 福祉系の職場に限らずローテーションを組まれることが多い 3. どちらともいえない 4. わからない 5. その他( )

児童福祉司に関連する資格についてうかがいます。

問1 保有している資格すべてに○をつけてください。また、それぞれの取得年(和暦)をご記入ください。

1. 社会福祉士 (S・H・R 年)	2. 社会福祉主事 (S・H・R 年)
3. 保健師 (S・H・R 年)	4. 看護師 (S・H・R 年)
5. 保育士 (S・H・R 年)	6. 教員 (S・H・R 年)
7. 精神保健福祉士 (S・H・R 年)	8. 臨床心理士 (S・H・R 年)
9. 公認心理師 (S・H・R 年)	10. 介護福祉士 (S・H・R 年)
11. その他 (具体名 ) (S・H・R 年)	
(具体名 ) (S・H・R 年)	

問1-1 【社会福祉士の資格を保有されている方におうかがいします】

社会福祉士の受験資格取得ルートをお知らせください。(あてはまる番号1つに○)

1. (法第7条第1号) 福祉系大学等4年(指定科目履修)
2. ( " 第2号) 福祉系大学等4年(基礎科目履修)+短期養成施設等(6ヶ月以上)
3. ( " 第3号) 一般大学等4年+一般養成施設等(1年以上)
4. ( " 第4号) 福祉系短大等3年(指定科目履修)+相談援助実務1年
5. ( " 第5号) 福祉系短大等3年(基礎科目履修)+相談援助実務1年+短期養成施設等(6ヶ月以上)
6. ( " 第6号) 一般短大等3年+相談援助実務1年+一般養成施設等(1年以上)
7. ( " 第7号) 福祉系短大等2年(指定科目履修)+相談援助実務2年
8. ( " 第8号) 福祉系短大等2年(基礎科目履修)+相談援助実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)
9. ( " 第9号) 社会福祉主事養成機関+相談援助実務2年+短期養成施設等(6ヶ月以上)
10. ( " 第10号) 一般短大等2年+相談援助実務2年+一般養成施設等(1年以上)
11. ( " 第11号) 相談援助実務4年+一般養成施設等(1年以上)
12. ( " 第12号) 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事 実務4年+短期養成施設等(6ヶ月以上)

問1-2 【社会福祉士の資格を保有されている方におうかがいします】

社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先はどこでしたか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 福祉事務所	2. 社会福祉協議会	3. 児童相談所
4. 乳児院	5. 母子生活支援施設	6. 児童養護施設
7. 福祉型障害児入所施設	8. 児童心理治療施設	9. 児童自立支援施設
10. 児童家庭支援センター	11. 指定発達支援医療機関	12. 障害児通所支援事業
13. 障害児相談支援事業	14. 病院・診療所	
15. 障害者施設等(相談支援、通所、入所等の施設)		
16. 高齢者、介護保険関連施設(相談支援、通所、入所等の施設)		
17. 売春防止法に規定する施設	18. 生活保護法に規定する施設	19. 母子・父子福祉センター
20. 更生保護施設	21. その他( )	

【全員におうかがいします】

問2 今後取得したい資格をご記入ください。

--

あなたの現在の業務内容についておたずねします。

問3 現在の主な業務は何ですか。(あてはまる番号1つに○)

1. 総務部門	2. 相談・指導部門	3. 判定・指導部門
4. 措置部門	5. 「2.~4.」の一体化部門	6. 一時保護部門
7. 里親支援部門	8. 市区町村支援部門	9. 障害部門
10. 非行部門	11. その他 ( )	

問4 担当ケースの件数の上限は決まっていますか。件数もご記入ください。(あてはまる番号1つに○)

1. 決まっている ⇒ ( ) 件	2. 決まっていない
-------------------	------------

問5 業務について、やりがいを感じますか。(あてはまる番号1つに○)

1. とても感じる	2. 少し感じる	3. あまり感じない	4. 感じない
-----------	----------	------------	---------

問6 業務で負担感を感じることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

0. 特にない	
<b>【業務自体についての負担】</b>	
1. 子どもの性格行動上の問題	2. 子どもとの関係
3. 子どもの保護者との関係	4. 障害をもつ子どもへの支援
5. 部門内でのチームワーク	6. 他職種との関係
7. 児相内の他の部門との連携	8. 市区町村との連携
9. 子どもが通う学校との連携	10. 医療機関との連携
11. 警察との連携	12. その他の関係機関との連携
13. その他 ( )	
<b>【職場の人間関係】</b>	
14. 所長との関係	15. 先輩、上司との関係
16. 同僚との関係	17. 後輩、部下との関係
18. 他職種との関係	19. その他 ( )
<b>【職場の労働条件】</b>	
20. 給与が少ない	21. 労働時間が長い
22. 休暇が取れない	23. 土日や夜間対応がある
24. 研修制度が少ない	25. 福利厚生が乏しい
26. 雇用が不安定	27. 精神的な負担が大きい
28. その他 ( )	

問7 あなたが業務を遂行する上で、不足している職種(専門性)や資源がありましたら、現行の制度にとらわれず、自由にご意見をお聞かせください。

--

問8 あなたは現在の業務を行う上で「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」をどう評価しますか。(あてはまる番号1つに○)

1. とても高い	2. やや高い	3. あまり高くない	4. 高くない
----------	---------	------------	---------

問8-1 【問8で「3. あまり高くない」、「4. 高くない」と回答された方におうかがいします】  
**高くないと思う理由は何だと思えますか。(あてはまる番号すべてに○)**

1. 人手が足りない	2. 担当ケースが多く、それぞれのケースについて時間をかけられない
3. それぞれの児童福祉司の専門性が高くない	5. 他職種との連携が図れていない
4. S Vや管理職の専門性が高くない	7. 周囲(仲間、S V、上司)のサポートが少ない
6. 弁護士や医師などからの助言・指導が受けにくい	9. 児童相談所勤務期間の短さ
8. 周りの人への関心が低い	11. その他( )
10. 一時保護や長期分離をする場の不足	

問9 この1年で、現在の業務を行う上で、あなた自身の専門性が不足して困ったと感じたことがありましたら、お聞かせください。

**あなたの専門性についておたずねします。**

問10 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

--	--	--

点

問11 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

--	--	--

点

問12 【児童福祉司S V(係長、課長等の児童福祉司発令されている方含む)の方におうかがいします】  
 あなたは、適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材の育成がどのくらいできていると思いますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

--	--	--

点

【全員におうかがいします】

問13 あなたは、市区町村との日常的な連携について、それぞれの項目ごとに5段階(1はできていない、5はできている)でお答えください。(あてはまる番号それぞれ1つに○)

項目	評価					現在の担当業務では当てはまらない
	できていない	←————→			できている	
1 市区町村からの相談を受けやすくするように心がけている	1	2	3	4	5	6
2 市区町村から連絡がとりやすいように心がけている	1	2	3	4	5	6
3 迅速な対応・動きに心がけている	1	2	3	4	5	6
4 同行訪問依頼にできるだけ対応するように心がけている	1	2	3	4	5	6
5 夜間や休日にできるだけ対応できるように心がけている	1	2	3	4	5	6
6 危機介入	1	2	3	4	5	6

問 1 4 児童福祉司任用後研修の達成目標を踏まえた、ご自身の現在の専門性の評価についてそれぞれの項目ごとに5段階（1はできていない、5はできている）でお答えください。（あてはまる番号それぞれ1つに○）

項目	評価					
	できていない				できている	
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	1	2	3	4	5
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	1	2	3	4	5
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5
6	保護者の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	1	2	3	4	5
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	1	2	3	4	5
9	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	1	2	3	4	5
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	1	2	3	4	5
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	1	2	3	4	5
12	子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	1	2	3	4	5
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	1	2	3	4	5
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネジメントができる	1	2	3	4	5
15	チームでの意思決定へのサポートができる	1	2	3	4	5
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	1	2	3	4	5
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	1	2	3	4	5
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	1	2	3	4	5
19	市区町村と適切な協働ができる	1	2	3	4	5
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	1	2	3	4	5
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネジメントや協働ができる	1	2	3	4	5
22	市区町村との適切な連携（市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等）ができる	1	2	3	4	5
23	ケースの進行管理・再評価ができる	1	2	3	4	5
24	スーパービジョン ※SVのみ	1	2	3	4	5
25	子どもに適切に説明ができる	1	2	3	4	5
26	保護者に適切に説明ができる	1	2	3	4	5
27	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	1	2	3	4	5
28	保護者に向き合う態度	1	2	3	4	5



問22 所内での研修や、外部機関でのさまざまな研修受講にあたって、支援してほしいことがありましたら、お聞かせください。

--

問23 【社会福祉士、精神保健福祉士の資格をお持ちの方におうかがいします】

あなたがお持ちの資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務は行えますか。  
(あてはまる番号1つに○)

1. 十分行える	2. ある程度行える	3. やや難しい	4. 難しい
----------	------------	----------	--------

【全員におうかがいします】

問24 児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合、その資格を取得したいと思いますか。  
(あてはまる番号1つに○)

1. ぜひ取得したい	2. 機会があれば取得したい
3. あまり取得したいと思わない	4. 取得したいと思わない
5. わからない	

問24-1 【問24で「1. ぜひ取得したい」、「2. 機会があれば取得したい」と回答された方におうかがいします】

上記の資格を取得する場合、何か不安がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 費用面	2. 資格取得にかかる時間	3. 実習期間
4. 修学の場所	5. その他 ( )	
6. 特にない	7. わからない	

問24-2 【問24で「1. ぜひ取得したい」、「2. 機会があれば取得したい」と回答された方におうかがいします】

上記の資格を取得する場合、どのような受講方法であれば取得しやすくなると思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. オンライン研修	2. 自宅での通信教育	3. 通学での受講
4. その他 ( )	5. 特にない	6. わからない

問24-3 【問24で「3. あまり取得したいと思わない」、「4. 取得したいと思わない」と回答された方におうかがいします】

取得をしたいと思わない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 費用面が心配
2. 資格取得に時間がかかると思うから
3. 実習などがあると、仕事をしながらでは難しいから
4. 修学の場所が遠いと思うから
5. 必要性を感じないから
6. その他 ( )

ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいた調査票は、二ツ折にしてホッチキス留めをして、児童相談所ごとにとりまとめて、「とりまとめ票」と合わせてお送りいただきますようお願いいたします。

厚生労働省 2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
**市区町村（子ども家庭総合支援拠点等）の子どもやその家庭の  
 ソーシャルワークを主に担う者の資質向上等に関する実態調査  
 ご協力をお願い**

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、「児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究」の一環として実施するものです。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書および「新しい社会的養育ビジョン」において、職員の専門性の向上、資格化の可能性について提言され、さらには、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめにおいても、児童相談所をはじめとした児童福祉にかかわる人材の専門性を向上させる必要性および具体的な方策について更なる検討が必要であるとされています。

本調査は、市区町村（子ども家庭総合支援拠点等）の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う方に資格や経験等の実態をおうかがいし、今後の児童福祉にかかわる人材の専門性の向上を図るための方策を、本調査や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものとなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂けますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

**【ご記入にあたってのお願い】**

1. ご回答は**子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員、虐待対応専門員、要保護児童対策地域協議会における調整担当者の方全員**をお願いいたします。
2. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
3. 特段の断りがない限り、**令和元年10月1日現在**の状況についてお答えください。難しい場合は、把握している直近の状況でお答えください。
4. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。
5. このアンケートへは、次の2種類の方法でご回答いただくことができます。

①郵送で回答	回答した調査票は、 <b>ニツ折にしてホッチキスで留め、それぞれの市区町村でとりまとめて</b> 、返信用封筒（切手不要）にてご返送ください。（ <b>10月31日(木)まで</b> にご投函をお願いいたします）
②インターネット スマートフォン で回答	1人1回のみのお回答となります。 インターネットの方は <a href="https://www.murc.jp/cam/fukushi-senmon/">https://www.murc.jp/cam/fukushi-senmon/</a> からアクセスしてください。 スマートフォンの方は右のQRコードからアクセスし、ご回答ください。 <small>（マクミル社のQuestant(クエスタント)というサービスを利用しています）</small> パスワードについては、 <b>201902</b> と入力してください。 <b>（10月31日(木)まで</b> に回答をお願いいたします）



◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
 政策研究事業本部 担当 山田、柘田  
 TEL : 06-7637-1436（受付時間：祝日を除く月～金 10：00～17：00）  
 E-mail : fukushi-senmon@murc.jp



## あなたの保有資格等についてうかがいます。

**問 1** 保有している資格すべてに○をつけてください。また、それぞれの取得年（和暦）をご記入ください。

1. 社会福祉士 (S・H・R 年)	2. 社会福祉主事 (S・H・R 年)
3. 保健師 (S・H・R 年)	4. 看護師 (S・H・R 年)
5. 保育士 (S・H・R 年)	6. 教員 (S・H・R 年)
7. 精神保健福祉士 (S・H・R 年)	8. 臨床心理士 (S・H・R 年)
9. 公認心理師 (S・H・R 年)	10. 介護福祉士 (S・H・R 年)
11. その他 (具体名 ) (S・H・R 年)	
(具体名 ) (S・H・R 年)	

**問 1 - 1** 【社会福祉士の資格を保有されている方におうかがいします】

**社会福祉士の受験資格取得ルートをお知らせください。(あてはまる番号1つに○)**

1. (法第7条第1号) 福祉系大学等4年(指定科目履修)
2. ( " 第2号) 福祉系大学等4年(基礎科目履修) + 短期養成施設等(6ヶ月以上)
3. ( " 第3号) 一般大学等4年 + 一般養成施設等(1年以上)
4. ( " 第4号) 福祉系短大等3年(指定科目履修) + 相談援助実務1年
5. ( " 第5号) 福祉系短大等3年(基礎科目履修) + 相談援助実務1年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)
6. ( " 第6号) 一般短大等3年 + 相談援助実務1年 + 一般養成施設等(1年以上)
7. ( " 第7号) 福祉系短大等2年(指定科目履修) + 相談援助実務2年
8. ( " 第8号) 福祉系短大等2年(基礎科目履修) + 相談援助実務2年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)
9. ( " 第9号) 社会福祉主事養成機関 + 相談援助実務2年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)
10. ( " 第10号) 一般短大等2年 + 相談援助実務2年 + 一般養成施設等(1年以上)
11. ( " 第11号) 相談援助実務4年 + 一般養成施設等(1年以上)
12. ( " 第12号) 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、老人福祉指導主事 実務4年 + 短期養成施設等(6ヶ月以上)

**問 1 - 2** 【社会福祉士の資格を保有されている方におうかがいします】

**社会福祉士養成課程のカリキュラムの「実習」先はどこでしたか。(あてはまる番号すべてに○)**

1. 福祉事務所	2. 社会福祉協議会	3. 児童相談所
4. 乳児院	5. 母子生活支援施設	6. 児童養護施設
7. 福祉型障害児入所施設	8. 児童心理治療施設	9. 児童自立支援施設
10. 児童家庭支援センター	11. 指定発達支援医療機関	12. 障害児通所支援事業
13. 障害児相談支援事業	14. 病院・診療所	
15. 障害者施設等(相談支援、通所、入所等の施設)		
16. 高齢者、介護保険関連施設(相談支援、通所、入所等の施設)		
17. 売春防止法に規定する施設	18. 生活保護法に規定する施設	19. 母子・父子福祉センター
20. 更生保護施設	21. その他 ( )	

【全員におうかがいします】

**問 2** 今後取得したい資格をご記入ください。

あなたの現在の業務内容についておたずねします。

問3 現在の主な業務は何ですか。(あてはまる番号1つに○)

1. 子ども家庭支援全般に係る業務 (実情の把握)
2. " (情報の提供)
3. " (相談等への対応)
4. " (総合調整)
5. 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
6. 関係機関との連絡調整
7. その他 ( )

問4 業務について、やりがいを感じますか。(あてはまる番号1つに○)

1. とても感じる
2. 少し感じる
3. あまり感じない
4. 感じない

問5 業務で負担感を感じることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

0. 特にない

【業務自体についての負担】

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 1. 子どもとの関係         | 2. 子どもの保護者との関係     |
| 3. 部門内でのチームワーク     | 4. 他職種との関係         |
| 5. 地域協議会に関する事務の総括  | 6. 支援の実施状況の進行管理    |
| 7. 庁内の他部署との連絡調整    | 8. 児相との連絡調整        |
| 9. 子どもが通う学校等との連絡調整 | 10. 医療機関との連絡調整     |
| 11. 警察との連絡調整       | 12. その他の関係機関との連絡調整 |
| 13. その他 ( )        |                    |

【職場の人間関係】

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| 14. 上長(所長、センター長)との関係 | 15. 先輩、上司との関係 |
| 16. 同僚との関係           | 17. 後輩、部下との関係 |
| 18. 他職種との関係          | 19. その他 ( )   |

【職場の労働条件】

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 20. 給与が少ない   | 21. 労働時間が長い    |
| 22. 休暇が取れない  | 23. 土日や夜間対応がある |
| 24. 研修制度が少ない | 25. 福利厚生が乏しい   |
| 26. 雇用が不安定   | 27. 精神的な負担が大きい |
| 28. その他 ( )  |                |

問6 あなたが業務を遂行する上で、不足している職種(専門性)や資源がありましたら、現行の制度にとらわれず、自由にご意見をお聞かせください。

問7 あなたは現在の業務を行う上で、「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」をどう評価しますか。(あてはまる番号1つに○)

1. とても高い
2. やや高い
3. あまり高くない
4. 高くない

問7-1 【問7で「3. あまり高くない」、「4. 高くない」と回答された方におうかがいします】  
**高くないと思う理由は何だと思えますか。(あてはまる番号すべてに○)**

1. 人手が足りない
2. 登録している支援対象児童等数が多く、それぞれのケースについて時間をかけられない
3. それぞれの職員の専門性が高くない
4. 管理職の専門性が高くない
5. 他職種との連携が図れていない
6. 周囲(仲間、SV(業務において適切な指導・助言をしてくれる人)、上司)のサポートが少ない
7. 周りの人への関心が低い
8. 児相などからの助言・指導が受けにくい
9. 当該部署での勤務期間の短さ
10. その他 ( )

問8 この1年で、現在の業務を行う上で、あなた自身の専門性が不足して困ったと感じたことがありましたら、お聞かせください。

**あなたの専門性についておたずねします。**

問9 あなたは、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

			点
--	--	--	---

問10 あなたは、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思えますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

			点
--	--	--	---

問11 調整担当者研修の達成目標を踏まえた、ご自身の現在の専門性についてどのように評価しますか。それぞれの項目ごとに5段階(1はできていない、5はできている)でお答えください。(あてはまる番号それぞれ1つに○)

項目		評価				
		できていない	←————→			できている
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	1	2	3	4	5
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	1	2	3	4	5
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5
5	必要な情報を適切に収集できる	1	2	3	4	5
6	子ども本人の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5
7	保護者の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5
8	特定妊婦の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5
9	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	1	2	3	4	5
10	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	1	2	3	4	5

項目	評価					
	できていない	←————→			できている	
11	必要に応じて適切に関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	1	2	3	4	5
12	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なリスクアセスメントと介入ができる	1	2	3	4	5
13	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	1	2	3	4	5
14	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	1	2	3	4	5
15	適切な個別ケース検討会議を開催できる	1	2	3	4	5
16	ケースへの適切な支援計画を作成できる	1	2	3	4	5
17	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	1	2	3	4	5
18	児童相談所から指導委託及び送致されたケースについて、児童相談所と協働し、適切に支援できる	1	2	3	4	5
19	特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	1	2	3	4	5
20	転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	1	2	3	4	5
21	進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	1	2	3	4	5
22	ケースの進行管理・再評価ができる	1	2	3	4	5
23	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	1	2	3	4	5
24	保護者に向き合う態度	1	2	3	4	5

問 1 2 あなたはご自身の専門性をどのように獲得されましたか。（下記の中から、最も効果のあった順に、上位3つの番号を記入ください）

第1位		第2位		第3位	
-----	--	-----	--	-----	--

1. 大学や養成学校等	2. 資格取得の際の実習
3. 法定研修	4. 庁内での研修
5. OJT	6. スーパーバイズ（業務の適切な指導・助言）
7. 職場外での研修（OFF-JT等）	8. SDS（Self Development System）（自己啓発を含む）
9. その他（	）

問 1 3 あなたは、法定研修（要対協調整機関専門職の研修）を受講した効果をどのようにお考えですか。（あてはまる番号1つに○）

1. 役にたっていない	2. あまり役にたっていない
3. どちらでもない	4. やや役にたっている
5. 大変役にたっている	6. 研修を受けていない

問 1 3 - 1 【問 1 3 で「1. 役にたっていない」、「2. あまり役にたっていない」と回答された方におうかがいします】

その理由は何ですか。具体的なことや改善点など、お聞かせください。

問 1 4 今後受けたい研修、必要だと思ふ研修がありましたら、お聞かせください。

--

問 1 5 庁内での研修や、外部機関でのさまざまな研修受講にあたって支援してほしいことがありましたら、お聞かせください。

--

問 1 6 【社会福祉士、精神保健福祉士の資格をお持ちの方におうかがいします】

あなたがお持ちの資格を取得するための専門性のみで、現在の業務は行えますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 十分行える	2. ある程度行える	3. やや難しい	4. 難しい
----------	------------	----------	--------

【全員におうかがいします】

問 1 7 児童福祉の専門職として公認の資格が創出された場合、その資格を取得したいと思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. ぜひ取得したい	2. 機会があれば取得したい
3. あまり取得したいと思わない	4. 取得したいと思わない
5. わからない	

問 1 7 - 1 【問 17 で「1. ぜひ取得したい」、「2. 機会があれば取得したい」と回答された方におうかがいします】

上記の資格を取得する場合、何か不安がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 費用面	2. 資格取得にかかる時間	3. 実習期間
4. 修学の場所	5. その他 ( )	
6. 特にない	7. わからない	

問 1 7 - 2 【問 17 で「1. ぜひ取得したい」、「2. 機会があれば取得したい」と回答された方におうかがいします】

上記の資格を取得する場合、どのような受講方法であれば取得しやすくなると思いますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. オンライン研修	2. 自宅での通信教育	3. 通学での受講
4. その他 ( )	5. 特にない	6. わからない

問 1 7 - 3 【問 17 で「3. あまり取得したいと思わない」、「4. 取得したいと思わない」と回答された方におうかがいします】

取得をしないと思わない理由は何ですか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 費用面が心配
2. 資格取得に時間がかかると思うから
3. 実習などがあると、仕事をしながらでは難しいから
4. 修学の場所が遠いと思うから
5. 必要性を感じないから
6. その他 ( )

**児童相談所の児童福祉司との日常的な連携についておたずねします。**

問18 あなたは、児相の児童福祉司との日常的な連携についてどのように感じていますか。それぞれの項目ごとに5段階（1はそう思わない、5はそう思う）でお答えください。（あてはまる番号それぞれ1つに○）

項目	評価					日常的な かかわり がない
	そう思わない				そう思う	
1 児童福祉司へ相談しやすい	1	2	3	4	5	6
2 児童福祉司へ連絡がとりやすい	1	2	3	4	5	6
3 児童福祉司は迅速に対応・動いてくれる	1	2	3	4	5	6
4 児童福祉司は同行訪問依頼にできるだけ対応してくれる	1	2	3	4	5	6
5 児童福祉司は夜間や休日に対応してくれる	1	2	3	4	5	6
6 積極的に危機介入してくれる	1	2	3	4	5	6

**児童相談所の職員の専門性についておたずねします。**

問19 あなたは、児童相談所全体の専門性についてどのように感じていますか。（あてはまる番号1つに○）

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1. 高いと思う              | 2. ある程度高いと思う |
| 3. あまり高いと思わない         | 4. 高いと思わない   |
| 5. 人によるばらつきが大きく評価しづらい |              |

問20 あなたは、児相の職員の専門性についてどのように感じていますか。それぞれの項目ごとに5段階（1は低い、5は高い）でお答えください。（あてはまる番号それぞれ1つに○）

項目	評価					日常的な かかわり がない
	低い				高い	
1 アセスメントに関する専門性	1	2	3	4	5	6
2 危機介入に関する専門性	1	2	3	4	5	6
3 リスクマネジメントに関する専門性	1	2	3	4	5	6
4 子どもへの面接に関する専門性	1	2	3	4	5	6
5 親への面接に関する専門性	1	2	3	4	5	6
6 家族の評価に関する専門性	1	2	3	4	5	6

ご協力ありがとうございました。

ご回答いただいた調査票は、二ツ折にしてホッチキス留めをして、自治体ごとにとりまとめて、「とりまとめ票」と合わせてお送りいただきますようお願いいたします。

外部機関等から見た児童相談所の児童福祉司および  
市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の  
資質向上に関する調査 ご協力をお願い

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、「児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究」の一環として実施するものです。

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書および「新しい社会的養育ビジョン」において、職員の専門性の向上、資格化の可能性について提言され、さらには、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめにおいても、児童相談所をはじめとした児童福祉にかかわる人材の専門性を向上させる必要性および具体的な方策について更なる検討が必要であるとされています。

本調査は、児童相談所や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者と関わりのある外部機関等で従事されている方々に、今後の児童相談所の専門職の資格の在り方及び児童福祉司や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質の向上を図るための方策を本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものとなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご回答にあたってのお願い】

1. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
2. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。
3. このアンケートへは、次の2種類の方法でご回答いただくことができます。
  - ①メールで回答 添付したファイルに記入いただき、メールにてご返送ください。  
(2020年1月24日(金)までに返信をお願いいたします)
  - ②インターネット、スマートフォンで回答 ※1人1回のみでの回答となります。  
インターネットの方は <https://questant.jp/q/789LKI6G> からアクセスしてください。  
スマートフォンの方は右のQRコードからアクセスし、ご回答ください。  
(マクロミル社の Questant(クエスタント)というサービスを利用しています)  
パスワードについては『202001』と入力してください。  
(2020年1月24日(金)までに回答をお願いいたします)



◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 担当 山田、柘田

TEL : 06-7637-1436 (受付時間 : 祝日を除く月～金 10 : 00～17 : 00)

E-mail : fukushi-senmon@murc.jp



問5 児童福祉司の専門性の評価についてそれぞれの項目ごとに5段階（1はできていない、5はできている）でお答えください。（あてはまる番号それぞれ1つに○）

※日常関わりがなく、ご回答が難しい場合は「6. わからない」を回答ください。

項目	評価					わから ない	
	できていない	←→			できている		
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	1	2	3	4	5	6
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	1	2	3	4	5	6
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5	6
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5	6
5	子ども本人の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5	6
6	保護者の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5	6
7	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	1	2	3	4	5	6
8	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	1	2	3	4	5	6
9	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入ができる	1	2	3	4	5	6
10	子どもの虐待の有無を適切に評価できる	1	2	3	4	5	6
11	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	1	2	3	4	5	6
12	子ども・親、拡大家族、地域などを見立てと地域の社会資源をふまえた支援計画を作成できる	1	2	3	4	5	6
13	市区町村や関係機関と連携して子どもや家庭への支援計画を作成できる	1	2	3	4	5	6
14	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭の支援を計画し、継続的なマネジメントができる	1	2	3	4	5	6
15	チームでの意思決定へのサポートができる	1	2	3	4	5	6
16	多職種によるカンファレンスにおける評価や多職種連携ができる	1	2	3	4	5	6
17	専門家への適切なコンサルテーションができる	1	2	3	4	5	6
18	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	1	2	3	4	5	6
19	市区町村と適切な協働ができる	1	2	3	4	5	6
20	児童福祉司指導における支援の枠組みの設定および、その委託を適切にできる	1	2	3	4	5	6
21	児童福祉司指導の市区町村等への委託について、適切にマネジメントや協働ができる	1	2	3	4	5	6
22	市区町村との適切な連携（市区町村との情報交換、市区町村の意見を尊重した連携、等）ができる	1	2	3	4	5	6
23	ケースの進行管理・再評価ができる	1	2	3	4	5	6
24	スーパービジョン	1	2	3	4	5	6
25	子どもに適切に説明ができる	1	2	3	4	5	6
26	保護者に適切に説明ができる	1	2	3	4	5	6
27	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	1	2	3	4	5	6
28	保護者に向き合う態度	1	2	3	4	5	6

問6 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の児童福祉司の業務は行えると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 十分行えると思う 2. ある程度行えると思う 3. やや難しいと思う 4. 難しいと思う

問6-1 【問6で「3. やや難しいと思う」、「4. 難しいと思う」と回答された方におうかがいします】  
具体的にどのようなことが難しいとお考えですか。

--

市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性についておたずねします。

問7 あなたは、現在の市区町村の「子どもの権利を守る専門的な組織としての力」をどう評価しますか。(あてはまる番号1つに○)

1. とても高い 2. やや高い 3. あまり高くない 4. 高くない

問7-1 【問7で「3. あまり高くない」、「4. 高くない」と回答された方におうかがいします】  
高くないと思う理由は何だと思えますか。(あてはまる番号すべてに○)

- |   |
|---|
| 1. 人手が足りない                                      |
| 2. 登録している支援対象児童等数が多く、それぞれのケースについて時間をかけられない      |
| 3. それぞれの職員の専門性が高くない                             |
| 4. 管理職の専門性が高くない                                 |
| 5. 他職種との連携が図れていない                               |
| 6. 周囲(仲間、SV(業務において適切な指導・助言をしてくれる人)、上司)のサポートが少ない |
| 7. 周りの人への関心が低い                                  |
| 8. 児相などからの助言・指導が受けにくい                           |
| 9. 当該部署での勤務期間の短さ                                |
| 10. その他 ( )                                     |

問8 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者は、相談援助の場面において、支配的・攻撃的な保護者や同居人など、対応に苦慮する保護者等に対して、子どもの最善の利益を優先することを考慮し、しっかりと向き合い対応することができていますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

--	--	--

 点

問9 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者は、子どもの権利を守るためのソーシャルワークがどのくらいできていると思いますか。「とてもできている」を100点、「できていない」を0点とすると何点くらいでしょうか。(あてはまる数字を記入ください)

--	--	--

 点

問10 市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性の評価についてそれぞれの項目ごとに5段階（1はできていない、5はできている）でお答えください。（あてはまる番号それぞれ1つに○）

※日常関わりがなく、ご回答が難しい場合は「6. わからない」を回答ください

項目	評価					わからない	
	できていない	←→			できている		
1	子どもの状態をみて発達状態が判断できる	1	2	3	4	5	6
2	子どもの意見・意向を的確に代弁できる	1	2	3	4	5	6
3	子どもから必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5	6
4	保護者から必要な事項が聞き出せている	1	2	3	4	5	6
5	必要な情報を適切に収集できる	1	2	3	4	5	6
6	子ども本人の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5	6
7	保護者の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5	6
8	特定妊婦の状態に関する見立てができる	1	2	3	4	5	6
9	祖父母を含めた家族機能の見立てができる	1	2	3	4	5	6
10	家族・拡大家族の力関係を含め、家族と地域との関係などを含めた関係性を見立てができる	1	2	3	4	5	6
11	必要に応じて適切に関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートができる	1	2	3	4	5	6
12	子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なリスクアセスメントと介入ができる	1	2	3	4	5	6
13	子どもの重症度判定のリスクアセスメントや子どもの生命への危機などを察知し、緊急性の判断が的確にできる	1	2	3	4	5	6
14	関係機関と適切に連絡や調整をとるなど関係性が構築できる	1	2	3	4	5	6
15	適切な個別ケース検討会議を開催できる	1	2	3	4	5	6
16	ケースへの適切な支援計画を作成できる	1	2	3	4	5	6
17	子どもが社会的養護サービスを利用している間、その子どもの家庭に対し、児童相談所と連携して適切に支援できる	1	2	3	4	5	6
18	児童相談所から指導委託及び送致されたケースについて、児童相談所と協働し、適切に支援できる	1	2	3	4	5	6
19	特定妊婦に対し、関係機関と協働し、適切に支援できる	1	2	3	4	5	6
20	転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる	1	2	3	4	5	6
21	進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる	1	2	3	4	5	6
22	ケースの進行管理・再評価ができる	1	2	3	4	5	6
23	子どもに向き合う態度（子どもの権利を守る）	1	2	3	4	5	6
24	保護者に向き合う態度	1	2	3	4	5	6

問 1 1 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を取得するための専門性のみで、現在の市区町村や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークの業務は行えると思いますか。(あてはまる番号1つに○)

1. 十分行えると思う 2. ある程度行えると思う 3. やや難しいと思う 4. 難しいと思う

問 1 1 - 1 【問 11 で「3. やや難しいと思う」、「4. 難しいと思う」と回答された方におうかがいします】  
具体的にどのようなことが難しいとお考えですか。

児童相談所の児童福祉司や市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の資質向上の在り方等についておたずねします。

問 1 2 今後、特に児童相談所の児童福祉司として身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）等がありますか。自由にご記入ください。

問 1 3 児童相談所の児童福祉司 S V のあり方や児童福祉司 S V に求められる資質（資格、経験、スキル）、今後の養成等についてご意見などありますか。自由にご記入ください。

問 1 4 今後、特に市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者として身に付けておくべき資質（資格、経験、スキル）等がありますか。自由にご記入ください。

問 1 5 児童福祉司および市区町村の子どもやその家庭のソーシャルワークを主に担う者の専門性向上のため、必要と考える支援についてお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

ご回答いただきました調査票は、e-mail ([fukushi-senmon@murc.jp](mailto:fukushi-senmon@murc.jp))  
にて返送いたしますようお願いいたします。

---

---

児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を  
図る方策に関する調査研究 報告書

令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部

住所：大阪市北区梅田 2-5-25

電話：06-7637-1460

---

---